

令和6年度 政策評価

1. 令和6年度政策評価について

2. 政策評価表

・ 評価表の構成、評価の方法	3
・ 活 力（30政策）	5
・ 未 来（28政策）	73
・ 安 心（27政策）	133
・ 人づくり（15政策）	199

【政策評価URL】

<https://www.pref.toyama.jp/100202/kensei/kenseiunei/seisaku/atop/index.html>



【問合せ先】

（政策評価制度全般に関すること）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

富山県知事政策局 成長戦略室 戦略企画課 総合計画担当

Tel 076-444-8916 Fax 076-444-3473

（各評価表の内容に関すること）

評価表記載の各担当課

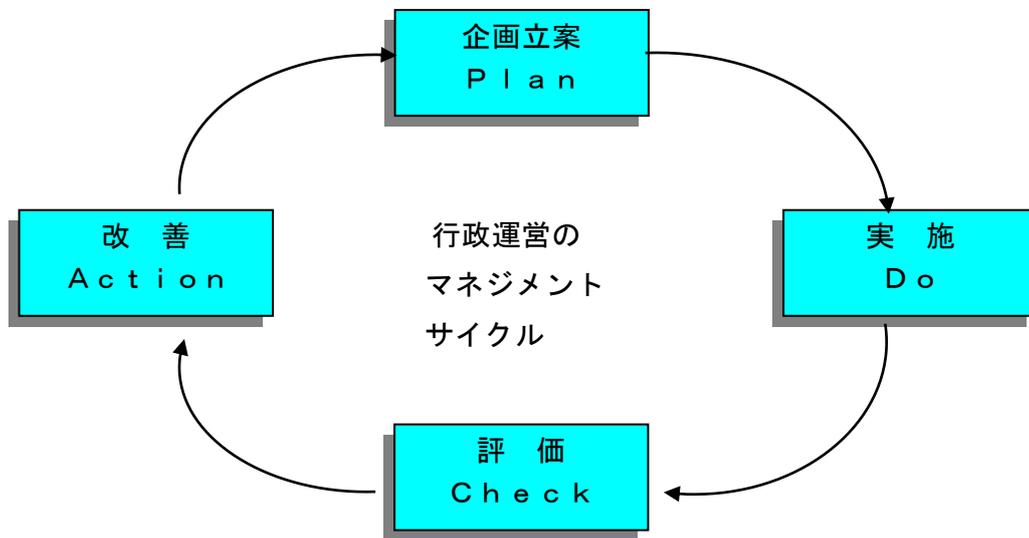
1. 令和6年度政策評価について

本県では、総合計画「元気とやま創造計画ーとやま新時代へ 新たな挑戦ー」（平成30年3月策定）に掲げた100の政策目標の達成に向け、総合計画の進捗状況や課題を把握するとともに、施策の企画立案や効果的かつ効率的な実施、予算編成等への反映を行うことを目的として、毎年度、政策評価を実施しています。

1 PDCAサイクルと政策評価

計画・予算化（Plan）、実行・事業執行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルを確立することによって総合計画を効果的に推進していきます。

そのため、政策評価では、評価（Check）を中心として、その対象の改善等（Action）の検討結果の把握までを行っています。



2 対象

総合計画に掲げる100政策

3 政策評価の概要

実施した事業の成否を評価するのではなく、各政策の目指すべき姿と現在の社会情勢を照らし合わせたうえで、政策目標の達成状況について県民参考指標等を検証することにより総合的に評価しています。

4 実施スケジュール

R6. 4月～	8月	政策評価の実施
	9月	官民協働事業レビュー結果の反映
	10月	評価結果の検討
	12月	評価結果の公表

5 政策評価の結果

区分 分野	A 概ね順調	B 概ね順調であるがより一層の施策の推進が必要	C さらなる重点的な施策の推進が必要
	政策名	政策名	政策名
活 力	<p>10 雇用確保と人材育成</p> <p>13 食のとやまブランド確立</p> <p>22 情報通信基盤の充実と活用</p>	<p>1 成長産業の育成</p> <p>2 世界の「薬都とやま」の確立</p> <p>3 産学官連携</p> <p>4 起業チャレンジ支援</p> <p>5 企業立地の促進</p> <p>6 中小・小規模企業の振興</p> <p>7 デザインの振興と活用</p> <p>8 商業・サービス業振興と賑わい</p> <p>9 海外ビジネス展開</p> <p>11 担い手確保・農業経営基盤の強化</p> <p>12 農業経営効率化・高付加価値化</p> <p>14 森林整備と林業振興</p> <p>15 水産業の振興</p> <p>16 新ゴールデンルートの形成</p> <p>17 新幹線開業効果の持続・深化</p> <p>18 あいの風とやま鉄道の利便性向上</p> <p>19 道路ネットワークの整備</p> <p>20 伏木富山港の機能強化</p> <p>23 選ばれ続ける観光地づくり</p> <p>24 中心市街地の賑わい創出</p> <p>25 「世界で最も美しい富山湾」の活用と保全</p> <p>26 「立山黒部」の世界ブランド化</p> <p>27 多彩なツーリズムの展開</p> <p>28 観光人材の育成</p> <p>29 豊かな食の磨き上げと発信</p> <p>30 ブランド力アップ</p>	<p>21 航空ネットワークの維持・充実</p>
	3 政策	26 政策	1 政策

区分 分野	A 概ね順調	B 概ね順調であるがより一層の施策の推進が必要	C さらなる重点的な施策の推進が必要
	政策名	政策名	政策名
未 来	16 芸術文化の創造への参加 17 質の高い文化の創造と世界への発信	1 結婚支援 2 子育ての支援 3 仕事と子育ての両立 4 子育て家庭の経済的負担の軽減 5 子どもの健やかな成長支援 6 少人数教育の推進 7 特別支援教育の充実 8 いじめ・不登校対策 9 子どもの可能性を伸ばす教育 10 家庭・地域の教育力の向上 11 大学教育の振興 12 県立大学の教育研究体制の充実 13 生涯にわたる多様な学びの推進 14 ふるさとを学び楽しむ環境 15 芸術文化と親しむ環境づくり 20 ボランティア・NPO活動の推進 21 若者の自立、チャレンジ支援 23 グローバル社会の地域・人づくり 25 世界文化遺産登録の推進 27 農山漁村の持続的な発展 28 水と緑の森づくり・花と緑の地域づくり	18 スポーツに親しむ環境づくり 19 世界の檜舞台で活躍する選手の育成 22 男女共同参画社会づくり
	24 定住・半定住の促進 26 景観づくり・まち並みづくり	4 政策	21 政策

区分 分野	A 概ね順調	B 概ね順調であるがより一層の施策の推進が必要	C さらに重点的な施策の推進が必要
	政策名	政策名	政策名
安心	16 自然環境の保全 17 生活環境の保全 18 水資源の保全と活用 27 消費生活の安全確保	1 医師の養成・確保 2 看護師・保健師・助産師の養成・確保 3 総合的ながん対策の推進 4 医療提供体制の充実 5 健康寿命日本一の推進 6 人の痛みに寄り添い、支える場づくり 7 食の安全確保、食育の推進 8 地域共生社会の形成 9 保健・医療・福祉の切れ目のない支援 10 介護・福祉人材の確保 11 高齢者福祉の充実・認知症対策 12 障害者に対する差別の解消 13 障害者が安心して暮らせる体制整備 14 循環型・低炭素社会づくり 15 「富山物質循環フレームワーク」の実現 19 再生可能エネルギーの導入 20 防災・危機管理体制の充実 21 災害に強い県土づくり 22 地震・津波対策等の充実 23 雪に強いまちづくり 24 安全なまちづくり 25 地域公共交通の維持活性化 26 豊かな住環境づくり	
	4 政策	23 政策	0 政策

区分 分野	A 概ね順調	B 概ね順調であるがより一層の施策の推進が必要	C さらに重点的な施策の推進が必要
	政策名	政策名	政策名
人 づ く り	5 若者の職業的自立・起業支援	1 優れた知性、豊かな心、たくましい体を持った子どもの育成 2 困難にくじけない子どもの育成 3 家族や地域の絆、ふるさとを大切にすることを大切にする子どもの育成 4 社会で活躍できる人材の育成	
	10 働き盛りへの積極的な支援	6 若者の自立促進 7 女性が働き続けられる環境づくり 8 女性のキャリアアップ 9 女性の起業や再就職への支援	
	13 高齢者の就業・起業支援	11 地域活性化を担う人材が育つ環境づくり 12 大人から子どもへの貧困の連鎖の防止 14 高齢者の地域貢献活動の支援 15 高齢者の技能の継承	
	3 政策	12 政策	0 政策
合計	14 政策	82 政策	4 政策

令和6年度 政策評価

2. 政策評価表

・ 評価表の構成、 評価の方法	・ ・ ・ ・ ・	3
・ 活 力（30政策）	・ ・ ・ ・ ・	5
・ 未 来（28政策）	・ ・ ・ ・ ・	73
・ 安 心（27政策）	・ ・ ・ ・ ・	133
・ 人づくり（15政策）	・ ・ ・ ・ ・	199

政策評価表の構成、評価の方法

政策評価表

政策とりまとめ課： 部 課

TEL(直通):076-444-

政策の柱	政策名
政策目標	100政策の政策目標を記載

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
	指標動向の 補足説明						
	達成見通しの 判断理由						
<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画で設定した「県民参考指標(政策目標を具体的にイメージする指標)」を記載 ・その達成見通しについて、「達成困難」、「要努力」、「達成可能」、「既に達成」のいずれかで判定 							
	補足説明						
	達成見通しの 判断理由						
	指標動向の 補足説明						
	達成見通しの 判断理由						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
県民参考指標以外で、評価にあたっての参考データを記載		

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

社会情勢に加え、官民協働事業レビューや成長戦略会議での意見を記載

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	
施策名	判定理由
<p>「A:概ね順調」、「B:概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要」、「C:さらなる重点的な施策の推進が必要」のいずれかで判定。「県民参考指標」や「補足指標」などの客観的データ及び施策等の進捗状況など定性的な要素等から総合的に検証</p>	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
	<p>政策目標の達成状況を踏まえた現状や課題について記載</p>	

活力とやま

展開目標1 グローバル競争を勝ち抜く力強い産業の育成と雇用の確保

- 1 第4次産業革命への対応と新たな成長産業の育成
- 2 医薬・バイオ関連産業の育成など、世界の「薬都とやま」の確立
- 3 産学官の連携によるものづくり産業の高度化
- 4 起業チャレンジへの支援
- 5 人口の増加・定着に結びつく多様な企業の立地
- 6 中小・小規模企業の総合的な支援体制の強化
- 7 デザイン力を高めた伝統工芸品産業の新展開とクリエイティブ産業の育成
- 8 商業・サービス業の振興と商店街の活性化
- 9 県内企業のグローバル展開への支援
- 10 雇用の確保と人材の育成

展開目標2 生産性・付加価値の高い農林水産業の振興

- 11 意欲ある若い担い手の育成・確保と農業経営基盤の強化
- 12 農業経営の効率化と高付加価値化の推進
- 13 食のとやまブランドの確立と地産地消、国内外の市場開拓
- 14 森林の整備と林業の振興、県産材の活用促進
- 15 水産業の振興と富山湾のさかなのブランド力向上

展開目標3 環日本海・アジア新時代に向けた陸・海・空の交通基盤等の強化

- 16 北陸新幹線の早期全線開業による新ゴールデンルートの形成
- 17 新幹線の開業効果の持続・深化と三駅を核とする広域交流等の促進
- 18 あいの風とやま鉄道の利便性の向上
- 19 高速道路、幹線道路から生活道路までの道路ネットワークの整備
- 20 日本海側総合的拠点港としての伏木富山港の機能強化
- 21 国内外との航空ネットワークの維持・充実と空港の活性化
- 22 行政情報のオープンデータ化とWi-Fi環境等の整備促進

展開目標4 観光振興と魅力あるまちづくり

- 23 選ばれ続ける観光地づくり 一海のあるスイスを目指してー
- 24 うるおいのあるまちづくりと中心市街地の賑わいの創出
- 25 国際的ブランド「世界で最も美しい富山湾」の活用と保全
- 26 「立山黒部」の世界ブランド化と戦略的な国際観光の推進
- 27 産業観光をはじめとした多彩なツーリズムの展開
- 28 観光人材の育成とおもてなしの心の醸成
- 29 豊かな食の磨き上げと発信
- 30 富山のブランド力アップに向けた戦略的展開

政策の柱	活力とやま	政策名	1 第4次産業革命への対応と新たな成長産業の育成
政策目標	第4次産業革命による技術の進展に対応し、富山県の強みである素材分野の技術や産業集積を活かしてイノベーションが起こり、県内企業が生産性の向上や新たなビジネスモデルの創出、成長産業への参入に挑戦していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
機械・金属の製造品出荷額 (経済構造実態調査、経済センサス、工業統計の製造品出荷額のうち機械・金属の出荷額の合計)	1兆3,437億円 (H22)	1兆5,120億円 (H27)	1兆7,247億円	1兆7,247億円 (R4)	1兆7,000億円	1兆8,800億円	達成可能
指標動向の補足説明	新型コロナウイルス感染症の影響等からの回復状況を注視する必要がある。						
達成見通しの判断理由	新型コロナウイルス感染症の影響等により出荷額が減少していたが、回復傾向にあり、達成は可能であると考えられる。						
製造業の付加価値額 (県内企業(経済構造実態調査、経済センサス、工業統計の調査対象のうち製造業)の付加価値額)	1兆1,711億円 (H22)	1兆3,644億円 (H27)	1兆4,412億円	1兆4,412億円 (R4)	1兆5,400億円	1兆7,000億円	要努力
指標動向の補足説明	新型コロナウイルス感染症の影響等からの回復状況を注視する必要がある。						
達成見通しの判断理由	製造業の付加価値額が減少し、中間目標の数値を未だ下回っている。R5年度に改定した「富山県ものづくり産業未来戦略」のもと、企業間・産学官連携(オープンイノベーション)の推進による新たな付加価値の創出を支援するなど、より一層の努力が必要である。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
IoT推進コンソーシアムワークショップ参加者数(累計)	H29:16人 ⇒ H30:34人 ⇒ R1:49人 ⇒ R2:58人 ⇒ R3:72人 ⇒ R4:84人 ⇒ R5:107人 ※H29年度より実施	IoTコンソーシアムの活性化により、今後着実に参加者数を積み重ねていく。
とやまロボティクス研究会の会員数	H24:124 ⇒ H25:232 ⇒ H26:246 ⇒ H27:239 ⇒ H28:248 ⇒ H29:263 ⇒ H30:288 ⇒ R1:310 ⇒ R2:316 ⇒ R3:353 ⇒ R4:356 ⇒ R5:356	第4次産業革命の進展に伴い、本県の産業集積を生かしたロボット技術研究とロボットの利活用に関する機運が高まってきている。
環境・エネルギー分野に係る産学官共同研究件数(累計)(再掲)	H25:12件 ⇒ H26:13件 ⇒ H27:14件 ⇒ H28:15件 ⇒ H29:16件 ⇒ H30:17件 ⇒ R1:17件 ⇒ R2:18件 ⇒ R3:20件 ⇒ R4:20件 ⇒ R5:21件	産学官オープンイノベーション推進事業の実施により、共同研究件数は増加する傾向を示している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・令和5年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」では、新しい資本主義の加速に向け、GX・DX等の加速、官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進が掲げられている。GX・DX等の加速については、我が国の技術的な強みを最大限活用しながら、脱炭素分野等において新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげるため、少なくとも今後10年間で、官民協働で150兆円超の新たな関連投資を実現するとされているほか、AIの多様なリスクへの適切な対応を進めるとともに、AIの最適な利用やAI開発力の強化を図ることとされている。また、科学技術・イノベーションの推進においては、AI、量子技術、健康・医療、フュージョンエネルギー、バイオものづくり分野において、官民連携による科学技術投資の抜本拡充を図り、科学技術立国を再興するとされている。

・富山県成長戦略会議新産業戦略WG/PTでは、委員からDXにより生産性を高めるためには、ビジネスリーダーだけでなく、県民全体のDXが必要であるという意見、地域が持つデジタルデータによる価値を創造することが重要であるという意見、DXという手段で、地域競争力や企業競争力、県民の幸せ等につながっているのかをしっかりと見る必要があるという意見、中小企業においても、カーボンニュートラルに限らず、生物多様性や人権等も含めたESG、SDGs全般の潮流がどのような意味づけを持っていくのかを意識した検討が必要という意見、製造業を中心にデジタル化が進み、いち早く国際標準に適していることを、成功パターンとして実行することに意味があり、力をいれていくのがよいのではないかと意見があった。

・官民協働事業レビューでは、デジタル化相談窓口運営事業の議論において、委員から相談・補助された企業のその後をフォローアップして分析することが重要であるという意見、成功例を示すことにより、デジタル化のメリットをPRするべきとの意見があった。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
IoT、AI、ロボットの導入など新たなものづくり基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年9月に設立した「富山県IoT推進コンソーシアム」において、企業のデジタル化の段階に応じた研修や、会員企業の交流等を行ったほか、富山県新世紀産業機構にデジタル化推進コーディネーターを配置し、出前講座や指導者派遣を実施して県内企業のIoT等導入を支援している。また、令和5年度は「T-Messe2023」に出展し、デジタル技術活用の機運を醸成した。 	
先端ものづくり産業の育成(航空機産業、ロボット産業など)	<ul style="list-style-type: none"> 航空機分野においては、H25年度に共同受注研究会、H28年度に共同受注グループを立ち上げ、R4年度には1件の国際認証資格を取得するなど、複数の県内企業の連携による航空機産業参入の機運が高まっている。 AIや半導体の技術的進歩などロボット産業を取り巻く環境が大きく変わるなか、県では令和5年度に「ものづくり産業未来戦略」を改定。これまでも成長産業であったロボット産業に、デジタル技術等を加えた「デジタル技術基盤」分野として統合し、今後より重点的に支援を行っていく。 	
環境・エネルギー関連産業の育成(次世代自動車、水素インフラなど)	<ul style="list-style-type: none"> 県内企業、大学、公設試験研究機関の研究者で構成するグループが提案する環境・エネルギー分野についての研究開発に対しては、毎年度1件程度支援しており、着実に成果を上げている。また、県内企業の水素関連産業等への参入に向けた取組みを促進するため、民間協議会と県研究会等が連携して実施している、次世代自動車に関する技術セミナー等を支援している。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
IoT、AI、ロボットの導入など新たなものづくり基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> 「富山県IoT推進コンソーシアム」において、企画段階から各産業団体等の意見を聴取するなど、これまで以上に企業のニーズを反映させた活動を実施しつつ、企業のIoT等導入インセンティブを高め、伴走型支援により県内企業のデジタル技術を活用した企業変革を促進していく必要がある。 	○
先端ものづくり産業の育成(航空機産業、ロボット産業など)	<ul style="list-style-type: none"> 航空機産業については、引き続き認証取得に対する支援等により、県内企業の参入を促進していく必要がある。ロボット産業、次世代自動車をはじめとした成長産業を取り巻く環境は大きく変わりつつあり、業界の動向を注視しながら今後も事業を継続していく必要がある。 	
環境・エネルギー関連産業の育成(次世代自動車、水素インフラなど)	<ul style="list-style-type: none"> 環境・エネルギー分野の研究開発は、地球温暖化をはじめとする環境問題への対策となるとともに、県が目指す新しい成長産業の振興にもつながることから、県内企業に環境・エネルギー関連技術に関する研究開発等に一層取り組んでもらえるよう意識醸成を図っていく必要がある。 	

政策の柱	活力とやま	政策名	2 医薬・バイオ関連産業の育成など、世界の「薬都とやま」の確立
政策目標	高い技術力や産業集積など「くすりの富山」の強みを活かし、県内企業などが新たな成長分野に挑戦するとともに、海外への販路を拡大させ、本県医薬品産業が更に発展していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
医薬品生産金額 <small>(県内において製造された最終製品(医薬品)の生産金額)</small>	4,737億円 (H22)	7,325億円 (H27)	6,079億円	6,079億円 (R4)	9,000億円	1兆円	要努力
	指標動向の 補足説明	R1年次の医薬品生産金額に係る調査から生産金額の集計方法等が大きく変更され、計画策定時と単純比較はできないが、本県は引き続き全国トップクラスの生産拠点となっている。(都道府県別第5位)					
	達成見通しの 判断理由	薬価改定による生産金額の下振れが予想より大きかったこと等から、目標額を大きく下回っている。一方、県内製薬企業では継続して積極的な設備投資が実施されており、また、本県において、バイオ医薬品等の高付加価値製品の研究開発や人材育成、海外への販路拡大等を積極的に支援していくことにより、全体として県内医薬品産業は着実に伸長しているため、最終目標達成見通しは「要努力」と判断した。					
バイオ関連商品の年間売上高 <small>(県内企業のバイオ関連商品・事業の年間売上高)</small>	58.0億円	68.9億円	97.8億円	124.9億円	90億円	110億円	達成可能
	指標動向の 補足説明	R5年度においても順調な成長がみられ、最終目標を超えて124.9億円となった。					
	達成見通しの 判断理由	変動はあるものの、順調な成長がみられるため、「達成可能」と判断した。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
医薬品等の研究開発支援件数(累計)	H29:8件 ⇒ H30:26件 ⇒ R1:30件 ⇒ R2:36件 ⇒ R3:37件 ⇒ R4:42件 ⇒ R5:44件	県内企業等による医薬品等の研究開発への支援に積極的に取り組んでいくことから、今後も増加が見込まれる。
医薬品に関する技術研修への参加者数(累計)	H29:301人 ⇒ H30:485人 ⇒ R1:627人 ⇒ R2:781人 ⇒ R3:1,139人 ⇒ R4:1,542人 ⇒ R5:1,937人	県内企業等における技術者の資質向上の支援に積極的に取り組んでいくことから、今後も増加が見込まれる。
医薬工連携による共同研究件数(累計)	H29:38件 ⇒ H30:39件 ⇒ R1:45件 ⇒ R2:51件 ⇒ R3:56件 ⇒ R4:60件 ⇒ R5:66件	研究会、相談会、販路開拓支援などで異業種の県内ものづくり企業と医療関係者の連携を一層強化することにより、今後も増加が見込まれる。
医薬品分野における国際交流事業等への参加者数(累計)	H29:87件 ⇒ H30:223件 ⇒ R1:321件 ⇒ R2:362件 ⇒ R3:464件 ⇒ R4:505件 ⇒ R5:593件	海外の企業や大学、研究機関などとの連携による研究開発や市場開拓の推進に積極的に取り組んでいくことから、今後も増加が見込まれる。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

【国における動き】

- ・「医薬品産業強化総合戦略」(H29.12改定)により、ゲノム創薬、核酸医薬、AIや個別化医療、ビッグデータ利活用の進展等の治療・開発アプローチの変化を捉え、バイオ医薬品等においても、有効性・安全性に優れ、競争力がある低コストで効率的な創薬を実現できる環境の整備を進めることで、最終的には、海外市場にも展開する「創薬大国」の実現を目指すこととしている。
- ・「健康・医療戦略」等により、(国研)日本医療研究開発機構(AMED)が、基礎研究から実用化まで切れ目ない研究管理・支援を一体的に行い、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の開発・事業化を推進することとしている。
- ・「医薬品産業ビジョン2021」(R3.9)で厚生労働省は、国民の健康と生命を守り、我が国の経済成長を支えるという観点から、今後5年から10年を視野に入れ、以下の2点の実現を目指して、内外資の別を問わず医薬品産業政策を推進していくこととしている。

①世界有数の創薬先進国として、革新的創薬により我が国の健康寿命の延伸に寄与するとともに、医学研究や産業技術力の向上を通じ、産業・経済の発展に寄与すること ②医薬品の品質確保・安定供給を通じて、国民が安心して良質な医療を受けられる社会を次世代へと引き継いでいくこと

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	
B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由
新たな成長分野への参入等の促進や付加価値の高い製品を生み出す技術力等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・薬事総合研究開発センターに高度な分析機器等を整備した「創薬研究開発センター」を設置(H30.5)し、共同利用の推進等を通じて、バイオ医薬品等の付加価値の高い製品の研究開発を支援することとしている。 ・医薬基盤・健康・栄養研究所との「医薬品及び生物資源等の開発促進に関する連携協定」(H30.2)や国立成育医療研究センターとの「小児用医薬品の開発促進に関する連携協定」(H29.3)等を踏まえ、バイオ医薬品や小児用医薬品等の付加価値の高い製品の研究開発を支援している。 ・産学官による「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアム(H30.10国支援事業採択)において、医薬基盤・健康・栄養研究所や国立成育医療研究センター等の政府関係機関とも連携し、研究開発の推進に取り組んでいる。 ・ものづくり企業が、自社の技術や産学官の連携により、医療機器等の開発に新規参入を果たすとともに、新たな製品の開発を進め、販売を開始した事例が出てきている。
医薬品産業を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究の実施やセミナーの開催等を通じて、県内企業等における技術者の資質向上を支援している。 ・薬事総合研究開発センターの製剤機械や分析機器等を活用し、県内の大学生や高校生に対する技術実習を実施している。 ・産学官による「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムにおいて、全国の学生を対象にしたネクスト・ファーマ・エンジニア養成コースの実施など医薬品産業を支える専門人材の育成・確保に取り組んでいる。
医薬工連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな医薬品の容器、包装などの製品・技術開発、新たな医療機器や介護機器などの製品開発等の分野で、県内企業の参入を促すとともに、ものづくり技術への応用、展開を進め、新たなイノベーションの創出に挑戦する取り組みを重点的に行っている。 ・研究会の活動を通じて、異業種の県内ものづくり企業と医療関係者の連携を一層強化し、医療現場等のニーズと、製薬企業やものづくり企業が有する多様な技術シーズとのマッチングを推進するため、セミナーの開催、展示会への出展を実施している。
高品質な医薬品等の国際展開の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・PMDA(独立行政法人医薬品医療機器総合機構)北陸支部(H28.6設置)等の活動を通じて、県内製薬企業における品質管理の向上やアジア地域をはじめとする国・地域への販路拡大を支援している。 ・スイス・バーゼル地域との交流等を通じて、海外の企業や大学、研究機関等との連携による研究開発や市場開拓を推進している。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
新たな成長分野への参入等の促進や付加価値の高い製品を生み出す技術力等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も成長が見込まれるバイオ分野等への参入支援や県内企業等の技術力の強化を図ること等により、付加価値の高い製品の開発・製造を引き続き支援していく必要がある。 ・産学官による「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムにおいて、世界水準の研究開発を推進していく必要がある。 	
医薬品産業を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・薬事総合研究開発センター等を活用した共同研究やセミナー開催、技術実習等を継続的に実施するとともに、産学官からなる「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムにおいて、医薬品産業を支える専門人材の育成・確保を推進していく必要がある。 	
医薬工連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者等とのものづくり企業との連携を支援し、医療機器開発をはじめとした医薬関連分野への進出や取組み強化を推進していく必要がある。また、開発した製品を首都圏等での展示会へ共同出展し、販路開拓を引き続き支援する必要がある。 	
高品質な医薬品等の国際展開の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、国内医薬品市場の規模拡大は見込みがたい状況であるが、アジア地域をはじめとした海外の医薬品市場は、今後も高い成長が見込まれていることから、海外への販路拡大を推進していく必要がある。 	

政策の柱	活力とやま	政策名	3 産学官の連携によるものづくり産業の高度化
政策目標	産学官共同研究や大学等から企業への技術移転により、様々な分野において新技術や新商品が数多く開発、実用化されるとともに、本県のものづくり技術が高度化し、産業の競争力が強化されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
年間産学官共同研究件数 (大学、試験研究機関、企業の研究体による産学官共同研究数)	336件 (H24)	379件	418件	450件	405件	430件	達成可能
	指標動向の補足説明	富山大学や県立大学が企業との共同研究を積極的に進めていることや、新世紀産業機構を中心とした連携コーディネーター活動等により、毎年の産学官共同研究件数は平成23年度から増加している。					
	達成見通しの判断理由	産学官連携コーディネーターの活動等により、大学、高専、産業技術研究開発センターと県内企業とのマッチングを図ることで計画策定時から共同研究件数は増加している。各年で変動はあるものの、令和3年度や令和5年度など最終目標を達成した年もあり、増加傾向であるため、「達成可能」と判断した。					
国等の競争的研究開発資金の新規獲得件数(累計) (1件あたり2千万円以上の産学官連携プロジェクトの獲得数(H18年度以降の累計))	28件 (H24)	41件	49件	52件	51件	61件	要努力
	指標動向の補足説明	令和5年度は経済産業省の戦略的基盤技術高度化支援事業に1件、JSTの共創の場形成支援プログラム地域競争分野本格型に1件新規採択された。					
	達成見通しの判断理由	企業のニーズと大学の技術シーズをマッチングすることにより、大型プロジェクトの獲得が期待でき、増加傾向ではあるものの、目標の件数に到達するには、新世紀産業機構や各大学の産学官連携コーディネータのさらなる積極的な活動が必要であるため、「要努力」と判断した。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
産学官ネットワーク会員数	[県立大] H25:211人 ⇒ H26:213人 ⇒ H27:208人 ⇒ H28:211人 ⇒ H29:220人 ⇒ H30:241人 ⇒ R1:235人 ⇒ R2:230人 ⇒ R3:227人 ⇒ R4:227人 ⇒ R5:234人 [富大および高専] H25:241人 ⇒ H26:245人 ⇒ H27:307人 ⇒ H28:316人 ⇒ H29:336人 ⇒ H30:378人 ⇒ R1:399人 ⇒ R2:420人 ⇒ R3:455人 ⇒ R4:489人 ⇒ R5:525人	順調に増加。
知的所有権センター特許流通コーディネータの企業訪問相談件数	H25:29社 ⇒ H26:26社 ⇒ H27:17社 ⇒ H28:13社 ⇒ H29:10社 ⇒ H30:8社 ⇒ R1:12社 ⇒ R2:6社 ⇒ R3:2社 ⇒ R4:0社 ⇒ R5:1社	訪問件数としては減少する傾向にあるが、リモート相談などコロナ禍を契機に相談形式は多様化。
産業技術研究開発センターにおける企業派遣技術指導件数	H25:126社 ⇒ H26:121社 ⇒ H27:128社 ⇒ H28:124社 ⇒ H29:118社 ⇒ H30:113社 ⇒ R1:52社 ⇒ R2:22社 ⇒ R3:13社 ⇒ R4:33社 ⇒ R5:43社	コロナ禍のため減少したものの、新型コロナウイルスの5類移行に伴い増加に転じた。
若い研究者を育てる会の共同研究に参加した企業の研究者数(累計)	H25:136人 ⇒ H26:148人 ⇒ H27:157人 ⇒ H28:166人 ⇒ H29:175人 ⇒ H30:180人 ⇒ R1:186人 ⇒ R2:186人 ⇒ R3:192人 ⇒ R4:200人 ⇒ R5:208人	若手研究者育成支援研究事業の推進により、企業の参加研究者数は着実に増加。
産業技術研究開発センターが実施する共同研究件数	H25:34件 ⇒ H26:40件 ⇒ H27:33件 ⇒ H28:30件 ⇒ H29:28件 ⇒ H30:23件 ⇒ R1:25件 ⇒ R2:15件 ⇒ R3:23件 ⇒ R4:14件 ⇒ R5:26件	コロナ禍のため減少したものの、新型コロナウイルスの5類移行に伴い増加に転じた。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・国や民間企業の出資により、産業や組織の壁を越えた「オープン・イノベーション」により新たな付加価値を創出する事業に対して、事業規模を問わず民間資金と組み合わせながら出資等により支援する(株)産業革新機構がH21年7月に発足(R3年9月に(株)INCJが事業承継)。 ・国は「未来投資戦略2018」を閣議決定し(H30.6)、AI、IoT等の活用により経済発展と社会的課題の解決を両立する「Society5.0」の実現と、「データ駆動型社会」への変革を掲げ、次世代モビリティ・システム、次世代ヘルスケア・システムの構築、デジタル・ガバメントの推進等を提言し、従来型の制度・慣行や、社会構造の改革を進めることとしている。 ・国は、「成長戦略実行計画(R3.6)」を閣議決定し、「新たな日常に向けた成長戦略の考え方」として、デジタルやグリーンといった成長の潜在可能性のある分野について、将来に向けた積極的な成長戦略を進めることで、民間の大胆な投資とイノベーションを促し、ポストコロナの時代に対応した社会経済構造への転換につなげることで、Society 5.0の実現を目指すこととしている。 ・令和4年度の官民協働事業レビューにおいて、「大学発シーズ加速化事業」が対象となり、本事業の改善に向けた取組み方法等が意見された。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
産学官連携体制の強化	・富山大学や県立大学が企業との共同研究を積極的に進めていることや、連携コーディネートを実施しており、ここ数年間の産学官共同研究件数は増加している。ものづくり産業を取り巻く環境が急速に変化する中、本県産業振興施策へ反映させる指針として、ものづくり産業未来戦略の改定を令和5年度に実施。共同研究推進体制の整備を引き続き行い、共同研究件数を高いレベルで維持・増加させていく。
産学官共同研究の促進	・令和5年度に本県から経済産業省の戦略的基盤技術高度化支援事業に1件採択され、国等の競争的研究開発資金を活用した産学官連携プロジェクト数は着実に増加している。「令和5年度産学官オープンイノベーション推進事業」において、2グループの研究を採択し、産学官の共同研究開発を促進した。
ものづくり技術を支える人材(研究者・技術者)の育成	・若手研究者育成支援研究事業の推進により、「若い研究者を育てる会」等の人材育成事業に参加する企業技術者数は着実に増加しており、ものづくり人材の育成は順調に行われている。
知的財産の活用	・産業技術研究開発センターに特許流通コーディネータを配置し、訪問者からの相談対応など特許の活用促進に向けた取組みを行っている。
開放型研究施設・設備の充実	・令和5年度に産業技術研究開発センターに樹脂積層造形装置を導入し、最先端の試験設備を整備している。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
産学官連携体制の強化	・製造業を取り巻く環境が激変する中、企業は商品開発に対してスピードが求められている。企業の開発期間の短縮のためには、産学官の共同研究の推進や、共同研究の成果を活用した事業化・商品開発の支援が必要である。今後も、積極的なコーディネーター活動を支援し、県内外の研究者、企業のネットワークを強化することが重要である。	
産学官共同研究の促進	・今後の成長が期待される分野において、最先端の研究設備を拡充した「ものづくり研究開発センター」等を活用した共同研究開発を着実に進め、国の競争的資金を活用した新たな大型研究プロジェクトなどへつなげていく必要がある。	
ものづくり技術を支える人材(研究者・技術者)の育成	・本県のものづくり産業を支える高度なものづくり人材の育成が重要な課題となっており、今後も「若い研究者を育てる会」などを通じた企業技術者の育成など引き続き行っていく必要がある。	

政策の柱	活力とやま	政策名	4 起業チャレンジへの支援
政策目標	起業にチャレンジする県民が増えるとともに、多様な起業家が生まれ、成長し、国内外で意欲的に事業展開していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
生産年齢人口1万人当たり に占める新設事業所数 (経済センサスによる人口1万人 当たり占める年平均新設事業 所数)	15 (1,022) (H21~24)	45 (2,985) (H24~26)	110 (6,186) (R3)	110 (6,186) (R3)	52 (3,000)	54 (3,000)	既に達成
	指標動向の 補足説明		H20の世界同時不況以来低迷していた新設事業所数は、H26以降一定の水準を維持していたが、R3はコロナ関連支援策の充実などを背景に大きく増加した。				
	達成見通しの 判断理由		円安基調などで非常に厳しい経済情勢にあるなかであるものの、直近の調査では新設事業所数が大幅に伸びており、「既に達成」と判断した。				
とやま起業未来塾修了生 創業等済率 (とやま起業未来塾修了者のうち、 創業や新分野への進出を行っ た者の割合)	69.3%	71.8%	-	-	72%以上	72%以上	—
	指標動向の 補足説明		とやま起業未来塾修了生の創業は、順調に推移してきた。とやま起業未来塾事業は、R3に休止し、R4に廃止。				
	達成見通しの 判断理由		とやま起業未来塾事業は、R4に廃止しており、修了生の正確な創業等済率を調査することが困難なことから、達成見通しの判断は不可。なお、R4年度より富山県内でも開講している起業家育成プログラム「とやまスタートアッププログラムin東京」のR5修了生の創業等済率(創業予定含む)は、63.6%。				

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
県創業支援センター相談 件数	R4:98件 ⇒ R5:269件	R4年10月末に開所し、毎月平均20件程度の相談を受けた。
トライアル発注商品認定 数(累計)	H25:189件 ⇒ H26:201件 ⇒ H27:212件 ⇒ H28:225件 ⇒ H29:235件 ⇒ H30:250件 ⇒ R1:257件 ⇒ R2:268件 ⇒ R3:276件 ⇒ R4:277件 ⇒ R5:278件	年度ごとの認定数は増減があるが、累計は概ね順調に増加している。
新商品・新事業創出公募 事業等における商品化・ 実用化件数(累計)	H25:5件 ⇒ H26:8件 ⇒ H27:9件 ⇒ H28:11件 ⇒ H29:14件 ⇒ H30:17件 ⇒ R1:20件 ⇒ R2:21件 ⇒ R3:21件 ⇒ R4:22件 ⇒ R5:23件	年2件程度の商品化・実用化を目指しており、概ね順調に増加している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・国においては、新事業創出・創業の支援策が展開されてきているが、平成24年8月の中小企業経営力強化支援法の施行に伴い経営革新等支援機関認定制度が創設され、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制が整備されるとともに、平成24年度補正予算から設備投資等を推進するため「ものづくり補助金」が毎年計上されている。 ・平成31年4月には、首都圏からの移住者による起業を促進するため、地方創生推進交付金に移住支援・起業支援メニューが追加され、本県・市町村において支援金制度を創設している。 ・企業からベンチャー企業へのスタートアップ資金供給を促進するため、令和2年税制改正において、オープンイノベーション促進税制が設けられた。 ・国においては、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームを実現するため、令和4年11月に「スタートアップ育成5か年計画」が策定された。 ・令和5年8月実施の官民協働事業レビューにて、「多くの起業家を輩出するには、地元企業や金融機関、大学生等を巻き込み、スタートアップエコシステム形成に向けた取組みを波及させていく仕組みづくりが重要」と意見あり。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
起業マインドの醸成と起業家の育成(潜在・準備期)	<ul style="list-style-type: none"> ・年平均の新設事業数は、世界同時不況後の上向き傾向を維持しているが、新型コロナウイルス感染症による影響が懸念されることから、引き続き起業マインドの醸成に努める。 ・R4.10開所の「SCOP TOYAMA」(創業支援センター等)での創業相談やイベント等を通して、一層の推進を図る。
事業資金や販路開拓への支援(スタートアップ期)	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ期の支援策である県制度融資の創業支援資金や、創業助成金は多くの利用があり、設備投資や創業への意欲がうかがえる。 ・創業支援資金の保証料率引下げ措置を延長し、創業や事業承継を行う事業者の資金繰りを支援している。 ・とやまスタートアップ「T-Startup」創出事業を通して、次世代の価値を生む人材のロールモデルの創出を図る。
販路拡大への支援(成長期)	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏等での展示商談会を開催し、県内中小企業の販路拡大を後押ししている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
起業マインドの醸成と起業家の育成(潜在・準備期)	【起業家の育成】 <ul style="list-style-type: none"> ・県民の起業家精神を醸成するための起業セミナーの開催や起業家支援情報の発信、創業塾での実践的な指導などにより、県民のロールモデルとなる成功事例を輩出し、起業マインドの醸成と起業家の育成を図る必要がある。 	○
事業資金や販路開拓への支援(スタートアップ期)	【創業・ベンチャー企業への販路開拓支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・創業や新分野進出直後の企業は、販路が弱く、売上げ増に結びつかないケースが多いことから、創業支援資金や創業・ベンチャー挑戦応援事業等による資金面の支援のほか、販路開拓マネージャー等による販路開拓支援や商品のブラッシュアップなど、きめ細かな支援を行う必要がある。 	○
販路拡大への支援(成長期)	【マッチング支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・成長期の販路拡大のため、大都市圏等での展示商談会の開催等により、県内企業と大手メーカーとのマッチングを支援する必要がある。 	○

政策の柱	活力とやま	政策名	5 人口の増加・定着に結びつく多様な企業の立地
政策目標	企業の立地環境が一層充実し、若者や女性の雇用につながる本社機能・研究開発拠点等や、成長性が高く地域経済の発展に貢献する企業が、数多く富山県に進出してきていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
企業立地件数 (①工場立地件数、②企業立地計画の承認件数、③特定業務施設整備計画の認定件数、④既存敷地内での工場増設及び設備導入件数、⑤地域経済牽引事業計画の承認件数の合計(重複除く))	37件	57件	62件	40件	68件	68件	達成可能
指標動向の補足説明	R5年度は前年度に引き続き企業の国内での設備投資意欲は高かったものの、富山県内においては前年に生産能力増強が進んだ化学などで投資計画額の減少が見られ、立地件数が落ち込んだ。						
達成見通しの判断理由	県内において、複数市町村で大規模な企業団地の造成が進んでおり、企業立地件数の増加が見込まれるため、「達成可能」とした。						
立地企業の投資額 (①企業立地助成金の交付を受けた工場、事業所等への投資額、②承認された企業立地計画の投資額、③認定された特定業務施設整備計画の投資額、④承認された地域経済牽引事業計画の投資額の合計(重複除く))	237億円	550億円	794億円	353億円	550億円	550億円以上	達成可能
指標動向の補足説明	立地件数の落ち込みにより立地企業の投資額も減少している。						
達成見通しの判断理由	企業の国内での設備投資の意欲は引き続き高く、県内でも次年度以降も投資の増加が見込まれることから「達成可能」とした。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
企業立地セミナーの参加者数	H23:440人 ⇒ H24:337人 ⇒ H25:304人 ⇒ H26:459人 ⇒ H27:448人 ⇒ H28:432人 ⇒ H29:275人 ⇒ H30:416人 ⇒ R1:343人 ⇒ R2:112人 ⇒ R3:150人 ⇒ R4:259人 ⇒ R5:236人	R4年度は東京セミナー1回、名古屋セミナー1回、オンラインセミナー1回の合計3回開催。R5年度は東京セミナー1回、大阪セミナー1回、オンラインセミナー1回の合計3回開催した。
高規格道路の整備延長(再掲)	H22:172.1km ⇒ H23:177.8km ⇒ H24:177.8km ⇒ H25:177.8km ⇒ H26:186.4km ⇒ H27:187.5km ⇒ H28:187.5km ⇒ H29:187.5km ⇒ H30:187.5km ⇒ R1:187.5km ⇒ R2:187.5km ⇒ R3:187.5km ⇒ R4:190.9km ⇒ R5:190.9km	・高規格道路(高速自動車国道、一般国道自動車専用道路、地域高規格道路)の供用済み延長。 ・現在、高規格道路(富山外郭環状道路・富山高山連絡道路・高岡環状道路)を整備中。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>〈政策をとりまく国、市町村、民間の動き〉</p> <p>近年、経済のグローバル化の進展により、大手企業を中心に海外進出が増え、企業立地は国内よりも海外との競争となり、国内産業の空洞化も懸念されていたが、円安や経済安全保障から、国内事業拠点を再評価する動きや、企業の国内での設備投資意欲が高まってきている。</p> <p>県内各市町村では企業団地の用地の分譲が進み、新たな企業団地の造成や用地取得が進められている。</p> <p>〈外部の意見〉</p> <p>地域の産業構造や歴史、地域が持つアドバンテージ、新しい産業との関係等を含め、最終的にその地域に根差す、根付くような企業や産業を誘致する旨記載するべきである(R3.12.14 富山県成長戦略会議 第2回新産業ワーキンググループより)。</p>
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
魅力的な企業立地環境の整備	令和4年度より、本社機能の県外からの移転や県内企業のさらなる成長を促すため、企業立地助成制度を拡充した。 また若者や女性にとって魅力のある企業を誘致するため、令和5年度にIT・オフィス系企業立地助成金制度を拡充した。
積極的な企業誘致活動の展開	富山県地域未来投資促進計画や企業立地助成制度、地方拠点強化税制などのインセンティブ、知事のトップセールスなどにより、概ね順調に企業立地が進んできたところであり、設備投資は電子デバイス関連産業や医薬品製造業を中心に今後も増加が見込まれる。
県内立地企業に対する総合的な支援	日頃から、県内拠点の担当者ときめ細かな意見交換・交流により、企業ニーズの把握や、必要な支援、フォローアップを実施している。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
積極的な企業誘致活動の展開	<p>国内事業拠点を再評価する動きから、企業の目も地方に向き始めている中で、本県独自の助成制度や税制の支援措置等も十分に活用しながら、本県にゆかりのある企業や本県に主力拠点がある首都圏等の企業に対して研究開発拠点の拡充や本社機能の一部移転などを積極的に働きかける必要がある。</p> <p>また、県内企業等と取引のある県外企業をターゲットにした企業訪問活動を実施し、新たな企業誘致につなげるほか、女性をはじめとした若者の雇用の創出につながる政策も展開していく必要がある。</p>	○

政策の柱	活力とやま	政策名	6 中小・小規模企業の総合的な支援体制の強化
政策目標	本県産業を支える中小・小規模企業が、社会の変化に伴う新たなニーズに的確に対応し、柔軟性を発揮しながら、活発に企業活動を展開していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
県内中小企業(製造業)の従事者1人当たりの付加価値額 (県内中小企業(工業統計の調査対象のうち、従業員4人以上300人未満の製造業)の従事者1人当たりの付加価値額)	895万円	1,004万円(H27)	982万円	981万円	1,130万円	1,240万円	要努力
指標動向の補足説明	基準年より、付加価値額、従事者数ともに減少傾向にある。R5は付加価値額、従事者数がともに微増し、一人当たりの付加価値額は前年度より微減となった。 なお、R3より算出根拠となる統計調査が変更となったため、経年比較には留意が必要である。						
達成見通しの判断理由	目標達成には付加価値額の増加が不可欠であるが、新型コロナウイルス感染症等の影響からは回復傾向にあるものの、物価高騰等の影響が懸念されることから「要努力」と判断した。						
中小企業支援センター、よろず支援拠点及び事業引継ぎ支援センターにおける相談件数(うち事業承継に関する相談件数)	1,390件(-)	4,212件(43件)	6,707件(245件)	6,815件(234件)	4,470件(160件)	4,470件(160件)	達成可能
指標動向の補足説明	平成26年度「よろず支援拠点」開設 平成27年度「事業引継ぎ支援センター」開設 平成30年度「事業引継ぎ支援センター」の相談員を増員(1名→2名) 令和3年度「事業承継ネットワーク事務局」と「事業引継ぎ支援センター」を統合し、「事業承継・引継ぎ支援センター」を開設						
達成見通しの判断理由	主により支援拠点への相談件数が増加し、目標値を上回る状況となった。今後も相談体制の充実、窓口間での情報共有や連携に努め、きめ細かな対応を図っていく。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
県中小企業支援センター相談件数	H24:1,507件 ⇒ H25:1,470件 ⇒ H26:1,227件 ⇒ H27:1,212件 ⇒ H28:1,220件 ⇒ H29:1,091件 ⇒ H30:714件 ⇒ R1:885件 ⇒ R2:1,054件 ⇒ R3:991件 ⇒ R4:909件 ⇒ R5:915件	平成26年度の「よろず支援拠点」の開設、平成27年度の「事業引継ぎ支援センター」の開設により、件数は減少傾向にあるが、(公財)富山県新世紀産業機構の窓口全体の相談件数は増加傾向にある。
地域資源の活用による新事業支援件数 (平成19年度からの国・県による支援の累計)	H22:58件 ⇒ H23:71件 ⇒ H24:95件 ⇒ H25:118件 ⇒ H26:135件 ⇒ H27:154件 ⇒ H28:170件 ⇒ H29:183件 ⇒ H30:197件 ⇒ R1:207件 ⇒ R2:217件 ⇒ R3:223件 ⇒ R4:227 ⇒ R5:239件	支援制度が創設された平成19年度以降、毎年ほぼ横ばいで推移していたが、平成24年度からは増加傾向にある。
農商工連携による新事業支援件数 (平成20年度からの国・県による支援の累計)	H22:38件 ⇒ H23:49件 ⇒ H24:58件 ⇒ H25:65件 ⇒ H26:71件 ⇒ H27:81件 ⇒ H28:96件 ⇒ H29:105件 ⇒ H30:107件 ⇒ R1:110件 ⇒ R2:118件 ⇒ R3:122件 ⇒ R4:122件 ⇒ R5:125件	支援制度が創設された平成20年度以降、単年度では平成21年度をピークに減少傾向にあるが、令和元年度から「とやま中小企業チャレンジファンド」による支援に移行するとともに、マッチング等の機会創出にも努め支援内容の充実を行っている。令和5年度は応募件数5件、採択実績は3件だった。
中小企業の海外販路開拓に対する助成件数 (制度改正した平成22年度からの累計)	H22:15件 ⇒ H23:38件 ⇒ H24:54件 ⇒ H25:70件 ⇒ H26:86件 ⇒ H27:108件 ⇒ H28:120件 ⇒ H29:129件 ⇒ H30:137件 ⇒ R1:154件 ⇒ R2:160件 ⇒ R3:162件 ⇒ R4:164件 ⇒ R5:166件	県内中小企業等の海外販路開拓活動(海外見本市出展、海外マーケティング)への助成を行い、海外でのビジネス展開を支援した。
県創業支援センター相談件数(再掲)	R4:98件 ⇒ R5:269件	R4年10月末に開所し、毎月平均20件程度の相談を受けた。
建設企業からの相談件数	H28:13件 ⇒ H29:20件 ⇒ H30:13件 ⇒ R1:8件 ⇒ R2:5件 ⇒ R3:4件 ⇒ R4:4件 ⇒ R5:3件	近年減少傾向であるが、「よろず支援拠点」と適切に連携を図っている。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p><主な国の動き></p> <p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「よろず支援拠点」の開設 中小企業・小規模企業者が抱える様々な経営相談に対応するため、各都道府県に整備 ・「小規模企業振興基本法」の成立 <p>平成27年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業引継ぎ支援センター」の開設 中小企業・小規模事業者の事業承継・事業引継ぎ等に関する相談に対応するため、各都道府県に整備 <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業承継・世代交代集中支援事業(H29補正)」の実施など、事業承継に関する取組みを強化 <p>平成30年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継税制の特例の創設(10年間) ・プッシュ型事業承継支援高度化事業の創設 <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策として、よろず支援拠点・事業引継ぎ支援センターの拡充等が予算化 <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継支援のワンストップ化を図るため、親族内承継を支援する「事業承継ネットワーク事務局」と第三者承継を支援する「事業引継ぎ支援センター」を統合し、「事業承継・引継ぎ支援センター」を開設
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
中小・小規模企業への支援体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・県中小企業支援センターによる相談支援、専門家の派遣による助言のほか、「よろず支援拠点」と連携して支援を行った。 ・中小企業制度融資において、創業期の資金供給や小規模企業者の資金繰り支援のため、「創業・事業承継支援資金(創業者枠)」「小口事業資金(零細小口枠)」の融資限度額を引き上げ、融資利率や保証料率を引き下げるなど、随時制度の見直しを行っている。 ・県内中小企業の技術や雇用等の貴重な経営資源を確実に次世代に引き継ぎ、本県経済の持続的な発展を図るため、国の補助金の支援対象とならない小規模な事業承継案件について、県独自の支援を行っている。 	
新事業展開、販路開拓、新商品・新技術の研究開発への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・とやま中小企業チャレンジファンドにより、新商品開発や販路開拓、研究開発等を支援した。 ・販路開拓支援については、首都圏等大都市での商談会の開催や、他県と連携した広域商談会の開催等を実施している。 	
建設業経営基盤安定への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業については、公共投資に持ち直しの動きが見られるものの、引き続き厳しい経営環境にある。このことから、県の入札契約制度の見直しや生産性向上への支援により、経営基盤の強化を支援している。 ・発注時期の平準化を図るため、債務負担行為の設定、早期の繰越明許費の手続き、余裕工期の設定等を行っている。また、ICTを活用した工事については、平成30年度から試行を実施している。 ・若手及び女性技術者の入職・定着を図るため、建設企業在職者に対して資格取得支援講座や新入社員向け研修等を実施したほか、建設企業等が行う女性の働き方に配慮した取組みや労働環境改善の取組みに対して支援を行った。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
中小・小規模企業への支援体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度及び令和3年度に県が行った事業承継支援に関するアンケート調査結果では、事業承継に対する意識が不足している状況がみられ、その対応が遅れた場合には地域経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。そのため、中小企業者の経営資源や技術力を次世代へ確実に引き継ぎ、また、事業承継を契機として、経営革新や事業転換を図り、企業価値を高めることによって、更なる飛躍・発展につながるよう、円滑な事業承継への支援に積極的に取り組む必要がある。 	○
建設業経営基盤安定への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本の整備や維持・更新、災害対応や除雪の担い手として、地域の安心・安全を支える建設企業が、将来にわたりしっかりと存続していくためには、経営基盤の安定化が重要であることから、人材確保・育成や生産性向上への取組みに対する支援を引き続き行うなど、対策をより充実させる必要がある。 	○

政策の柱	活力とやま	政策名	7 デザイン力を高めた伝統工芸品産業の新展開とクリエイティブ産業の育成
政策目標	伝統工芸品産業をはじめ、幅広い産業分野において、デザイン性に優れ、高機能で消費者の感性に合致した製品が数多く開発されるとともに、これらを担うデザインを中心としたクリエイティブ産業・人材が集積していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
総合デザインセンターの 商品化支援件数(累計) (総合デザインセンターの支援によって商品化された件数)	97件	167件	315件	330件	240件	315件	既に達成
	指標動向の 補足説明	デザインウェブやクリエイティブ・デザイン・ハブなど、デザインセンターにおいて新たな商品シーズの創出、製品化支援を継続的に実施しており、順調に推移している。					
	達成見通しの 判断理由	これまでの取り組みに加え、クリエイティブ・デザイン・ハブ(H29.11)やパーチャルスタジオ(H30.5)など新たに整備した支援拠点の活用も図っており、達成可能と判断した。					
伝統工芸品産業従事者数 (国指定伝統的工芸品の6品目の生産に従事する従業者数)	1,865人	1,739人	1,276人	1,235人	1,799人	1,859人	要努力
	指標動向の 補足説明	平成29年11月30日付で「越中福岡の菅笠」が国指定伝統的工芸品に指定され、国指定伝統的工芸品は6品目に増加したものの、各産地の従業者数は減少を続けている。					
	達成見通しの 判断理由	新商品開発や海外販路開拓に成功する事業者が生まれている一方、産業全体としては売上高も減少しており、従事者数の増についてはより一層の支援が必要。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
デザイン相談件数	H26:370件 ⇒ H27:431件 ⇒ H28:532件 ⇒ H29:580件 ⇒ H30:601件 ⇒ R1:599件 ⇒ R2:650件 ⇒ R3:722件 ⇒ R4:611件 ⇒ R5:608件	順調に推移している。
富山デザインコンペティ ション応募点数	H26:174点 ⇒ H27:226点 ⇒ H28:252点 ⇒ H29:227点 ⇒ H30:228点 ⇒ R1:255点 ⇒ R2:256点 ⇒ R3:256点 ⇒ R4:180点 ⇒ R5:202点	毎年の応募点数にばらつきがあるものの、概ね現状の応募点数を維持する水準で推移している。
県内企業とのマッチング に参加する学生数	H28:23名 ⇒ H29:46名 ⇒ H30:67名 ⇒ R1:65名 ⇒ R2:64名 ⇒ R3:61名 ⇒ R4:68名 ⇒ R5:70名	順調に推移している。
「トヤマクリエイターズナビ」 新規登録者数	H27:43人 ⇒ H28:21人 ⇒ H29:13人 ⇒ H30:5人 ⇒ R1:12人 ⇒ R2:8人 ⇒ R3:6人 ⇒ R4:6人 ⇒ R5:4人	県内クリエイターの登録が一巡し、伸びは鈍くなっているものの、一定の新規登録者を確保している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>・経済産業省や中小企業庁の支援事業を活用し、デザインによって、地域産業に新たな付加価値を加え、世界に通用するブランド力を確立しようとする動きが広がっている。 ークール・ジャパン戦略(経済産業省) 日本のものづくり技術、ファッション、アニメ等を世界へ売り込むため、業種間連携、市場調査、販路開拓を支援。</p>

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
伝統工芸品などのデザインを活かした魅力的な商品の共同開発と販路開拓	・県内企業へのデザイン活用の意識啓発や、機能性、デザイン性に優れた商品の認定・販路開拓支援によって、デザインの活用を製品の付加価値を高める重要な手段として位置づけ商品開発に取り組む企業も増えてきているが、今後一層の浸透が必要であることから、販路開拓や人材育成をさらに進める必要がある。	
国内外とのデザイン交流の促進	・国内外のデザイナー等、異分野の人材が集うデザイン交流創造拠点として、総合デザインセンターに「クリエイティブ・デザイン・ハブ」を整備したほか、「富山デザインコンペティション」などを通じて着実に交流の促進を進めている。 ・県内企業の海外向け商品開発・販路開拓を支援するため、H28年8月に締結した連携に関する覚書に基づき、台湾デザインセンターと連携した取り組みを進めている。	
デザイン人材の育成	・H28年度より県内企業とデザイン系学生のマッチングを実施しており、県内企業の人材の育成を進めている。	
伝統工芸品産業における希少な技法の継承等への支援	・H28年度より希少・高度な技術・技法を持つ職人を「伝統工芸の匠」に認定しており、計画的に「伝統工芸の匠」から継承者へ技術の継承が行われている。	
クリエイティブ産業の育成・集積	・バーチャルスタジオに新たにオンライン配信用の設備を導入するなど県内のクリエイターの活躍を推進するための取り組みを進めている。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
デザイン人材の育成	・クリエイティブやデザインといった創造的な知的活動を行う人材が重要であり、経営者や社会人に対するそういった分野の研修やリカレント教育を受けられる場を提供していくことが必要。	

政策の柱	活力とやま	政策名	8 商業・サービス業の振興と商店街の活性化
政策目標	地域の特色を活かした魅力あふれる商店街が賑わっていると、様々な分野での新しいサービス業が活発に展開されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
中心市街地の歩行者通行量 (富山市中心商業地区5箇所、富山駅周辺地区4箇所の歩行者通行量) (高岡市中心商店街・観光地周辺6地点の歩行者通行量)	富山市 一人	富山市 44,374人 (H27)	富山市 55,439人	富山市 57,670人	富山市 46,000人	富山市 46,000人	要努力
	高岡市 10,972人 (H22)	高岡市 16,670人 (H27)	高岡市 12,217人	高岡市 12,845人	高岡市 17,670人	高岡市 17,670人	
	指標動向の 補足説明	富山市: 駅周辺の整備が進んでいることもあり、数値は増加傾向にあり、目標値を上回っている。 高岡市: 昨年度との比較では増加したものの、依然として目標値を下回っている。					
達成見通しの 判断理由	新型コロナウイルス感染症の影響も弱まっているなかR4年度から数値が大きく変動しておらず、目標の達成のためには、今後の再開発事業や、中心市街地の活性化施策等に引き続き取り組む必要があり、目標達成見通しを「要努力」と判断した。						
県民1人当たりの小売業の年間商品販売額 (商業統計調査及び経済センサスにおける小売業の年間販売額を人口移動調査における人口で除した額)	1.06百万円 (H19)	1.02百万円 (H25)	1.09百万円 (R3)	1.09百万円 (R3)	1.10百万円	1.10百万円	達成可能
	指標動向の 補足説明	小売業の年間販売額は増加しており、一人当たりの年間商品販売額についても増加傾向にある(H19:1.06百万円→R3:1.09百万円)。					
	達成見通しの 判断理由	人口の減少に伴い、商品販売額も減少していく見通しが強いが、今後も魅力ある商店街づくりや事業者の経営革新への積極的な支援を行うことで、「達成可能」と判断した。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
県中小企業支援センターの相談件数(再掲)	H24:1,507件 ⇒ H25:1,470件 ⇒ H26:1,227件 ⇒ H27:1,212件 ⇒ H28:1,220件 ⇒ H29:1,091件 ⇒ H30:714件 ⇒ R1:885件 ⇒ R2:1,054件 ⇒ R3:991件 ⇒ R4:909件 ⇒ R5:915件	平成26年度の「よろず支援拠点」の開設、平成27年度の「事業引継ぎ支援センター」の開設により、件数は減少傾向にあるが、(公財)富山県新世紀産業機構の窓口全体の相談件数は増加傾向にある。
県創業支援センター相談件数(再掲)	R4:98件 ⇒ R5:269件	R4年10月末に開所し、毎月平均20件程度の相談を受けた。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・富山市、高岡市の両市とも、改正中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画の4期計画の再認定を受けた。(R4.3) ・空き店舗対策に取り組む市町村・商店街を支援するため、特定地域において居住実態のない空き店舗兼空き家等にかかる固定資産税の住宅用地特例が解除できる措置を講ずることができることとなった。(H30.6) ・富山県成長戦略会議にて、成長戦略会議委員より「若手人材等を中心部に取り込むこと、小資本の個人やグループによるハッカブルな(個性的・先進的な)取組みを支援することが重要」との意見あり(R3.7.26 第6回富山成長戦略会議)。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
サービス業のイノベーション、生産性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・県内中小企業を対象としたネットビジネスに関する講座を開催し、情報技術の高度化を支援している。 ・県内企業の生産性向上を図るため、「富山県IoT推進コンソーシアム」において、IoT導入事例の紹介や企業課題に応じた研修を開催するとともに、「中小企業トランスフォーメーション補助金」による資金面での支援等により、県内企業のデジタル技術の導入を促進している。
魅力ある商店街づくりと人材の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・富山市、高岡市では、第4期中心市街地活性化基本計画を策定し、引き続き活性化に取り組んでいるほか、県の認定中心市街地支援事業の実施により、まちなかの賑わいにつながる取組みを支援している。 ・中心市街地活性化基本計画の認定を受けていない地域の商店街においては、県のがんばる商店街支援事業等により商店街の魅力向上や空き店舗解消などに向けて取り組んでいる。このほか、組合員の減少等により商店街組織が機能していない地域では、商工団体が中心となって商店街活動に取り組んでいる。
新たなニーズ・課題に対応した商業・サービス業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・電子商取引市場への参入を促進するためのセミナーや電子商取引市場での販売力強化を目的とした講座を開催している。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
サービス業のイノベーション、生産性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業の生産性向上を図るため、「富山県IoT推進コンソーシアム」において、企業のデジタル化段階に応じた講座等を開催するとともに、「中小企業トランスフォーメーション補助金」による資金面での支援等により、引き続き、県内企業のデジタル技術を活用した企業変革を促進する必要がある。 	
魅力ある商店街づくりと人材の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街等まちなかの多様な機能の活性化と地域の持続的発展に繋げる、価値・魅力を高めるプランを継続して支援していく必要がある。 	
新たなニーズ・課題に対応した商業・サービス業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・電子商取引に対する消費者ニーズは依然高まっており、電子商取引市場への参入支援や販売力強化を目的としたセミナー等の開催を引き続き実施していく必要がある。 	

政策の柱	活力とやま	政策名	9 県内企業のグローバル展開への支援
政策目標	新たなビジネスチャンスを探求めて、環日本海、アジア地域など幅広い地域において県内企業のビジネス展開や販路開拓が進むとともに、国際的な物流ネットワークが形成され、経済交流が拡大していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
伏木富山港及び富山きときと空港における貿易額(輸出入額合計)(暦年) (伏木富山港及び富山きときと空港で取扱う輸出入額及び輸入額の合計)	3,459億円	3,080億円	7,201億円	5,462億円	4,200億円	5,700億円	達成可能
指標動向の補足説明	R5の貿易額は5,462億円であり、前年度のロシア・ウクライナ情勢にかかる中古車需要の高まりなどの特殊要因による反動の影響を受け、対前年比は24.1%減となった。輸出入別にみると、輸出は2,622億円(対前年比13.7%減)、輸入は2,840億円(対前年比20.0%減)となった。						
達成見通しの判断理由	R4は歴史的な円安やロシア・ウクライナ情勢にかかる中古車需要の高まりなど特殊要因が重なった影響から最終目標を超えたが、R5の貿易額は、R4の反動の影響もあり、5,462億円と最終目標にあと一步届かなかった。最終目標を達成するためには、引き続き、県内企業の海外ビジネス展開を支援していく必要がある。						
アセアン地域からの県内留学生の県内就職数(累計) (アセアン地域からの県内大学への留学生のうち、県内企業へ就職した者の合計)	1人	9人	51人	52人	44人	69人	達成可能
指標動向の補足説明	R5の県内就職者数は、対前年比9人減となった。 (H23:1人 → H24:1人 → H25:1人 → H26:1人 → H27:3人 → H28:2人 → H29:7人 → H30:2人 → R1:6人 → R2:10人 → R3:7人 → R4:10人 → R5:1人)						
達成見通しの判断理由	R5の県内就職者数は、対前年比9人減であった。R5年度の卒業留学生はR元～R3年度に入学した学生が多いと考えられ、この時期はコロナ禍の影響により留学生在が例年よりも少なかったことが推察される。コロナ禍の影響が緩和していることから、R6年度以降については卒業留学生の増加が見込まれ、R8までの3年間で最終目標の達成も見込むことが可能であることから、「達成可能」と判断した。引き続き施策を推進するとともに、大学や関係機関と連携を図りながら、アセアン地域からの留学生の県内就職者数の増加を図る必要がある。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
海外販路開拓サポートデスクによる相談対応件数	R3:93件 ⇒ R4:236件 ⇒ R5:81件	海外展開に関心のある県内企業に対して、海外販路開拓サポートデスクによる網羅的な支援に併せて、貿易投資アドバイザーによる専門的な情報提供・相談対応などに取り組んだ。
中小企業の海外販路開拓に対する助成件数(再掲) (制度改正した平成22年度からの累計)	H22:15件 ⇒ H23:38件 ⇒ H24:54件 ⇒ H25:70件 ⇒ H26:86件 ⇒ H27:108件 ⇒ H28:120件 ⇒ H29:129件 ⇒ H30:137件 ⇒ R1:154件 ⇒ R2:160件 ⇒ R3:162件 ⇒ R4:164件 ⇒ R5:166件	県内中小企業等の海外販路開拓活動(海外見本市出展、海外マーケティング)への助成を行い、海外でのビジネス展開を支援した。
県内外企業への訪問件数(再掲)	H28:197件 ⇒ H29:169件 ⇒ H30:166件 ⇒ R1:164件 ⇒ R2:232件 ⇒ R3:97件 ⇒ R4:88件 ⇒ R5:47件	伏木富山港への貨物集荷、新規航路の就航等を図るため、県内外の企業への個別訪問を実施し、伏木富山港のPRに努めた。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・環日本海諸国とのビジネスに対する県内企業のニーズは依然として高いものの、近年、経済成長が著しいインドや東南アジアに対する関心が高まっている。アジア地域への企業進出は651事業所(R6.4月)にのぼっている。 ・伏木富山港は平成23年11月に日本海側の各港湾をけん引する「総合的拠点港湾」に選定されたほか、「国際海上コンテナ」、「国際フェリー・国際RORO船」および「外航クルーズ(背後観光地クルーズ)」の3つの機能別拠点港にも選定された。 ・令和6年8月実施の官民協働事業レビューにて、県内事業者による海外販路のオンライン展開の支援方法を見直すべきとの意見あり。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	
B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由
海外ビジネス展開の促進	環日本海・アジア地域との経済交流を積極的に支援してきた結果、本県企業の海外ビジネス展開は、生産コストの縮減や新たな市場開拓を目的に、近年、急速に伸長している。 (アジア地域への進出事業所数 H13.2月:141事業所→R6.3月:651事業所)
海外ビジネスにおけるサポートの充実	海外ビジネス展開に関心を持つ県内企業に対して、相談対応や情報提供など総合的な支援を行っている。 (海外販路開拓サポートデスクによる県内企業からの相談対応件数 令和5年度:302件)
経済交流・物流ネットワークの整備・充実	荷主企業奨励金をはじめとするインセンティブ制度により、新規荷主の開拓を図っているが、世界情勢の悪化や海外経済等の動向の見通しが不透明であり、引き続き、企業のニーズの把握に努め、集荷促進を図っていく。
海外ビジネスを担う人材の確保	令和5年度は、アセアン地域等からの外国人留学生受入・定着促進のため、アセアン留学生の採用を希望する企業と連携し、インドネシアから2名の留学生を受け入れた(県内大学院に合格、R8.4に県内企業へ就職予定)。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
経済交流・物流ネットワークの整備・充実	伏木富山港の一層の利用を図るため、インセンティブ制度の活用やセミナーの開催等を通じて積極的なPRを進めるとともに、環日本海・アジア地域との物流活性化を図るため、市場開拓・貨物創出、集荷圏拡大や航路拡充等の取組みを進めていく必要がある。	○

政策の柱	活力とやま	政策名	10 雇用の確保と人材の育成
政策目標	意欲と能力に応じた多様な雇用の機会の確保と、本県産業の発展を支える人材の育成が図られ、誰もがいきいきと働いていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
若者の県内への定着率 <small>(25歳人口を10年前の15歳人口で割った値)</small>	82.4% (H22)	85.6% (H27)	86.7% (R2)	86.7% (R2)	85.6%以上	85.6%以上	達成可能
	指標動向の 補足説明	5年前(H27)に比べ、1.1ポイント上昇している。(R2国勢調査)					
	達成見通しの 判断理由	社会・経済情勢により左右される面が大きいですが、若者の就業支援等の雇用施策の推進により、現状の86.7%以上は達成可能と判断。また、これまでのU・Iターン施策の推進により、県外大学進学者の卒業時におけるUターン就職率は平成18年3月卒では51.3%であったものが、令和6年3月卒では57.9%と上昇しており、若者の県内への定着率について目標の達成が可能であると判断した。					
就業者数 <small>(国勢調査における15歳以上の就業者数(パート、アルバイトを含む))</small>	546千人 (H22)	539千人 (H27)	529千人 (R2)	529千人 (R2)	539千人 以上	539千人 以上	達成可能
	指標動向の 補足説明	R2の富山県の就業者数は、H27と比較して約1万人減少している。					
	達成見通しの 判断理由	社会・経済情勢により左右される面が大きいですが、若者の就業支援等の雇用施策の推進により、達成可能と判断した。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
富山くらし・しごと支援センターの新規登録者数	H22:633人 ⇒ H23:798人 ⇒ H24:693人 ⇒ H25:570人 ⇒ H26:478人 ⇒ H27:698人 ⇒ H28:989人 ⇒ H29:1,260人 ⇒ H30:1,359人 ⇒ R1:1,599人 ⇒ R2:2,095人 ⇒ R3:2,023人 ⇒ R4:1,975人 ⇒ R5:2,123人	各種UIJターン就職イベントを通じて富山くらし・しごと支援センターの周知を行っているため、新規登録者数は安定している。
障害者雇用推進員の訪問事業所数(累計)	H22:225事業所 ⇒ H23:451事業所 ⇒ H24:720事業所 ⇒ H25:1,009事業所 ⇒ H26:1,312事業所 ⇒ H27:1,621事業所 ⇒ H28:1,922事業所 ⇒ H29:2,210事業所 ⇒ H30:2,510事業所 ⇒ R1:2,800事業所 ⇒ R2:2,950事業所 ⇒ R3:3,007事業所 ⇒ R4:3,192事業所 ⇒ R5:3,375事業所	令和3年度はコロナ禍において訪問が限られたことから訪問事業所数は57事業所であったが、令和4年度は185事業所、令和5年度は183事業所となり、訪問事業所数は一定数確保できている。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>【国における動き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の有効求人倍率については、令和6年3月は1.44倍と高い水準が続いており、雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、求人の動きに足踏み感があり、改善の動きにやや弱さがみられる。物価上昇が雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある。 ・平成28年度から「デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)(旧:地方創生推進交付金)」が創設され、雇用創出や人材育成等に取り組んでいる。 ・民間企業に義務付けられている障害者の雇用率について、令和6年4月より、民間企業における障害者の法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられ、さらに令和8年7月から2.7%に引き上げられる。 ・平成28年4月に女性活躍推進法が全面施行され、従業員301人以上の企業に一般事業主行動計画の策定が義務付けられた。また、令和元年5月に女性活躍推進法が改正され、令和4年4月からは従業員101人以上300人以下の企業についても計画策定が義務付けられることとなった。 ・令和4年の改正育児・介護休業法の施行による男性の育児休業制度の拡充により、男女ともに仕事と育児の両立が促進されることが求められている。 ・令和5年8月実施の官民協働事業レビューにて、インターンシップを実施している類似事業を整理してはどうかとの意見を受けた。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況 A 概ね順調	
施策名	判定理由
UIターン等の推進等による人材還流	<ul style="list-style-type: none"> ・Uターン登録制度による就職者は、R5で156人と前年度と比較して減少。今後の登録促進への対策が必要である。一方で、県外大学進学者の卒業時のUターン就職率は、H18年3月卒の51.3%からR6年3月卒の57.9%へと上昇しており、これまでのU・Iターン施策の成果が着実に現れている。 ・人材を必要とする中小企業と大手安定志向が強い求職者の間で雇用のミスマッチが生じており、県内の中小企業の魅力を発信する施策を進めていく必要がある。 ・県内企業の魅力発信を強化するために、県の企業情報サイトをリニューアルし令和6年3月より運用を開始した。 ・県内のインターンシップ促進の取り組みについては、県内企業の経営者・人事採用担当者向けにインターンシップセミナーを実施している。また、県内外の学生に対して、県内企業が実施しているインターンシップを紹介するインターンシップ企業説明会を年2回実施している。(R5は延べ1,795名の学生が県内外企業でインターンシップを行っている。)
県内産業の発展や新しい働き方の導入による雇用創出	<ul style="list-style-type: none"> ・IoT、デザイン等の活用による、富山の製造業の労働生産性の向上と高付加価値化を図る地域活性化雇用創造プロジェクトを展開し、R2～R4の3か年で新たに587人の雇用を創出(実績 R2:66人、R3:224人、R4:297人)。
すべての人が活躍できる雇用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・正規雇用率が70.2%と全国第3位(R2国勢調査)であり、雇用形態は安定しているが、引き続き多様な就業の促進に努めていく必要がある。 ・中高年世代の就業支援については、65歳までの高年齢者雇用確保措置の導入済企業(従業員31人以上)が100%となるなど順調に進んでいるが、高い就労意欲を有する高年齢者が、意欲と能力のある限り「社会の担い手」として活躍し続けられるよう、引き続き高年齢者の雇用就業機会の確保が必要である。 ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況については、県内の義務付け(従業員101人以上)企業の100.0%が策定済みである。引き続き、策定努力義務企業に社会保険労務士を派遣して計画策定を支援するなど、中小企業における女性活躍を推進する必要がある。 ・R5年度の雇用障害者数は、過去最高の4,752人となっている。
人材ニーズの急速な変容に対応した人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・離転職者向け職業訓練について、雇用・経済情勢が見通せない状況だが、技術専門学院においては、子育て女性等の再就職を促進するため、託児サービスや女性も受講しやすいものづくり分野での離職者向け訓練コースを実施している(R5受講者数232名、うち女性138名)。また、民間委託訓練においては、求人ニーズの高い介護をはじめ多様な訓練コースを実施している(R5受講者数223名)。 ・在職者訓練に新たなコースを設置する。民間委託訓練においては、不安定就労者や育児等による長期離職者のリカレント教育による正社員就職を支援するため、国家資格等の高い知識や技能を習得する1～2年間の「長期高度人材育成コース」を引き続き設置する。 ・成長分野をはじめとして、企業における人材育成ニーズを踏まえ、個人の能力を活かす職業能力開発を進めていく必要がある。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
UIターン等の推進等による人材還流	<ul style="list-style-type: none"> ・学生に関しては、毎年、2,500～3,000人が大学等卒業時に県外に流出している中、大都市圏を抱える関東、中部、関西は大きな進学エリアとなっており、その学生に対しUターン就職情報を効率的に伝える必要がある。 	○
県内産業の発展や新しい働き方の導入による雇用創出	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの導入やデジタルツールの活用が進むなど多様で柔軟な働き方が注目される中、県内企業における環境整備は依然として発展途上にある。多様な人材が働くことができる環境整備に向けて、県内企業の働き方改革を推進する必要がある。 	○
すべての人が活躍できる雇用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の障害者雇用数は、近年増加傾向にあり、法定雇用率達成企業割合も55.6%(R5.6.1現在)と、全国平均50.1%を上回っているものの、未だ4割以上の企業が法定雇用率を達成していないことや、R6年4月から障害者の法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられ、さらにR8年7月から2.7%に引き上げられることから、障害者雇用に対する理解を一層促進する必要がある。 	
人材ニーズの急速な変容に対応した人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化、高度化する職業能力開発やものづくり産業等の企業ニーズに対応するため、企業、労働者、民間教育訓練機関、行政などが連携・協力し、職業能力開発の機会を提供する必要がある。 	

政策の柱	活力とやま	政策名	11 意欲ある若い担い手の育成・確保と農業経営基盤の強化
政策目標	農地の集積による規模拡大など経営基盤の強化や、消費者ニーズに対応した収益性の高い園芸作物の産地化などが進展し、意欲ある担い手により、地域の特性を活かした収益性の高い農業が展開されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
高品質な米の生産割合 (全検査数量に占める検査等級1等に格付けされた数量の割合)	84.8%	91.0%	88.0%	62.2%	91.0%以上	91.0%以上	達成可能
	指標動向の補足説明	令和5年産は、8月の平均気温が観測史上1位という記録的な猛暑となるなど、大変厳しい気象条件となった。こうしたなか、特にコシヒカリを中心に、白未熟粒等の発生による品質低下が見られ、県産米の1等米比率は62.2%となった。					
	達成見通しの判断理由	高温等の気象変動に対応した栽培技術対策の徹底に加え、令和5年の猛暑下においても1等米比率90%以上を確保した「富富富」等の高温耐性品種の生産拡大を加速することとしており、目標の達成は可能であると考えられる。					
新規就農者数 (新たに農業に就業した45歳未満の農業者数)	52名	87名	72名	64名	60名	60名以上	達成可能
	指標動向の補足説明	H23年以降年50名以上が新規に就農し、直近5ヶ年の平均は63.4名と目標を上回っている。					
	達成見通しの判断理由	(公社)富山県農林水産公社では、そのHP「とやま就農ナビ」で就農希望者へ発信する情報の充実とオンラインでの相談機能の強化、「とやま農業未来カレッジ」の定員増など研修機能の拡充に取り組んでいる。また、これまでの農業体験の実施に加え、就農コーディネーターの設置によるマッチング機能を強化し、相談から就農・定着までを支援。さらに、就農後の経営確立に向けた支援を強化しており、目標達成は可能と考えられる。					
園芸産出額 (農林水産省が公表する都道府県別生産農業所得のうち園芸品目(いも類,野菜,果樹,花き)の産出額の合計)	86億円	97億円	86億円	86億円(R4)	120億円	140億円	要努力
	指標動向の補足説明	県重点推進品目の「たまねぎ」の販売額が7.2億円、チューリップ切り花の出荷量が328万本と過去最高となるなど、増加した品目がみられたものの、夏季の大雨により、キャベツ等で作付けを中止したり、生産者の高齢化などにより、園芸全体の販売金額は伸び悩んだ。					
	達成見通しの判断理由	たまねぎ等で拡大がみられる品目・産地があるものの、生産者の高齢化と担い手の不足により、作付面積・出荷量が減少している産地が目立ってきている。 このため、令和4年度から「稼げる！とやまの園芸産地支援事業」を実施し、市町村、JA、農業者が一体となって策定した「稼げる！園芸産地プラン」の実践と産地をけん引するリーディング経営体の育成を支援している。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
担い手による経営面積割合	H24:47.4% ⇒ H25:50.7% ⇒ H26:53.5% ⇒ H27:56.0% ⇒ H28:57.6% ⇒ H29:60.0% ⇒ H30:63.3% ⇒ R1:65.0% ⇒ R2:66.5% ⇒ R3:67.8% ⇒ R4:68.8% ⇒ R5:69.1%	集落営農の組織化・法人化や担い手への農地集積による規模拡大の推進により、担い手による経営面積割合の増につながっている。
大規模経営体数(50ha以上)	H26:86 ⇒ H27:103 ⇒ H28:115 ⇒ H29:116 ⇒ H30:128 ⇒ R1:132 ⇒ R2:148 ⇒ R3:153 ⇒ R4:160 ⇒ R5:164	小規模な経営体からの農地集積が進み、生産性や収益力の向上を目指す大規模な経営体の数が増えている。
水田フル活用率(耕地利用率)	H24:94% ⇒ H25:95% ⇒ H26:95% ⇒ H27:96% ⇒ H28:96% ⇒ H29:96% ⇒ H30:96% ⇒ R1:95% ⇒ R2:95% ⇒ R3:95% ⇒ R4:95%	需要に応じた米生産や地域の実情に応じた大麦・大豆、園芸作物等の生産拡大の推進により、水田フル活用が進んでいる。
園芸の作付面積の拡大(1年当たりの拡大面積)	現況:40ha(H30~R2の拡大面積の平均) ⇒ R3:19ha ⇒ R4:△14ha ⇒ R5:△8ha(暫定値)	たまねぎ等で作付面積の拡大がみられる品目・産地があるものの、生産者の高齢化と担い手の不足により、作付面積が減少している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>・国では、「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月閣議決定)において、将来にわたって持続可能な力強い農業を実現していく上での将来ビジョンを示すとともに「農林水産業・地域の活力創造プラン」(令和2年12月改訂)において、2023(R5)年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立、40代以下の農業従事者を40万人に拡大、法人経営体数を5万法人に増加させるなどの目標を掲げ、様々な施策が展開されている。</p> <p>・令和4年8月実施の官民協働事業レビューにおいて、新規就農者への支援については、委員から、①就農時の支援だけでなく就農後の経営発展に向けた伴走支援も必要、②新規就農者がワンストップで相談できる支援体制が必要、等との意見あり。</p>
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
意欲ある若い担い手の育成・確保	・「とやま農業未来カレッジ」による若い農業者の育成、国の就農準備資金・経営開始資金の活用による就農定着の促進、就農後の先輩農家によるサポート体制づくり、就農コーディネーターによる相談から定着までの支援などにより、45歳未満の新規就農者数は概ね目標数を確保している。
農地集積の促進や農業経営基盤の強化	・人・農地プラン作成主体である市町村との連携や農地中間管理事業等の活用により、担い手への農地集積・集約化が全国平均より進んでいるほか、農業機械等の導入支援による経営基盤の強化により、担い手の経営規模の拡大や経営発展を支援する環境が整備されてきていることから、概ね順調に進んでいる。
多様な園芸産地の育成	・県重点推進品目であるたまねぎ、ぶどう、チューリップ切り花などで拡大しているが、生産者の高齢化と担い手の不足により減少している産地がみられることから、市町村等が策定した「稼げる！園芸産地プラン」の実践とリーディング経営体の育成を支援し、一層の園芸振興を図る。
生産性の高い農業の確立	・本県においては、「需要に応じた米生産」と「水田フル活用の取組」を推進している。また、「富富富」の生産拡大を図るとともに、共同利用施設や農業機械の導入支援を通じて、品質・生産性の向上に結び付いている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
意欲ある若い担い手の育成・確保	・新規就農者の育成・確保に向け、とやま農業未来カレッジにおける研修内容のさらなる充実のほか、産地における就農予定者の受け入れ態勢の構築や就農時の農業機械等の整備、就農後のフォローアップ等について、関係機関や地域と連携しながら、取組みを一層進める必要がある。	
農地集積の促進や農業経営基盤の強化	・担い手の確保が困難な中山間地域等も含めた農地中間管理機構を活用した農地集積の一層の促進や、収益性の高い「とやま型農業経営モデル」の実践に向けた、経営の法人化や複合化等による経営の多角化など経営基盤強化のための農業機械の導入に対する支援等を一層進める必要がある。	
多様な園芸産地の育成	・園芸生産の強化・拡大を図るため、①市町村、JA、農業者が一体となった「稼げる！園芸産地プラン」に基づく、園芸振興方策の実施、②産地をけん引する経営体の育成とその取り組みの波及、③農業支援サービスの活用による労働力確保、④新規就農者等に対する研修体制の整備等に支援し、地域振興作物の生産性・収益性を向上する必要がある。	
生産性の高い農業の確立	・産地間競争に打ち勝つため、高品質で美味しい米づくり、「富富富」の生産拡大などにより需要に応じた米生産を進めるとともに、大麦、大豆、園芸作物等を組み合わせた水田フル活用を一層進める必要がある。また、共同利用施設や農業機械の導入支援を一層進める必要がある。	

政策の柱	活力とやま	政策名	12 農業経営の効率化と高付加価値化の推進
政策目標	先端的な技術の開発・普及や農業生産基盤の整備により生産性が向上するとともに、農産物の付加価値を高める取組みの進展により農業所得が増大し、消費者ニーズに対応した安全で高品質な農産物が安定供給されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
6次産業化販売金額 (加工・直売分野) <small>(農林漁業者による加工・直売などの6次産業化による年間販売金額)</small>	91億円 (H24)	107億円 (H27)	96億円	96億円 (R4)	160億円	210億円	要努力
指標動向の 補足説明	・本県の6次産業化の販売額は、R3年度はR2年度に比べ微増したものの、新型コロナの影響により、H30年度(120億円)をピークに減少傾向にある。						
達成見通しの 判断理由	・R5年5月より新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に引き下げられたことから、直売所等の賑わいがコロナ渦前に戻るよう、引き続き県と市町村が連携して6次産業化の取組への支援体制を強化していく必要がある。						
大区画ほ場整備面積 (累計) <small>(1ha程度以上のほ場整備を実施した区画整理面積)</small>	4,900ha	5,042ha	5,648ha	5,810ha	5,600ha	6,300ha	達成可能
指標動向の 補足説明	農地整備事業に積極的に予算を計上しており、48ha(H28)、75ha(H29)、92ha(H30)、72ha(R1)、114ha(R2)、131ha(R3)、122ha(R4)、162ha(R5)と年間の整備面積は着実に増加してきている。						
達成見通しの 判断理由	R3.3月に策定された国の「土地改良長期計画(R3～R7)」において、農業競争力強化のため、「農地の大区画化等」を政策として掲げており、今後も関係予算の伸びが期待できること、また、県予算においても、農地整備事業費に予算を重点配分することにより「達成可能」と判断した。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
水田汎用化面積(暗渠排水整備面積)	H28:7,200ha ⇒ H29:7,215ha ⇒ H30:7,215ha ⇒ R1:7,233ha ⇒ R2:7,254ha ⇒ R4:7,299ha ⇒ R5:7,349ha	順調に推移している。
機能保全計画に基づいた水路整備延長	H26:39km ⇒ H27:42km ⇒ H28:47km ⇒ H29:56km ⇒ H30:63km ⇒ R1:72km ⇒ R2:79km ⇒ R3:82km ⇒ R4:87km ⇒ R5:91km	順調に推移している。
普及に移した開発技術数	H27:26件 ⇒ H28:22件 ⇒ H29:39件 ⇒ H30:34件 ⇒ R1:34件 ⇒ R2:27件 ⇒ R3:30件 ⇒ R4:22件 ⇒ R5:33件	試験課題数など年次による増減はあるものの、順調に推移している。
GAP認証取得経営体数	H27:6経営体 ⇒ H28:8経営体 ⇒ H29:10経営体 ⇒ H30:39経営体 ⇒ R1:46経営体 ⇒ R2:52経営体 ⇒ R3:56経営体 ⇒ R4:58経営体 ⇒ R5:58経営体	認証取得に係る費用負担等が課題であり、新規の認証取得経営体数が停滞している。
6次産業化総合化事業計画認定件数	H26:29件 ⇒ H27:29件 ⇒ H28:30件 ⇒ H29:32件 ⇒ H30:33件 ⇒ R1:34件 ⇒ R2:36件 ⇒ R3:36件 ⇒ R4:36件 ⇒ R5:36件	近年、新規計画が見られない。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・TPP11(H30.12発効)、日EU・EPA(H31.2発効)に引き続き、日米貿易協定がR2年1月1日に発効となった。また、RCEPについても交渉が妥結し、R4年1月1日に発効となった。 ・国では、R2年12月に「総合的なTPP等関連政策大綱」を改訂し、①強い農林水産業の構築(体質強化対策)や、②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)の施策を示している。また、予算面では農林水産分野の対策の財源について、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保することとされている。 ・R3.3に国において「土地改良長期計画(R3～R7)」が策定され、3つの政策課題(①生産基盤の強化による農業の成長産業化、②多様な人が住み続けられる農村の振興、③農業・農村の強靱化)に対する各種施策が示されている。 ・令和5年8月の官民協働事業レビューでは、「6次産業化チャレンジ支援事業」の採択者に対し、事業実施後のフォローアップの充実を図るようにとの提案あり。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
優良な農業生産基盤の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・R5大区画化整備面積 5,810ha、水田汎用化面積(暗渠排水整備面積) 7,349ha 【農業生産基盤整備の実施】 ・本県の農業の競争力を強化するため、農地の大区画化・汎用化整備や農業水利施設の更新整備等の農業生産基盤整備を実施しており、大区画化整備面積等は着実に増加している。 	
競争力を高める農業技術の開発と普及	<ul style="list-style-type: none"> 【新品種・新技術の開発】 ・生産現場の課題に加え、気候変動や消費者ニーズに対応した新品種の育成、高品質な農畜産物の安定生産技術や担い手の経営安定に資する低コスト・省力化技術の開発が進んでいる。また、開発された新技術の現地実証や生産現場への普及により、県産農畜産物の収量・品質の向上、産地化・ブランド化が進展している。 	
環境にやさしい農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・R5環境保全型農業直接支払 631ha 【環境負荷低減に取り組む農業者の育成】 ・富山県みどりの食料システム基本計画に基づき有機農業や化学肥料・農薬削減に取り組む農業者を育成している。 	
農産物の高付加価値化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・R5 6次産業化支援 県単5件 【第三者認証GAPの取得支援】 ・認証取得に係る費用負担等が課題であり、新規の認証取得経営体数が停滞している。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
競争力を高める農業技術の開発と普及	・気候変動に対応した品種開発と栽培技術の確立、並びに、省力・低コストで安定生産を可能にする技術の開発が必要である。	
環境にやさしい農業の推進	・富山県みどりの食料システム基本計画の達成に向けた、新規に有機栽培に取り組む農業者への支援や省力的な栽培技術の開発・普及が必要である。	
農産物の高付加価値化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「富山県適正農業規範(とやまGAP規範)」の普及拡大や第三者認証GAPの取得の支援が必要である。 ・「6次産業化チャレンジ支援事業」において、計画策定段階から事業実施後のフォローアップまで伴走支援が必要である。 	

政策の柱	活力とやま	政策名	13 食のとやまブランドの確立と地産地消、国内外の市場開拓
政策目標	美味しさや食文化など富山ならではの優れた食の魅力が広く認知され、消費者や実需者の支持のもと、そのニーズに応じて、県内や国内外での販路の開拓・拡大が進んでいること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
首都圏への野菜出荷量 (1億円産地づくり戦略品目を中心とした野菜(たまねぎ、ねぎたん、えだまめ、さといも等)の首都圏への出荷量の合計)	100t	536t	952t	1,122t	1,000t	1,500t	達成可能
指標動向の補足説明	令和5年度の出荷量は、たまねぎ、フルーツトマトなどの出荷量が拡大したため、前年に比べ、やや増加した。 (参考:三大都市圏へのR5野菜出荷量は2,133t)						
達成見通しの判断理由	加工業務用野菜については販売促進の実施、異常気象により収量減となっている野菜については、栽培技術等の徹底により達成を目指す。						
農林水産物等の輸出に取り組む事業者数 (県が毎年実施している「商談会参加者等の輸出実績調査」において、「輸出実績あり」と回答があった事業者数)	10社	30社	62社	69社	40社	50社	達成可能
指標動向の補足説明	輸出拡大に向けた気運の高まりの中、県と市町村が連携した海外プロモーションなどの事業者支援により、着実に増加している。						
達成見通しの判断理由	令和4年度から新たに、輸出に関わる事業者や支援者等から構成する「とやま輸出コミュニティ」の形成や、地域商社を中心とした輸出により、年10者程度の増をめざす。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
「富富富」アンバサダー登録者数(累計)	H29:1,063件 ⇒ H30:2,717件 ⇒ R1:2,762件 ⇒ R2:3,345件 ⇒ R3:4,747件 ⇒ R4:5,076件 ⇒ R5:5,202件	HPやインスタ、ユーチューブ等様々なPR機会をとらえ、登録者数を増やした。
県外バイヤーとの商談会における商談数(累計)	H27:213件 ⇒ H28:471件 ⇒ H29:731件 ⇒ H30:1,013件 ⇒ R1:1,173件 ⇒ R2:1,276件 ⇒ R3:1,322件 ⇒ R4:1,370件 ⇒ R5:1518件	首都圏バイヤーを招請し、県内生産現場の視察ツアーを行い商談の機会を設けた。
富のおもちかえり商品の売上額	H27:32,194千円 ⇒ H28:32,314千円 ⇒ H29:23,932千円 ⇒ H30:34,724千円 ⇒ R1:33,353千円 ⇒ R2:13,272千円 ⇒ R3:13,943千円 ⇒ R4:43,155千円 ⇒ R5:70,316円	観光客数がコロナ前に戻りつつあり、売上額を伸ばした。R5年度に新商品として選定した商品や人気の高い既存商品の売上高が好調だった。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

【輸出】
・国は、農林水産物・食品の輸出額を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする目標を設定し、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定した。
・この戦略では、輸出重点29品目のほか、その輸出産地を指定(本県では、米や日本酒など7品目23産地が指定)。
・本県では、生産団体等で構成する富山県農林水産物等輸出促進協議会において、R4.3月に「とやま輸出ジャンプアップ計画(富山県農林水産物等輸出拡大方針)」を策定。この計画に基づき、関係団体等と連携し、輸出に意欲のある事業者を支援していく。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	A 概ね順調
施策名	判定理由
富山米新品種を中心とした「食のとやまブランド」の確立と認知度向上	・富山米「富富富」の県内外での情報発信ツールを通じたPR活動など、H30年3月に策定した「食のとやまブランドマーケティング戦略」に基づき、本県農林水産物等の認知度向上等に努めた。
首都圏市場などの国内市場の販路開拓	・首都圏等の料理人、バイヤー等を招いた商談会を開催したほか、レストラン等における富山の食のフェアを開催することにより、国内市場の販路開拓を支援した。
地産地消の推進等による県産農林水産物等の需要拡大	・「富のおもちかえり」商品やふるさと認証食品(Eマーク商品)による差別化を図った。 ・「地産地消キャンペーン」や旬情報の発信等により、地産地消運動を推進した。
とやまの農林水産物等の輸出促進	・リーディングプロジェクトの実施や輸出アカデミーの開催などにより、県内生産者等と国外バイヤー等とのマッチングの機会を創出した。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
富山米新品種を中心とした「食のとやまブランド」の確立と認知度向上	・「富富富」生産・販売・PR戦略等に基づく効果的なプロモーションの展開	
首都圏市場などの国内市場の販路開拓	・生産量が多い品目、生産量が少なくても付加価値の高い品目などニーズにもとづく販路開拓の推進	
地産地消の推進等による県産農林水産物等の需要拡大	・県産農林水産物を高付加価値化した商品のラインナップの増加と販路拡大	
とやまの農林水産物等の輸出促進	・市町村や他県との共同プロモーションによる輸出に取り組む新規事業者や輸出商品の拡大 ・小ロットであっても複数の品目をまとめて県内から輸出するための地域商社の育成	

政策の柱	活力とやま	政策名	14 森林の整備と林業の振興、県産材の活用促進
政策目標	地域林業の担い手により、持続可能な森林経営が行われているとともに、県産材が安定的に供給され、需要拡大が図られていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
県産材素材生産量 (県内で伐採され、製材や合板、チップなどに供される丸太の材積・年次データ)	63千m ³	97千m ³	118千m ³	105千m ³	130千m ³	140千m ³	達成可能
	指標動向の 補足説明	県内では、木材価格の低迷などから素材生産活動は停滞していたが、間伐の着実な実施と間伐材の利用が進んでいること、また、平成27年度からは木質バイオマス発電施設が稼働し、今まで使われてこなかった未利用間伐材等が使用されるようになってきたことなどから、平成23年に比べ素材生産量は増加している。 なお、令和5年度は豪雨災害や能登半島地震により林道等の通行ができなくなったため、素材生産量は減少した。					
	達成見通しの 判断理由	伐採して木材として利用可能な高齢級の森林資源が年々充実しつつあり、路網整備や集約化施策の推進により素材生産コストの低減が図られている。また、主伐の取組みも見られてきたことから、目標は達成できるものと見込まれる。					
林業就業者数 (年間30日以上、林業に直接従事する就業者数)	489人	452人	436人	430人	450人	450人	達成可能
	指標動向の 補足説明	林業就業者数は、過去5年間で緩やかな減少傾向にあり、現在の就業者の年齢構成や技術の習得に要する年数を考慮すると毎年30名程度の新規就業者を確保していく必要がある。					
	達成見通しの 判断理由	林業事業者は、高性能林業機械の導入による労働安全性・生産性の向上や通年雇用への取組みを図るなど就労条件の改善に努め、新規就業者の確保に努めていることや既存の事業者から独立して新たに林業事業者が進出し、雇用が増えていることから目標は達成できるものと見込まれる。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
作業道の開設延長(累計)	H26:1,695km ⇒ H27:1,834km ⇒ H28:1,959km ⇒ H29:2,103km ⇒ H30:2,240km ⇒ R1:2,367km ⇒ R2:2,485km ⇒ R3:2,581km ⇒ R4:2,705km ⇒ R5:2,805km	効率的な森林整備に必要な作業道を整備しており、今後も順調に推移していくものと思われる。 アクションプラン目標値 2026年度:3,127km
公共建築物の木造率	H26:9% ⇒ H27:19% ⇒ H28:14% ⇒ H29:24% ⇒ H30:27% ⇒ R1:24% ⇒ R2:13% ⇒ R3:21% ⇒ R4:21% ⇒ R5:31%	県内の木造率は当該年度に着工した公共建築物の規模が大きく影響し、木造建築が困難な大型建築物が着工した年度は低下する。なお、公共建築物の木造率については近年ほぼ横ばいであり、引き続き市町村への普及啓発を続けていく必要がある。 アクションプラン目標値 2026年度:25%
現場技能者の養成者数	H26:41名 ⇒ H27:81名 ⇒ H28:60名 ⇒ H29:43名 ⇒ H30:47名 ⇒ R1:43名 ⇒ R2:25名 ⇒ R3:37名 ⇒ R4:46名 ⇒ R5:45名	今後も着実に養成されていくよう、令和4年度から富山県林業カレッジの研修を拡充し、従来のカリキュラムに「スマート林業」技術に対応したものを加えた。 アクションプラン目標値 2026年度:70名

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

【国における動き】
 ・林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、平成31年4月に「森林経営管理法」が施行され、市町村が森林所有者の意向を踏まえ、森林を集約して大規模化を進め、意欲と能力のある林業経営者にその経営を委託するとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら間伐等の管理を行うこととなった。
 ・令和5年10月に「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」が取りまとめられ、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化や花粉の少ない苗木の生産拡大などに集中的に取り組むこととなった。

【県における動き】
 ・平成29年10月に策定した「県産材の利用促進に関する基本計画」に沿って、需給情報の共有化等による安定供給体制の整備を目的とした「とやま県産材需給情報センター」が平成30年4月に関係団体により開設された。
 ・平成31年3月に新たな「富山県森林・林業振興計画」を策定し、この計画に基づき、成熟期を迎えている人工林の「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用等の施策を推進することとなった。
 ・民間建築物への木材利用を進めるため、川上から川下までの関係者が広く参画する「富山県ウッド・チェンジ協議会」を令和5年8月に設置し、また、民間事業者2者と新たに「県産材利用に関する建築物木材利用促進協定」を締結するなど、民間事業者等が木材を利用しやすい環境づくりを推進している。

【民間における動き】
 ・ロシア政府の平成19年からの丸太輸出関税の段階的な引き上げにより県内の北洋材原木輸入量は激減し、一部の製材工場では北洋材から県産材を含めた国産材への原料転換を進めている。また、平成27年5月には、木質バイオマス発電施設(射水市)が運転開始している。

【官民協働事業レビュー委員の意見】
 ・令和5年度に実施された官民協働事業レビューでは、担い手の育成を司る富山県林業カレッジの評価は、「一部改善」とされた。「研修修了生が活躍することで、『一人当たりの素材生産性(m³/人・日)』という項目で向上量を把握する方法があってもよいのでは」という意見が出された。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
森林資源の循環利用と生産基盤の整備	・「富山県森林・林業振興計画」に基づく総合的な施策の推進により、間伐等の森林整備は順調だが、対象森林は奥地化しており、計画的な主伐・再造林や路網整備、高性能林業機械の導入による県産材の低コスト生産等への一層の支援が必要。
県産材の安定供給体制の整備と木材の需要拡大	・「県産材の利用促進に関する基本計画」に基づく総合的な施策の実施により、県産材の利用量が着実に増加しているが、とやま県産材需給情報センターによる安定的・効率的な県産材の出材・供給体制づくり、県産材を利用した建築物の木造化・木質化の促進、木造建築物を設計・施工できる人材の育成などへの支援が必要。
林業事業体の経営基盤の強化と担い手の育成・確保	・研修等により素材生産を担う現場技能者の育成は順調であり、近年は30名以上の新規就業者を確保しているが、同数程度の離職者数により林業就業者数は減少傾向にあるため一層の支援が必要。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
森林資源の循環利用と生産基盤の整備	・県内の人工林は、建築用材に適した40年生以上が全体の約9割を占めるなど成熟期にあり、間伐等の森林整備や計画的な主伐・再造林による森林資源の循環利用を進める必要がある。	○
県産材の安定供給体制の整備と木材の需要拡大	・公共建築物等木材利用促進法の改正(R3.10.1施行)に伴い、木材の利用促進の対象が民間建築物を含む建築物一般に拡大されたことから、さらなる県産材の安定供給体制の整備に取り組んでいく必要がある。	○
林業事業体の経営基盤の強化と担い手の育成・確保	・高齢化かつ人口減少が進行する状況で、林業が魅力ある産業であり続けるために、就業環境を改善し、作業の効率化を進める取組みとして、「スマート林業」技術の普及を行う必要がある。	○

政策の柱	活力とやま	政策名	15 水産業の振興と富山湾のさかなのブランド力向上
政策目標	富山湾及びその周辺海域の多様な水産資源が持続的に利用され、豊かな食生活を支える安全で良質な水産物が供給されるとともに、富山湾のさかなのブランド力の向上により漁業経営が安定していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
沿岸漁業の漁獲量 <small>(本県の沿岸漁業で漁獲される水産物の量)</small>	24,721トン	22,700トン	20,029トン	19,238トン (暫定)	23,300トン	23,500トン	要努力
	指標動向の 補足説明	本県の基幹漁業である定置網は、回遊魚の来遊を待ち受けて獲る漁業のため、魚種ごとの好不漁による増減がある。令和5年は、マイワシ、サバ、シイラ等が好漁となり、ホタルイカ、アジ等が不漁であった。全体の漁獲量は平年(過去10年平均20,476トン)をやや下回った。					
	達成見通しの 判断理由	全国的に水産資源管理を実施しており、今後、水産資源の回復が見込まれるものの、漁獲量は回遊魚の来遊状況に大きく左右されるため、より一層の施策の推進が必要であり、「要努力」とした。					
新規漁業就業者数 <small>(新規就業から1年以上漁業への就業を継続している者の人数)</small>	80人/年 (H20)	35人/年 (H25)	29人/年	44人/年	40人/年	40人/年	達成可能
	指標動向の 補足説明	令和5年度の新規漁業就業者は、前年度から増加し、目標である40人/年を上回った。専用サイトでの情報発信や水産高校等への求人に取り組み、特に、40歳未満の若手就業者を多く確保(24名・全体の54.5%)できた。					
	達成見通しの 判断理由	若手就業者(40歳未満)の割合が着実に向上(H25:27.2%→H30:28.5%)しているほか、R5は目標を上回った。今後も国、関係団体等と連携し、新規漁業就業者数の増加に取り組むことから、「達成可能」と判断した。					
県産代表6魚種の産出額 (税抜き) <small>※対象魚種 ぶり類、ひらめ、べにずわいが に、えび類(シロエビ、甘エビ含 む)、いか類(ホタルイカ含む)、 貝類(バイガイ、イワガキ含む)</small>	40億円 (H22)	45億円 (H27)	46億円	46億円 (R4)	50億円	54億円	要努力
	指標動向の 補足説明	ホタルイカ、シロエビ、高志の紅ガニ、ブリを中心として「富山のさかな」のブランド化を推進するなど、「富山のさかな」の知名度や評価は着実に向上しており、令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大による需要低迷等の影響もあったが、産出額は増加傾向にあり、前年(35億円)から大幅に増加した。					
	達成見通しの 判断理由	「富山のさかな」のブランド化(知名度の向上等)は進んでいるものの、産出額は漁獲量の影響を大きく受けることから、近年の漁獲状況や新型コロナウイルス感染拡大による需要の低迷を勘案し、目標は「要努力」とした。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
栽培対象魚種(ヒラメ)の 放流尾数	H24:164千尾 ⇒ H25:166千尾 ⇒ H26:161千尾 ⇒ H27:299千尾 ⇒ H28:156千尾 ⇒ H29:135千尾 ⇒ H30:235千尾 ⇒ R1:238千尾 ⇒ R2:240千尾 ⇒ R3:264千尾 ⇒ R4:262千尾 ⇒ R5:240千尾	毎年、漁業団体等の要望数を目標に種苗生産を実施しており、R5年度は要望数をすべて満たした。
内水面増殖対象魚種(サケ)の来遊尾数	H24:51千尾 ⇒ H25:81千尾 ⇒ H26:112千尾 ⇒ H27:138千尾 ⇒ H28:67千尾 ⇒ H29:36千尾 ⇒ H30:28千尾 ⇒ R1:21千尾 ⇒ R2:28千尾 ⇒ R3:14千尾 ⇒ R4:13千尾 ⇒ R5:7千尾	来遊尾数10万尾を目標に、R5年は600万尾程度のサケ稚魚を買上げ、県内河川に放流した。 H28年以降は全国的な傾向と同様、減少傾向にある。
「うまさ一番 富山のさかな」キャンペーン協力店数	H24:1,534店 ⇒ H25:1,607店 ⇒ H26:1,623店 ⇒ H27:1,632店 ⇒ H28:1,637店 ⇒ H29:1,604店 ⇒ H30:1,608店 ⇒ R1:1,610店 ⇒ R2:1,610店 ⇒ R3:1,307店 ⇒ R4:1,321店 ⇒ R5:1,321店	R5年度は、R4年度に募集した新規店舗数を維持した。
若手就業者(40歳未満)の構成割合	H5:7.3% ⇒ H10:7.6% ⇒ H15:14.0% ⇒ H20:21.2% ⇒ H25:27.2% ⇒ H30:28.5% (5年毎の数値公表(R5の数値は国にてとりまとめ中))	新規就業・定着促進のための情報提供や漁業体験機会の提供等が、若手就業者の増加につながっている。
保全対策を実施した漁港施設の延長	H24:107m ⇒ H25:1,241m ⇒ H26:2,826m ⇒ H27:3,691m ⇒ H28:3,750m ⇒ H29:3,991m ⇒ H30:4,259m ⇒ R1:4,435m ⇒ R2:5,075m ⇒ R3:5,491m ⇒ R4:5,881m ⇒ R5:7,231m	黒部漁港:1,597m、滑川漁港:926m、新湊漁港:3,091m、氷見漁港:1,093m、宮崎漁港:524m

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・国は、平成30年6月に「水産政策の改革」をとりまとめ、令和4年3月には新たな水産基本計画を策定し、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立し、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造の確立を目指す方針を示した。

・平成30年7月からTAC法に基づくクロマグロの資源管理がスタートし、本県においても漁獲割当量の厳格な管理が行われている。

・改正漁業法が令和2年12月に施行され、国は、新法に基づき、TAC管理を基本とした新たな資源管理を進めるとして、TAC対象を8魚種から順次拡大し、漁獲量ベースで8割をTAC管理にすることで資源量及び漁獲量の回復を目指している。

・ブリ、シロエビ、ホタルイカに続く新たなブランド魚として、平成28年度から県産ベニズワイガニを「高志の紅ガニ」と命名しブランド化を進め、「富山のさかな」の魅力を一層高めることに取り組むとともに、各浜発のブランド魚のPR活動や水産加工品のブランド化の促進に対する支援など、ブランドを守り高める取組みの支援なども行っている。

・県内の漁村地域が広域的に連携し、浜の機能再編等を進めるための取組みを定めた「浜の活力再生広域プラン」等に基づき、平成29年度以降、製氷施設等の整備が実施され、県も支援している。

・平成27年度に本県で開催された「第35回全国豊かな海づくり大会」を契機として高まった「海の森づくり」の機運を継続するため、県内の漁業関係者をはじめ地域住民、県民グループなどが、アマモ移植、食害生物の除去、流域の植林活動などを通じて藻場の保全活動に取り組んでいる。

・令和4年8月の官民協働事業レビューでは、「富山のさかな」のブランド化の推進について、ターゲットの絞り込みや効果的な情報発信への提案あり。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	
B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由
持続可能な漁業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・水産資源を持続的に利用するため、県内漁業者は地域ごとに7つの資源管理協定を締結しており、当該協定に基づき休漁等の自主的な資源管理を実施している。 ・クロマグロを定置網から効果的に放流する技術の普及を進めている。 ・次世代栽培漁業対象魚種であるキジハタ・アカムツの事業化に向けた研究開発を実施しており、滑川栽培漁業センター敷地内に整備した種苗生産施設において、より多くの研究用種苗の生産を進めている。 ・R4に改修整備した氷見栽培漁業センターを活用し、クロダイの増産や栽培漁業の普及・啓発を進めている。
安全で良質な水産物の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> ・本県産業の競争力強化を図るため、「浜の活力再生プラン」等に基づき、水産物鮮度保持施設など4施設を整備し、より高品質な水産物の安定供給を進めている。
「富山のさかな」のブランド化と販路拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から「富山のさかな」ブランド化推進事業を実施しており、経済誌が平成28年3月に行った都道府県イメージ調査、「魚の県といえば」の項目で富山県が1位、食のイメージ調査2020で3位になるなど、着実にブランド化は進んでいる。
担い手の育成・確保と経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業就業相談窓口での情報提供や就業支援フェア、体験講座等の開催により、毎年、新規就業者の確保に努め、40歳未満の若手就業者の割合も着実に向上(H15:14.0%→H30:28.5%)するなど、順調に進捗している。また、将来中核を担う漁業者に対する研修や経営体に対する制度融資の活用により、漁業者の育成・基盤強化を進めている。
漁港の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地震や高波発生時における水産物流通機能の防護のため、外郭施設及び係留施設の改良工事(防波堤の嵩上げ、拡張など)を進めている。 ・県営5漁港海岸の海岸保全施設長寿命化計画を策定し、計画的な補修を進めている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
持続可能な漁業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・クロマグロ小型魚に加え、今後、新たなTAC対象として検討されている魚種の資源管理方策が、本県の基幹漁業である定置網の特性に応じたものとなるよう国に対して引き続き働きかける必要がある。 ・定置網の操業を継続しながら、クロマグロの漁獲を効率的に抑制するための放流技術の普及が求められている。 ・近年ブリやホタルイカ等の漁獲量の変動が著しいことから、その要因の解明が求められている。 ・富山湾における漁獲量が大きく変動する中、漁業経営の安定と本県水産物の安定供給に向け、本県栽培漁業を一層推進するために改修を進めている種苗生産施設において、キジハタ・アカムツなど新たな魚種の栽培漁業の事業化に向け、引き続き、研究を推進する必要がある。 	
「富山のさかな」のブランド化と販路拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ホタルイカ・シロエビ・高志の紅(アカ)ガニ・ブリをはじめとした、「富山のさかな」の知名度をいかに、水産団体・関連事業者と連携して実需者へのプロモーションによる販路拡大を図っていく必要がある。 	
担い手の育成確保と経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層を中心とした新規就業者が、継続して漁業で生計を立てることができるように、段階に応じた細かな支援が必要である。 	

政策の柱	活力とやま	政策名	16 北陸新幹線の早期全線開業による新ゴールデンルートの形成
政策目標	北陸新幹線の大阪までの早期全線整備の促進により、北陸経由で首都圏と関西圏を結ぶ「新ゴールデンルート」の形成が進むとともに、陸・海・空の交通基盤の整備により本県の拠点性が大きく高められ、人や物の交流が活発になっていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
伏木富山港の外貿コンテナ取扱個数(暦年)	68,261TEU	70,036TEU	70,731TEU	67,975TEU	94,000TEU	110,000TEU	要努力
	指標動向の補足説明	伏木富山港の外貿コンテナ取扱個数については、世界的な新型コロナウイルス感染症流行の影響などにより一時的に減少したが、R4はコロナ前の水準まで回復した。なお、R5はR4と比較すると減少しているが、R5.5から国際フィーダー航路が就航しており、内貨を含めたコンテナ取扱個数は増加している。					
	達成見通しの判断理由	取扱個数は概ね順調に推移しているものの、現時点では、世界情勢に起因した海外経済の動向の見通し等が不透明であり、目標達成のためには、さらなる港湾機能の強化や集荷の促進、貨物の創出に努める必要があることから、要努力と判断した。					
東海北陸自動車道の飛騨清見IC～小矢部砺波JCT間の4車線化整備延長(累計)	4.7km	4.7km	14.7km	14.7km	14.7km	R3(2021)目標値対比増加させる	達成可能
	指標動向の補足説明	県内暫定2車線区間については、ネクスコ中日本において、順次4車線化の整備が進められており、令和4年11月には、五箇山IC～小矢部砺波JCT間の一部5.9kmの4車線化が完成し、供用開始した。また、令和4年3月には福光IC～南砺SIC間の約4.6kmの4車線化が事業化されたことで、付加車線区間を含め、県内区間全てが4車線で事業化されている。					
	達成見通しの判断理由	県内区間付加車線(約10km)設置が令和4年11月に完了し、今後も事業主体であるネクスコ中日本において事業化区間を順次整備していく予定である。					
富山きとときと空港国内・国際路線(チャーター便含む)利用者数	880,526人 国内線 804,780人 国際線 75,746人	564,715人 国内線 461,695人 国際線 103,020人	251,509人 国内線 251,509人 国際線 0人	370,524人 国内線 329,183人 国際線 41,341人	573,000人 国内線 462,000人 国際線 111,000人	620,000人 国内線 500,000人 国際線 120,000人	要努力
	指標動向の補足説明	平成27年3月の北陸新幹線開業の影響による富山～羽田便の利用者数の減少も徐々に下げ止まりを見せていたが、新型コロナ感染拡大等の影響により、令和2年度から旅客需要が急激に低下した。令和5年度においては、新型コロナの感染が落ち着いたことや旅行需要の回復、国際線の一部運航再開もあり、利用者数が戻りつつある。					
	達成見通しの判断理由	国内線は旅客需要の回復により、利用者数が戻りつつある。西日本エリア(四国・九州)及び近隣県等の旅客需要の掘り起こしなどに取り組んできた結果、利用者数が伸びているため、羽田経由の乗継利用など更なる旅客需要を創出し、達成可能と考える。国際線の定期便再開に向けては、臨時便・チャーター便が運航されるなどの動きはあるものの、今後も継続的な交渉が必要なことから、現段階においては「要努力」とした。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
北陸新幹線(金沢・敦賀間)の工事着手率	開業済み	工事延長のうち、着工した延長の割合。令和6年3月16日に金沢・敦賀間が開業した。
利用促進PRイベントの開催回数(再掲)	H26:延べ4回 ⇒ H27:延べ1回 ⇒ H28:延べ12回 ⇒ H29:延べ34回 ⇒ H30:延べ15回 ⇒ R1:延べ18回 ⇒ R2:延べ1回 ⇒ R3:延べ0回 ⇒ R4:延べ4回 ⇒ R5:延べ9回	航空会社との包括連携協定(令和4年3月)に基づき、県内の商業施設や、札幌・西日本エリア(四国・九州)の空港等でPRイベントを実施した。
企業立地セミナーの参加者数(再掲)	H23:440人 ⇒ H24:337人 ⇒ H25:304人 ⇒ H26:459人 ⇒ H27:448人 ⇒ H28:432人 ⇒ H29:275人 ⇒ H30:416人 ⇒ R1:343人 ⇒ R2:112人 ⇒ R3:150人 ⇒ R4:259人 ⇒ R5:236人	R4年度は東京セミナー1回、名古屋セミナー1回、オンラインセミナー1回の合計3回の開催。R5年度は、東京セミナー1回、大阪セミナー1回、オンラインセミナー1回の合計3回開催した。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

(北陸新幹線に関する動き)

- ・平成24年 6月 金沢・敦賀間の「工事実施計画」の大臣認可。
- ・平成24年 8月 金沢・敦賀間着工。
- ・平成25年 3月 関西広域連合は、北陸新幹線(敦賀以西)ルートについて、「米原ルート(乗換)案」が最も優位であると提案することなどの取組方針を決定。
- ・平成25年 4月 井戸関西広域連合長が、北陸新幹線建設促進同盟会石井会長に「北陸新幹線(敦賀以西)ルート提案に係る取組方針」を説明。
石井会長からは米原での乗換えによる利便性低下に対する懸念を指摘。
後日、関西広域連合は、決定した取組方針について、「米原ルート(乗換)案」の文言の(乗換)を削除することで合意。
- ・平成25年12月 与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて、整備新幹線予算の大幅な増額や、工期短縮による早期完成・開業のためのスキームの見直しなどを政府に申し入れ。
- ・平成26年 7月 与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームの町村座長らが金沢・敦賀間など新規着工区間の開業前倒しを政府に申し入れ。
- ・平成26年 8月 新規着工区間の開業時期の前倒しを検討する整備新幹線に係る政府・与党ワーキンググループを設置。
- ・平成27年 1月 政府・与党整備新幹線検討委員会を開催。
- ・平成27年 3月 与党PT福井駅先行開業等検討委員会が設置され、金沢・福井間の先行開業について検討を開始。
- ・平成27年 8月 与党PT福井駅先行開業等検討委員会で、福井駅先行開業の可能性はあると取りまとめられた。
また、与党PT敦賀・大阪間整備検討委員会が設置され、敦賀・大阪間のルートについて検討を開始。
- ・平成28年 4月 与党PT敦賀・大阪間整備検討委員会で中間とりまとめが行われ、敦賀・大阪間の候補ルートを3ルートとし、終点を新大阪とする案が示され、国に対して調査(同年秋頃を目的に報告)を求めるとされた。
- ・平成28年12月 与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて敦賀・大阪間のルートが小浜京都ルートに決定。
- ・平成29年 3月 与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて京都ー新大阪間のルートが南回りルート(京田辺市・松井山手附近経由)に決定。
- ・平成29年 5月 与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム福井駅先行開業等検討委員会において敦賀駅における新幹線と在来線特急の乗換えが上下乗換え方式に決定。
- ・令和元年 5月 敦賀・新大阪間の環境影響評価手続き開始。
- ・令和2年 9月 与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて金沢・敦賀間の一部での工事遅延が発覚。
- ・令和2年12月 与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて国土交通省が示した北陸新幹線の取扱いに関する方針(令和5年度末の敦賀開業に向けて最大限努力すること、敦賀・大阪間について、着工5条件の早期解決を図ること等)を了承。
- ・令和3年 3月 金沢・敦賀間の工事実施計画変更認可。
- ・令和4年12月 与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム第11回北陸新幹線敦賀・新大阪間整備委員会において、敦賀以西の令和5年度当初の着工が困難である状況が報告。
国土交通大臣から「北陸新幹線(敦賀・新大阪間)の取扱いについて」が示され、従来、工事実施計画の認可後に進んでいた調査も含め、施工上の課題を解決するための調査等を先行的・集中的に行うこととする方針が提示。
- ・令和5年8月 JRが金沢・敦賀間開業日(令和6年3月16日)及び運行計画の概要を公表。
- ・令和6年3月 金沢・敦賀間開業。

(東海北陸自動車道に関する動き)

- ・ネクスコ中日本において、東海北陸自動車道県内暫定2車線区間のうち、平成28年度より延長約10kmの付加車線の整備が進められているほか、平成31年3月に、新たに白川郷IC～五箇山IC間の約2.8kmの付加車線設置が事業化された。
- ・令和元年9月に、「高速道路における安全・安心基本計画」が策定され、暫定2車線区間となっている南砺スマートIC～飛騨清見IC間が優先整備区間に選定された。
- ・令和4年3月には、福光IC～南砺スマートIC間の 延長約4.6kmの4車線化が事業化されたことで、県内区間全てが4車線で事業化された。
- ・令和6年3月には、飛騨清見IC～白川郷IC間の延長約4kmの4車線化が事業化され、飛騨トンネルを含む延長約12kmが準備調査箇所として選定された。

(港湾に関する動き)

- ・コンテナ船舶の大型化への進展、また効率的な運航のため、世界的に寄港地や航路を限定する傾向にあることから、国では国際基幹航路の我が国への寄港の維持・拡大を目指し、国際戦略港湾(京浜港、阪神港)への集貨、創貨、競争力強化に取り組んでいる。

(航空に関する動き)

- ・国は、令和5年度からの新たな「観光立国推進基本計画」が閣議決定され、インバウンドの本格的な回復のため、国際線の受入再開に向けた受入環境高度化等への支援や、地方空港における国際線再開・増便等の促進など受入環境整備を推進することとしている。
- ・令和6年8月実施の官民協働事業レビューにおいて、富山空港サポーターズクラブ強化事業について「会員の動向について詳細なデータを収集するべき」、「周知や特典内容、アプリ機能の改善が必要」との意見をいただいた。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
北陸新幹線の大阪までの早期全線整備の促進	<p>金沢・敦賀間については令和6年3月16日に開業したほか、敦賀・新大阪間については環境影響評価手続き及び従来、認可後に行っていた調査も含め認可前に先行的・集中的に実施する「北陸新幹線事業推進調査」が進められている。</p>	
本県の拠点性の向上につながる陸・海・空の交通基盤の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ネクスコ中日本において、東海北陸自動車道県内暫定2車線区間のうち、平成28年8月に県内2区間延長約10km、平成31年3月には、白川郷IC～五箇山IC間 延長約2.8kmで付加車線設置の事業化が決定され、整備が進められている。令和に入り、事業化のペースが加速し、令和2年3月には、白川郷IC～福光IC間の2区間延長約20km、令和4年3月には、福光IC～南砺SIC間の延長約5kmの4車線化が事業化され、県内区間全てが4車線化で事業化された。実際の4車線化の整備状況としては、令和2年から順次4車線化が完成しており、直近では、令和4年11月に、五箇山IC～小矢部砺波JCT間の一部5.9kmの4車線化が完成し、供用開始したところである。 ・伏木富山港の新湊、伏木、富山の各地区では、取扱貨物量の増大や船舶の大型化などに対応した施設整備を進め、さらなる機能強化を図っている。 <ul style="list-style-type: none"> 新湊地区・・・国際物流ターミナルの北4号岸壁の延伸(R1.6完成)、コンテナヤード拡張(H30.4完成)、荷役機械(アンローダ)建設(H29.10完成)、中央岸壁(-14m)の整備(R6.5完成)、ガントリークレーンの更新(1基)(R5.9完成) 伏木地区・・・臨港道路伏木外港1号線の整備(H26～)、万葉3号岸壁(-14m)の耐震改良(H28.11完成)、22万トン級の大型クルーズ船に対応した施設整備(H29.12完成)、万葉4号野積場の整備(R5.2完成) 富山地区・・・2号岸壁(-10m)の老朽化対策工事(H25～)、ハイポストクレーンの購入(R5.2供用開始) ・国内定期路線については、新型コロナウイルス感染拡大による影響などにより、令和3年度冬ダイヤから羽田便は4往復から3往復運航へ1往復減となったが、羽田経由の乗継ぎ可能な区間の大幅な拡大による全国各地とのアクセス向上など利便性の確保・向上が図られている。空港サポーターズクラブの会員は順調に増加しており、利用促進の効果が期待されるが、各種媒体等による空港利用の積極的なPRや各種助成制度により一層の利用促進を図る必要がある。国際定期路線については、上海便・大連便を除く定期便が運休しており、早期の定期便の運航再開に向けて、今後も継続的に交渉する必要がある。 	
国内外から人や物の流れを呼び込み定着させるための取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・富山くらし・しごと支援センター(有楽町・飯田橋・大阪・名古屋)を設置し、移住・UIJターンの増加を促進している。 ・新型コロナウイルス感染症に関するインバウンドの水際対策が終了し、インバウンドの観光客が増加する中、国の訪日プロモーション連携事業や、他県、民間企業との連携により、地域の観光資源を活用した現地プロモーション(広告、セミナーや商談会)を実施した。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
北陸新幹線の大阪までの早期全線整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、敦賀・新大阪間における環境アセスメントの地元調整も含めた丁寧かつ迅速な実施及び「北陸新幹線事業推進調査」の活用による早期全線整備、関西・中京圏との円滑な流動の確保、並行在来線の経営安定のための支援施策の充実、地方負担の軽減などの諸課題について、政府等関係機関に対し強力で働きかけていく必要がある。 	
本県の拠点性の向上につながる陸・海・空の交通基盤の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・東海北陸自動車道の飛騨トンネルを含む飛騨清見IC～白川郷IC間の4車線化の早期事業化を推進するため、今後とも県内関係市町村、各種団体と連携を図りながら、国及び関係機関に対し、強く要望していく必要がある。 ・伏木富山港の新湊、伏木、富山の各地区では引き続き、岸壁・荷役機械・ターミナルなどの機能強化を図るとともに、官民が連携したポートセールス活動により利用促進に取り組む必要がある。 ・国内線については、航空会社との包括連携協定(令和4年3月)に基づき、西日本及び札幌を重点対象としたプロモーションや羽田経由での乗継ぎ利用の促進、搭乗キャンペーンの実施など、旅客需要を確実に捉え、新たな旅客需要を創出する必要がある。 ・国際線については、定期便が運休しており、運航再開に向けて引き続き交渉していくとともに、運航再開後は、旅客需要の早期回復に向けて、これまで以上にインバウンド・アウトバウンド双方の利用促進に取り組むことが重要である。 ・空港の利便性の向上や活性化のためには、航空機利用者の維持に努めつつ、非空港利用者にも空港施設利用を促すために、関係機関と連携してイベント開催などに引き続き取り組む必要がある。 ・空港施設等については、適切な維持更新に努めることで、空港機能の維持を図る必要がある。 	○
国内外から人や物の流れを呼び込み定着させるための取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・富山くらし・しごと支援センター大手町・大阪・名古屋を設置し、移住・UIJターンの増加を促進しているところであるが、情報発信や相談体制の充実など、より一層戦略的に取り組んでいく必要がある。 ・首都圏からの若者や子育て世代の移住の促進を図るため、SNSを活用した新規相談者の発掘や、県外在住の本県出身者へのより効果的なアプローチについての検討が必要である。 ・若い女性の県外流出が大きな課題となっているため、若い女性にアプローチする移住促進策の検討も必要である。 ・新型コロナウイルス感染症に関するインバウンドの水際対策が終了し、インバウンドの観光客が増加する中、各市場の旅行、消費動向を調査・分析のうえ、国や近隣自治体、観光事業者等と連携し、魅力的なコンテンツ造成、web・SNS等を活用した効果的なプロモーション活動を実施するとともに、より安全・安心な観光地づくりに向けた受入れ環境整備を進めていく必要がある。 	

政策の柱	活力とやま	政策名	17 新幹線の開業効果の持続・深化と三駅を核とする広域交流等の促進
政策目標	観光客やビジネス客の大幅な増加など北陸新幹線の開業効果が持続・深化しているとともに、本県の玄関口である3つの新幹線駅を核として交通ネットワークが充実し、広域交流が活発になっていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
北陸新幹線の乗車人員 (上越妙高ー糸魚川間の乗車人員)	314.2万人 ※開業前(H26)	858.4万人 ※開業2年目	622.9万人 ※開業8年目	約779万人 ※開業9年目	860万人	860万人	達成可能
	指標動向の 補足説明	令和5年度は能登半島地震等が発生したが、輸送人員は対前年度比で25%増と増加した。(令和5年度の乗車人員は、JR西日本が公表する北陸新幹線(上越妙高ー糸魚川間)の断面輸送量の対前年度比等を用いて試算したもの)					
	達成見通しの 判断理由	令和6年3月の金沢ー敦賀間開業等により、今後も乗車人員の増加が期待できることから、今後の見通しとしては「達成可能」と判断した。					
観光消費額(暦年) (対象:宿泊客及び日帰り客 来訪目的:観光及びビジネス)	1,035億円 (H24)	1,448億円	1,509億円	1,830億円	2,100億円	2,200億円	要努力
	指標動向の 補足説明	令和5年は全国旅行支援等の切れ目のない観光需要喚起策の実施や、新型コロナウイルス感染症の5類への移行、インバウンド需要の回復により、前年から321億円増(前年比21.3%増)となった。					
	達成見通しの 判断理由	令和5年の観光消費額はコロナ前(R1:1,483億円、R1比:23.4%増)を上回ったものの、インバウンドは依然としてコロナ前の水準にまで戻っていないことや全国旅行支援の終了の影響等を鑑み、観光再始動に向けた取組みについて一層努力を要するため、「要努力」とした。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
日本橋とやま館の会員数(再掲)	H28:1,479人 ⇒ H29:3,149人 ⇒ H30:6,197人 ⇒ R1:7,736人 ⇒ R2:8,316人 ⇒ R3:9,218人 ⇒ R4:10,842人 ⇒ R5:11,717人	開館以来、着実に増加している。
富山駅付近連続立体交差事業(あいの風とやま鉄道線等)の事業進捗率	H24:40% ⇒ H25:48% ⇒ H26:54% ⇒ H27:60% ⇒ H28:74% ⇒ H29:88% ⇒ H30:98% ⇒ R1:98% ⇒ R2:98% ⇒ R3:98% ⇒ R4:98% ⇒ R5:96%	平成31年3月にあいの風とやま鉄道下り線を高架供用したことにより、全線高架化が完成する等、着実に事業が進捗している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

国は、地方創生の総合戦略において、移住促進を施策に掲げている。県、市町村においても地方版の総合戦略に基づき、戦略的な移住・定住の促進のため、市町村と移住者の受入に意欲のある地域と連携した取り組みが進められている。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
新幹線開業効果の持続・深化	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸三県や北陸経済連合会、JRと連携し、首都圏・中京・関西の三大都市圏に向けて一体となった誘客キャンペーンを通年で切れ目なく展開し、ポスター・観光季刊誌・WEB等での宣伝展開や旅行会社向けの観光素材説明会の開催、旅行商品造成や販売促進を行っている。 ・とやま中小企業チャレンジファンドにより、県内企業の販路開拓や受注拡大を支援した。 	
首都圏等での情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・富山くらし・しごと支援センター(有楽町・飯田橋・大阪・名古屋)を設置し、移住・UIJターンの増加を促進している。 ・首都圏・関西圏等における観光情報などの富山県の魅力の継続的な発信により、イメージアップを図っている。 ・関西圏での情報発信を強化するため富山・石川・福井情報発信拠点「HOKURIKU+」(ホクリクプラス)の開業(R6.7.31)に向けた準備を進めている。開業後は同拠点において、北陸三県の連携効果を最大化した情報発信に取り組む。 ・日本橋とやま館の年間来館者数は、新型コロナウイルスの感染拡大による休業要請や外出自粛等の影響により大幅に減少したが、会員数は堅調に増加しており、富山の上質なライフスタイルの発信につながっている。 	
新幹線駅とその周辺の活性化及びアクセス道路等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・富山駅付近連続立体交差事業においては、あいの風とやま鉄道下り線を平成31年3月に高架供用したことで、全線高架化が完成した。残る富山地方鉄道本線の高架化事業については、令和4年12月に仮線へ運行を切り換え、令和5年5月から高架橋工事に着手し、着実に事業が進んでいる。 	
広域交通ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸新幹線駅と観光地を結び旅行者の利便性を図る「富山ぶりにバス」・「世界遺産バス」や「わくライナー」などの観光路線バスや、県内の複数の観光地を巡るツアーバスへの運行支援を行うとともに、JRや近隣自治体と連携し、これらを利用した広域観光ルートのPRと大手旅行会社などに旅行商品の造成・販売を働きかけている。 ・新幹線アクセス路線バス等運行支援事業として、黒部宇奈月温泉駅から県内主要駅等への予約式タクシーやバスなどの運行を支援している。 ・高山本線強化促進同盟会として、岐阜県等と高山本線の利用促進のため広報・啓発事業を実施している。 	
北陸新幹線「新高岡駅」「黒部宇奈月温泉駅」の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・新幹線の開業効果を県内全域で持続・発展させ、地域活性化を図るため、新幹線利用促進への支援などを行った。 ・北陸新幹線駅の利用を促進するため、新高岡駅、黒部宇奈月温泉駅の観光案内所に外国語対応が可能なスタッフを配置するための経費を助成するなど、計画どおりに事業が進んでいる。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
新幹線開業効果の持続・深化	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の北陸新幹線大阪延伸を見据え、北陸三県や北陸経済連合会、JRとの更なる連携強化による誘客キャンペーンの実施で、県内の北陸新幹線3駅から、県内を訪れる観光客とビジネス客の増加を図ることが必要である。 ・富山くらし・しごと支援センター(有楽町・飯田橋・大阪・名古屋)を設置し、移住・UIJターンの増加を促進しているところであるが、情報発信や相談体制の充実など、より一層戦略的に取り組んでいく必要がある。 ・首都圏の見本市等への県内企業の積極的な出展を促し、販路開拓や受注拡大を引き続き支援していく必要がある。 	
首都圏等での情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・観光誘客、移住の促進につなげるため、日本橋とやま館や富山・石川・福井情報発信拠点「HOKURIKU+」(ホクリクプラス)の多彩な機能を活かしたより一層の魅力発信・情報発信が必要である。 	
新幹線駅とその周辺の活性化及びアクセス道路等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・新幹線駅及びその周辺地区が今後50年、100年も受け継がれる富山らしい魅力あふれる交流拠点となるよう、これまで県も参画してとりまとめた3駅の周辺整備計画に基づき整備を行ってきた。富山駅周辺地区においては、連続立体交差事業の1日も早い完成を目指し、地元市等の関係事業者と十分調整を図りながら、計画的に整備を進める必要がある。 ・あいの風とやま鉄道等と協力し、引き続き、富山駅が富山県の玄関口にふさわしい、富山らしく魅力的で賑わいのある場であるよう努める必要がある。 	
広域交通ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・二次交通の利便性向上による旅行者が周遊しやすい環境づくりや、新幹線駅・富山きとくと空港など広域交流の拠点となる交通結節点周辺の賑わい創出や魅力向上、運行を支援している観光路線バス及び着地型ツアーバスを県内外で継続してPR、支援する必要がある。 ・黒部宇奈月温泉駅から県内主要駅等へのアクセスを維持・確保していくため、引き続き、予約式タクシーやバスなどの運行を支援していく必要がある。 ・高山本線の富山ー高山間の利用者増加に向け、より一層利用促進に取り組む必要がある。 	
北陸新幹線「新高岡駅」「黒部宇奈月温泉駅」の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業は順調だが、各新幹線駅の利用増には地元自治体を含め更なる努力が必要である。 	

政策の柱	活力とやま	政策名	18 あいの風とやま鉄道の利便性の向上
政策目標	県内を東西に走る幹線鉄道であるあいの風とやま鉄道の経営の安定と利便性が確保され、将来にわたり、多くの県民の身近な生活路線として、通勤、通学等の交通手段が確保されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
あいの風とやま鉄道の利用者数 (1日当たりのあいの風とやま鉄道の利用者数)	—	40,338人	37,641人	39,531人	H28(2016) 対比 90%以上	H28(2016) 対比 80%以上	達成可能	
	指標動向の補足説明		R5年度(通年営業9年目)は、1日当たり利用者数が39,531人、前年度と比較すると約5%の増となり、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に近づきつつある。					
	達成見通しの判断理由		あいの風とやま鉄道の利用者数については、R5の1日当たりの利用者は39,531人となり、令和6年能登半島地震の影響を受けたものの、H28の約98%にまで回復した。今後、感染拡大収束後の旅客需要のさらなる高まりや新駅開業効果が期待できることから、今後の見通しとしては達成可能と判断した。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
富山県並行在来線経営安定基金への拠出額(累計)	H25:1.0億円 ⇒ H26:2.0億円 ⇒ H27:3.0億円 ⇒ H28:5.1億円 ⇒ H29:7.2億円 ⇒ H30:9.3億円 ⇒ R1:11.4億円 ⇒ R2:13.5億円 ⇒ R3:16.8億円 ⇒ R4:20.1億円 ⇒ R5:23.4億円	経営計画概要に基づき、計画通り拠出している。
新型車両(521系)の導入数	H26:16編成 ⇒ H27:16編成 ⇒ H28:16編成 ⇒ H29:17編成 ⇒ H30:17編成 ⇒ R1:18編成 ⇒ R2:19編成 ⇒ R3:20編成 ⇒ R4:22編成 ⇒ R5:22編成	H29年度に当初計画より1年前倒しで1編成を導入した。R元年度以降も毎年導入し、計画どおり順調に進んでいる。
駅設置数	H26:19駅 ⇒ H27:19駅 ⇒ H28:19駅 ⇒ H29:20駅 ⇒ H30:20駅 ⇒ R1:20駅 ⇒ R2:20駅 ⇒ R3:21駅 ⇒ R4:21駅 ⇒ R5:21駅	H29年度には高岡やぶなみ駅、R3年度には新富山口駅が開業し、開業時に計画していた新駅の設置は完了した。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>【あいの風とやま鉄道の主な取組み】</p> <p>H27.3 あいの風とやま鉄道開業(H27.3.14) 交通ICカード(ICOCA)運用開始 あいの風ライナー運行開始</p> <p>H28.2 交通ICカード定期券販売・利用開始 8 イベント列車「とやま絵巻」運行開始</p> <p>H29.4 新旅客案内システム(あいのトレ)運用開始</p> <p>H30.3 高岡やぶなみ駅開業 新型車両(521系)1編成を導入</p> <p>H31.3 下り線の高架化完了</p> <p>H31.4 観光列車「一万三千尺物語」運行開始</p> <p>R2.3 新型車両(521系)1編成を導入 6 富山駅高架下商業施設全面開業</p> <p>R3.3 東富山駅東口供用開始</p> <p>R4.3 新富山口駅開業 第二次経営計画策定</p> <p>R5.3 滑川駅エレベーター供用開始 4 運賃改定</p> <p>R6.3 呉羽駅北口供用開始</p>
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
経営安定への支援	・富山県並行在来線経営安定基金による支援(運賃値上げの一定程度の抑制等)をはじめ、富山駅付近連続立体交差事業負担金など、初期投資及び開業後投資に対し補助を実施している。	
利便性の向上とマイルール意識醸成への支援	・富山駅付近連続立体交差事業においては、あいの風とやま鉄道下り線を平成31年3月に高架供用したことで、全線高架化が完成した。 ・駅のバリアフリー化について、国の補助事業採択を受け、沿線市町とともにエレベーターの設置を支援している。	
新駅設置と周辺まちづくり等への支援	・高岡やぶなみ駅(平成30年3月開業)、新富山口駅(令和4年3月開業)の設置にあたり支援を実施した。 ・高岡やぶなみ駅や、新富山口駅へのアクセス道路の整備を進めた。 ・新富山口駅東側周辺の県有地は、令和2年12月に民間開発事業者へ売買契約を締結し、令和3年2月に引渡しを行った。新駅周辺のまちづくりに向けて、民間開発事業者が周辺住民や地元市と調整のうえ、開発工事を進めている。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
経営安定への支援	・今後見込まれる人口減少や新型コロナウイルス感染症などの影響を考慮すると、厳しい経営状況が続くと見込まれる。令和4年3月に第二次経営計画が策定されたところであり、引き続き、富山県並行在来線経営安定基金をはじめとした、必要な支援等を行っていく必要がある。	
利便性の向上とマイルール意識醸成への支援	・駅のバリアフリー化を加速化させるため、国に対して補助採択基準の緩和等を働きかけるとともに、沿線市町と連携してエレベーターの設置を進める必要がある。	
新駅設置と周辺まちづくり等への支援	・県有地(新富山口駅周辺)開発は、引き続き民間開発事業者や地元市等と連携・調整のうえ、進める必要がある。	

政策の柱	活力とやま	政策名	19 高速道路、幹線道路から生活道路までの道路ネットワークの整備
政策目標	高速道路から身近な生活道路に至るまで、安全で快適な道路ネットワークが形成され、人、モノの交流が活発になっていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
東海北陸自動車道の飛驒清見IC～小矢部砺波JCT間の4車線化整備延長(累計)	4.7km	4.7km	14.7km	14.7km	14.7km	R3(2021)目標値対比増加させる	達成可能
	指標動向の補足説明	県内暫定2車線区間については、ネクスコ中日本において、順次4車線化の整備が進められており、令和4年11月には、五箇山IC～小矢部砺波JCT間の一部5.9kmの4車線化が完成し、供用開始した。また、令和4年3月には福光IC～南砺SIC間の約4.6kmの4車線化が事業化されたことで、付加車線区間を含め、県内区間全てが4車線で事業化されている。					
	達成見通しの判断理由	県内区間付加車線(約10km)設置が令和4年11月に完了し、今後も事業主体であるネクスコ中日本において事業化区間を順次整備していく予定である。					
走りやすい道路の延長(累計)	1,626km	1,660km (H27)	1,974km	1,975km	1,670km	1,700km	既に達成
	指標動向の補足説明	周辺環境の変化等による増減があるものの、道路の改良済み延長が伸びていることから、着実に走りやすい道路の割合が増加し、目標を達成した。					
	達成見通しの判断理由	既に目標値を達成しているが、今後も継続的に道路整備を実施していく予定である。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
高規格道路の整備延長	H22:172.1km ⇒ H23:177.8km ⇒ H24:177.8km ⇒ H25:177.8km ⇒ H26:186.4km ⇒ H27:187.5km ⇒ H28:187.5km ⇒ H29:187.5km ⇒ H30:187.5km ⇒ R1:187.5km ⇒ R2:187.5km ⇒ R3:187.5km ⇒ R4:190.9km ⇒ R5:190.9km	・高規格道路(高速自動車国道、一般国道自動車専用道路、地域高規格道路)の供用済み延長。 ・現在、高規格道路(富山外郭環状道路・富山高山連絡道路・高岡環状道路)を整備中。
歩道の整備延長	H22:1,025km ⇒ H23:1,034km ⇒ H24:1,040km ⇒ H25:1,051km ⇒ H26:1,062km ⇒ H27:1,070km ⇒ H28:1,077km ⇒ H29:1,095km ⇒ H30:1,100km ⇒ R1:1,103km ⇒ R2:1,109km ⇒ R3:1,110km ⇒ R4:1,113km ⇒ R5:1,119km	・県管理道路において歩道が設置(片側以上)されている道路実延長。 ・安全安心な交通空間の整備として、順調に進んでいる。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>【道路に関する国の動き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 社会資本整備総合交付金の創設。(既存の個別補助金の統合) ・平成23年12月 「今後の高速道路のあり方中間とりまとめ」が出される。 ・平成29年12月 社会資本整備審議会道路分科会に設置された「国土幹線道路部会」において『「高速道路の安全性、信頼性や使いやすさを向上する取組」基本方針』が示される。 ・平成31年3月 財政投融资の活用により東海北陸自動車道の白川郷IC～五箇山IC間の延長約2.8kmにおける付加車線設置の事業化が決定される。 ・令和元年9月 「高速道路における安全・安心基本計画」が策定され、東海北陸自動車道の暫定2車線区間となっている南砺スマートICから飛驒清見ICまでの区間が優先整備区間に選定される。 ・令和2年3月 財政投融资の活用により東海北陸自動車道の白川郷IC～五箇山IC及び五箇山IC～福光IC間の2区間延長約20kmにおける4車線化の事業化が決定される。 ・令和4年3月 財政投融资の活用により東海北陸自動車道の福光IC～南砺SIC間の延長約5kmにおける4車線化の事業化が決定される。 ・令和5年5月 高速道路の更新・進化のために料金徴収期間の延長などを内容とした道路整備特別措置法等の法改正が国会で可決、成立した。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
高速道路ネットワーク等の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・東海北陸自動車道 暫定2車線区間108.4kmのうち、白鳥IC～飛騨清見IC間(40.9km)については、平成24年4月に4車線化の事業許可を受け、平成30年度に完了している。 残る飛騨清見IC～小矢部砺波JCT間(67.5km)のうち、平成28年8月に県内2区間 延長約10km、平成31年3月には、白川郷IC～五箇山IC間 延長約2.8kmで付加車線設置の事業化が決定され、整備が進められている。令和4年3月には、福光IC～南砺SIC間の延長約5kmの4車線化が事業化され、県内区間全てが4車線化で事業化された。令和6年3月には、飛騨清見IC～白川郷IC間の延長約4kmの4車線化が事業化され、飛騨トンネルを含む延長約12kmが準備調査箇所として選定された。 実際の4車線化の整備状況としては、令和2年から順次4車線化が完成しており、直近では、令和4年11月に、五箇山IC～小矢部砺波JCT間の一部5.9kmの4車線化が完成し、供用開始したところである。 また、平成27年3月に南砺スマートICが供用された。令和元年9月に城端スマートICの事業化が決定され、令和5年12月に完成し、供用開始した。 ・北陸自動車道 平成19年7月に入善スマートIC、平成21年4月に流杉スマートICが、それぞれ本格導入、平成27年3月に高岡砺波スマートICが供用されたところであり、高速道路を利用する人の割合が着実に伸びている。また、平成28年5月に上市スマートICが新規事業化され、令和2年12月に完成し、供用開始した。 ・能越自動車道 平成27年2月に灘浦IC～石川県境間約6.0kmが開通し、これにより県内の全区間となる延長43.9kmにわたって供用されたところである。また、平成27年11月に能越県境パーキングが、平成28年3月に氷見南ICが供用されたところである。 	
地域の活力を育む幹線道路や身近な生活道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・高規格道路(地域高規格道路) <富山高山連絡道路> 猪谷楡原道路としての事業中区間のうち、平成22年11月に富山市庵谷～楡原間約3.0kmが供用し、現在、富山市猪谷～片掛間約1.6kmの整備が進められている。 富山市楡原～栗山間12.0kmが大沢野富山南道路として、平成26年度に新規事業化され、整備が進められている。 <富山外郭環状道路> 現在、豊田新屋立体として富山市小西～栗島町間2.9kmの整備が進められている。 富山市中島～射水市白石間7.4kmが中島本郷立体として、令和3年度に新規事業化された。 <高岡環状道路> 現在、高岡市上伏間江～佐野間2.6kmの整備が進められている。 高岡市石塚～六家間1.3kmが六家立体として、令和元年度に新規事業化され、整備が進められている。 ・その他の道路 安全・安心で快適な道路ネットワークの形成を図るため、新幹線駅、IC・港湾等の交通・物流拠点へのアクセス道路や市町村間を結ぶ幹線道路等の整備を着実に進めている。また、通学路等における安全な歩行空間の確保や、自転車走行空間の確保、歩道のバリアフリー化を着実に進めている。 	
既存道路施設の長寿命化や災害に強い道路ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の長寿命化、耐震化 平成23年2月に富山県橋梁長寿命化修繕計画(令和5年3月に改訂)を策定し、橋梁の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び修繕・更新費用の平準化を図っている。 平成29年度までに、落橋・倒壊を防止するレベルの耐震化が完了したことから、次の段階として、第1次緊急輸送道路上の橋梁について、地震による損傷が限定的に留まり、速やかな機能回復が可能なレベルとする対策を実施している。 ・安全な通行の確保 道路の安全確保のため、道路施設の防災対策や、雪崩対策を着実に進めている。また、災害発生時において、道路の規制情報や被害情報等を迅速に収集・提供している。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
高速道路ネットワーク等の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・東海北陸自動車道の残る飛騨トンネルを含む飛騨清見IC～白川郷IC間の4車線化の早期事業化を推進するため、今後とも県内関係市町村、各種団体と連携を図りながら、国及び関係機関に対し、強く要望していく必要がある。 ・また、「富山県東海北陸自動車道建設促進同盟会」において、東海北陸自動車道の建設促進のため、国等への提言活動等を積極的に行ってきたが、平成20年7月に東海北陸自動車道が全線開通したことや、より効果的な活動を展開するため、県内の高規格道路等の建設整備促進の活動をしている「北陸自動車道等富山県建設促進協議会」との統合について検討を進める。 	
地域の活力を育む幹線道路や身近な生活道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・昨今の痛ましい交通事故の発生をふまえ、通学路及び未就学児の集団移動経路等における安全な歩行空間の確保をより強く促進していく必要がある。 	
既存道路施設の長寿命化や災害に強い道路ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び修繕・更新費用の平準化、地震発生時に救援物資の輸送を担う緊急輸送道路等に架かる橋梁の耐震化、落石・崩壊等に対する道路施設の防災対策の推進を着実に実施していく必要がある。 	

政策の柱	活力とやま	政策名	20 日本海側総合的拠点港としての伏木富山港の機能強化
政策目標	環日本海地域やアジアの交流・物流拠点として、港湾機能やネットワークの充実が図られ、国内外との人、モノの交流が活発になっていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
伏木富山港の外貿コンテナ取扱個数(暦年)	68,261TEU	70,036TEU	70,731TEU	67,975TEU	94,000TEU	110,000TEU	要努力
	指標動向の補足説明	伏木富山港の外貿コンテナ取扱個数については、世界的な新型コロナウイルス感染症流行の影響などにより一時的に減少したが、R4はコロナ前の水準まで回復した。なお、R5はR4と比較すると減少しているが、R5.5から国際フィーダー航路が就航しており、内貨を含めたコンテナ取扱個数は増加している。					
	達成見通しの判断理由	取扱個数は概ね順調に推移しているものの、現時点では、世界情勢に起因した海外経済の動向の見通し等が不透明であり、目標達成のためには、さらなる港湾機能の強化や集荷の促進、貨物の創出に努める必要があることから、要努力と判断した。					
伏木富山港へのクルーズ客船の寄港回数(暦年)	5回	5回	3回	5回	13回	20回	要努力
	指標動向の補足説明	伏木富山港へのクルーズ客船の寄港回数については、寄港する邦船や発着クルーズの実施等によりH30に4年ぶりに一定の増加が見られたが、H23から横ばい傾向が続いている。R2及びR3は新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた寄港は全て中止となったが、R4は3年ぶりに寄港が再開した。					
	達成見通しの判断理由	H30については、寄港する邦船や発着クルーズの実施等により、4年ぶりに一定の増加(計8回の寄港)が見られたが、R1は減少し、R2及びR3は、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響により寄港中止となった。日本ではR2.10から国内クルーズ、R5.3から国際クルーズを再開した。伏木富山港では、R5に計5回の寄港があったところであるが、目標達成のためには、さらなる誘致活動の強化、受入体制の充実等に努める必要があることから、要努力と判断した。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
伏木富山港の取扱貨物量	H24:7,353千トン ⇒ H25:7,713千トン ⇒ H26:7,378千トン ⇒ H27:6,632千トン ⇒ H28:6,392千トン ⇒ H29:6,694千トン ⇒ H30:6,702千トン ⇒ R1:6,735千トン ⇒ R2:6,266千トン ⇒ R3:6,687千トン ⇒ R4:7,176千トン ⇒ R5:6,641千トン	取扱貨物量は、世界的な新型コロナウイルス感染症流行の影響などによりR2は減少したが、近年はコロナ前の水準まで回復している。
県内外企業への訪問件数	H27:190件 ⇒ H28:197件 ⇒ H29:169件 ⇒ H30:166件 ⇒ R1:164件 ⇒ R2:232件 ⇒ R3:97件 ⇒ R4:88件 ⇒ R5:36件	伏木富山港への貨物集荷、新規航路の就航等を図るため、県内外の企業の個別訪問を実施し、伏木富山港のPRに努めた。
クルーズ船社、旅行会社等の訪問件数	H27:52件 ⇒ H28:49件 ⇒ H29:66件 ⇒ H30:69件 ⇒ R1:118件 ⇒ R2:17件 ⇒ R3:16件 ⇒ R4:19件 ⇒ R5:22件	伏木富山港への寄港回数の増加を図るため、クルーズ船社、旅行会社等の訪問や寄港地決定権者の招請、商談会への参加等を行った。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・コンテナ船舶の大型化への進展、また効率的な運航のため、世界的に寄港地や航路を限定する傾向にあることから、国では国際基幹航路の我が国への寄港の維持・拡大を目指し、国際戦略港湾(京浜港、阪神港)への集荷、創荷、競争力強化に取り組んでいる。

・国では、2020年に訪日クルーズ旅客を500万人とする目標を策定し、クルーズ船の寄港を受け入れるための環境整備等を加速化させていたところであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大により世界的にクルーズが中止となった。「クルーズの安全・安心の確保に係る検討・中間とりまとめ」を公表(R2.9)するとともに、関係業界団体が策定した「クルーズ船及び受入港の感染症対策に関するガイドライン」も公表され、令和4年から順次クルーズ船が再開した。令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことに伴い、ガイドラインが廃止(国内船)または一部見直し(外国船)となり、コロナ禍前とほぼ同等の運航となった。

・令和5年8月実施の官民協働事業レビューにて、賑わい創出のために海王丸パークのイベント内容等を見直すべきとの意見あり。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
港湾機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・伏木富山港の新湊、伏木、富山の各地区では、取扱貨物量の増大や船舶の大型化などに対応した施設整備を進め、さらなる機能強化を図っているが、引き続き信頼性・定時性の確保に向けた対応を図る必要がある。 新湊地区・・・国際物流ターミナルの北4号岸壁の延伸(R1.6完成)、コンテナヤード拡張(H30.4完成)、荷役機械(アンローダ)建設(H29.10完成)、中央岸壁(-14m)の整備(R6.5完成)、ガントリークレーンの更新(1基)(R5.9完成) 伏木地区・・・臨港道路伏木外港1号線の整備(H26～)、万葉3号岸壁(-14m)の耐震改良(H28.11完成)、22万トン級の大型クルーズ船に対応した施設整備(H29.12完成)、万葉4号野積場の整備(R5.2完成) 富山地区・・・2号岸壁(-10m)の老朽化対策工事(H25～)、ハイポストクレーンの購入(R5.2供用開始) ・魚津港 魚津港北地区の整備(H27.6完成)。 	
環日本海地域やアジアとの物流の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・荷主企業奨励金をはじめとするインセンティブ制度により、新規荷主の開拓を図っているが、世界情勢に起因した海外経済動向の見通し等が不透明であり、引き続き、企業のニーズの把握に努め、集荷促進を行っていく必要がある。 	
クルーズの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・伏木港の22万トン級の大型クルーズ客船に対応した施設整備が完了(H29.12) ・平成30年度からは、クルーズ誘致等コーディネーターやセールス専門員の配置、発着クルーズ誘致のための補助制度の創設等により、国内外の船会社等に対するセールス強化を図ってきたところであるが、引き続き、より多くのクルーズ船誘致に努めていく必要がある。 	
港の賑わいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・海王丸パークの展望広場や新湊マリーナの陸上保管施設の整備に取り組んできたところであるが、魅力ある港湾空間の創出を図るため、市町村や関係機関とのさらなる連携が必要である。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
港湾機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環日本海地域やアジアの物流拠点を指すため、引き続き伏木富山港における取扱貨物量の増大や船舶の大型化などに対応した施設整備を進めるなど、さらなる港湾機能の強化を図っていく必要がある。 	○
環日本海地域やアジアとの物流の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・伏木富山港の一層の利用促進を図るため、インセンティブ制度の活用やセミナーの開催等を通じて積極的なPRを進めるとともに、中国、韓国、東南アジアなど環日本海・アジア地域との物流活性化を図るため、市場開拓・貨物創出、集荷圏拡大や航路拡充等の取組みを進めていく必要がある。 	
クルーズの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなるクルーズ客船誘致に向け、新たな観光コンテンツや体験型観光などを積極的に提案するとともに、大型クルーズ船寄港時の二次交通の確保等利便性の向上を図る必要がある。 	
港の賑わいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・港の賑わいづくりについては、市町村や関係機関とのさらなる連携により、引き続き魅力ある港湾空間の創出を図っていく必要がある。 	

政策の柱	活力とやま	政策名	21 国内外との航空ネットワークの維持・充実と空港の活性化
政策目標	環日本海地域やアジアの交流・物流拠点として、空港機能や航空ネットワークの充実が図られ、国内外との交流が活発になっているとともに、富山きときと空港が地域の拠点として賑わっていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
富山きときと空港国内・国際路線(チャーター便含む)利用者数	880,526人 国内線 804,780人 国際線 75,746人	564,715人 国内線 461,695人 国際線 103,020人	251,509人 国内線 251,509人 国際線 0人	370,524人 国内線 329,183人 国際線 41,341人	573,000人 国内線 462,000人 国際線 111,000人	620,000人 国内線 500,000人 国際線 120,000人	要努力
	指標動向の 補足説明	平成27年3月の北陸新幹線開業の影響による富山ー羽田便の利用者数の減少も徐々に下げ止まりを見せていたが、新型コロナ感染拡大等の影響により、令和2年度から旅客需要が急激に低下した。令和5年度においては、新型コロナの感染が落ち着いたことや旅行需要の回復、国際線の一部運航再開もあり、利用者数が戻りつつある。					
	達成見通しの 判断理由	国内線は旅客需要の回復により、利用者数が戻りつつある。西日本エリア(四国・九州)及び近隣県等の旅客需要の掘り起こしなどに取り組んできた結果、利用者数が伸びているため、羽田経由の乗継利用など更なる旅客需要を創出し、達成可能と考える。国際線の定期便再開に向けては、臨時便・チャーター便が運航されるなどの動きはあるものの、今後も継続的な交渉が必要なことから、現段階においては「要努力」とした。					
富山きときと空港航空機(小型機、公用機含む)着陸回数	4,666回	3,896回	3,017回	3,468回	3,930回	4,320回	要努力
	指標動向の 補足説明	新型コロナの感染拡大の影響により全面運休となっていた国際線定期便が一部運航再開したため、令和5年度の着陸回数は昨年比で増加した。					
	達成見通しの 判断理由	新型コロナの感染拡大の影響により全面運休となっていた国際線定期便が一部運航再開したところであるが、今後台北便などの路線についても運航が再開されれば達成可能と考える。しかしながら、国際線再開に向けては、チャーター便が運航されるなどの動きはあるものの、今後も継続的な交渉が必要なことから現段階においては「要努力」とした。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
富山きときと空港サポーターズクラブ会員数(累計)	法人会員 H27:306社 ⇒ H28:338社 ⇒ H29:362社 ⇒ H30:389社 ⇒ R1:402社 ⇒ R2:402社 ⇒ R3:404社 ⇒ R4:402社 ⇒ R5:398社 個人会員 H29:1,400人 ⇒ H30:2,347人 ⇒ R1:2,617人 ⇒ R2:3,065人 ⇒ R3:4,615人 ⇒ R4:8,107人 ⇒ R5:10,243人	法人会員はやや落ち着いてきている。また、H29に開始した個人会員は、アプリの導入やPR、会員特典の充実により順調に増加している。
利用促進PRイベントの開催回数	H26:延べ4回 ⇒ H27:延べ1回 ⇒ H28:延べ12回 ⇒ H29:延べ34回 ⇒ H30:延べ15回 ⇒ R1:延べ18回 ⇒ R2:延べ1回 ⇒ R3:延べ0回 ⇒ R4:延べ4回 ⇒ R5:延べ9回	航空会社との包括連携協定(令和4年3月)に基づき、県内の商業施設や、札幌・西日本エリア(四国・九州)の空港等でPRイベントを実施した。
空港内でのイベント開催件数(累計)	H30:延べ27回 ⇒ R1:延べ51回 ⇒ R2:延べ59回 ⇒ R3:延べ63回 ⇒ R4:延べ88回 ⇒ R5:延べ109回	関係機関とともにイベントの実施に努めた。
滑走路更新延長(更新済延長)	H30:0m ⇒ R1:0m ⇒ R2:320m ⇒ R3:680m ⇒ R4:977m ⇒ R5:1,220m	工程に基づき事業を推進する。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・国は、令和5年度からの新たな「観光立国推進基本計画」が閣議決定され、インバウンドの本格的な回復のため、国際線の受入再開に向けた受入環境高度化等への支援や、地方空港における国際線再開・増便等の促進など受入環境整備を推進することとしている。 ・令和6年8月実施の官民協働事業レビューにおいて、富山空港サポーターズクラブ強化事業について「会員の動向について詳細なデータを収集するべき」、「周知や特典内容、アプリ機能の改善が必要」との意見をいただいた。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	C さらなる重点的な施策の推進が必要
施策名	判定理由
国内航空ネットワークの維持・充実	新型コロナ感染拡大による影響などにより、令和3年度冬ダイヤから羽田便は4往復から3往復運航へ1往復減となったが、羽田経由の乗継ぎ可能な区間の大幅な拡大による全国各地とのアクセス向上など利便性の確保・向上が図られている。空港サポーターズクラブの会員は順調に増加しており、利用促進の効果が期待されるが、各種媒体等による空港利用の積極的なPRや各種助成制度により一層の利用促進を図る必要がある。
国際路線の維持・拡充	上海便・大連便を除く定期便が運休しており、早期の定期便の運航再開に向けて、今後も継続的に交渉する必要がある。
空港の利便性の向上や活性化	今後も民間や関係機関と連携したイベント実施に加え、空港ターミナルビルと近隣施設との連携により、空港の利便性向上や活性化を図っていく。 令和5年度にビジネスジェットの運航需要や経済波及効果などの調査を行った。その結果を踏まえ、人口や飛来機の多い中国、香港、台湾といった近隣アジアを対象とした誘致活動や空港の受入体制強化に取り組む必要がある。
空港施設等の適切な維持管理と計画的な更新	空港施設の適正な更新を行うための事業を着実に推進しているほか、更新計画に基づく設備等の更新に努めている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
国内航空ネットワークの維持・充実	・国内線については、航空会社との包括連携協定(令和4年3月)に基づき、西日本及び札幌を重点対象としたプロモーションや羽田経由での乗継ぎ利用の促進、搭乗キャンペーンの実施など、旅客需要を確実に捉え、新たな旅客需要を創出する必要がある。	○
国際路線の維持・拡充	・国際線については、定期便が運休しており、運航再開に向けて引き続き交渉していくとともに、運航再開後は、旅客需要の早期回復に向けて、これまで以上にインバウンド・アウトバウンド双方向の利用促進に取り組むことが重要である。	○
空港の利便性の向上や活性化	・航空機利用者の維持に努めつつ、非空港利用者にも空港施設利用を促すために、関係機関と連携してイベント開催などに引き続き取り組む必要がある。	
空港施設等の適切な維持管理と計画的な更新	・適切な維持更新に努めることで、空港機能の維持を図る必要がある。	

政策の柱	活力とやま	政策名	22 行政情報のオープンデータ化とWi-Fi環境等の整備促進
政策目標	県の持つ統計データ等の情報がオープンデータ化され、民間との連携により地域課題の解決が図られるとともに、Wi-Fi環境や超高速ブロードバンドの整備が進められ、防災・観光情報の提供や教育分野においてICTが積極的に活用されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
県がオープンデータとして公開しているデータの数	—	870 (H29)	1,261	1,304	1,000	1,200	既に達成
	指標動向の 補足説明	初年度は未登録だったデータを随時登録しつつ、毎年作成されるデータについても継続して追加したため、R4年度末時点(1,261)でR8年度の最終目標を達成し、引き続きデータを拡充している。					
	達成見通しの 判断理由	R8年度の最終目標を達成済み。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
電子申請利用割合 (オンライン利用促進対象 手続)	H23:45.6% ⇒ H24:49.1% ⇒ H25:53.9% ⇒ H26:55.9% ⇒ H27:57.7% ⇒ H28:59.3% ⇒ H29:62.4% ⇒ H30:63.4% ⇒ R1:27.6% ⇒ R2:29.8% ⇒ R3:31.9% ⇒ R4:34.0%	R1より国の定めるオンライン利用促進対象手続が 拡充され、電子申請利用割合が低く、年間申請件 数の多い手続が新たに対象となったことにより、全 体の利用割合は一旦低下したが、着実に増加して いる。
TOYAMA Free Wi-Fiの整 備数	H27:64箇所 ⇒ H28:109箇所 ⇒ H29:125箇所 ⇒ H30:149箇所 ⇒ R1:163箇所 ⇒ R2:168箇所 ⇒ R3:180箇所 ⇒ R4:185箇所 ⇒ R5:194箇所	スマートフォンなどの普及や外国人観光客の増加 に伴い、利用環境の整備が着実に進んでいる。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>【国の動き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24.7 「電子行政オープンデータ戦略」策定 ・H28.12 「官民データ活用推進基本法」成立 …国民がインターネット等を通じて国、地方公共団体が保有する官民データを容易に利用できるよう措置を講じることが義務付けられた。 ・H29.5 「オープンデータ基本指針」策定 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」策定 …R2年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標とすることが掲げられた。 ・H30.1 「デジタル・ガバメント実行計画」の策定(H30.7改訂) ・H30.6 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」策定(R1.6改訂) ・R1.5 「デジタル手続法」成立 ・R2.12 「自治体DX推進計画」策定 ・R3.5 「デジタル改革関連法」成立 ・R3.9 「デジタル庁」創設 ・R3.12 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」策定 ・R4.3 「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」策定 ・R4.6 「デジタル田園都市国家構想基本方針」策定 ・R4.7 北陸デジタル田園都市国家インフラ整備推進協議会発足 ・R4.12 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」策定 <p>【市町村の動き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H26 TOYAMA Free Wi-Fiの整備を開始、TOYAMA Free Wi-Fi整備推進協議会の設立 ・H29 県内15市町村においてTOYAMA Free Wi-Fiのアクセスポイントを設置(R6.3現在 194箇所整備済み) ・R1 県内15市町村においてオープンデータに取り組み済み <p>【民間の動き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.3 携帯電話事業者による5G商用サービスが開始 ・R2.10 室堂山の携帯電話基地局でサービス開始 ・R5.6 仙人谷、作廊谷の携帯電話基地局でサービス開始

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況 A 概ね順調	
施策名	判定理由
新技術の導入による行政サービスの効率化、県が持つ情報等のオープンデータ化	<p>【オープンデータ化の推進】 H30年度より全市町村共通のフォーマットでのデータ提供に取り組み、県内市町村のオープンデータ取組み率は100%となった(R1.7月)。引き続き、ニーズの把握に努めるとともに、掲載データ数の拡大に取り組み、R4年度末の時点でR8年度の最終目標を達成済み。(R4年度末の公開データ数:1,261件、R5年度末の公開データ数:1,304件)</p> <p>【行政の電子化の推進】 令和3年度にDX・働き方改革推進基本方針及びアクションプランを策定し、行政手続(5,808件)の電子化を順次実施し、令和7年度末までに原則、電子化することとしている。(KPI 電子申請対応手続数: R3:3,300、R4:4,300、R5:5,300、R6:5,750)</p> <p>【庁内情報システム全体の最適化の推進】 「ICTコスト削減」「情報セキュリティの向上」「ICT活用による業務効率化」等に対応するため、H30年度に「第2次富山県情報システム全体最適化計画[計画期間:H30~R4]」を策定し、システムの品質向上やコスト適正化、調達の透明性確保を目的とした調達審査のもと、個別業務システムの共用サーバへの統合やシステム機器の民間データセンターへの移設、クラウドサービスの活用、市町村との業務アプリケーションの共同利用などの各種取り組みを着実に実施している。</p>
ICTの利活用の推進、マイナンバーカードの利活用の推進	<p>【ICTの利活用の推進】 情報通信基盤の整備により、医療・福祉、防災、教育、生涯学習や産業等の各分野においてICTの利活用が進んでいる。(ICT利活用例: 県総合防災情報システム、震度情報ネットワークシステム、広域災害・救急医療情報システム、生涯学習ネットワーク(とやま学遊ネット)など)</p> <p>【マイナンバーカードの利活用の推進】 マイナンバーカードはデジタル社会の基盤として重要なツールであり、健康保険証との一体化やスマートフォンへの搭載が進んでいるほか、県でも実証事業の実施など独自の利活用方法の推進に取り組んでいる。</p>
Wi-Fi環境や超高速ブロードバンド(上下100Mbps以上)の整備促進	<p>【超高速ブロードバンドの整備】 R2年度6月補正予算において各市町等へ財政的支援を講じて光ファイバ網整備を推進し、県内における光ファイバの世帯カバー率は100%となっている(R3年度末)。</p> <p>【携帯電話不感地帯の解消】 携帯電話不感地帯については、国庫補助事業等の活用や通信事業者等の整備により、ほぼ解消されている。</p> <p>【5Gの利活用検討】 実証実験の成果やローカル5Gの活用事例を事業者で紹介するなど、5Gの利活用推進に取り組んでいる。</p>

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
<p>新技術の導入による行政サービスの効率化、県が持つ情報等のオープンデータ化</p>	<p>【オープンデータ化の推進】 県が保有する公共データを、県民や企業などが再利用しやすい形で公開し、①地域課題の解決、②地域経済の活性化、③官民協働の促進、④行政の効率化につなげることを目指す。ポータルサイトにおいて様々な形での利活用を推進するとともに、民間団体や経済団体等との意見交換会を通じたニーズの把握に努めることとしており、R8年度目標を達成済みではあるが、引き続き、ニーズに基づいた公開データの充実と取組みの推進が必要である。</p> <p>【庁内情報システム全体の最適化の推進】 H30年度に策定した「第2次富山県情報システム全体最適化計画」に基づき、全体最適化の取組みを継続しつつ、コロナ禍をきっかけとした急激な行政のデジタル化、DX推進、新たな生活様式に対応した効率的な行政運営のために業務改善を実施するとともに、必要なシステムやネットワークの整備及びセキュリティ対策の向上に取り組む必要がある。「第2次富山県情報システム全体最適化計画」はR4年度で計画期間が満了。クラウド化の加速、費用の高騰により、後年度を見据えた全体計画の策定が困難であるが、条例や各種計画の策定状況等を踏まえながら次期計画の策定の必要性等を検討する。</p> <p>【市町村自治体クラウドの推進(ワンチームとやま連携推進本部)】 市町村における情報システムに要するコストの削減を図り、効率的な行政サービスの提供を図るため、引き続き、市町村自治体クラウドを支援するとともに、情報セキュリティの確保のため、県と市町村で構築した自治体セキュリティクラウドや共同利用型電子申請サービスを引き続き運用していくとともに、RPAの共同利用の支援、自治体情報システムの標準化・共通化に向けた支援、電子契約システムなどの情報システムの共同調達などを着実に進めていく必要がある。</p> <p>※DX:スウェーデンの大学教授エリック・ストルターマンが提唱した概念とされ、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」であるとされる。DXにおいては、産業とICTが一体化することで、そのビジネスモデル自体を変革していくこととなる。 ※RPA(Robotic Process Automation):コンピュータ上の作業を自動化する技術</p>	
<p>ICTの利活用の推進、マイナンバーカードの利活用の推進</p>	<p>【テレワーク・モバイルワークの取組みの推進】 ICTの活用による業務の利便性及び県民サービスの向上を図るため、テレワークやタブレット端末を活用したモバイルワークを推進する必要がある。</p> <p>【情報セキュリティ対策の強化】 サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、マイナンバー制度をはじめとする地方自治体の行政に重大な影響を与えるリスクが想定されることから、インシデント即応体制の強化や情報システムの強靱性の向上など引き続き情報セキュリティ対策を強化する必要がある。</p> <p>【マイナンバーカードの利活用の推進】 マイナンバーカードの利便性を高めるため、新たな利活用方法を創出するための事業を実施し、マイナンバーカードの一層の利活用を推進する必要がある。</p>	
<p>Wi-Fi環境や超高速ブロードバンド(上下100Mbps以上)の整備促進</p>	<p>【無線LAN(Wi-Fi)環境の整備】 無線LAN(Wi-Fi)環境については、スマートフォンなどの普及に伴い、県有施設においてもその整備を進めている。「①施設来訪者へのサービスの向上、②災害時の情報伝達、③施設情報の発信」に資するものであることから、各施設における必要性や利用者ニーズ等を踏まえ、TOYAMA Free Wi-Fiの整備を引き続き促進していく必要がある。</p> <p>【5Gの利活用検討】 5GはDXをさらに加速するための重要なインフラであり、地域課題解決に向け様々な分野で利活用が期待できることから、実証実験の成果を横展開するなど、5Gの導入を検討する事業者を後押しする取組みを進める必要がある。</p>	

政策の柱	活力とやま	政策名	23 選ばれ続ける観光地づくり ー海のあるスイスを目指してー			
政策目標	魅力的な観光地域づくりが進み、交通ネットワークや富山らしい体験メニューの充実で旅行者の満足度が向上し、国内外の旅行者が繰り返し訪れ滞在中のこと。					

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
観光消費額(暦年) <small>(対象:宿泊客及び日帰り客 来訪目的:観光及びビジネス)</small>	1,035億円(H24)	1,448億円	1,509億円	1,830億円	2,100億円	2,200億円	要努力
指標動向の補足説明	令和5年は全国旅行支援等の切れ目のない観光需要喚起策の実施や、新型コロナウイルス感染症の5類への移行、インバウンド需要の回復により、前年から321億円増(前年比21.3%増)となった。						
達成見通しの判断理由	令和5年の観光消費額はコロナ前(R1:1,483億円、R1比:23.4%増)を上回ったものの、インバウンドは依然としてコロナ前の水準にまで戻っていないことや全国旅行支援の終了の影響等を鑑み、観光再始動に向けた取組みについて一層努力を要するため、「要努力」とした。						
延べ宿泊者数(暦年) <small>(1月～12月における各月の延べ宿泊者数の合計)</small>	3,455千人	3,408千人	3,067千人	3,934千人	5,200千人以上	5,290千人以上	要努力
指標動向の補足説明	令和5年は1月から開始した全国旅行支援「富山で休もう。とやま観光キャンペーン」や積極的な誘客PRを行った結果、前年から867千人増(前年比28.2%増)となった。						
達成見通しの判断理由	インバウンドの本格的な回復など新型コロナの影響は脱しつつあるが、依然としてコロナ前(R1:3,808千人、R1比:1.4%減)までには回復していないことや令和6年能登半島地震の影響等を鑑み、観光再始動に向けた取組みについて一層努力を要するため、「要努力」とした。						
旅行者満足度 <small>(「富山県観光客動態調査」の「今回の旅行全体の満足度」について「大いに満足」「満足」と回答した人の割合)</small>	73.4%	75.4%	75.2%	75.9%	80%以上	80%以上	要努力
指標動向の補足説明	旅行者満足度は、R4と比較して0.7ポイント増加した。満足した理由について、食べ物がおいしい、景色が良いなどの回答が大半を占めた。						
達成見通しの判断理由	満足しなかった理由として、交通の便が悪い、県内外へのPR不足などの回答が一定程度あり、引き続き富山の観光資源の磨き上げやPR等について一層努力を要するため、「要努力」とした。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
観光公式SNSフォロワー数(暦年)	R3:23,645人 ⇒ R4:27,447人 ⇒ R5:37,311	SNSにより観光情報を収集する旅行者が多く、今後、フォロワー数の増加が見込まれる。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>【国】</p> <p>平成27年11月 日本版DMO(観光地域づくり法人)候補法人登録制度創設</p> <p>平成28年3月 「明日の日本を支える観光ビジョン」策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方部での外国人宿泊者数を2020年までに2015年(2,519万人泊)の約3倍(約7,000万人泊)とする ・2020年までに世界水準のDMOを全国で100形成 <p>平成28年5月 (公社)富山県観光連盟を日本版DMO候補法人として登録、6月に「(公社)とやま観光推進機構」に名称変更</p> <p>平成29年3月 新たな「観光立国推進基本計画」を閣議決定し、「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、観光立国の実現に関する目標や、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、「世界が訪れたくなる日本」への飛躍を図ることとしている</p> <p>平成29年11月 (公社)とやま観光推進機構が日本版DMOに登録</p> <p>令和3年1月 (公社)とやま観光推進機構が観光地域づくり法人に更新登録</p> <p>令和5年3月 地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりのモデル観光地に「北陸エリア」を選定</p> <p>令和5年3月 国では第4次「観光立国推進基本計画」を閣議決定し、観光立国の持続可能な形での復活に向け、観光の質的向上を象徴する、「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」の3つをキーワードに、政府を挙げて施策を推進することとされた。</p> <p>令和6年2月 (公社)とやま観光推進機構が観光地域づくり法人に更新登録</p>

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
戦略的な観光地域づくり	H29.11に日本版DMOに登録(R6.2に観光地域づくり法人に更新登録)された(公社)とやま観光推進機構は、市町村や観光事業者、農商工業者と連携しながら、旅行者データベースの構築やマーケティングの実施、旅行商品の企画・販売等に取り組んでいる。 県内2ヶ所の広域観光案内所の運営支援、富山駅観光総合案内所における多言語対応や着地型旅行商品の販売など、国内外からの旅行者へのサービスを充実させている。	
広域観光の拠点化	県内2ヶ所の広域観光案内所の運営支援、富山駅観光総合案内所における多言語対応や着地型旅行商品の販売など、国内外からの旅行者へのサービスを充実させている。 県内新幹線駅や観光地を結ぶ観光路線バス(「富山ぶりにかバス」、「世界遺産バス」等)や、県内の複数の観光地を巡るツアーバスの運行を支援するなど、旅行者の周遊を促進し、二次交通の充実に取り組んでいる。	
富山らしい魅力の創出	「立山黒部」の高付加価値化の推進に向けて、立山黒部アルペンルートの高付加価値化構想の検討、立山ケーブルカー施設の耐用性調査、DX化の取組みに対する支援、黒部宇奈月キャニオンルートを含む旅行商品の企画など、「立山黒部」が世界中の旅行者から「選ばれ続ける観光地」となるよう取り組んでいる。 富山県美術館など県内の個性的・魅力的な美術館や博物館等を周遊できる「アートのまちめぐりパスポート」の造成、販売や特設WEBページの開設、冬季の誘客を促進するためのツアー助成を行うなど、年間を通じた誘客に取り組んでいる。	
戦略的なプロモーション	JRと連携した大都市圏等(首都圏、中京圏、関西圏)でのプロモーションや、WEBサイトやSNSでの発信等を通じて効果的な情報発信に努めている。 近隣県との周遊旅行商品の造成、北陸三県やJR等との連携による通年の誘客キャンペーンや旅行商品の造成、JR、航空会社、大手旅行会社等と県、市町村、観光団体等による連携した観光プロモーション及び、近隣県と連携した広域観光ルートのPRに取り組んでいる。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
戦略的な観光地域づくり	・市町村や民間事業者と連携しながら、地域の観光資源の掘り起こしや磨き上げが必要である。併せて、市町村や観光協会、民間事業者と連携した着地型旅行商品の企画、販売促進が必要である。	
広域観光の拠点化	・二次交通の利便性向上による旅行者が周遊しやすい環境づくりや、県内新幹線駅や富山きとぎと空港など広域観光の拠点となる交通結節点周辺の賑わい創出、魅力の向上により、旅行者の滞在時間の増加を図る必要がある。	
富山らしい魅力の創出	・年間を通じて県内での観光・滞在を楽しんでいただくため、富山県でしか体験できない様々なメニューを強化するなど、本県ならではの観光資源の掘り起こし・磨き上げをさらに進め、観光の質を高める取り組みを継続的に進める必要がある。	
戦略的なプロモーション	・「とやま観光ナビ」を中心とした観光情報発信や、SNS等を活用した流入対策を行う等、制作・発信・検証のPDCAを回し、デジタル観光情報発信力を強化する必要がある。	

政策の柱	活力とやま	政策名	24 うるおいのあるまちづくりと中心市街地の賑わいの創出
政策目標	地域の個性を活かした魅力的なまち・うるおいのあるまちが形成されているとともに、中心市街地に多様な都市機能が集積され、賑わいが創出されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
都市公園の面積 (都市公園の開設済み面積)	1,561ha	1,610ha (H27)	1,645ha	1,646ha	1,638ha	1,661ha	達成可能
	指標動向の 補足説明	昨年度との比較では、公園整備の事業費が減少し、公園施設の維持管理費も減少しているが着実に整備が進められている。					
	達成見通しの 判断理由	予算の重点的かつ効果的な配分とコスト削減を図ることにより、現在事業中の公園整備を着実に進めることで、「達成可能」と判断した。					
中心市街地の歩行者通行量 (富山市中心商業地5か所、駅周辺4か所の歩行者通行量) (高岡市中心商店街・観光地周辺6地点の歩行者通行量)	富山市 一人	富山市 44,374人 (H27)	富山市 55,439人	富山市 57,670人	富山市 46,000人	富山市 46,000人	要努力
	高岡市 10,972人 (H22)	高岡市 16,670人 (H27)	高岡市 12,217人	高岡市 12,845人	高岡市 17,670人	高岡市 17,670人	
	指標動向の 補足説明	富山市: 駅周辺の整備が進んでいることもあり、数値は増加傾向にあり、目標値を上回っている。 高岡市: 昨年度との比較では増加したものの、依然として目標値を下回っている。					
達成見通しの 判断理由	新型コロナウイルス感染症の影響も弱まっているなかR4年度から数値が大きく変動しておらず、目標の達成のためには、今後の再開発事業や、中心市街地の活性化施策等に引き続き取り組む必要があり、目標達成見通しを「要努力」と判断した。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
市街地再開発事業等が完了した地区の区域面積 (累積)	H22:14.83ha ⇒ H23:14.83ha ⇒ H24:15.60ha ⇒ H25:15.60ha ⇒ H26:15.60ha ⇒ H27:16.30ha ⇒ H28:17.69ha ⇒ H29:17.69ha ⇒ H30:18.69ha ⇒ R1:19.21ha ⇒ R2:19.79ha ⇒ R3:19.79ha ⇒ R4:19.79ha ⇒ R5:20.00ha	R5年度時点では、着実に整備が進んでいる。
市街地における都市計画道路の整備率	H22:69.4% ⇒ H23:69.6% ⇒ H24:70.2% ⇒ H25:70.8% ⇒ H26:71.0% ⇒ H27:72.2% ⇒ H28:72.4% ⇒ H29:72.6% ⇒ H30:73.3% ⇒ R1:73.7% ⇒ R2:74.2% ⇒ R3:75.3% ⇒ R4:75.7%	R4時点では、順調に推移している
土地区画整理事業が完了した地区の面積	H22:4,139.3ha ⇒ H23:4,179.2ha ⇒ H24:4,207.5ha ⇒ H25:4,266.1ha ⇒ H26:4,322.7ha ⇒ H27:4,324.1ha ⇒ H28:4,370.5ha ⇒ H29:4,435.0ha ⇒ H30:4,456.3ha ⇒ R1:4,469.6ha ⇒ R2:4,483.3ha ⇒ R3:4,484.0ha ⇒ R4:4,492.0ha	R4年度時点では、順調に推移している。
地籍調査事業の進捗率	H22:27.7% ⇒ H23:27.8% ⇒ H24:28.0% ⇒ H25:28.2% ⇒ H26:28.4% ⇒ H27:28.6% ⇒ H28:28.7% ⇒ H29:28.7% ⇒ H30:28.8% ⇒ R1:28.9% ⇒ R2:29.0% ⇒ R3:29.0% ⇒ R4:29.1%	前年より0.1ポイント増となっているが、引き続き調査の促進の働きかけが必要と考える。
公共交通活性化総合対策事業数累計(再掲)	H22:109事業 ⇒ H24:122事業 ⇒ H24:135事業 ⇒ H25:152事業 ⇒ H26:169事業 ⇒ H27:185事業 ⇒ H28:197事業 ⇒ H29:212事業 ⇒ H30:226事業 ⇒ R1:243事業 ⇒ R2:251事業 ⇒ R3:266事業 ⇒ R4:282事業 ⇒ R5:298事業	活性化調査実施件数は、順調な伸びを示している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

【公共交通活性化の動き】
 ・各地域で公共交通の活性化を核とした賑わい創出の取組みを進めており、国の補助制度等を活用して、公共交通の維持・活性化に取り組んでいる。(富山市における市内電車の環状線化(H21.12)や新型低床車両(セントラム)の導入(H21.12)、富山地鉄における交通ICカードの導入(H22.3路面電車、H23.3バス、H24.3鉄道)や新型低床車両(サントラム)の導入(H22.4、H25.2、H27.3、H29.11)、新黒部駅の設置(H27.2)、城端線新高岡駅の設置(H27.3)、市内電車の富山駅高架下への乗り入れ(H27.3)、万葉線における高岡駅(クルン高岡)への乗入れ(H26.3)、あいの風とやま鉄道における交通ICカードの導入(H27.3)、あいの風とやま鉄道における高岡やぶなみ駅の設置(H30.3)、富山地鉄における不二越線栄町駅の設置(H31.3)、富山地鉄における市内電車の南北接続(R2.3)、富山駅高架下商業施設全面開業(R2.6)、富山地鉄における市内電車の停留場オクスカナルパークホテル富山前、龍谷富山高校前の設置(R3.3)、あいの風とやま鉄道における東富山駅東口供用開始(R3.3)、あいの風とやま鉄道における新富山口駅の設置(R4.3)、あいの風とやま鉄道における呉羽駅北口供用開始(R6.3)など)

【駅周辺整備の動き】
 ・新幹線駅において、駅前広場の整備や公共交通の乗り継ぎの円滑化に取り組み、交通結節点の強化を図っている。また、駅周辺のまちづくりや新幹線駅へのアクセス道路の整備等にも取り組んでいる。

【中心市街地活性化の動き】
 ・富山市、高岡市の両市とも、改正中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画の4期計画の再認定を受けた。(R4.3)
 ・空き店舗対策に取り組む市町村・商店街を支援するため、特定地域において居住実態のない空き店舗兼空き家等にかかる固定資産税の住宅用地特例が解除できる措置を講ずることができることとなった。(H30.6)

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
地域の個性を活かした魅力あるまちづくり	<p>①都市計画道路の整備の促進や、富山駅付近の鉄道の高架化(あいの風とやま鉄道線、JR高山本線、富山地方鉄道本線)の推進等、都市基盤施設の整備を着実にやっている。また、富山市の環状道路を構成する都市計画道路草島西線および、都市計画道路草島東線が、令和3年8月の国道415号富山東バイパス供用開始をもって、全線4車線でつながった。さらに、県道高岡環状線や県道黒部宇奈月線など、新幹線駅へのアクセス道路の整備を進め、目標としていた新幹線開業までに開通した。</p> <p>②既存の道路に「ひと工夫」加え、歩行空間の確保など、より安全、便利、快適に利用できるようにする「とやまのみちフレッシュアップ事業」を実施している。</p> <p>③中央通りD北地区の再開発事業の推進を図るなど、都市機能の適正な集積、配置を実施している。</p> <p>④県内14市町において「歴史と文化が薫るまちづくり事業」のモデル地域を選定し、歴史的・文化的資源を活用した個性あふれるまちづくりや、官民協働で取り組む、地域の特性を活かした先駆的な水辺のまちづくりを実施してきたところである。このほか、「まちの未来創造モデル事業」において、県内10地域を、「令和新时代まちづくり推進事業」において、県内1地域をモデル地域として選定し、市町村と地域住民等が連携したまちづくりを進めている。</p> <p>⑤高岡市では、瑞龍寺や高岡御車山祭、山町筋、金屋町、吉久といった貴重な文化資産を活かしたまちづくりを目指し、歴史まちづくり法に基づく「歴史都市」の認定にもとづいた取組みが進められており、南砺市では、世界文化遺産に登録されている五箇山の合掌造り集落の保存修理が計画的に進められているほか、井波では日本遺産に基づいた事業が実施されている。このほか各市町でも、地域の文化財や文化財施設を核にした賑わいづくりに取り組むなど、県内各地で地域の個性を活かしたまちづくりへの取組みが進展している。</p>
うるおいのある水辺空間の創出	<p>・富岩運河環水公園では、官民協働の「環水公園等富山駅北地区賑わいづくり実行委員会」による四季のイベントなどの開催、「富岩水上ライン」の運航など、富山駅北地区や富岩運河と一体となった賑わいづくりに取り組んでいる。また、運河の利活用を図り、運河の賑わいを創出するなど、運河を軸としたまちづくりの支援を行っているほか、富岩運河、住友運河の環境整備を進めている。</p>
まちなか居住など中心市街地への都市機能の集積	<p>・富山市中心市街地では、市街地再開発事業による魅力ある商業・業務施設やまちなか居住施設の整備が進められている。</p> <p>・まちなかの防災性の向上、交流人口の拡大及びまちなかの賑わい創出を図るために、末広西地区ではH30年度に住宅及び商業施設の複合施設が完成し、R5年度には高岡駅前東地区で住宅及び商業施設が完成した。</p>
地域交通ネットワークの充実と公共交通利用者の支援及び広域的な観点からのまちづくりの推進	<p>①鉄軌道やバスなどの公共交通利用者数は、公共交通の維持活性化や利用促進の取組み、北陸新幹線の開業効果などにより増加した。新幹線開業効果の維持に向けては、軌道への新型低床車両の導入、低床バスの導入やコミュニティバスの利用促進の取組み等を継続している。また、利用者の利便性向上に向けては、新幹線や既存鉄軌道、バスなど公共交通機関相互の乗継ぎの円滑化や交通ICカードの導入を推進している。さらに、利用促進として、車両ラッピングなどイメージアップ施策の支援にも取り組んでいる。R5年度は、利用者数が回復傾向にあるものの、コロナ前と比較すると減少しており、また燃料価格高騰等の影響により、交通事業者の運行に係る負担が増加している。県民の足となる公共交通の維持・確保に向け、交通事業者の運行経費や車両維持費に係る経費等を引き続き支援している。</p> <p>②R6.2に「富山県地域交通戦略」を策定し、持続可能で最適な地域交通サービスを確保するため、計画期間(R6～R10年度)において関係者でともに取り組む施策等についてとりまとめた。市町村や交通事業者等と連携し、戦略の着実な実施に取り組んでいく。</p> <p>③自転車走行空間の確保については、富山県自転車活用推進計画や富山市における「自転車利用環境整備計画」に基づき、自転車の通行量の多い富山市の都心地域および五福地域を対象に、国・県・市などが一体となって着実に取組みを進めている。</p>

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
地域の個性を活かした魅力あるまちづくり	・人口減少社会の到来等により、今後空き家が増加し、景観、環境、防犯上の問題が懸念されていることから、引き続き空き家対策を推進する必要がある。	
地域交通ネットワークの充実と公共交通利用者の支援及び広域的な観点からのまちづくりの推進	・燃料価格高騰の影響や新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況にある交通事業者に対し必要な支援を行うとともに、人口減少・高齢化や環境問題への対応、まちづくり、観光振興などの観点から、引き続き公共交通の維持活性化や利用促進に取り組んでいく必要がある。	

政策の柱	活力とやま	政策名	25 国際的ブランド「世界で最も美しい富山湾」の活用と保全
政策目標	県民総ぐるみによる「世界で最も美しい富山湾」の活用と保全の取組みが活発化し、富山湾の多彩な魅力がさらに高く評価され、国内外からの多くの人で賑わっていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
県内市町村が実施した清掃美化活動の参加人数	23万人 (H24)	24万人	19万人	20万人	25万人	25万人以上	達成可能
	指標動向の 補足説明	・R4は、新型コロナウイルスの感染拡大に留意しつつ清掃イベントが再開されはじめ、R5は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、清掃イベントを開催する際の制限が大幅に緩和されたことから、参加人数はコロナ前の水準に戻つつある。					
	達成見通しの 判断理由	・コロナ前のH29・30は目標(25万人以上)を達成しており、今後、コロナ前と同じく、県内全域での清掃美化活動の展開、スマホアプリを活用した自主的なごみ拾い活動の促進などにより、参加人数の拡大を図ることから、達成可能と判断した。					
富山湾岸サイクリングコースのレンタサイクル利用者数(延べ数)	2,108人 (H24)	4,115人	5,467人	5,026人	6,000人	8,000人	要努力
	指標動向の 補足説明	・H26.10月の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟を契機に、サイクルステーションの設置等が進み、利用者数が倍増したH27以降、H28～H29は2年連続で減少し、H30は微増となったものの、R1から再び減少した。 ・R2・R3は、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内観光地への観光入込数が大幅に減少したことに伴い、周辺施設であるレンタサイクルの利用者も減少した。 ・R4は前年度のナショナルサイクルルートの指定もあり、利用者が増加したものの、R5は令和6年能登半島地震による湾岸エリアの施設や道路への被害により微減となった。					
	達成見通しの 判断理由	・レンタサイクル利用者数は、近年の減少傾向から増加に転じたが、目標達成のためには、さらなるサイクリングコースの魅力発信やサイクリング環境の充実に努める必要があることから、要努力と判断した。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
富山湾岸サイクリング大会の参加者数	H27:627人 ⇒ H28:959人 ⇒ H29:1,269人 ⇒ H30:1,425人 ⇒ R1:1,445人 ⇒ R2:中止 ⇒ R3:中止 ⇒ R4:1,253人 ⇒ R5:1,290人 ⇒ R6:1,139人	H27年の第1回開催以降、参加者数は年々増加傾向にある(R2は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、R3は悪天候のため中止)。R6は令和6年能登半島地震による道路への被害状況等を確認するため申込開始を延期し、例年より申込期間が短くなったためやや減少した。
クルーズ船社、旅行会社等の訪問件数(再掲)	H27:52件 ⇒ H28:49件 ⇒ H29:66件 ⇒ H30:69件 ⇒ R1:118件 ⇒ R2:17件 ⇒ R3:16件 ⇒ R4:19件 ⇒ R5:22件	伏木富山港への寄港回数の増加を図るため、クルーズ船社、旅行会社等の訪問や寄港地決定権者の招請、商談会への参加等を行った。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・富山湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟が全会一致で承認された(H26.10月) ・湾クラブへの加盟以降、沿岸9市町では、海辺でのイベント開催や海岸清掃活動など、富山湾の活用・保全に係る様々な取組みを推進しているほか、民間団体においても、フォトラリーや富山大学での講座開設など、富山湾を活用した取組みを活発化させている。 ・これらの取組みを官民が連携・協力して効率的かつ効果的に推進するため、沿岸9市町、関係団体、民間事業者から成る「『世界で最も美しい富山湾』活用・保全推進会議」を設置した。(H28.7～R4.3) ・「世界で最も美しい湾クラブ」世界総会in富山の準備を円滑に進めるため、実行委員会を設立した。(H30.11.7) ・富山湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟5周年を節目に、世界総会が日本で初めて富山県で開催され、富山湾をはじめとする県内の多彩な魅力や環境保全等の取組みを世界に発信した。(R1.10/16～10/20) ・富山湾の魅力が体感できる「富山湾岸サイクリングコース」(氷見市～朝日町、延長約102km)が、国のナショナルサイクルルートに指定された。(R3.5.31)
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	
B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由
富山湾の保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・富山湾の水質改善を図るため、工場や行政機関からなる協議会において、汚濁物質の削減技術の普及や情報交換を行っているほか、美しい富山湾を目指した事業者による自主的な環境保全活動(プラスワンアクション)などとともに、水環境保全活動体験会等を実施し、若者・子どもの水環境保全活動への参加を促す取り組みを進めている。 ・富山湾の水質環境基準の達成率(CODによる評価)は、近年は100%を達成しており、良好な水質が維持されている。 ・「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」(令和3年3月改定)に基づき、関係機関・団体等と連携して海岸漂着物の回収・処理を行うとともに、上流・下流域が連携した清掃美化活動や海岸清掃体験バスツアー、県内企業・団体等が参加する「とやま海ごみボランティア部」のメンバーによる清掃活動など海岸漂着物の発生抑制に取り組んでいる。
富山湾の魅力のブラッシュアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・富山湾の魅力を満喫できるサイクリングコースを活用したイベント「富山湾岸サイクリング」を毎年開催(R2は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止、R3は悪天候のため中止)するとともに、R5にはロゴマークを作成した。また、サイクルステーション・サイクルカフェ・サイクルふらっと・サイクリストに優しい宿等のサイクリング環境の整備、サイクリングマップの改訂、サイクリング公式ウェブサイトの制作、サイクリングモニターツアーの実施、PR動画の作成、サイクリング専門誌への特集記事の掲載、インフルエンサーを起用したSNSでの情報発信、台湾に向けた情報発信、サイクリングガイド本の発刊等に取り組んでいる。 ・富山湾の魅力発信のため、マリンスポーツについて、これまで富山湾周辺の観光・レジャー情報を一元的に発信するPR冊子「富山湾を遊ぼう」(平成29年度制作、R2年度改訂)等で情報発信に取り組むとともに、R4年度は富山湾の釣りの魅力をWEBサイトで発信した。また、新湊マリーナへの自家用船舶誘致については、首都圏で開催されるジャパンインターナショナルボートショーへ富山湾ブースを出展するとともにプレゼンテーションを行い、マリーナ及び富山湾の魅力を発信している。
産業振興への活用	<ul style="list-style-type: none"> ・富山湾岸サイクリングコースを活用したサイクルツーリズムを推進するためサイクリング環境の整備、公式ウェブサイトやSNSを活用した情報発信、国内外イベントでの出展に取り組んでいる。 ・クルーズの振興としては、クルーズ誘致等コーディネーターやセールス専門員の配置、発着クルーズ誘致のための補助制度の創設等により、国内外の船会社に対するセールス強化を図ってきたところであるが、引き続き、より多くのクルーズ船誘致に努めていく必要がある。
富山湾の魅力の戦略的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界で最も美しい湾クラブ」世界総会in富山が開催されたこと等を広く国内外に向けて発信し、富山湾の高付加価値化の取り組みを進めながら、富山湾をはじめとする県内の多彩な魅力や環境保全等の取り組みを効果的にPRしている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
富山湾の保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・富山湾の水質は、気象、海象等の自然要因に左右されやすく、中長期的に推移をみる必要があるほか、協議会における工場等からの汚濁物質の排出削減を引き続き促進するなど事業者と連携した水環境の保全を推進する必要がある。 ・美しい富山湾をはじめとする本県の清らかな水環境を保全するため、プラスワンアクションの一層の推進とともに、地域住民等が取り組む水環境保全活動への支援等を通じた県民総ぐるみの保全活動の促進を図る必要がある。 ・富山県のほぼ全域の海岸で漂着ごみが確認されていることから、引き続き、その回収・処理や発生抑制対策を推進する必要がある。 	
富山湾の魅力のブラッシュアップ	富山湾のさらなる魅力向上のためには、引き続き、官民が一体となって、観光資源のブラッシュアップや掘り起しに取り組んでいく必要がある。	
産業振興への活用	サイクリングやマリンスポーツ等の環境を活かしたさらなる誘客促進を図るためには、サイクリング公式ウェブサイトや、出向宣伝の機会を活用するなど、引き続き国内外への情報発信等に取り組んでいく必要がある。	
富山湾の魅力の戦略的な情報発信	「世界で最も美しい湾クラブ」世界総会in富山の開催を契機として、湾クラブのネットワークや国内加盟湾と連携した情報発信など、国内外への魅力発信を一層強化していく必要がある。	

政策の柱	活力とやま	政策名	26 「立山黒部」の世界ブランド化と戦略的な国際観光の推進
政策目標	「立山黒部」の自然や歴史・文化といった多種多様な「本物の価値・魅力」を世界中の旅行者に提供し、「立山黒部」が世界ブランドとして広く認識されていること。また、本県の観光の魅力が国際的に認識され、国内外から「選ばれ続ける観光地」として、年間を通じて、海外の様々な国・地域から、多くの観光客が訪れていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
外国人宿泊者数(暦年) <small>(観光庁の「宿泊旅行統計調査」)</small>	58,957人	229,229人	41,660人	235,830人	560,000人	650,000人	要努力
	指標動向の 補足説明	地域の観光資源を活用したプロモーション事業等と連携した積極的な訪日旅行プロモーション活動等により、令和元年は、中国、台湾、タイなどからの外国人宿泊者数が過去最高となった。新型コロナウイルスの感染拡大により、外国人観光旅行者は減少したが、令和5年の延べ外国人宿泊者数は23.6万人となり、令和4年の4.2万人に比べ約5倍となり、過去最高を記録した令和元年の約7割まで回復している。これまでは県独自の「外国人宿泊実態調査」の値を評価指標としていたが、集計方法が変わったため、今後は観光庁の「宿泊旅行統計調査」を評価指標とする。					
	達成見通しの 判断理由	新型コロナウイルス感染症に関するインバウンドの水際対策は終了したが、地方のインバウンド需要が令和元年度の水準に回復するまでにはまだまだ時間を要すると考えられる。最終目標については、今後、感染症収束後の旅行・消費ニーズを改めて調査・分析したうえで、効果的なプロモーション活動を実施していく必要があることから、「要努力」とした。					
外国人宿泊者数(暦年) うち、欧米豪からの宿泊者数の割合 <small>(観光庁の「宿泊旅行統計調査」結果から算出した割合)</small>	10.7%	8.4%	11.3%	9.8%	11.8%	15.2%	要努力
	指標動向の 補足説明	地域の観光資源を活用したプロモーション事業等と連携した積極的な訪日旅行プロモーションや、旅行サイト・グルメガイドを活用した情報発信等により、令和元年の欧米豪からの宿泊者数は過去最高となった。新型コロナウイルスの感染拡大により、外国人観光旅行者は減少したが、令和5年の延べ外国人宿泊者数は23.6万人となり、令和4年の4.2万人に比べ約5倍となり、過去最高を記録した令和元年の約7割まで回復している。これまでは県独自の「外国人宿泊実態調査」の値も評価指標に活用していたが、集計方法が変わったため、今後は観光庁の「宿泊旅行統計調査」のみを評価指標とする。					
	達成見通しの 判断理由	新型コロナウイルス感染症に関するインバウンドの水際対策は終了したが、地方のインバウンド需要が令和元年度の水準に回復するまでにはまだまだ時間を要すると考えられる。最終目標については、今後、感染症収束後の旅行・消費ニーズを改めて調査・分析したうえで、効果的なプロモーション活動を実施していく必要があることから、「要努力」とした。					
コンベンション参加者数 <small>(県内で開催されたコンベンションの参加者数)</small>	76,458人	92,122人	31,117人	61,396人	97,000人	102,000人	要努力
	指標動向の 補足説明	R元年度からR3年度にかけては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、コンベンションの開催件数、参加者数ともに減少基調にあったが、R5年度はその影響が弱まり、参加者数はコロナ禍前(R元年度)の約7割まで回復した。					
	達成見通しの 判断理由	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が弱まり、コンベンションの開催件数及び参加人数は増加しているものの、コロナ禍前と比較し、オンラインやハイブリッドでの開催が増えたことで、規模縮小による参加者減が懸念されることから、一層の努力が必要と判断した。					
立山黒部アルペンルート への外国人観光客数 <small>(立山黒部アルペンルートを訪問した外国人観光客数)</small>	54,357人	241,900人	6,900人	178,900人	360,000人	420,000人	要努力
	指標動向の 補足説明	地域の観光資源を活用したプロモーション事業等と連携した積極的な訪日旅行プロモーションにより、外国人観光客数はH23から大きく増加してきた。新型コロナウイルス感染拡大によりR2～4年は観光客が減少したが、R5には回復をみせている。					
	達成見通しの 判断理由	新型コロナウイルス感染症に関するインバウンドの水際対策は終了したが、地方のインバウンド需要が令和元年度の水準に回復するまでにはまだまだ時間を要すると考えられる。最終目標については、今後、感染症収束後の旅行・消費ニーズを改めて調査・分析したうえで、効果的なプロモーション活動を実施していく必要があることから、「要努力」とした。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
立山エリアにおけるエコツアープログラムの数	H29:13件 ⇒ H30:25件 ⇒ R1:53件 ⇒ R2:32件 ⇒ R3:31件 ⇒ R4:34件 ⇒ R5:31件	インバウンド向けのツアー等の造成により、プログラム数は増加していたが、R2年度、R3年度については新型コロナウイルス感染拡大の影響により減少した。
旅行会社・メディア等の招聘件数	H29:32件 ⇒ H30:31件 ⇒ R1:21件 ⇒ R2:0件 ⇒ R3:0件 ⇒ R4:6件 ⇒ R5:15件	新型コロナウイルス感染症に関するインバウンドの水際対策は終了し、今後、旅行会社・メディア等の招聘のほか、現地セールスコールなどの訪日プロモーション活動を効率的に実施し、誘客強化を図る。
富山県学会等開催事業費補助金の交付件数	H23:24件 ⇒ H24:18件 ⇒ H25:18件 ⇒ H26:27件 ⇒ H27:33件 ⇒ H28:25件 ⇒ H29:30件 ⇒ H30:23件 ⇒ R1:38件 ⇒ R2:2件 ⇒ R3:3件 ⇒ R4:19件 ⇒ R5:23件	新型コロナウイルス感染拡大の影響で、コンベンションの開催件数はR2年度、R3年度と減少していたが、R4年度からその影響が一定の収まりを見せ、R5年度は2,000人規模の学会も開催されるなど回復傾向にあり、学会等開催事業費補助金の交付件数も増加した。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

【国】
 国を挙げて、観光を日本の基幹産業へと成長させ、「観光先進国」の実現に向けて新たな目標を掲げるとともに、「観光資源の魅力を高め、『地方創生』の礎に」など3つの視点を柱とし、10の改革をとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」を平成28年3月に策定。
 <新たな目標>
 ・訪日外国人旅行者数 2020年:4,000万人 2030年:6,000万人
 ・訪日外国人旅行消費額 2020年:8兆円 2030年:15兆円
 ・地方部での外国人延べ宿泊者数 2020年:7,000万人泊 2030年:1億3,000万人泊
 ・外国人リピーター数 2020年:2,400万人 2030年:3,600万人
 ・日本人国内旅行消費額 2020年:21兆円 2030年:22兆円
 「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえた新たな「観光立国推進基本計画」を平成29年3月に閣議決定し、観光立国の実現に関する施策についての4つの基本的な方針のもと、同ビジョンで掲げた目標を含む7つの「観光立国の実現に関する目標」や、「国際観光の振興」など4つの「政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」を掲げ、「世界が訪れたいくなる『観光先進国・日本』」への飛躍を図ることとしている。
 また、令和5年3月には、「観光立国推進基本計画」が閣議決定された。本計画では、訪日外国人旅行消費額5兆円、国内旅行消費額20兆円の早期達成を目指すとともに、令和7年までに、持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数100地域、訪日外国人旅行消費額単価20万円/人、訪日外国人旅行者一人当たり地方部宿泊数2泊等の目標を掲げており、これらの達成のために政府全体として講ずべき施策等について定めている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
「立山黒部」の世界ブランド化に向けたプロジェクトの推進	<ul style="list-style-type: none"> 立山黒部アルペンルートの高付加価値化に向けた方策等の検討や立山ケーブルカー施設の耐用性調査、黒部宇奈月キャニオンルートを含む旅行商品の企画・運営など各種プロジェクトの実現に向けた取り組みを、関係省庁や関係団体等と連携しながら進めた。 立山黒部アルペンルートにおける観光客の利便性向上や業務効率改善によるサービス向上等に向けたDX化の取り組みに対する支援を実施した。 令和5年8月には「黒部ルート一般開放・旅行商品化準備会議」を開催し、黒部宇奈月キャニオンルートを含む旅行商品の満足度向上等について検討した。 ウィズコロナにおける対応として、観光需要の回復を図るため、立山黒部アルペンルート・黒部峡谷鉄道が取り組む各種プロモーション等に対する支援を実施した。
広域的な観光周遊ルートの開発・形成など戦略的な国際観光の推進	新型コロナウイルス感染症に関するインバウンドの水際対策が終了し、北陸新幹線沿線地域や国の地域資源を活用したプロモーション事業等と連携して、WEB・SNSによる情報発信やオンライン観光説明会等を実施している。 また、訪日旅行再開後の早期誘客に向け、食と伝統産業体験を組み合わせたモデルコースの造成など、インバウンド滞在コンテンツの磨き上げに取り組んでいる。
国際会議や大規模コンベンションの誘致	コンベンションの開催件数や参加者数は増加基調にあり、誘致活動の効果が表れている。国際学会や大規模会議の開催が再開される中で、今後は効果的な誘致活動に努める必要がある。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
「立山黒部」の世界ブランド化に向けたプロジェクトの推進	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により打撃を受けた「立山黒部」の観光事業の立て直しを図るため、関係機関が協力して、誘客回復に向けた取り組みを実施する必要がある。 「立山黒部」が世界中の旅行者から「選ばれ続ける観光地」となるため、黒部宇奈月キャニオンルートの一般開放・旅行商品化や立山黒部アルペンルートにおける高付加価値化に向けた取り組みなどを着実に推進する必要がある。 	
広域的な観光周遊ルートの開発・形成など戦略的な国際観光の推進	・新型コロナウイルス感染症に関するインバウンドの水際対策が終了し、インバウンドの回復が期待される中、引き続き、各市場の旅行、消費動向を調査・分析のうえ、国や近隣自治体、観光事業者等と連携し、魅力的なコンテンツ造成、WEB・SNS等を活用した効果的なプロモーション活動を実施するとともに、より安全・安心な観光地づくりに向けた受入れ環境整備を進めていく必要がある。	
国際会議や大規模コンベンションの誘致	・引き続き、市町村や富山コンベンションビューロー、地元大学など、関係者と連携した誘致活動を積極的に展開するとともに、学会の開催決定に強い影響力を持つキーパーソンへの働きかけを行うなど、新規に大規模会議の誘致に努める。	

政策の柱	活力とやま	政策名	27 産業観光をはじめとした多彩なツーリズムの展開
政策目標	ものづくり県の強みや歴史ある伝統工芸の魅力を活かした産業観光をはじめ、映画・ドラマの制作誘致とロケ地めぐり、スポーツ、歴史・芸術文化など旅行者の多様なニーズに応えた多彩なツーリズムが展開されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
観光消費額(暦年) <small>(対象:宿泊客及び日帰り客 来訪目的:観光及びビジネス)</small>	1,035億円 (H24)	1,448億円	1,509億円	1,830億円	2,100億円	2,200億円	要努力
	指標動向の補足説明	令和5年は全国旅行支援等の切れ目のない観光需要喚起策の実施や、新型コロナウイルス感染症の5類への移行、インバウンド需要の回復により、前年から321億円増(前年比21.3%増)となった。					
	達成見通しの判断理由	令和5年の観光消費額はコロナ前(R1:1,483億円、R1比:23.4%増)を上回ったものの、インバウンドは依然としてコロナ前の水準にまで戻っていないことや全国旅行支援の終了の影響等を鑑み、観光再始動に向けた取組みについて一層努力を要するため、「要努力」とした。					
延べ宿泊者数(暦年) <small>(1月～12月における各月の延べ宿泊者数の合計)</small>	3,455千人	3,408千人	3,067千人	3,934千人	5,200千人以上	5,290千人以上	要努力
	指標動向の補足説明	令和5年は1月から開始した全国旅行支援「富山で休もう。とやま観光キャンペーン」や積極的な誘客PRを行った結果、前年から867千人増(前年比28.2%増)となった。					
	達成見通しの判断理由	インバウンドの本格的な回復など新型コロナの影響は脱しつつあるが、依然としてコロナ前(R1:3,808千人、R1比:1.4%減)までには回復していないことや令和6年能登半島地震の影響等を鑑み、観光再始動に向けた取組みについて一層努力を要するため、「要努力」とした。					
産業観光施設数(累計) <small>(産業観光特設サイト掲載の産業観光施設数)</small>	-	144施設 (H29)	158施設	166施設	156施設	171施設	達成可能
	指標動向の補足説明	産業観光に取り組む企業が増加傾向にあり、産業観光特設サイト「産業観光 工場見学にいこう」に掲載する施設数も増加が見込まれる。					
	達成見通しの判断理由	中間目標は達成しており、引き続き産業観光魅力創出補助金を活用して産業観光に取り組む企業を支援することで、「達成可能」と判断した。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
産業観光魅力創出補助金補助件数(累計)	H24:42件 ⇒ H25:48件 ⇒ H26:54件 ⇒ H27:63件 ⇒ H28:70件 ⇒ H29:78件 ⇒ H30:80件 ⇒ R1:90件 ⇒ R2:95件 ⇒ R3:100件 ⇒ R4:104件 ⇒ R5:114件	産業観光の受入態勢の整備に取り組む施設に対する支援制度により、産業観光施設数の増加につながっている。
映画等誘致件数(累計)	H23:3件 ⇒ H24:9件 ⇒ H25:13件 ⇒ H26:27件 ⇒ H27:35件 ⇒ H28:47件 ⇒ H29:54件 ⇒ H30:63件 ⇒ R1:74件 ⇒ R2:77件 ⇒ R3:83件 ⇒ R4:90件 ⇒ R5:99件	ロケ支援等のノウハウ蓄積による、富山県ロケーションオフィスのスムーズな活動が、映画業界等関係者より高評価を受け、富山県内ロケ件数の増加につながっている。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

【国】	平成28年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、国を挙げて、観光を日本の基幹産業へと成長させ、「観光先進国」の実現に向けて、「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」を柱のひとつに掲げている。 平成29年3月に新たな「観光立国推進基本計画」を閣議決定し、「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、観光立国の実現に関する目標や、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、「世界が訪れたくなる日本」への飛躍を図ることとしている。
【外部の意見】	令和4年8月実施の官民協働事業レビューにおいて、産業観光魅力創出事業について「補助事業の実施と産業観光の振興・観光客の増加との関連性が見えない」という意見をいただいた。今後は効果の検証やフォローアップに力を入れ、より産業観光の振興につながる事業を目指していく。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
産業観光の振興	<p>平成30年3月に、産業観光施設の情報を手軽に入手できるウェブサイトを開設するとともに、県総合デザインセンターの展示スペースを活用し、産業観光の魅力を紹介するコーナーを設置したことに加え、平成31年1月に、富山県民会館の1階ロビーに、産業観光PRコーナーを新設し、産業観光PR動画の上映、産業観光施設紹介カードや、産業観光の見学・体験内容がわかるパンフレットなどの配架など、情報発信を行い、産業観光旅行者の利便性の向上、周遊の促進に取り組んでいる。</p> <p>また、産業観光の受入態勢の整備に取り組む施設及び、製作体験が可能な施設の情報発信に対する支援を行うなど、誘客促進に取り組んでいる。</p>	
映画・ドラマ等の制作誘致とロケツーリズムの促進	<p>本県がロケ地となる映画・ドラマ等の誘致を進めるとともに、これらを活用した観光PRに取り組んでいる。また、県内市町村や富山県興行生活衛生同業組合、主に首都圏在住の映画制作会社関係者等とのネットワーク構築が進んでいる。撮影受け入れに積極的な事業者も増えており、映画・ドラマ等の制作誘致に対する支援体制を整備することで、より一層積極的なロケツーリズムの推進に取り組む。</p>	
スポーツツーリズム、美術館・博物館めぐり、教育旅行などの促進	<p>富山湾岸サイクリングコースを活用したサイクルツーリズムを推進するため富山湾の魅力満喫できるサイクリングコースを活用したイベント「富山湾岸サイクリング」を毎年開催するとともに、サイクリストに優しい宿等のサイクリング環境の整備、サイクリングマップの改訂、サイクリング公式ウェブサイトの制作、サイクリングモニターツアーの実施、PR動画の作成、サイクリング専門誌への特集記事の掲載、インフルエンサーを起用したSNSでの情報発信、台湾に向けた情報発信、サイクリングガイド本の発刊等、ソフト・ハード両面からサイクリスト誘客促進に取り組んでいる。</p> <p>マリンスポーツについては、海のない近隣県への出向宣伝(R3は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止)や富山湾周辺の観光・レジャー情報を一元的に発信するPR冊子「富山湾を遊ぼう」(平成29年度制作、R2年度改訂)等で情報発信を行っている。</p> <p>富山県美術館など県内の個性的・魅力的な美術館や博物館等を周遊できる「アートのまちなみめぐりパスポート」の造成・販売や特設WEBページの開設、富山県魅力を体験・学習できる教育旅行向けの素材・コースの造成及び旅行会社等への働きかけなど、旅行者の多様なニーズを踏まえた観光商品化等に取り組んでいる。</p> <p>教育旅行については、北陸三県で連携して、関東・関西地区の公立学校長や旅行会社に向けて現地研修会を開催するとともに、出向宣伝や商談会の開催に取り組んでいる。</p>	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
産業観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> 産業観光の受入態勢の整備に取り組む施設等に対する支援とあわせて、産業観光の魅力発信を強化し、さらなる誘客促進に取り組む必要がある。 	
映画・ドラマ等の制作誘致とロケツーリズムの促進	<ul style="list-style-type: none"> より効果的な魅力発信や観光誘客の促進に資する方策を検討し、取り組む必要がある。 	
スポーツツーリズム、美術館・博物館めぐり、教育旅行などの促進	<ul style="list-style-type: none"> 旅行者の多様なニーズや関心に対応した観光資源の掘り起こしや旅行商品化等の展開に取り組む必要がある。 コロナ禍における教育旅行のニーズの増加を好機とし、さらなる来訪率の向上及びリピーターの確保につなげるため施策に取り組む必要がある。 	

政策の柱	活力とやま	政策名	28 観光人材の育成とおもてなしの心の醸成
政策目標	国内外の旅行者への質の高いサービスの提供や、観光素材の発掘・磨き上げができる人材が充実していること。また、県民の一人ひとりに、旅行者を温かく迎えるおもてなしの心や、ふるさとの魅力を再発見しアピールする気運が醸成されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
とやま観光塾の認定ガイド数(累計)	11人	77人	153人	172人	127人	177人	達成可能
	指標動向の補足説明	R5は、10人のとやま観光塾認定ガイドを養成した。 また、H30年度から富山県地域通訳案内士の育成を目的とした観光ガイドコースインバウンド専攻を開始し、R5までに36人の富山県地域通訳案内士を養成しており、認定ガイド数(累計)は当該人数を合算した人数としている。					
	達成見通しの判断理由	例年5人程度の認定ガイドを輩出しており、「達成可能」とした。					
旅行者満足度 (「富山県観光客動態調査」の「今回の旅行全体の満足度」について「大いに満足」「満足」と回答した人の割合)	73.4%	75.4%	75.2%	75.9%	80%以上	80%以上	要努力
	指標動向の補足説明	旅行者満足度は、R4と比較して0.7ポイント増加した。満足した理由について、食べ物がおいしい、景色が良いなどの回答が大半を占めた。					
	達成見通しの判断理由	満足しなかった理由として、交通の便が悪い、県内外へのPR不足などの回答が一定程度あり、引き続き富山の観光資源の磨き上げやPR等について一層努力を要するため、「要努力」とした。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
とやま観光塾の修了者数(累計)	H23:85名 ⇒ H24:163名 ⇒ H25:230名 ⇒ H26:305名 ⇒ H27:370名 ⇒ H28:413名 ⇒ H29:479名 ⇒ H30:532名 ⇒ R1:585名 ⇒ R2:628名 ⇒ R3:671名 ⇒ R4:715名 ⇒ R5:779名	本県をとりまく環境、観光事業者や塾生の要望なども踏まえ、新たなコース・専攻の設置や講義内容の充実を図り、受講者数は順調に推移。今後も修了生の増加が見込まれる。
観光PRポスターの種類(累計)	H23:12枚 ⇒ H24:13枚 ⇒ H25:14枚 ⇒ H26:17枚 ⇒ H27:18枚 ⇒ H28:19枚 ⇒ H29:23枚 ⇒ H30:25枚 ⇒ R1:27枚 ⇒ R2:29枚 ⇒ R3:31枚 ⇒ R4:33枚 ⇒ R5:34枚	継続して観光ポスターの作成を行うことで観光ポスターの認知度が高まり、掲出の機会が増加している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> 観光庁において、各地域で観光地域づくり人材育成に取り組む団体や組織が、課題や先進事例に関する情報を共有・交換することにより、情報やノウハウ不足を解消できる機会を提供し、各地域の自立かつ持続可能な人材育成の取組みを支援している。 県、市町村、(公社)とやま観光推進機構、市町村観光協会、観光事業者等が連携し、官民一体となって戦略的な観光地域づくりを推進している。 成長戦略会議において、暮らすように旅をするといった新たな観光振興のスタイルの提言がなされたほか、ブランディング戦略のワーキンググループにおいて、語学堪能な女性を地域通訳案内士として育成する、日常に近い生活を体験するようなガイド付きツアーをつくる等の提言があった。 令和5年8月実施の官民協働事業レビューにおいて、とやま観光塾開催事業について「インバウンドを重視するのであれば、カリキュラムの内容も変えていくべき」や「取組みはよいので県民へのアピールを行うべき」などの意見をいただいた。引き続き、カリキュラム等の改善に努め、観光人材の育成に取り組んでいくとともに、本塾の取組みや成果を県民へ広く周知する。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
地域の観光を担う人づくり	平成23年より、①おもてなし力の向上、②お客様に満足いただける観光ガイドの育成、③魅力ある観光地域づくりをリードする人材の育成、④地域資源を生かしたインバウンドツーリズムを企画・実施できる人材を育成するため「とやま観光塾」を開講し、これまで延べ779名の修了生を輩出している。
グローバル化に対応した次世代の観光を担う人づくり	平成27年より、「とやま観光塾」に外国人旅行者を対象とした着地型観光事業を実施できる人材を育成する「グローバルコース」を設置し、これまで21名の修了生を輩出している。 また、平成30年より、国制度に基づく「地域通訳案内士」の資格が得られる観光ガイドコース(インバウンド専攻)を新設。これまで39名の修了生を輩出した。
おもてなしの心の醸成	県内外の事業所や飲食店に富山県の観光ポスターを掲示してもらうことで、観光客に情報提供・PRを行うとともに、旅行者等に対する県民のおもてなしの意識の醸成を図っている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
地域の観光を担う人づくり	<p>•これまでの13年間で延べ779名のとやま観光塾修了生を輩出してきたが、①おもてなし力の向上、②お客様に満足いただける観光ガイド、③魅力ある観光地域づくりをリードする人材、④地域資源を生かしたインバウンドツーリズムを企画・実施できる人材を、アフターコロナや北陸新幹線敦賀開業を見据え、さらに量・質共に充実させる必要がある。</p>	
グローバル化に対応した次世代の観光を担う人づくり	<p>•増加する訪日外国人旅行者のニーズに対応し満足度を高めるため、引き続き、外国人旅行者を対象とした着地型観光事業を実施できる人材や、外国人旅行者に対応できる高度なガイドング技術を身につけた人材の育成をしていく必要がある。</p>	
おもてなしの心の醸成	<p>•県内全域でおもてなしの機運を高めるために、富山県の魅力を効果的に発信できるポスターの掲示や情報発信に努める必要がある。</p>	

政策の柱	活力とやま	政策名	29 豊かな食の磨き上げと発信
政策目標	本県の豊かな海の幸・山の幸や郷土料理のさらなる磨き上げと、県産食材を活用した魅力ある料理店・レストラン等の国内外への情報発信がなされており、多くの観光客が繰り返し訪れていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
旅行者の食べ物・料理満足度 <small>(「富山県観光客動態調査」の食べ物・料理満足度調査のうち、「大いに満足」「満足」と回答した人の割合)</small>	74.3%	78.2%	81.3%	82.4%	80%以上	80%以上	達成可能
指標動向の補足説明	R4と比較して1.1ポイント増加した。						
達成見通しの判断理由	引き続き富山の観光資源の磨き上げや着地型旅行商品の造成、情報発信等について取り組んでいるため、「達成可能」とした。						
観光消費額(暦年) <small>(対象:宿泊客及び日帰り客 来訪目的:観光及びビジネス)</small>	1,035億円(H24)	1,448億円	1,509億円	1,830億円	2,100億円	2,200億円	要努力
指標動向の補足説明	令和5年は全国旅行支援等の切れ目のない観光需要喚起策の実施や、新型コロナウイルス感染症の5類への移行、インバウンド需要の回復により、前年から321億円増(前年比21.3%増)となった。						
達成見通しの判断理由	令和5年の観光消費額はコロナ前(R1:1,483億円、R1比:23.4%増)を上回ったものの、インバウンドは依然としてコロナ前の水準にまで戻っていないことや全国旅行支援の終了の影響等を鑑み、観光再始動に向けた取組みについて一層努力を要するため、「要努力」とした。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
「富山湾鮭」関連商品の販売実績	H26:148名 ⇒ H27:3,987名 ⇒ H28:2,798名 ⇒ H29:1,921名 ⇒ H30:1,937名 ⇒ R1:2,168名 ⇒ R2:4,789名(うち県民割引キャンペーン3,867名) ⇒ R3:2,828名(うちとやま旅モニター体験プラン1,722名) ⇒ R4:3,371名 ⇒ R5:3,185名	H27の北陸新幹線開業後、実績は大きく伸び、H31.4月より、「一万三千尺物語」車内での提供も開始されたので、今後も増加が見込まれる。(数値実績は、着地型旅行商品に限る。)

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・「富山湾鮭」がH29.3.31付けで地域団体商標に登録される。 ・R3.5「ミシュランガイド北陸2021特別版」の発行(県内二つ星:4店舗、一つ星:16店舗)。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
地域と連携した豊かな食の磨き上げ・発信	市町村と連携して、富山の食の魅力を発信する取り組みを実施している。(公社)とやま観光推進機構と連携した食に関する観光資源の掘り起こしや磨き上げを実施するなど、本県の豊かな食のさらなる磨き上げや発信に取り組んでいる。
食や食文化のブランドイメージの向上・定着	富山県の新鮮で多彩な食材を活用した食文化交流イベントの開催や、話題性の高い食のメニューの提案による本県の豊かで洗練された食文化を県外に効果的に発信するなど、ブランドイメージの向上、定着に取り組んでいる。
「食」をキーコンテンツとした観光誘客の促進	「富山湾鮭」など、本県ならではの食の魅力の発信をキーコンテンツとした旅行商品の造成・販売や、本県への観光誘客の促進を図っている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
地域と連携した豊かな食の磨き上げ・発信	・市町村の食の魅力やHP等を活用して効果的に発信していく必要がある。 ・「富山湾鮭 一献セット」の販売促進など本県の豊かな食文化の魅力や食文化の魅力を効果的に発信する取り組みをさらに進めるとともに、旅行者に訴求する魅力的な特産品や土産品の開発、磨き上げを図る必要がある。	
食や食文化のブランドイメージの向上・定着	・本県ならではの豊かな食の魅力の情報発信に継続的に取り組み、食や食文化のブランドイメージの向上、定着を図る必要がある。	
「食」をキーコンテンツとした観光誘客の促進	・北陸新幹線沿線自治体と連携した新鮮で多彩な県産食材のPRや、本県ならではの食の魅力をキーコンテンツとした旅行商品のさらなる造成・販売に取り組む、年間を通じた観光誘客の促進を図る必要がある。	

政策の柱	活力とやま	政策名	30 富山のブランドカアップに向けた戦略的展開
政策目標	富山ならではの優れた産品や食の魅力が、「とやまブランド」として広く認知され、評価が高まっているとともに、地域のイメージや好感度が向上していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
県内に自信をもって誇れるものがたくさんあると思う人の割合 (県政世論調査において「県外の知人、友人等に自信をもって紹介したり、奨めたりできるものがたくさんある」と答える人の割合)	28.2%	21.0%	20.6%	21.0%	29%	R3(2021)対比さらに増加させる	要努力
指標動向の補足説明	R5年度調査では、対前年度比0.4ポイント上昇した。						
達成見通しの判断理由	R5年度は前年度より上昇し、「少しはある」と思う人の割合を合わせた数値も、90.8%(R4:88.5%)と前年度を上回ったが、目標に向け、県民の地域における自然や歴史、伝統文化等に対する意識をさらに高めるため、さらなる努力が必要。						
「富山県推奨とやまブランド」の認定件数(累積) (本県を代表する特に優れた産品を対象とする「富山県推奨とやまブランド」に認定された品目数)	11品目	14品目	24品目	24品目	19品目	24品目	既に達成
指標動向の補足説明	H22年度以降、選定品目数は着実に増加し、R4において目標を達成した。						
達成見通しの判断理由	R4において目標を達成した。						
アンテナショップへの来店者数(年度) (「日本橋とやま館」及び「いきいき富山館」の2箇所のアンテナショップの来店者数の合計)	45万人 ※いきいき富山館のみ	71.7万人	60.4万人	65.3万人	85万人	85万人以上	要努力
指標動向の補足説明	有楽町・日本橋両アンテナショップの来店者数は、新型コロナウイルスの感染拡大による休業要請や外出自粛等の影響により、令和2年3月から大幅に減少したが、令和5年度に入り、感染拡大前の来店者数を超える月もあるほど着実に増加している。(日本橋とやま館はH28.6開館)						
達成見通しの判断理由	H28年度に日本橋とやま館が開館して以降は堅調に推移してきたが、R2年3月以降は新型コロナウイルス感染症の影響により来店者数が大幅に減少し、その影響は今後も続くと考えられることから「要努力」とした。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
「とやまふるさと大使」委嘱者数	H27:387人 ⇒ H28:417人 ⇒ H29:469人 ⇒ H30:500人 ⇒ R1:535人 ⇒ R2:535人 ⇒ R3:547人 ⇒ R4:584人 ⇒ R5:630人	SNSで紹介するなど、ふるさと大使の活動を支援する等により、着実に増加している。
「とやまファン倶楽部」会員数	H27:1,070人 ⇒ H28:1,041人 ⇒ H29:1,060人 ⇒ H30:1,043人 ⇒ R1:1,008人 ⇒ R2:976人 ⇒ R3:942人 ⇒ R4:910人 ⇒ R5:892人	希望者は増加している一方で、会員の高齢化などによる退会者が発生し、年々会員が減少していることから、新規会員を増やすための働きかけが必要である。
acoicoメールマガジン登録者数	H27:953人 ⇒ H28:975人 ⇒ H29:984人 ⇒ H30:1,070人 ⇒ R1:1,061人 ⇒ R2:1,534人 ⇒ R3:1,516人 ⇒ R4:1,498人 ⇒ R5.9:1,498人	県出身者等からなる複数のコミュニティ等を包含したオンラインコミュニティとして、「ウェルビーイング・コミュニティとやま」を令和5年10月に開設。今後は同コミュニティにおいて情報発信だけでなく相互交流を図ることとしている。(メールマガジンは発展的解消)
日本橋とやま館の会員数	H28:1,479人 ⇒ H29:3,149人 ⇒ H30:6,197人 ⇒ R1:7,736人 ⇒ R2:8,316人 ⇒ R3:9,218人 ⇒ R4:10,842人 ⇒ R5:11,717人	開館以来、着実に増加している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・H19年度に地域資源を活用した新商品開発等を促進する「中小企業地域資源活用促進法」(以下、「地域資源法」という。)が、H20年度に中小企業者と農林漁業者の連携による新商品開発等を促進する「農工商等連携促進法」がそれぞれ施行され、民間を中心とした地域ブランド確立に向けた取組みが進んでいる。

なお、地域資源法は、地域未来投資促進法(H29.7.31施行、以下、「地域未来法」という。)と支援対象や支援措置(日本政策金融公庫の低利融資、信用保険法の特例、地域団体商標の登録料の減免等)が重複することから、地域未来法に整理統合され、この内容を含む中小企業成長促進法(R2.6.12成立、R2.10.1施行)が成立。地域資源法における支援措置は、地域未来法において継続されている。

(法に基づく国の認定事業) 地域資源活用 61件(H19～R5)
農工商連携 22件(H20～R5)

・H25観光庁品評会にて世界に通用する食の「究極のお土産」9品の1品に「T五(薄氷本舗五郎丸屋)」が選定された。(まちの逸品商品)

・H25ふるさと祭り東京実行委員会「第10回魅力ある日本のおみやげコンテスト」にて「T五(薄氷本舗五郎丸屋)」、「越中の皮屋のもなか(高野もなか屋)」、「八尾和紙でできたミニバッグ(桂樹舎)」が入選した。(まちの逸品商品)

・地域産業の活性化や知名度向上を目的としてブランド認定制度を創設し、地域の特色ある産品を市町村ブランドとして認定されているものもある。

・国では、農林水産分野における知的財産(ブランド)の保護・活用の推進のため、地理的表示(GI)制度(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律)が施行(H27年6月)された。これまでの登録産品は全国で145品(R6.3月末現在)。本県では、H29年12月に「入善ジャンボ西瓜」、R2年8月に「富山干柿」、R4年2月に「氷見稲積梅」の3商品が登録されている。

・「富山県推奨とやまブランド推進事業」については、R4官民協働事業レビューにおいて、事業目的が複数あるため、どの目的を重視するのか明確化したうえで、適切な手段を講じるべきとの意見が出された。

・成長戦略会議ブランディングPTでの意見を踏まえ、富山を連想する統一的なブランディングを確立するため、まずは「寿司」に焦点を絞って一点突破を図ることとした。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
富山を代表するブランドの浸透と価値の向上	・「富山県推奨とやまブランド」認定件数は着実に増えており、富山を代表するブランドの魅力発信や価値向上が図られている。	
ブランド化に向けた新たな産品の育成	・「明日のとやまブランド」育成支援事業等の各種制度を活用した新商品開発や販路開拓が進んでおり、富山の商品・サービスのブランド力アップに向けた取組みは進展している。	
「日本橋とやま館」における富山の上質なライフスタイルの積極的・戦略的発信	・日本橋とやま館の年間来館者数は、新型コロナウイルスの感染拡大による休業要請や外出自粛等の影響により大幅に減少したが、SNSを活用した発信強化や、富山とオンラインで結ぶイベントの実施など新たな発信方策に取り組み、一定の成果をあげている。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
富山を代表するブランドの浸透と価値の向上	・本県には、全国に誇ることのできる優れた産品や食の魅力があるものの、ブランドとして全国的に認知されているものはまだ一部に限定されている。	
「日本橋とやま館」における富山の上質なライフスタイルの積極的・戦略的発信	・新型コロナウイルス感染症の長期的な影響やビヨンドコロナを見据えながら、日本橋とやま館の機能を強化し、首都圏における関係人口創出、観光誘客、移住促進などにつながる展開が必要。	

未来とやま

展開目標1 結婚・出産・子育ての願いがかなう環境づくり ―県民希望出生率 1.9 へ―

- 1 出会いから結婚、妊娠、出産までの切れ目のない支援の推進
- 2 保育サービスの拡充など積極的な子育て支援等の展開
- 3 仕事と子育てを両立できる職場環境づくり
- 4 子育て家庭などの経済的負担の軽減
- 5 子どもの健やかな成長支援

展開目標2 真の人間力を育む学校教育の振興と家庭・地域の教育力の向上

- 6 少人数指導と少人数学級の組合せ等による充実した教育の推進
- 7 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実
- 8 いじめ・不登校対策と人権を大切にする心の育成
- 9 子どもの可能性を伸ばす教育の推進
- 10 家庭・地域の教育力の向上
- 11 大学教育の振興とコンソーシアム等の活性化
- 12 県立大学における教育研究体制の充実と地域への貢献
- 13 生涯にわたる多様な学びの推進
- 14 ふるさとを学び楽しむ環境づくり

展開目標3 文化・スポーツの振興と多彩な県民活動の推進

- 15 県民が芸術文化と出会い、親しむ環境づくり
- 16 県民が芸術文化の創造に参加し、交流する機会の充実
- 17 質の高い文化の創造と世界への発信
- 18 スポーツに親しむ環境づくりの推進
- 19 全国や世界の檜舞台で活躍する選手の育成
- 20 多様なボランティア・NPO 活動の推進
- 21 若者の自立促進と活躍の場の拡大
- 22 男女共同参画社会づくり
- 23 グローバル社会における地域づくり・人づくり

展開目標4 ふるさとの魅力を活かした地域づくり

- 24 「くらしたい国、富山」の発信による移住の促進
- 25 自然や歴史・文化など地域の魅力のブラッシュアップと世界文化遺産登録の推進
- 26 地域の個性を活かした景観づくり
- 27 豊かで美しい農山漁村の持続的な発展と都市との交流
- 28 水と緑の森づくり・花と緑の地域づくり

政策の柱	未来とやま	政策名	1 出会いから結婚、妊娠、出産までの切れ目のない支援の推進
政策目標	結婚を希望する人が結婚し、子どもを持ちたいと願うすべての人が、安心して妊娠・出産ができる社会が実現していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
合計特殊出生率 <small>(一人の女性が一生の間に生む子供の数を示す値)</small>	1.37	1.50	1.46	1.35	H28(2016)対比 上昇させる	県民の希望出生率1.9に向けて 上昇させる	要努力
指標動向の 補足説明	R5年次の合計特殊出生率は、1.35となり、前年(1.46)に比べ0.11ポイント低下し、過去最も低かったH18・19年(1.34)に比べて0.01ポイント上回っている。県民の希望出生率1.9とは開きがあり、さらに努力が必要。						
達成見通しの 判断理由	国、県、市町村が役割分担をしながら、企業や地域との連携のもとに、中長期的な視野に立って粘り強く継続的な取組みを進めていくことにしているものの、これまで以上に取り組みが必要と考えられることから、要努力と判断した。						
乳児死亡率 <small>(出生千人当たりの乳児死亡数 (生後1年未満の死亡数))</small>	2.0	2.2	1.5	2.4	H28(2016) 対比 低下させる	H28(2016) 対比 低下させる	達成可能
指標動向の 補足説明	死亡数が少ないため毎年の変動が大きい。						
達成見通しの 判断理由	R5年次の乳児死亡率は2.4で計画策定時よりも0.2ポイント上昇しているが、乳児死亡数が少なく、毎年の変動が大きいことや、周産期や新生児期の搬送体制が構築されていることから達成可能と判断した。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
子育て世代包括支援センター設置市町村数	H27:3市町村 ⇒ H28:7市町村 ⇒ H29:9市町村 ⇒ H30:11市町村 ⇒ R1:12市町村 ⇒ R2:14市町村 ⇒ R3:15市町村	子育て世代包括支援センターを設置した市町村数はR3.4に15市町村となり、目標は達成。
高校生の赤ちゃんふれあい体験を実施した学校数	H23:17校 ⇒ H24:13校 ⇒ H25:19校 ⇒ H26:21校 ⇒ H27:20校 ⇒ H28:24校 ⇒ H29:26校 ⇒ H30:28校 ⇒ R1:28校 ⇒ R2:2校 ⇒ R3:8校 ⇒ R4:12校 ⇒ R5:17校	R2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施校が少なくなっているが、コロナ禍が明け、関係機関等との連携により、少しずつ実施する学校が増加してきている。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センター(法律上の名称は「母子健康包括支援センター」)がH28.5児童福祉法等の改正により、母子保健法に位置づけられた(H29.4.1施行)。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(H26.12)」では概ね5年後、ニッポン一億総活躍プランでは、令和2年度までの全国展開を目指すとした。当県においては、R3.4に全15市町村で設置されている。 ・児童福祉法改正に伴い、令和6年4月から市町村における母子保健(旧子育て世代包括支援センター)と児童福祉(旧子ども家庭総合支援拠点)に関して包括的に支援を行うことも家庭センターが推進されている。 ・結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う地方公共団体を支援するための地域少子化対策強化交付金が、平成25年度補正予算において創設(平成26年度補正予算でも措置)され、さらに、平成27年度補正予算で地域少子化対策重点推進交付金が創設(平成28年度当初から令和6年度当初予算でも措置)された。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
結婚を希望する男女のサポートの充実及び気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・とやまマリッジサポートセンターにおいて、個別マッチング、出張登録会等を実施し、新規会員の登録促進及びマッチング件数の増加を図っている。 ・出会いや交流、結婚を希望する独身者と、独身者を支援する県内事業者をつなぐプラットフォームとして「TOYAMATCH」を運営している。 ・企業・団体等が県内で開催する婚活イベント開催への補助を実施している。 ・結婚支援ネットワーク会議等により、市町村や企業、団体等で婚活支援に関するノウハウを共有し、連携・ネットワークを構築するなどにより結婚支援体制の強化を図っている。 	
いのちの尊さを学ぶライフプラン教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児とのふれあい体験や産婦人科医等による特別講演など、児童・生徒の発達の段階に応じたライフプラン教育を実施している。 ・大学生や専門学校生の中からピアカウンセラーを養成し、高校や学園祭等で、結婚、妊娠、出産を含めたライフプランに関する啓発や相談を実施している。 	
周産期保健医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・NICU(新生児集中治療管理室)の整備等の必要な医療体制が整備されたことにより、乳児死亡率は改善されてきている。 ・周産期医療機関と行政とが連携し、圏域毎に妊娠期からの切れ目ない支援体制の強化が図られている。 	
母と子の健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターを整備する市町村に対する連絡調整や技術支援を実施している。 ・産後うつ等の普及啓発や、保健・医療従事者を対象とした研修や事例検討を実施し、市町村と連携した切れ目ない支援を図っている。 ・子ども医療電話相談については、平成21年7月に制度を開始し、平成30年7月に受付時間を拡充しており、着実に相談実績を伸ばしている(H22 3,897件→R5 12,002件)。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
結婚を希望する男女のサポートの充実及び気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・とやまマリッジサポートセンターを中心として、民間活力を継続的に取り込みながら、社会全体で結婚を希望する人を応援する体制の構築が必要である。 	
いのちの尊さを学ぶライフプラン教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・実施校の事例紹介を行うなど、小・中・高校を通して乳幼児ふれあい体験の機会の充実を図る必要がある。 ・妊娠・出産年齢の上昇に伴うリスクについて理解を促すため、結婚、妊娠、出産を含めたライフプランに関する啓発や相談が必要である。 	
周産期保健医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・出産年齢が高くなるに伴い、ハイリスク妊婦やNICU(新生児集中治療管理室)が必要な新生児が増加しており、NICUやMFICU(母体・胎児集中治療管理室)等の医療体制と母子保健事業の連携を深め、妊産婦や乳幼児の健康管理の強化が必要である。 	
母と子の健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦や乳幼児の健康管理に関する正しい情報の提供や相談体制の充実が必要である。 ・不妊や不育症に悩む夫婦の支援や、安全で安心な妊娠・出産のためのきめ細やかな支援の充実が必要である。 ・妊産婦のメンタルヘルスケアの充実のため、市町村と連携した妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が必要である。 	

政策の柱	未来とやま	政策名	2 保育サービスの拡充など積極的な子育て支援等の展開
政策目標	家庭や地域において、安心して子どもを生み育てられる環境が整備されるとともに、社会全体で子育てを支える気運の醸成が図られていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
病児・病後児保育事業実施箇所数 <small>(病児・病後児保育事業を実施している施設数)</small>	70か所	124か所	182か所	186か所	140か所	150か所	既に達成
指標動向の補足説明	保護者ニーズに対応して、病児・病後児保育事業を行う施設が順調に増加している。						
達成見通しの判断理由	実施箇所数は着実に増加しており、今後も、保護者ニーズに応じて病児・病後児保育を実施する施設は増加すると見込まれる。						
放課後児童クラブ数 <small>(保護者が昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供するクラブ数)</small>	209か所	253か所	299か所	305か所	274か所	279か所	既に達成
指標動向の補足説明	保護者ニーズに対応して、放課後児童クラブ数が順調に増加している。						
達成見通しの判断理由	クラブ数は着実に増えてきており、今後も、保護者ニーズに応じて増加すると見込まれる。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
一時預かり事業実施箇所数	H22:127か所 ⇒ H23:129か所 ⇒ H24:134か所 ⇒ H25:137か所 ⇒ H26:141か所 ⇒ H27:143か所 ⇒ H28:143か所 ⇒ H29:144か所 ⇒ H30:149か所 ⇒ R1:148か所 ⇒ R2:155か所 ⇒ R3:158か所 ⇒ R4:156か所 ⇒ R5:157か所	一時預かり事業を実施する施設は、ニーズに応じて増加傾向にある。
とやま子育て応援団の利用度	H22:33.2% ⇒ H23:44.5% ⇒ H24:51.6% ⇒ H25:49.4% ⇒ H26:53.7% ⇒ H27:50.3% ⇒ H28:50.8% ⇒ H29:58.2% ⇒ H30:61.7% ⇒ R1:62.4% ⇒ R2:69.3% ⇒ R3:76.1% ⇒ R4:73.0%	サイトでのPRやチラシの配布等により、利用度は高まってきている。 (R5利用度調査未実施)
子育て支援員研修修了者数	R3:134人 ⇒ R4:137人 ⇒ R5:125人	毎年一定数の修了者となっている。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- ・平成27年度から、幼児教育や保育、地域の子育て支援の量と質の拡充・向上を図る「子ども・子育て支援新制度」が施行された。
- ・平成30年9月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」で、放課後児童クラブについては、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図るとされた。
- ・市町村は、地域住民の多様なニーズを把握したうえで、子ども・子育て支援事業計画を策定し、その地域に最もふさわしい子育て支援を実施している。
- ・成長戦略会議ウェルビーイング戦略WGの委員より、各種子育て支援サービスがあるものの周知が足りない制度もあるという意見あり。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
多様な保育サービスや放課後児童クラブの拡充	・病児・病後児保育などの多様な保育サービスの実施箇所数や放課後児童クラブ数は、着実に増加しているが、保護者にニーズに応じて、より一層充実させる必要がある。
子育て情報の提供や相談機能の充実	・地域子育て支援センターや利用者支援事業、子育てホームページなど、子育ての情報提供や相談機能の充実に努める必要がある。
地域住民による子育て支援の促進	・ファミリー・サポート・センターやとやまっ子さんさん広場等の設置により、地域住民による子育て支援の充実が図られている。
社会全体での子育て支援の気運醸成	・とやま子育て応援団の普及促進等により、子どもの成長や子育てを社会全体で支える気運の醸成を図っている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
多様な保育サービスや放課後児童クラブの拡充	・特別保育の実施箇所数や放課後児童クラブ数は順調に増加しているが、子育て家庭が安心して子どもを育てられるよう、適切に充実させる必要がある。	○
子育て情報の提供や相談機能の充実	・保護者がニーズに合わせて適切な支援を選択し円滑に利用できるよう、情報提供や相談・援助等の体制の充実を図る必要がある。 ・各種子育て支援サービスの周知強化や利用に対するイメージアップを図る必要がある。	○
地域住民による子育て支援の促進	・核家族化や都市化が進み、子育て家庭の育児に対する不安感や負担感が大きくなっていることから、身近な地域における子育て支援活動をさらに充実させるとともに、支援者の掘り起こしに努める必要がある。	○
社会全体での子育て支援の気運醸成	・家族や地域の子育て力が低下し、子育て家庭の育児に対する不安感や負担感が大きくなっているため、家族のふれあいの大切さを啓発する活動を促進するとともに、子どもの成長や子育てを社会全体で支援する気運の醸成が必要である。	○

政策の柱	未来とやま	政策名	3 仕事と子育てを両立できる職場環境づくり
政策目標	仕事と子育てが両立できる職場環境の整備や県民の意識醸成が図られ、男女ともに、積極的に子育てに関わっていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出済みの県内企業数(うち従業員100人以下の企業数)	1,559社 (1,049社)	1,891社 (1,343社)	2,354社 (1,797社)	2,391社 (1,825社)	2,200社 (1,650社)	2,300社 (1,750社)	既に達成
指標動向の補足説明	平成29年4月から県条例により、行動計画策定義務の対象を従業員30人以上の企業に拡大した。これに伴い、仕事と子育て両立支援推進員の企業訪問や行動計画策定研修会の開催など小規模企業に対する支援の強化に取り組んできた結果、策定企業数は増加した。						
達成見通しの判断理由	行動計画策定義務対象を平成29年4月から30人以上の企業に拡大したことに伴い、小規模企業に対する策定支援にもきめ細かく取り組んだ結果、目標を達成した。今後は取り組みを継続し、この水準の維持に努める。						
男性の育児休業取得率	1.0%	5.8%	15.6%	33.9%	13%	13%	達成可能
指標動向の補足説明	男性の育児休業は、令和5年度調査結果で大きく上昇した。						
達成見通しの判断理由	男性の育児休業取得率は前年度に比べ上昇したため、「達成可能」とした。今後、さらなる男性の育児休業取得の促進を目指し、仕事と子育て両立支援推進員の企業訪問、企業向けセミナーの開催、働き方改革の推進などに引き続き取り組んでいく必要がある。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
仕事と子育て両立支援推進員の訪問件数(累計)	H29:519件 ⇒ H30:1,020件 ⇒ R1:1,320件 ⇒ R2:1,558件 ⇒ R3:1,804件 ⇒ R4:2,046件 ⇒ R5:2,330件	前年度に比べ、年度ごとの訪問件数が増加し、累計も順調に増加している。
元気とやま!子育て応援企業の登録数	H24:259社 ⇒ H25:276社 ⇒ H26:315社 ⇒ H27:330社 ⇒ H28:370社 ⇒ H29:375社 ⇒ H30:407社 ⇒ R1:415社 ⇒ R2:436社 ⇒ R3:442社 ⇒ R4:492社 ⇒ R5:564社	登録数が増加している。
学生を対象とした男性の家事・育児参画に関する出前講座の参加者数(累計)	H26:141名 ⇒ H27:459名 ⇒ H28:671名 ⇒ H29:926名 ⇒ H30:1,050名 ⇒ R1:1,204名 ⇒ R2:1,264名 ⇒ R3:1,372名 ⇒ R4:1,396名 ⇒ R5:1,405名	男性の育児・家事参画への理解を進める取り組みが着実に進んでいる。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法により、一般事業主行動計画の策定が義務付けられている対象が、平成23年4月からは、従業員301人以上の企業から101人以上の企業に拡大された。 平成26年度末が期限とされた次世代育成支援対策推進法については、期限を10年間延長するとともに、一般事業主行動計画について、新たな認定制度を創設し、計画の策定・届出に代えた実績公表の仕組みが追加された。 令和2年5月29日に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、重点課題として男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、男性の家事・育児参画の促進、働き方改革と暮らし方改革などが掲げられ、男性の育児休業取得率について2025(令和7)年までに30%を数値目標としている。 令和3年6月改正、令和4年4月施行の育児・介護休業法では、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けなどが盛り込まれた。 事業所内保育施設推進事業については、令和4年度の官民協働事業レビューにおいて、事業の潜在的ニーズがないか等を調べてみるべきとして、「一部改善」とされた。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
仕事と子育てを両立できる職場環境の整備	本県は全国平均よりも中小企業の割合が多い状況を踏まえ、「子育て支援・少子化対策条例」(H21.6制定)により、法よりも対象を拡大して、平成23年4月から従業員51人以上の企業に、平成29年4月からは従業員30人以上の企業に一般事業主行動計画の策定を義務付けており、仕事と子育てを両立できる職場環境整備が進展している。
事業主への意識啓発の推進	元気とやま！子育て応援企業(H24～)の登録企業数は、564社(R6.3末)と順調に伸びている。また、イクボス企業同盟とやま(H29～)の加盟企業は、288団体(R6.3末)と着実に増加している。このほか、令和元年度からは働き方改革実践モデル企業を選定し、伴走支援型コンサルティングにより改革を実践してもらうとともに、その取り組み過程や成果を報告会で県内企業に示すことで横展開を図っている。 引き続き、男女がともに仕事と家庭の両立が可能な職場環境づくりなど、働き方改革の推進に取り組む必要がある。
男性の家事・育児への参画の促進	6歳未満児のいる夫の家事・育児時間は104分(R3社会生活基本調査)と、全国平均を下回っており、男性の家事・育児参画をより一層推進する必要がある。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
仕事と子育てを両立できる職場環境の整備	・一般事業主行動計画については、条例により策定義務対象となっている従業員51人以上の企業の策定割合は86.7%(R6.3)、平成29年4月から策定義務対象となった従業員30～50人企業の策定割合は77.4%(R6.3)となっている。 引き続きこれらの企業に対し行動計画の円滑な策定・更新ができるよう、支援に取り組んでいく必要がある。	
事業主への意識啓発の推進	・元気とやま！子育て応援企業の登録企業数やイクボス企業同盟とやまの加盟団体数は順調に増加しているが、仕事と子育ての両立をさらに推進するため、事業主による実効性のある取組みをより一層充実させる必要がある。	
男性の家事・育児への参画の促進	・家庭においては、男女の固定的な役割分担意識が根強く残っており、男性が育児等家庭に参画することへの社会全体の意識の一層の醸成が必要である。	

政策の柱	未来とやま	政策名	4 子育て家庭などの経済的負担の軽減
政策目標	経済的な環境にかかわらず、子どもを持ち育てたいと思う県民一人ひとりの希望を実現するための取組みが推進されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
子どもを増やすにあたっての課題として、「経済的な負担」を挙げる人の割合 (県内の未就学児を持つ保護者を対象としたアンケート調査)	74.8% (H25)	70.2% (H29)	- ※	- ※	H29(2017) 対比 低下させる	H29(2017) 対比 低下させる	達成可能
	指標動向の 補足説明	多子世帯等の経済的負担の軽減を図っており、子どもを増やすにあたっての課題として、「経済的な負担」を挙げる人の割合は低下している。 ※評価数値は、各事業の実施状況を見ながら、適切な時期に調査を実施する。					
	達成見通しの 判断理由	幼児教育・保育の無償化や、無償化の対象とならない0～2歳児の保育料軽減など各般の経済的負担の軽減施策の実施により、目標の達成は可能と考えられる。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
「とやまっ子 子育て応援券」の利用率	H25:81.9% ⇒ H26:87.4% ⇒ H27:81.4% ⇒ H28:81.4% ⇒ H29:86.2% ⇒ H30:88.7% ⇒ R1:87.8% ⇒ R2:87.8% ⇒ R3:87.1% ⇒ R4:90.1% ⇒ R5:83.5%	対象サービスの拡充や制度周知により、利用率は上昇傾向で推移している。
「がんばる子育て家庭支援融資」による無利子融資件数(累計)	H27:268件 ⇒ H28:440件 ⇒ H29:611件 ⇒ H30:781件 ⇒ R1:933件 ⇒ R2:1,039件 ⇒ R3:1,161件 ⇒ R4:1,308件 ⇒ R5:1,480件	実質無利子化した初年度(27年度)は件数が多かったが、その後は年間100～170件程度で推移している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- 改正子ども・子育て支援法の成立により、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施された。(対象:0～2歳児は住民税非課税世帯、3～5歳児は全世帯)
- 令和2年度から、私立高等学校等の授業料について、年収590万円未満世帯を対象とした授業料の実質無償化が実現された。
- 令和2年度から、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対する大学等の授業料及び入学金の減免制度が創設されるとともに、給付型奨学金の対象や給付額が大幅に拡充された。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
子育て家庭のニーズにマッチした支援の推進	・子育て家庭に対しヒアリングやアンケート調査を実施し、ニーズを把握するとともに、子育て支援・少子化対策県民会議における支援策の検討を踏まえて、子育て家庭への効果的な支援策を推進している。	
出産、保健、医療等に要する費用負担の軽減	・子どもを望む夫婦が経済的負担が重いことにより諦めることがないよう、不妊治療費の助成や、市町村と連携した不育症治療費の助成を実施している。	
多子世帯等の経済的負担の軽減	・市町村と連携し、子育て応援券の配付や、保育料・副食費の無償化・軽減に取り組んでいる。 ・多子世帯に対し、教育費や住宅の新築・購入・リフォームに対する実質無利子融資を行っている。 ・県営水力発電事業の効率的な運営により得られる収益の一部を活用して、多子世帯の電気料金負担を軽減するために支援金を支給している。	
就学にかかる経費負担の軽減	・年収約910万円未満世帯の高校生等に就学支援金を支給するとともに、私立高等学校については、無償化の対象とならない年収590万円以上910万円未満世帯の授業料の上乗せ補助を行うほか、低所得者世帯に入学料等の減免補助を行っている。令和3年度から入学料等の減免について、非課税世帯に加え、新たに多子世帯(子ども3人以上)のうち、年収590万円未満世帯に対しても支援を行っている。令和5年度から授業料の上乗せ補助を拡充している。令和6年度から入学料等の減免について年収910万円未満の多子世帯・ひとり親世帯に対しても支援を行い、年収590万円以上910万円未満の多子世帯・ひとり親世帯を対象として授業料の実質無償化を行う。 ・また、低所得世帯の高校生等には、授業料以外の教育費に対する支援として、給付金を支給し、修学に係る経費の負担軽減を図っている。令和2年度から、新入生に対する前倒し給付、家計急変のため住民税非課税世帯に相当すると認められる者に給付を行っている。 ・経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対して無利子の奨学金を貸与している。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
出産、保健、医療等に要する費用負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療、不育症治療には心身ともに負担がかかることから、治療費の助成に加え、妊娠、出産、治療に関する不安や悩みの相談に対応していく必要がある。 	○
多子世帯等の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・県民が理想の数の子どもを持つことができるよう、子育てに係る経済的負担の軽減を図る必要がある。 	○
就学にかかる経費負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、引き続き支援していく必要がある。 ・滞納者・滞納額が増加しており、制度利用者間の公平性、将来の貸付財源の確保の観点から、回収率の向上を図る必要がある。 	○

政策の柱	未来とやま	政策名	5 子どもの健やかな成長支援
政策目標	子どもたちが、虐待・いじめなどの人権侵害を受けることなく、健やかに成長しているとともに、学校・家庭・地域の連携・協力のもと、学び・遊び・体験活動等を通じ心身の豊かさ・たくましさを育てていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
いじめの認知件数とその 年度内解消率 (児童生徒千人当たりのいじめの 認知件数と年度内解消率(文部 科学省の定義による))	(認知件数) 5.4件 (小・中・高・特)	8.9件	19.6件	19.6件 (R4)	限りなく ゼロに 近づける	限りなく ゼロに 近づける	要努力	
	(解消率) 81.0% (小・中・高・特)	86.5%	70.8%	70.8% (R4)	限りなく 100%に 近づける	限りなく 100%に 近づける		
	(認知件数) 5.4件 (小・中・高・特)	(「いじめの認知件数」について) ・「いじめの認知件数」を数値目標として設定し、より少ない認知件数を目指すことは、積極的な認知を推奨する現在の姿勢とそぐわないものと考えられることから、最終目標を検討する必要がある。 (「年度内解消率」について) ・「いじめが解消している」状態とは、相当の期間(少なくとも3か月を目安とする)いじめの行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこととされている。したがって、1月以降にいじめを認知した場合、年度内で3ヶ月以上いじめが止んだ状態になることはあり得ず、その年度の「いじめ解消率」が100%になることはない。「年度内解消率」とは、その年度において、認知したいじめがいつの時期に多いかによっても、その値が変動するものである。また、「年度内解消率」を数値目標として設定することは、安易に解消としないという「いじめの防止等のための基本的な方針」の趣旨にそぐわないものでもあることから、最終目標を検討する必要がある。						
達成見通しの 判断理由	・富山県における近年の千人当たりのいじめの認知件数は全国平均を大きく下回っているが、いじめの未然防止教育の推進とともに、いじめの積極的な認知、いじめの早期発見・早期対応に努めていく必要がある。 (R2:富山県11.6件、全国平均39.7件、R3:富山県15.1件、全国平均47.7件、R4:富山県19.6件、全国平均53.3件)							
子どもの地域活動体験率 (今住んでいる地域の行事に参加する 小学校6年生、中学校3年生の調査対象者 全体に対する割合)	小6:78.9% (H24)	82.2%	70.2%	71.7%	85%	85%以上を 維持	要努力	
	中3:48.3% (H24)	55.1%	53.9%	48.1%	60%	60%以上を 維持		
	指標動向の 補足説明	「全国学力・学習状況調査」(文部科学省 調査時期:毎年4月) R1までは小学6年生、中学3年生ともに増加傾向にあり、R1は中学3年生で目標値を達成していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止による地域体験活動の機会減少の影響により、依然として体験率は減少したままである。						
達成見通しの 判断理由	今後、コロナ禍等で休止した地域の行事が以前のように再開されることで、参加する子どもたちの地域活動体験率の上昇も期待できる。しかしながら、公民館や放課後子ども教室等での体験・交流活動の担い手や指導者の確保等の課題もあることから、「要努力」とした。							
里親委託率 (乳児院、児童養護施設、里親等に措置(委託)されている児童のうち、 里親等へ養育を委託されている児童の割合)	11.7%	22.8%	19.8%	19.8% (R4)	26%	29%	要努力	
	指標動向の 補足説明	H28末時点では、委託率が大きく伸びて全国平均を上回っていたが、その後は全国平均を下回る水準でおおむね推移している。 (R5全国平均は、R6.5月現在未公表)						
	達成見通しの 判断理由	里親委託は、子どもの年齢や状態、里親の年齢や受託経験、家族の状況などを考慮し、丁寧なマッチングを行う必要があるため、委託率を急に大きく伸ばすことは容易ではない。里親制度の普及啓発・里親の質の向上等、関連事業に取り組んできたが、今後更なる普及啓発に取り組む必要がある。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
少年補導委員による街頭補導状況	H26:2,086回 ⇒ H27:2,087回 ⇒ H28:2,075回 ⇒ H29:2,004回 ⇒ H30:2,003回 ⇒ R1:1,991回 ⇒ R2:1,462回 ⇒ R3:1,333回 ⇒ R4:1,392回 ⇒ R5:1,881回	・R2以降は新型コロナウイルス感染症の影響で減少していたが、R5年度は、感染症の収束を受け増加している。 (祭礼等や夏・冬・春休中を中心に実施)

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・国における児童福祉法等の改正(H28)や「新しい社会的養育ビジョン」の策定(H29)により、児童虐待対策の強化やより家庭的な環境での養育の推進が求められている。 ・他の自治体での児童虐待の痛ましい事件の発生等を受け、国における緊急総合対策のとりまとめ等により、児童相談所や市町村等により一層の体制強化や関係機関との連携強化が求められているほか、児童福祉法等の改正(R4)により、児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見を勘案した措置を行うための意見聴取体制の整備が求められている。 ・富山県青少年健全育成条例において、有害図書等・有害情報、青少年の深夜外出、非行・犯罪につながる行為等を規制(最終改正:H31.3.15公布、R1.10.1施行)。また、民法の改正に伴い、同条例における「青少年」の定義を改正予定(R6.4.1施行)。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
子どもの権利と利益の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の改正に伴い、専門職員の配置等児童相談所の機能強化が図られている。 ・学校では、児童生徒の様子をきめ細かく観察するとともに、家庭訪問や児童生徒との面談、アンケート調査、地域からの情報等を基に家庭での様子についても把握し、いじめ等の未然防止、早期発見に努めている。 	
地域で子どもを育む環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全パトロール隊(R6.4:444隊、28,391人)が設置され、地域ぐるみによる見守り活動が推進されている。 ・公民館や放課後子ども教室等での子どもの体験活動の充実に向けて、指導者研修等に取り組んでいる。 	
子どもの健全な育成	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県青少年健全育成条例に基づき、有害図書等・有害情報への対応、青少年の深夜外出の抑止、非行・犯罪につながる行為への対応が順調に行われている ・青少年のインターネット利用に係る犯罪被害を防ぐため、富山県青少年健全育成条例を一部改正し(H31.3.15公布、R1.10.1施行)、青少年保護対策の強化を図った。 ・学校ネットルールづくりをはじめとした、適切なネット利用についての啓発活動に取り組んでいる。 	
家庭的養護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・里親制度の普及啓発や里親登録者に対する研修を実施するなど、里親関連施策に取り組んでいる。 ・児童養護施設の小規模グループケア化について、3箇所の児童養護施設のうち1箇所で小規模化が進んでいるほか、県主催の研修や専門機関の研修受講に対する支援の実施などにより、施設職員の専門性の向上を図っている。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
子どもの権利と利益の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の更なる機能強化を図っていく必要がある。 ・学校に配置をしているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと緊密に連携を図ることで、学校だけでは対応できないいじめ等の生徒指導上の諸課題に対応していく必要がある。 	
地域で子どもを育む環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館や、放課後子ども教室等での子どもの体験活動の充実を支援していく必要がある。 ・不審者情報の共有など学校と学校安全パトロール隊等との連携を図っていく必要がある。 	
子どもの健全な育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット利用の低年齢化が顕著なことから、小学生に対するネットトラブル対策や啓発活動が必要である。 	
家庭的養護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・里親制度の普及啓発等により、里親登録者数を確保し、里親委託を推進する必要がある。 ・児童養護施設の小規模化等について、施設の理解を進める必要がある。 ・里親や児童養護施設等の委託・入所者等が18歳を超えて措置解除となった場合の支援に取り組む必要がある。 	

政策の柱	未来とやま	政策名	6 少人数指導と少人数学級の組合せ等による充実した教育の推進
政策目標	様々なニーズに対応した教育環境の整備が進められ、魅力ある質の高い教育が行われていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
授業が分かると答える生徒の割合 (ほとんどの教科が分かる、または分かる教科が多いと答えた生徒の割合(県立高校2年生))	64.5%	65.4%	74.7%	69.3%	H28(2016)対比 増加させる	H28(2016)対比 増加させる	達成可能
指標動向の補足説明	・平成28年12月の中教審答申以降、多くの教員が思考力・判断力・表現力を育成する授業を強く意識し、積極的に対話を取り入れるなど授業改善に取り組んでいる。一時的に数値が下がったことがあったが、近年は約7割に達し、授業改善に向けた取り組みが実を結んできているものと思われる。						
達成見通しの判断理由	生徒の学習習慣の定着や分かる授業のための教師の授業改善、指導方法の研究が進められており、今後、さらなる学力向上につながると考えられることから達成可能と判断した。						
地区別幼児教育・小学校教育接続研修会参加率 (幼稚園、保育所、認定こども園から小学校への連続した指導の充実のための研修会に参加した園、所、校の割合)	34.3%	54.6%	48.8%	49.7%	58%	60%	達成可能
指標動向の補足説明	・子供の発達の連続性や幼児期の教育と小学校の教育の接続について理解することの重要性が理解されてきており、参加校(園)の割合が増加してきていた。R3にコロナ禍のため例年通りの開催ができず、参加率が低下したが、R4以降は例年通りの開催方法に戻し、参加率が上がってきている。						
達成見通しの判断理由	・幼児期の教育や、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続についての重要性がさらに注目されていくことが予想される。各市町村教育委員会や幼児教育施設主管課との連携を密にし、各幼児教育施設等への本研修会の受講をさらに推進するなどして、参加者の増加を目指していくことから、達成可能と判断した。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
求められる英語力を有する生徒の割合	【中3】 H26:32.7% ⇒ H27:38.4% ⇒ H28:41.7% ⇒ H29:43.7% ⇒ H30:44.6% ⇒ R1:46.2% ⇒ R2:データなし(国の調査中止) ⇒ R3:43.8% ⇒ R4:46.1% ⇒ R5:48.9% 【高3】 H26:38.0% ⇒ H27:39.1% ⇒ H28:47.3% ⇒ H29:49.1% ⇒ H30:54.8% ⇒ R1:57.5% ⇒ R2:データなし(国の調査中止) ⇒ R3:59.3% ⇒ R4:60.5% ⇒ R5:61.4%	中学3年生で実用英語技能検定3級(H30以降はCEFR A1レベル相当)以上、高校3年生で準2級(H30以降はCEFR A2レベル相当)以上の英語力を有する生徒の割合は、R3に中学校で数値が低下したが、R4にまた上昇した(数値実績は英語教育実施状況調査(文部科学省)に基づいている)。
授業や学校行事を地域や保護者に公開した1校当たりの延べ日数が5日以上である学校(全日制県立高校)の数	H26:24校 ⇒ H27:26校 ⇒ H28:31校 ⇒ H29:33校 ⇒ H30:29校 ⇒ R1:27校 ⇒ R2:8校 ⇒ R3:9校 ⇒ R4:12校 ⇒ R5:16校	各学校で授業や学校行事を地域や保護者に公開するよう努めているが、R2～5は新型コロナウイルス感染拡大防止の影響から、学校数が少ない。 ※全日制県立高校は全34校

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・少人数教育については、令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正により、小学校においては令和7年度には全学年で35人学級が制度化されるとともに、引き続き教職員定数のあり方全般について、検討が進められている。 ・高等学校の学習指導要領では、全教科で「主体的・対話的で深い学び」の実践を掲げている。 ・幼児教育については、令和5年8月実施の官民協働レビューにて、研修による成果や、市町村との役割分担を含めた今後の見通しを示すとよいとの意見あり。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
少人数教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数教育については、令和5年度より小学校全学年で35人以下学級を実施。また、中学校1年生での35人学級選択制の実施に加え、小学校3年生から中学校3年生では少人数指導にも力を入れ、少人数学級と組み合わせた効果的な少人数教育を推進している。 	
新たな教育課題への対応と特徴ある教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校専科教員の配置校を増やすことにより、児童生徒へのきめ細かな学習指導を推進するとともに、令和2年度から全面実施となった小学校における英語の教科化に対応するための英語専科教員、令和4年度からは教科担任制に向けた専科教員を配置するなど、新たな教育課題にも的確に対応するように努めている。 ・県立学校において、「主体的・対話的で深い学び」の実践に向けた授業改善が進められている。また、「ICT教育推進事業」により、県立学校に指導者用デジタル教科書の配備やICT活用研修の実施等に取り組み、ICTを活用した授業を推進している。 	
校種間連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県幼児教育センターでは、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、R3年度から3年計画で「幼児教育・小学校教育接続推進事業」に取り組み、モデル校区の取組を紹介した。また、保育者と小学校教員、市町村担当者が参加する研修を行っている。 ・「地域学校協働活動推進事業(土曜日の豊かな教育活動推進事業)」(H28～)、「社会へ羽ばたく『17歳の挑戦』事業」などにより、県立学校において、大学教授の出前授業や大学を訪問しての実習体験などの機会を増やしている。 ・「高大連携未来を拓く人材育成事業」により、県立高校における大学教員による専門性の高い特別授業や大学との連携による探究科学科設置校による合同発表会の開催など、高大連携を推進した。 	
魅力と活力ある学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「とやま新時代創造プロジェクト学習推進事業」などにより、県立学校において、生徒や学校の実態等に応じた実効性ある取組みが進められている。 ・県立高校再編によって設置される高等学校(統合校)が、魅力あるものとなるよう、必要な施設・設備等を整備した。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
少人数教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒へのきめ細かな学習指導や生活指導を推進するために、少人数指導及び少人数学級の成果と課題を検証し、より効果的な配置方法等を検討する必要がある。 	
新たな教育課題への対応と特徴ある教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程講習会や学校訪問研修等を通して、授業改善に向けて全教員の意識改革を一層進める必要がある。 	
校種間連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育と小学校教育の接続に関して、学習指導要領等にも明記されており、その趣旨の実現に向けた取組や研修となるよう、改善を引き続き図っていく必要がある。研修の前後での変容を調査するなど、成果が見えるよう、工夫する必要がある。 ・高校と大学との継続的な連携のために、事業に要する費用の支援などを拡充する必要がある。 	
魅力と活力ある学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての県立学校が学校ごとに策定したスクール・ポリシーの実現と魅力ある学校づくりに引き続き取り組む必要がある。 	

政策の柱	未来とやま	政策名	7 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実
政策目標	小学校入学前から高校卒業後までの、切れ目のない一貫した支援体制の整備により、障害のある子ども一人ひとりの自立と社会参加の実現が図られていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
「個別の指導計画」の作成率	幼:92.5% 小:98.4% 中:96.1% 高:62.5%	幼:89.3% 小:100% 中:100% 高:81.3%	幼:100% 小:100% 中:100% 高:100%	幼:100% 小:100% 中:100% 高:100%	全ての学校(園)で作成	全ての学校(園)で作成	既に達成
(特別な支援が必要な幼児児童生徒について、指導目標や指導内容を盛り込んだ「個別の指導計画」を作成している学校(園)の割合)	指標動向の補足説明		R4以降の「幼」は、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園を含む。「小」は、義務教育学校の前期課程を含む。「中」は、義務教育学校の後期課程を含む。				
	達成見通しの判断理由		全ての学校で作成済みであり、今後も100%の維持が想定されることから既に達成とした。				

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
スタディ・メイト(特別支援教育支援員)の延べ養成人数	H23:464人 ⇒ H24:524人 ⇒ H25:582人 ⇒ H26:627人 ⇒ H27:664人 ⇒ H28:706人 ⇒ H29:749人 ⇒ H30:796人 ⇒ R1:840人 ⇒ R2:840人 ⇒ R3:878人 ⇒ R4:905人 ⇒ R5:934人	市町村が配置するスタディ・メイトを養成するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座を毎年開催している。近年は毎年30~40名程度が受講している。(R2は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため講座中止)

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・国では、特別支援教育の推進について、障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向けた取組みの充実を図り、障害のある児童生徒等が切れ目のない支援を受けられる環境を構築する方針を示している。県内市町村においても、特別支援教育支援員の配置に係る支援や文部科学省所管の補助金の活用を希望する状況がみられる。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
特別な教育的ニーズのある子どもへの「多様な学びの場」の提供	・インクルーシブ教育システム推進員が、小中学校における特別支援学級から通常の学級への学びの場の見直し等に係る指導助言を行っている。 ・保護者、学校及び障害児通所支援事業所等が情報交換する場として「家庭・教育・福祉のトライアングル連携会議」を開催している。
障害のある子どもに合った指導法等の検討と適切な合理的配慮の提供	・小中学校巡回指導員や高等学校巡回指導員が要請のあった学校を巡回し、適切な指導や合理的配慮の提供のための支援、教員に対する研修支援を行っている。 ・特別支援学校において、学校間交流、地域交流及び居住地校交流を推進することで障害の有無にかかわらず、互いを認め尊重し合う教育を推進している。
教員の指導力向上	・キャリアステージに応じた研修を行うとともに巡回指導員を講師とした校内研修を実施するなど、多くの教員が特別支援教育に関する研修を受けることができるようにしている。また、2年間で特別支援学校教諭免許が取得できる集中講義を開講している。 ・特別支援学校では教育の対象とする障害に応じて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門家を講師に校内研修を実施している。
高等特別支援学校等での就労支援の充実	・特別支援学校地域就労支援アドバイザーを2名配置し、就業体験先や就労先を開拓するとともに、特別支援学校卒業生の職場定着を図っている。 ・障害者雇用の理解啓発に向けた就業体験等の協力企業による「特別支援学校就労応援団とやま」の登録促進を行っている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
特別な教育的ニーズのある子どもへの「多様な学びの場」の提供	・個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成率は目標とする100%にほぼ到達している。今後は、特別な支援が必要な子どもに適切な指導・支援を行うため、これらの計画を保護者や校内の教職員、関係機関の連携を促進するツールとして積極的に利用・活用していく必要がある。	
教員の指導力向上	・キャリアステージに応じた悉皆研修で特別支援教育に関する内容を取り上げているが、特別な支援が必要な子どもが、小中学校の通常学級や高等学校にも在籍していることから、専門家を招へいた研修の実施など、特別支援教育に関する専門性を高めるための取組みをさらに推進する必要がある。 ・特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状の取得を推進する必要がある。	

政策の柱	未来とやま	政策名	8 いじめ・不登校対策と人権を大切に作る心の育成
政策目標	いじめ・不登校の未然防止や早期発見・早期対応のための教育相談体制が充実されているとともに、学校と家庭、地域等が一体となって、いのちを大切に作る心と人権を尊重する心を育む取り組みが行われていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
いじめの認知件数とその 年度内解消率 (児童生徒千人当たりのいじめの 認知件数と年度内解消率(文部 科学省の定義による))	(認知件数) 5.4件 (小・中・高・特)	8.9件	19.6件	19.6件 (R4)	限りなくゼロ に近づける	限りなくゼロ に近づける	要努力
	(解消率) 81.0% (小・中・高・特)	86.5%	70.8%	70.8% (R4)	限りなく100%に 近づける	限りなく100%に 近づける	
	指標動向の 補足説明	(「いじめの認知件数」について) ・「いじめの認知件数」を数値目標として設定し、より少ない認知件数を目指すことは、積極的な認知を推奨する現在の姿勢とそぐわないものと考えられることから、最終目標を検討する必要がある。 (「年度内解消率」について) ・「いじめが解消している」状態とは、相当の期間(少なくとも3か月を目安とする)いじめの行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこととされている。したがって、1月以降にいじめを認知した場合、年度内で3ヶ月以上いじめが止んだ状態になることはあり得ず、その年度の「いじめ解消率」が100%になることはない。「年度内解消率」とは、その年度において、認知したいじめがいつの時期に多いかによっても、その値が変動するものである。また、「年度内解消率」を数値目標として設定することは、安易に解消としないという「いじめの防止等のための基本的な方針」の趣旨にそぐわないものでもあることから、最終目標を検討する必要がある。					
達成見通しの 判断理由	・富山県における近年の千人当たりのいじめの認知件数は全国平均を大きく下回っているが、いじめの未然防止教育の推進とともに、いじめの積極的な認知、いじめの早期発見・早期対応に努めていく必要がある。 (R3: 富山県15.1件、全国平均47.7件、R4: 富山県19.6件、全国平均53.3件)						
人権に係る研修の参加者 数 (医療・保健・福祉関係者、消防・ 警察職員及び公務員等、人権に 関わりの深い業務に従事する者 に対する研修の参加者数)	—	3,069人	2,978人	3,099人	3,300人	3,300人 以上	達成可能
	指標動向の 補足説明	児童虐待など子どもの権利に係る研修が増加し、性的指向・性自認やハラスメントといった新たな人権課題に関する研修も開催されている。また、昨年同様、県警(本部及び警察署)において、犯罪被害者支援や高齢者の認知症理解の研修を充実させている。					
	達成見通しの 判断理由	各所属において、人権に係る研修を実施しており、犯罪被害者支援、高齢者の認知症理解や障害者理解のための研修が多く実施されている。令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減少したものの計画開始年度から通してみると参加者数は概ね増加にあり、このまま推移すれば、目標年次で達成されるものと考えている。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
教員カウンセラー延べ養成数	H22:57人 ⇒ H23:62人 ⇒ H24:67人 ⇒ H25:72人 ⇒ H26:77人 ⇒ H27:82人 ⇒ H28:87人 ⇒ H29:92人 ⇒ H30:97人 ⇒ R1:102人 ⇒ R2:107人 ⇒ R3:112人 ⇒ R4:117人 ⇒ R5:122人	令和5年度、富山大学に内地留学生(小・中学校教諭)を5人派遣(6か月)した。
ネットトラブル防止等の研修会を実施している学校の割合	H29:小 83.2% 中 92.6% ⇒ H30:小 71.7% 中 87.7% ⇒ R1:小 71.3% 中 83.5% ⇒ R2:小 72.9% 中 63.3% ⇒ R3:小 69.8% 中 69.6% ⇒ R4:小 84.4% 中 82.1% ⇒ R5:小 70.6% 中 81.8%	令和5年度、小学校は昨年より実施割合が減少し、中学校は昨年並みだった。
人権教育・啓発に関する研修の実施回数	H27:49回 ⇒ H28:55回 ⇒ H29:90回 ⇒ H30:70回 ⇒ R1:106回 ⇒ R2:57回 ⇒ R3:70回 ⇒ R4:70回 ⇒ R5:67回	令和5年度の実施回数は昨年並みだった。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- ・文部科学省の「いじめ」の定義が平成18年度から見直され、従来よりも大幅に広い概念で「いじめ」を捉え、早期発見、早期対応を図ることとされた。
- ・平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、各地方公共団体や学校はそれぞれ「いじめ防止基本方針」の策定やいじめ防止対策のための組織等を設置するよう努めることとされた。それ以降、いじめ防止対策推進法の定義に基づいたいじめの積極的な認知と組織的対応の徹底を周知している。
- ・平成29年3月14日に文部科学省が「いじめ防止のための基本方針」を改定したのを受け、本県でも「いじめ防止基本方針」を平成29年6月15日に改定した。更に、令和3年4月1日に改定した。
- ・文部科学省は、いじめを安易に「解消した」こととすることを防止するため、平成29年3月14日、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改訂し、「いじめが解消している」状態について、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安とする)継続していること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件が満たされている必要があるとした。
- ・平成30年以降、文科省は「いじめの認知件数が多い学校について、『いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている』と極めて肯定的に評価」している。(平成30年12月14日付け文部科学省通知「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について(通知)」。令和4年10月27日付け文部科学省通知「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた対応の充実について(通知)」においても同じ文言が継続して記載されている)
- ・学校を取り巻く環境は大きく変化し、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況を踏まえ、令和4年12月に12年ぶりに、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である「生徒指導提要」が改訂された。
- ・令和4年6月に「こども基本法」が成立し、子供の権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置付けられた。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
いじめ・不登校に対する教育相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度より、スクールカウンセラー(SC)を全小・中学校に配置し、スクールソーシャルワーカー(SSW)を全中学校区(富山市は単独実施)に派遣している。令和2年度から全義務教育学校にもスクールカウンセラー(SC)とスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置、派遣している。 ・令和5年度はスクールカウンセラーのスーパーバイザーを配置し、スクールカウンセラーや教員等のカウンセリングやアセスメントに係るコンサルテーション機能を高めるとともに、各関係機関と連携した相談体制の充実を図っている。 ・学校では、児童生徒の様子をきめ細かく観察するとともに、SCやSSWと連携し、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応に努めている。 	
いのちを大切にすする心を育む教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・例年、いのちの先生の派遣やいのちの教育講演会の開催、メッセージカードの活用等を通じて、学校と家庭が一体となった、いのちの教育を推進している。また、教員等の研修会を通じて、命の大切さについての意識を高めるよう努めており、子どもたち一人一人が生まれてきてよかったと実感し、自他のよさを認めてたくましく生きようとする心を育む教育の推進を図っている。 	
ネットトラブルの防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師を招聘し、実際のトラブル事例をもとに、ネット利用の留意点を学ぶほか、児童生徒も関わり、学校や家庭ネットルールの作成、児童生徒、保護者を対象にした「ネット安全教室」の実施など、児童生徒のネットリテラシーやモラルの向上、トラブルの未然防止を図っている。 	
人権啓発活動等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者、学校関係者、行政関係者による人権教育推進委員会を開催するとともに、いのちの教育講演会や人権に関する研修会を実施し、学校・社会教育関係機関へ人権教育に関する研修資料や学習教材の活用を勧め、人権教育を推進している。また、モデル校を指定し、実践的な研究を行うなど、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実を図っている。 ・毎年、人権講演会やミニフェスティバル等を開催することで、県民の人権意識の高揚を図っている。 ・地元プロスポーツチーム(野球、サッカー)と連携して、観客等に啓発活動を行うことで、児童・生徒を中心に、より効果的な人権啓発を実施している。 	
教職員の人権意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権意識チェック表(教師用)」を用い、教師としての人権意識を高めている。また、人権教育に関する研修会に積極的に参加したり、具体的な事例を基に人権侵害を生み出す背景や解決のための方策を考えたりして、実践的な指導力を高めている。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
いじめ・不登校に対する教育相談体制の充実	・学校だけでは対応できないいじめ等の問題を解決するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と、より一層、連携するとともに、学校全体で組織的に対応していく必要がある。	
いのちを大切にすることを育む教育の充実	・児童生徒が、自他のいのちがかげがえのないものであることを実感し、自尊感情を高め、よりよく生きようとする態度を培うために、今後も学校と地域が一体となって、いのちの先生による授業やメッセージカードの活用が広がっていくよう県内の小・中学校に積極的に働きかけていく必要がある。	
ネットトラブルの防止対策の推進	・児童生徒、保護者、教員が連携し、ネット上のトラブルの実態を把握し、問題の未然防止、早期発見・早期対応を図る必要がある。また、適切なネット利用については児童生徒自らが意識して取り組むことが重要であることから、「学校ネットルールづくり」等の取組みをより一層進めていく必要がある。また、スマートフォン等の所持率が低年齢化していることから、小学校からの啓発が必要である。	
人権啓発活動等の推進	・教職員の人権感覚を磨くとともに、児童生徒が人権侵害の加害者にも被害者にもならないために、必要な総合的資質、能力を育てる人権教育を着実に推進していく必要がある。 ・社会環境の変化により、インターネットによる人権侵害や性的指向・性自認に係る偏見や差別といった新たな人権課題について、啓発に取り組む必要がある。 ・不特定多数の一般県民に対する啓発活動については、定量(性)的に啓発効果を図ることが困難である。	
教職員の人権意識の向上	・「人権意識チェック表(教師用)」の活用や人権教育に関する校内研修等の充実に努めるよう、市町村教育委員会と連携し、各学校に積極的に働きかけていく必要がある。	

政策の柱	未来とやま	政策名	9 子どもの可能性を伸ばす教育の推進
政策目標	子どもたちが、知識・技能を身につけるとともに、それを基盤としながら、自らの可能性を發揮して、未来を切り拓いていく力を育む教育が行われていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
授業が分かると答える生徒の割合 (ほとんどの教科が分かる、または分かる教科が多いと答えた生徒の割合(県立高校2年生))	64.5%	65.4%	74.7%	69.3%	H28(2016)対比 増加させる	H28(2016)対比 増加させる	達成可能
	指標動向の補足説明		平成28年12月の中教審答申以降、多くの教員が思考力・判断力・表現力を育成する授業を強く意識し、積極的に対話を取り入れるなど授業改善に取り組んでいる。一時的に数値が下がったことがあったが、近年は約7割に達し、授業改善に向けた取り組みが実を結んできているものと思われる。				
	達成見通しの判断理由		生徒の学習習慣の定着や分かる授業のための教師の授業改善、指導方法の研究が進められており、今後、さらなる学力向上につながると考えられることから達成可能と判断した。				
インターンシップ等体験率 (全日制県立高校3年生のうち、3年間で就業体験または保育・介護体験をした生徒の割合)	65.5%	72.9%	53.6%	68.7%	75%	80%	達成可能
	指標動向の補足説明		調査を開始した平成12年度から継続的に上昇し、体験率は増加傾向にある。				
	達成見通しの判断理由		令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により体験率が低くなったが、実施状況が回復してきている。今後もインターンシップの実施は可能であると見込まれ、令和元年度のデータでは82.9%を示し、目標を達成していることから、「達成可能」とした。				

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
普段(月～金曜日)学校の授業時間以外に1時間以上学習している児童生徒の割合	【小6】 H24:62.1% ⇒ H25:63.8% ⇒ H26:61.7% ⇒ H27:65.3% ⇒ H28:63.2% ⇒ H29:64.9% ⇒ H30:67.0% ⇒ R1:66.2% ⇒ R2:データなし ⇒ R3:62.0% ⇒ R4:57.0% ⇒ R5:56.0% 【中3】 H24:58.5% ⇒ H25:61.4% ⇒ H26:62.0% ⇒ H27:62.9% ⇒ H28:63.9% ⇒ H29:64.6% ⇒ H30:67.0% ⇒ R1:65.6% ⇒ R2:データなし ⇒ R3:70.5% ⇒ R4:65.5% ⇒ R5:60.3%	教職員が家庭学習の課題の与え方について共通理解を図ったり、家庭学習リーフレットを配布したりするなど、家庭と学校が連携・協力し、家庭学習の充実に継続的に取り組んでいる。(R2年度は全国学力・学習状況調査が中止となったため、データなし)
「社会に学ぶ『14歳の挑戦』の実施状況(中学校)	H11から事業実施、27校参加 H13から全中学校参加、 R2:2/78校 ⇒ R3:22/78校 ⇒ R4:72/77校 ⇒ R5:76/76校	R4はコロナ禍にあり、活動時期、日数、時間等の工夫により72校の参加であったが、第5類感染症に移行したR5は、全校が参加した。
高校生の赤ちゃんふれあい体験を実施した学校数(再掲)	H23:17校 ⇒ H24:13校 ⇒ H25:19校 ⇒ H26:21校 ⇒ H27:20校 ⇒ H28:24校 ⇒ H29:26校 ⇒ H30:28校 ⇒ R1:28校 ⇒ R2:2校 ⇒ R3:8校 ⇒ R4:12校 ⇒ R5:17校	R2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施校が少なくなっているが、コロナ禍が明け、関係機関等との連携により、少しずつ実施する学校が増加してきている。
教職員の研修や研究会の成果を教育活動に積極的に反映させている学校の割合	【小学校】 H25:28.6% ⇒ H26:29.7% ⇒ H27:38.7% ⇒ H28:47.6% ⇒ H29:43.2% ⇒ H30:45.7% ⇒ R1:36.2% ⇒ R2:データなし ⇒ R3:33.9% ⇒ R4:データなし ⇒ R5:データなし 【中学校】 H25:19.0% ⇒ H26:21.4% ⇒ H27:28.2% ⇒ H28:34.1% ⇒ H29:32.9% ⇒ H30:35.3% ⇒ R1:29.8% ⇒ R2:データなし ⇒ R3:38.3% ⇒ R4:データなし ⇒ R5:データなし	研修等の成果を教職員全員で共有する機会を設定する学校の割合は、令和3年度については中学校いずれも30%以上となっている。(R4年度以降は全国学力・学習状況調査において、この設問がなかったため、データなし)

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・グローバル化、また、急速な情報化や技術革新等、将来の変化を予測することが困難な時代を前に、国における教育政策が進められている。

・学習指導要領においては、新しい時代を生きる子どもたちに必要な力を三つの柱(①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等、③学びに向かう力・人間性等)として整理するとともに、主体的・対話的で深い学びの視点から「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」も重視して、授業を改善するとされている。

・文部科学省の全国学力・学習状況調査は、平成19年度から実施している。令和元年度には、A問題とB問題という区分を見直し、知識・活用を一体的に問う調査問題となった。また、中学校における英語の調査を実施し、その後も理科と同様に、3年に一度程度実施とされている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止のための小学校、中学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業の影響を考慮し中止となった。

・令和4年8月実施の官民協働事業レビューにて、「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業の評価は、委員評価⇒一部改善:2、現行どおり・拡充:2、県民評価⇒一部改善:5、現行どおり・拡充:6の結果であった。多感な時期の生徒にとって貴重な体験であるとともに、受け入れる大人にとっても喜びにつながる活動であり継続していくことが望ましいという意見があった。またその他、「規範意識や社会性を高め、生きる力を育む」という本事業のねらいについて、より一層明確にするとともに、受入先や保護者が事業の趣旨を理解できるよう周知していくことが必要であるという意見も出た。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
確かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> 確かな学力の育成については、全国学力・学習状況調査の結果分析をもとに、それを学校改善、授業改善に有効に活用するための体制の充実を図っている。市町村教育委員会の学力向上の取組みに対しても総合的に支援を行っており、児童生徒の確かな学力の育成を図っている。 教員の研修を支援して授業改善を進め、生徒の確かな学力の育成を図っている。
社会で生きる実践的な力の育成	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育については、中学2年生、義務教育学校8年生が5日間、学校外での職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に取り組む「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業を行うことにより、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考える機会を与えるなど、生涯にわたってたくましく生き抜く力を身に付けさせている。 高校では、職業観や勤労観を育成するため、「社会へ羽ばたく『17歳の挑戦』」を推進し、インターンシップなどを実施するとともに、進路講話や県内外での企業見学、大学・研究機関での実験・実習体験、ボランティア活動などを実施している。
教員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 教員研修については、「教職員研修在り方検討会」の報告(H19.3)も踏まえ、教師力向上支援事業(H19～)、教師の学び支援塾事業(H21～)など個々のニーズに応じた自主的な研修への支援等を行うなど、今日的な教育課題に対応した実践力や指導力の向上を図っている。 「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」の改訂版を作成・配布し、教員が自らのキャリアステージ全体を見直し、主体的に資質能力の向上を図れるよう、研修の受講奨励を図っている。
私立学校教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> 各私立学校では、それぞれの建学の精神に基づく創意と工夫を凝らした独自の特色ある教育が行われている。県では私立学校の経常的経費や特色ある教育、施設設備整備等に対して助成を行い、私立学校教育の振興に努めている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
確かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、自ら学び、考え、問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、コミュニケーション能力を育てていくことが大切である。そのためには、具体的な学力向上対策の検討が必要である。 知識・技能を身に付けるだけでなく、それを活用する能力が大切になる。その育成のためには、全教員による継続的な授業改善が必要である。 	
社会で生きる実践的な力の育成	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど、たくましく生き抜く力を身に付けさせることが必要である。 学校、地域社会が連携し、事業所の協力の上で、「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」をさらに充実させていく必要があるが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から減少した受入事業所数の確保に向けて、新規受入も視野に入れた本事業の趣旨の周知や活動のPRを行いながら、地域社会に対し更なる理解と協力を求めていく必要がある。 「社会へ羽ばたく『17歳の挑戦』」を推進し、大学での実験等を行う「アカデミック・インターンシップ」や県内企業で実技体験を行う「富山の企業魅力発見推進支援」を実施し、さらなるインターンシップの充実を図ることが必要である。 	
教員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への対応、学校安全対策、地域との連携など、学校へのニーズの多様化等による教員の多忙化の中で、生徒と向き合える学校教育環境を構築するため、学校教育を支援できる幅広い人材の発掘・活用が必要である。 校内における研修の活性化、「教師の学び支援塾事業」などの自主的・主体的な研修の活用促進、特にベテラン教員の優れた教育理念・指導技術の若手教員への継承機会の拡大が必要である。 	
私立学校教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> 私立学校現場でのニーズ把握に努め、私立学校の特色ある教育の実践に対し、より効果的な支援を行う必要がある。 	

政策の柱	未来とやま	政策名	10 家庭・地域の教育力の向上
政策目標	子どもたちが、学校、家庭、地域の連携・協力のもと、安全・安心な環境の中で、基本的な生活習慣や社会性を身につけ、豊かな人間性を育み、健やかに成長していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
子どもの地域活動体験率 (今住んでいる地域の行事に参加する小学校6年生、中学校3年生の調査対象者全体に対する割合)	小6:78.9% (H24)	82.2%	70.2%	71.7%	85%	85%以上を維持	要努力
	中3:48.3% (H24)	55.1%	53.9%	48.1%	60%	60%以上を維持	
	指標動向の補足説明 「全国学力・学習状況調査」(文部科学省 調査時期:毎年4月) R1までは小学6年生、中学3年生ともに増加傾向にあり、R1は中学3年生で目標値を達成していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止による地域体験活動の機会減少の影響により、依然として体験率は減少したままである。	達成見通しの判断理由 今後、コロナ禍等で休止した地域の行事が以前のように再開されることで、参加する子どもたちの地域活動体験率の上昇も期待できる。しかしながら、公民館や放課後子ども教室等での体験・交流活動の担い手や指導者の確保等の課題もあることから、「要努力」とした。					
家や図書館で1日10分以上読書する児童生徒の割合 (普段(月～金曜日)家や図書館で1日当たり10分以上読書する小学校6年生、中学校3年生の調査対象者全体に対する割合)	小6:66.6% (H22)	66.6%	62.6%	62.7%	H28(2016)対比 増加させる	H28(2016)対比 増加させる	要努力
	中3:47.8% (H22)	48.6%	44.1%	44.6%	H28(2016)対比 増加させる	H28(2016)対比 増加させる	
	指標動向の補足説明 「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)令和5年度調査より R4年度は小6:62.6%、中3:44.1%だった。R5年度は小6:62.7%、中3:44.6%であり、小学校、中学校ともに計画策定時より減少傾向にある。	達成見通しの判断理由 学校での読書指導を充実させているが、家庭等においても児童生徒が自ら読書する習慣を身に付けていくことに改善が必要なことから「要努力」とした。					
子どもの教育において、家庭が役割を果たしていると思う人の割合 (県政世論調査において、「最近の家庭は子どもの教育において役割を果たしている」と答えた人の割合)	36.3% (H24)	36.1%	44.5%	42.1%	前年対比 増加させる	前年対比 増加させる	達成可能
	指標動向の補足説明 子どもの教育において家庭が役割を果たしていると思う人の割合は、平成24年度以降はほぼ横ばいであったが、令和2年度以降は約44%となり、増加した。しかし、令和5年度は令和4年度より微減している。	達成見通しの判断理由 「親を学び伝える学習プログラム」を活用した親学び講座の開催や家庭教育動画の配信に努めるなど、親の学習機会の充実を図っている。また、子育てに対する親の不安や悩みに対応するために、家庭教育に関する情報提供や相談体制の充実にも努めることにより、家庭の教育力の向上が期待できることから、達成見通しは「達成可能」とした。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」の実施状況(中学校)(再掲)	H11から事業実施、27校参加 H13から全中学校参加、 R2:2/78校 ⇒ R3:22/78校 ⇒ R4:72/77校 ⇒ R5:76/76校	R4はコロナ禍にあり、活動時期、日数、時間等の工夫により72校の参加であったが、第5類感染症に移行したR5は、全校が参加した。
公民館における地域課題の解決に向けた学びや自然体験・ふるさと学習への参加人数	R2:4,374人 ⇒ R3:5,680人 ⇒ R4:8,121人 ⇒ R5:5,220人	R5より新事業となり、これまでの公民館活動にデジタルを取り入れた多様な人とのつながりを生む公民館活動に取り組んでいる。多様な形での参加ができるようになり、対面での参加人数は減少した。
「親学び講座」参加総数	R1:41,731人 ⇒ R2:21,231人 ⇒ R3:19,252人 ⇒ R4:21,828人 ⇒ R5:28,639人	R2からはコロナ禍で親学び講座の実施数が減少したため、参加人数が減っている。R5は、コロナ禍を経て講座回数が増加し、それに伴って参加人数も増加している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・国、地方とも「社会総掛かりで子どもの教育にあたる」という気運が高まっている。
【国における動き】
 ・改正教育基本法に「家庭教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の条項を新設
 ・第4期教育振興基本計画(R5.6.16閣議決定)
 －持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて公民館等の社会施設教育の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
 －コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
 ・社会教育法を改正(H29. 3)し、地域学校協働活動に関する連携協力体制の整備や地域学校協働活動推進員に関する規定を整備
 ・「放課後子ども総合プラン」(H26.7)として、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」(厚生労働省)を一体的・連携的に推進。「新・放課後子ども総合プラン」(R元～)の終了(R6.3.31)後も、「放課後児童対策パッケージ」(R5. 12)を踏まえた 継続的かつ計画的な取組みの推進を図る。
 ・「こども家庭庁設置法」「こども基本法」(R5.4.1施行)に伴い、子育てに対する幅広い支援が今後望まれる。
 ・「とやま親学び推進事業」について、令和6年8月実施の官民協働事業レビューでの意見として、「親としての悩みや不安を共有できる場があるのはよいことである」「悩みの多い子育て中に親学びが必要だったので、新しい親世代にも行ってほしい」など、よい事業であり、継続・拡充してほしいとの声が多く挙がった。時代に合わせた親学びプログラムの開発や講座に参加できない人への対応策等、さらに工夫してほしいという意見もあった。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
社会全体で子どもを育む教育環境づくり	・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」においては、R5年度は全校で本事業を実施できた。生徒の希望に応じた事業所の確保が難しく、実施時期を変更したり活動日数や活動時間等を短縮したりして実施した学校が多くあった。地域社会と連携し、地域の中で子どもを育てていく教育環境づくりのため、受け入れ可能な事業所の確保をしていく必要がある。
豊かな心を育む地域の教育力の充実	・公民館を拠点とした地域課題の解決に向けた学びのモデル的な活動、地域ぐるみでふるさと学習や自然体験活動を推進するなど、子どもの異世代交流、地域・自然・文化体験が広まるとともに、地域の人材の参加・協力で地域による子育て・教育の気運が高まっている。子どもの有意義な放課後等の体験・交流活動への参加推進に向け、引き続き、工夫・改善を図っていく必要がある。
家庭の教育力の向上	・PTAや子育て支援センター等と連携した親学び講座の開催、相談体制の充実、家庭教育情報の提供等、様々な取組みを進めることにより、今後も社会全体が連携して家庭教育を支援する気運を高めていく必要がある。
児童等の安全の確保	・登下校時における子どもの安全確保については、学校安全パトロール隊(R6.4: 444隊、28,391人)が設置され、地域ぐるみによる見守り活動が推進されている。また、警察OB等のスクールガード・リーダー(4名)の設置に対し補助しており、警備のポイント、不審者への対応、危険な場所の問題点等について、学校や学校安全パトロール隊への防犯指導がなされている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
社会全体で子どもを育む教育環境づくり	・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」においては、コロナ禍で受入れ事業所が減少してきたが、第5類感染症に移行したR5年度は受入れ事業所が増加しつつある。今後も、生徒が希望する受入事業所の確保に向けて、新規受入も視野に入れた本事業の趣旨の周知や活動のPRを行いながら、地域社会に対し更なる理解と協力を求めていく必要がある。	
家庭の教育力の向上	・「親を学び伝える学習プログラム」を活用した親学び講座については、保護者のニーズに沿った参加しやすい講座にしたり、保護者が多く集まる機会を捉えて講座の開催を働きかけたりするなど、普及・充実に努めていく必要がある。	

政策の柱	未来とやま	政策名	11 大学教育の振興とコンソーシアム等の活性化
政策目標	大学等の高等教育機関を中核として、個性豊かで創造的な人材育成の拠点や国内外に発信する学術研究の拠点が形成されているとともに、高等教育機関と連携した地域振興の取組みが幅広く進められていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
県内高等教育機関における県内企業との共同研究数 <small>(県内高等教育機関における県内企業との共同研究の実施件数)</small>	115件	95件	114件	135件	110件	120件	達成可能
指標動向の補足説明	R5年度は昨年度に比べ、21件増加した						
達成見通しの判断理由	中間目標を達成していることや、令和5年度は前年度に比べ件数が大幅に増加し、最終目標以上の件数となったことから、「達成可能」とした。						
県内企業等就職率 <small>(県内高等教育機関卒業生(大学院・専攻科除く)の県内企業等への就職率)</small>	55.3% (H26)	54.8%	55.2%	53.7%	65%	65%以上	要努力
指標動向の補足説明	売り手市場に後押しされ増加傾向であった大手企業志向が一服し、H30年度の51.9%から回復傾向にあるものの、H28以降はほぼ横ばいで推移している。						
達成見通しの判断理由	各高等教育機関、経済界及び自治体が連携して県内定着の取組みを推進しているが、県内企業への就職率は若干減少しており、目標達成のためには10ポイント程度の増が必要であることから「要努力」のままとした。						
外国人留学生数 <small>(県内高等教育機関等に在学する留学生数)</small>	571人	542人	460人	442人	590人	640人	要努力
指標動向の補足説明	H22～H27までは東日本大震災の影響で減少し、H30～R1においては富士山外国語学院の閉校の影響により減少した。また、R3年以降にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により減少傾向にあり、コロナ禍における規制緩和があつたR5年も伸び悩んでいる。 (H23 571人 → H24 567人 → H25 556人 → H26 529人 → H27 527人 → H28 542人 → H29 591人 → H30 605人 → R1 591人 → R2 574人 → R3 476人 → R4 460人 → R5 442人)						
達成見通しの判断理由	令和2年度から続く新型コロナウイルス感染症は収束に向かいつつあり、コロナ禍における規制も緩和されているが、コロナ禍前の状況に戻るには時間を要することが考えられる。そのため、達成見通しを「要努力」とした。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
県立大学の公開講座受講者数(再掲)	H25:360人 ⇒ H26:270人 ⇒ H27:684人 ⇒ H28:238人 ⇒ H29:447人 ⇒ H30:283人 ⇒ R1:306人 ⇒ R2:837人 ⇒ R3:240人 ⇒ R4:820人 ⇒ R5:544人	県立大学における公開講座受講者数は、看護学部における公開講座において減少した。
医学生修学資金延べ貸与者数(再掲)	H22:149人 ⇒ H23:186人 ⇒ H24:219人 ⇒ H25:249人 ⇒ H26:274人 ⇒ H27:315人 ⇒ H28:344人 ⇒ H29:378人 ⇒ H30:401人 ⇒ R1:416人 ⇒ R2:433人 ⇒ R3:451人 ⇒ R4:468人 ⇒ R5:487人	新規貸与者数は前年並みで順調な伸びを示している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>・国では、地域の知の拠点としての大学が、他の大学等や自治体、地域の企業等と協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、出口(就職先)と一体となった教育プログラムを実施することで、若者の地元定着と地域活性化を推進することを目的とする「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」を実施している。</p>
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
高等教育機関の教育研究体制の充実支援	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月に設置された大学コンソーシアム富山では、①大学の魅力・教育水準の向上、学生の意欲向上のための単位互換の実施、②学生の就職支援、③各機関のそれぞれの得意分野における「知の資源」を活用した地域課題の解決など、幅広い活動に取り組み、県内高等教育機関全体の教育研究機能の強化が図られている。 	
高等教育機関による地域連携や地方創生の取り組みへの支援	<ul style="list-style-type: none"> 県内高等教育機関卒業生の県内企業への就職率向上のため、大学コンソーシアム富山の取り組みへの支援等を実施している。 産学官による「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムにおいて、国内外のトップレベル人材を大学に招へいし、世界水準の研究開発の推進や医薬品産業を支える専門人材の育成・確保等に取り組んでいる。 産学官による「とやまアルミコンソーシアム」において、循環型アルミ産業網の構築に向けたアルミのグリーン化(リサイクル)に関する研究開発や県内外の学生が直接研究現場に参加するインターンシップなど、次世代のアルミ産業の創出を目指して取り組んでいる。 	
県と高等教育機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 県内の公的病院等での勤務を目指す医学生へ修学資金を貸与しており、その卒業生が順次、県内での勤務を開始していることから、今後も順調に勤務者が増加すると見込まれる。 県外出身の医学生の県内定着を図るため、令和6年度より富山県地域医療再生修学資金貸与制度を拡充し、県外出身者を対象に加えるとともに、月の貸与額を増額した。これにより、修学資金の貸与者が増加すると見込まれる。 「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムによる県内大学と連携した研究開発事業、人材育成事業等の取り組みにより、医薬品産業の振興に向けた研究開発の推進や医薬品産業を支える専門人材の育成・確保等が図られている。 	
高等教育機関の国際交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> アセアン地域等からの外国人留学生受入・定着促進のため、受入企業と連携して留学生を受け入れ、県内大学院入学から就職までを一体的に支援。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた第5期生の募集活動を2年ぶりに再開。インドネシアより2名を受入れた(県内大学院合格、R8.4に県内企業へ就職予定)。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
高等教育機関による地域連携や地方創生の取り組みへの支援	県内高等教育機関が、県内外の学生に選択されるよう、さらなる魅力向上に取り組むとともに、大学コンソーシアム富山の取り組み等における産学連携を一層推進し、雇用創出・若者の県内定着を促進する必要がある。	
高等教育機関の国際交流の促進	本県の経済や地域社会の活性化のため、優秀な留学生の県内大学への受入を拡大し、経済活力、地域活力を支える貴重な人材として育成していくことが重要である。	

政策の柱	未来とやま	政策名	12 県立大学における教育研究体制の充実と地域への貢献
政策目標	県立大学が、人間性豊かな創造力と実践力を兼ね備えた有為な人材を育成しているとともに、優れた教育研究の成果を地域や社会に還元し、科学技術の拠点として、学術文化の向上と社会の発展に寄与していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
県立大学と県内企業との共同研究数 <small>(県立大学と県内企業との共同研究の実施件数)</small>	24件 (H24)	24件	48件	52件	30件	30件以上	達成可能
指標動向の補足説明	H24以降、横ばい傾向にあったが、R2年度以降は目標に達している。						
達成見通しの判断理由	新型コロナウイルス感染症の影響により今後の経済活動が見通せず、民間企業が研究件数及び研究費を絞る可能性があるが、R2年度以降は目標を上回るとともに、引き続き共同研究の推進に取り組むことから「達成可能」とした。						
県立大学の県内企業等就職率 <small>(県立大学卒業生(学部及び院)の県内企業等への就職率)</small>	44.9% (H24)	41.9%	40.8%	43.4%	55%以上	55%以上	要努力
指標動向の補足説明	R5年度はR4年度と比較して数値が上昇したが、目標には達していない。 ※R1年度から勤務地が県内で集計。H30年度までは県内に本社を置く企業で集計。						
達成見通しの判断理由	引き続き、県内高校生の入学志願者を増加させるため、学生募集対策を強化するとともに、県内企業の認知度向上や県内企業の魅力を学生に周知するなどの取組みを推進する必要があることから、達成見通しは「要努力」とした。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
県立大学の外部資金受入れ件数	H25:144件 ⇒ H26:139件 ⇒ H27:166件 ⇒ H28:190件 ⇒ H29:198件 ⇒ H30:220件 ⇒ R1:230件 ⇒ R2:235件 ⇒ R3:215件 ⇒ R4:228件 ⇒ R5:229件	件数は高水準で推移しており、今後も共同研究等の推進に積極的に取り組んでいくことから、今後も件数の増加が見込まれる。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・国では、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を重点的に支援し、これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めるため、「地方大学・地域産業創生交付金」を交付している。 ・県内7高等教育機関で構成する「大学コンソーシアム富山」において、各機関が連携して、学生の教育支援や教職員の資質向上、教育研究成果を生かした地域課題解決、産学官金連携などを推進している。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
県立大学の教育研究体制の充実支援	最先端の研究や少人数ゼミを中心に地域との対話・交流・協働を行う地域協働授業、工学的視点を取り入れた看護学教育に取り組むなど、教育研究活動が積極的に推進されている。
最先端の研究や産学官連携の一層の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県、富山大学、県薬業連合会で構成する「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムに参画し、医薬品産業の振興に向けた研究開発やバイオ医薬品専門人材の育成を進めている。 ・外部資金の獲得件数は高水準で推移しており、また、教員数の増加に際し大学発技術シーズと企業ニーズとのマッチングに一層取り組むことで、県内企業との共同研究件数は、今後、数年かけて増えるものと期待され、学術研究の拠点整備が確実に進んでいる。
県立大学の魅力発信や認知度向上、学生の県内定着の取組みへの支援	成長を続ける大学イメージの戦略的な広報や、大学でのオープンキャンパスや学生募集担当職員による高校訪問など対面型の活動と、Web形式でのオープンキャンパスなど各種媒体を活用した広報を組み合わせた効果的な学生募集事業、学生の県内企業への就職促進の取組みへの支援を進めている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
県立大学の魅力発信や認知度向上、学生の県内定着の取組みへの支援	県内産業への人材供給や若者の県内定着に一層貢献するため、県内就職定着の取組みを推進するとともに、進学先として選択されるよう、教育研究活動の充実に努めるとともに、魅力発信及び認知度の向上を図る必要がある。	

政策の柱	未来とやま	政策名	13 生涯にわたる多様な学びの推進
政策目標	すべての世代の県民が、それぞれの目的やニーズ、社会の新たな課題に応じて、学習の機会や場を選択して学び、その成果を地域で還元し、活躍の場が提供されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
1年間に生涯学習を行ったことがある人の割合 (県政世論調査において「過去1年間に、スポーツ、文化活動、趣味、ボランティア活動などにおける学習活動を行ったことがある」と答える人の割合)	32.2%	30.3%	28.3%	28.7%	39%	39%以上	要努力
指標動向の補足説明	富山県民生涯学習カレッジの主催講座は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は受講者が前年度の半数以下に減少した。令和3年度以降は回復傾向にあるものの、完全に元の水準には戻っていない。						
達成見通しの判断理由	富山県民生涯学習カレッジでは、コロナ禍を契機に始めた講座のオンライン自宅配信を今後も第2の学び方として継続していく。従来からの対面講座をさらに充実させつつ、オンライン配信を進め、若年層にも学びやすい環境を提供する努力が今後も必要となることから、要努力と判断した。						
県内高等教育機関の社会人入学者数 (社会人入試により県内高等教育機関の学部または大学院に入学した社会人入学者及び放送大学富山学習センターの入学者(全科履修生、修士全科生)の合計)	139人 (H25)	145人	144人	118人	170人	200人	要努力
指標動向の補足説明	県内高等教育機関における社会人入試による入学者数(学部、大学院)は、前年と比べ、26名の減となった。						
達成見通しの判断理由	人生100年時代を迎え、改めて大学において学び直したいというリカレント教育の機運が高まっているが、R8年の目標を達成するには、毎年20人程度の伸びが必要となることから、要努力と判断した。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
「とやま学遊ネット」の登録情報件数	H29:138,857件 ⇒ H30:139,764件 ⇒ R1:140,605件 ⇒ R2:141,480件 ⇒ R3:141,990件 ⇒ R4:142,760件 ⇒ R5:142,501件	「とやま学遊ネット(県生涯学習情報提供ネットワークシステム)」の登録情報は、約14万件を維持している。
県立大学の公開講座受講者数	H29:447人 ⇒ H30:283人 ⇒ R1:306人 ⇒ R2:837人 ⇒ R3:240人 ⇒ R4:820人 ⇒ R5:544人	県立大学における公開講座受講者数は、看護学部における公開講座において減少した。
県立大学の「社会人向けセミナー」受講者数	H29:66人 ⇒ H30:54人 ⇒ R1:116人 ⇒ R2:119人 ⇒ R3:98人 ⇒ R4:175人 ⇒ R5:194人	県立大学における社会人向けセミナーの年間受講者数は、目標(2026年度:130人)を達成している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度から5年間を計画期間とする第4期教育振興基本計画では、「生涯学び、活躍できる環境整備」が教育政策の目標の1つとなった。人生100年時代を見据え、全ての人のウェルビーイングの向上のために、生涯を通じて学び、活躍できる環境を整備することや、社会人が大学等高等教育機関で学びやすい環境を整備することが重要となる。 第11期中央教育審議会生涯学習分科会(令和4年8月)では、人生100年時代・VUCAの時代において、生涯学習・社会教育が果たすべき役割の1つに「ウェルビーイングの実現」が挙げられ、そのための振興方策に「リカレント教育の推進」や「多様な障害に対応した生涯学習の推進」が含まれている。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
多彩な学習活動の支援	・県の生涯学習推進の中核をなす富山県民生涯学習カレッジでは、体験と学びを通じたつながる楽しさを提供する「つながる学びわくわく講座」、地域、健康、居住、人間関係、自然など各分野の観点からウェルビーイングを学ぶ「ウェルビーイング実現講座」、ボランティア講師が受講者と共に講座を運営する「自遊塾」、高校生と共に学ぶ「共学講座」など、多様な学習機会を提供している。
県民の学習を支える基盤整備	・富山県生涯学習情報提供ネットワークシステム「とやま学遊ネット」を活用し、学習講座や講師・指導者、公民館イベント等の情報やビデオ・映画教材の提供を行っている。また、富山県民生涯学習カレッジでは、開講している講座の自宅へのオンライン配信を行うなど、学ぶ環境の整備に努めている。
キャリアを磨く実践的な学びの推進	・富山大学では公開講座やオープンクラス(公開授業)、富山国際大学では地域社会出講プログラムやリカレント講座、高岡法科大学では公開講座など、県内の各高等教育機関においても社会人を対象とした多数の講座が実施され、学びの場が広がっている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
多彩な学習活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者アンケートで「今後期待する講座内容」を問うたところ、「人の生き方・幸福について考える講座」が最も多かったことを踏まえて、令和5年度より「ウェルビーイング実現講座」を新たに開講している。今後とも県民のニーズをしっかりと把握し、講座内容の充実につなげていく必要がある。 	
県民の学習を支える基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・団塊世代、シニア世代を中心に、ふるさと学習など、県民の学習活動を支えるボランティア指導者等を養成する学習機会を今後も提供していく必要がある。 	
キャリアを磨く実践的な学びの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関が行う社会人対象の公開講座や高度で専門的な教育の充実を図る必要がある。 ・専修学校等が行う、個性と特色を活かし、社会のニーズに対応した実践的な職業教育や専門的な技術教育への支援を継続する必要がある。 	

政策の柱	未来とやま	政策名	14 ふるさとを学び楽しむ環境づくり
政策目標	県民一人ひとりが、ふるさとの自然、歴史・文化、産業等について学び、理解を深めることにより、ふるさとへの誇りと愛着を育んでいること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
子どもの地域活動体験率 (今住んでいる地域の行事に参加する小学校6年生、中学校3年生の調査対象者全体に対する割合)	小6 78.9% 中3 48.3% (H24)	82.2% 55.1%	70.2% 53.9%	71.7% 48.1%	85% 60%	85%以上を維持 60%以上を維持	要努力
指標動向の補足説明	「全国学力・学習状況調査」(文部科学省 調査時期:毎年4月) R1までは小学6年生、中学3年生ともに増加傾向にあり、R1は中学3年生で目標値を達成していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止による地域体験活動の機会減少の影響により、依然として体験率は減少したままである。						
達成見通しの判断理由	今後、コロナ禍等で休止した地域の行事が以前のように再開されることで、参加する子どもたちの地域活動体験率の上昇も期待できる。しかしながら、公民館や放課後子ども教室等での体験・交流活動の担い手や指導者の確保等の課題もあることから、「要努力」とした。						
県内に自信をもって誇れるものがたくさんあると思う人の割合 (県政世論調査において「県外の知人、友人等に自信をもって紹介したり、褒めたりできるものがたくさんある」と答えた人の割合)	28.2%	21.0%	20.6%	21.0%	29.0%	R3(2021)対比さらに増加させる	要努力
指標動向の補足説明	R5年度調査では、対前年度比0.4ポイント上昇した。						
達成見通しの判断理由	R5年度は前年度より上昇し、「少しはある」と思う人の割合を合わせた数値も、90.8%(R4:88.5%)と前年度を上回ったが、目標に向け、県民の地域における自然や歴史、伝統文化等に対する意識をさらに高めるため、さらなる努力が必要。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
高志の国文学館研修室等年間利用件数	H26:1,650件 ⇒ H27:1,592件 ⇒ H28:1,817件 ⇒ H29:1,959件 ⇒ H30:1,856件 ⇒ R1:2,024件 ⇒ R2:1,322件 ⇒ R3:1,439件 ⇒ R4:1,612件 ⇒ R5:1,867件	毎年、政策目標(1,000件)を超える件数を維持している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>置県130年(H25)を契機に、</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内各界の代表から構成される「富山県ふるさとの歌づくり実行委員会」により、県民や県出身者がふるさとへの誇りや愛着を育み、皆で一緒に歌い、心を一つにできる歌「ふるさとの空」の作成(H24.7) 置県日である5月9日を記念し、「県民ふるさとの日記念式典」を実施(H26～R5) 県民がふるさとへの誇りと愛着を育むようなふるさとづくりへの取組みを「県民ふるさと大賞」で顕彰(H26～R5)

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
学校におけるふるさと学習の推進	・学校におけるふるさと学習の推進については、平成22年2月の「ふるさと教育有識者懇談会」の提言報告も踏まえ、高校生が郷土史・日本史を学ぶ取り組みや、ふるさと富山の自然、歴史・文化、先人の英知や偉業等への理解を深め、郷土への誇りと愛着、感動や感謝の心を育むふるさと教育を推進している。令和3年度には、本県が作成したふるさと富山を学ぶための教材がデジタルブック化され、児童生徒がタブレット端末で活用できるようになっている。
家庭、地域におけるふるさと学習の振興	・公民館を拠点とした地域課題に向けた学びのモデル的な活動や、子どもの地域・自然・文化体験を推進している。令和5年度より新たにこれまでの公民館活動にデジタルを取り入れた多様な人とのつながりを生む公民館活動を支援している。放課後子ども教室では、地域の指導者の下、郷土の伝統芸能や郷土学習をテーマに取り上げているところもある。 ・県民カレッジでは「つながる学びわくわく講座」において、県民が郷土の歴史や文化、地域課題に関して学ぶことができる学習機会を設けることで、ふるさとへの誇りと愛着を醸成する機会とし、ふるさと学習の振興を図った。
文学館などにおけるふるさと文学の振興	・高志の国文学館開館から11年経過し、文学館がより一層活用されるよう、「絵本作家 降矢なな原画展」や「没後50年 コスモポリタン 翁久允 OKINA Kyuin 脱日本人!展」などの多彩な企画展を開催した。また、「春花・観月の集い」「朗読と音楽の集い」や文学講座(大学連携シリーズほか)など様々なイベントを開催した。また、創作等の場として、研修室の利用も、政策目標(1,000件)を超える件数であった。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
学校におけるふるさと学習の推進	<p>・平成25年度より、全県立高校で郷土史・日本史学習を実施している。令和3年度末に、補助教材「高校生のためのふるさと富山」をデジタルブック化しており、効果的に活用した実践事例を教員研修等で紹介するなどして、郷土史・日本史学習の充実を図る必要がある。また、ふるさと読本「ふるさととやまの人物ものがたり」に加え、市町村教育委員会で作成のふるさと教材等の活用を研修会等で働きかけるなど、ふるさと教育を一層推進していく必要がある。</p>	
家庭、地域におけるふるさと学習の振興	<p>・「つながる学びわくわく講座」は、コロナ禍後もオンライン配信の自宅受講が少しずつ定着するなど、一部で受講層の広がりが見られるが、受講者の固定化や年齢層の偏り等の課題があることから、体験コースでは子どもに一回だけの聴講を認めたり、土曜日開催の講座は社会人向けの内容とするなど、幅広い層におけるふるさと学習の振興に努める。</p>	
文学館などにおけるふるさと文学の振興	<p>・文学館開館から11年経過し、常設展示や企画展だけでなく、大学連携講座などの企画展以外の魅力のあるイベントを開催し、新たなリピーター対策を講じていく必要がある。今後は「令和」の典拠となった万葉集ゆかりの地としての本県の魅力だけでなく、近現代の文学、映画やアニメなど本県のふるさと文学の多彩な魅力を発信していく必要がある。</p>	

政策の柱	未来とやま	政策名	15 県民が芸術文化と出会い、親しむ環境づくり
政策目標	県民一人ひとりが幅広く芸術文化活動と出会い、親しむ環境の整備により、優れた文化を鑑賞する機会などの充実が図られるとともに、県民自らが誇りとなる文化を知り、発信されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
県立文化ホールの利用率 <small>(県民会館、教育文化会館、高岡文化ホール、新川文化ホール、県民小劇場におけるホールの利用率)</small>	63.3% (H24)	64.4%	61.1%	59.6%	70%	70%	要努力
指標動向の補足説明	県立文化ホールの利用率は、全国平均値57.9%(H22)と比べ高い利用率で推移している。また、平成18年度から導入された指定管理者制度により、指定管理者による割引料金等のサービス向上に向けた取組み等により利用率が高位で安定している。令和5年度は令和4年度と同様にほぼ横ばいであり、いまだ新型コロナウイルス感染症の影響がみられる。						
達成見通しの判断理由	平成18年度からの指定管理者制度の導入に伴い、利用料金の割引やサービスの向上が図られており、利用率が高まってきた。新型コロナウイルス感染症による影響で利用率が減少していたが、規制緩和による回復傾向がみられる。しかし、コロナ禍以前の水準までに達していないうえ、近年の利用率の推移から見ても達成は容易ではないと考え、達成見通しは「要努力」とした。						
県民が身近な場で親しむことのできるコンサートの実施数 <small>(小学校への出前コンサートや県立文化施設でのロビーコンサートなどの実施数)</small>	90回 (H24)	93回	81回	89回	100回	100回以上	達成可能
指標動向の補足説明	小学校への出前コンサートや県立文化施設でのロビーコンサートなど、身近なところで、誰でも優れた芸術文化を鑑賞する機会の充実にも努めている。令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による中止等で実施数が少なかったが、令和4年度は、コロナ禍以前の水準に近い数値まで回復した。令和5年度は「とやまアーティストマッチング事業」により、公演回数が増え、昨年度コンサート実施実績を上回った。						
達成見通しの判断理由	小学校への出前コンサートや県立文化施設でのロビーコンサートのほか、県立の美術館等(富山県美術館、水墨美術館、高志の国文学館、民間の文化的施設など)のロビー等を活用したコンサート等を拡充するなど、身近なところで優れた文化を鑑賞する機会の充実にも努めている。令和4年度の実施数は、コロナ禍以前の水準まで近づきつつあったが、令和5年度に開始した「とやまアーティストマッチング事業」により、出張公演等の件数が増加したことでさらにコロナ禍以前の水準に近づいた。令和6年度も同様事業を実施することから、目標の達成は可能であると考えられる。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
高志の国文学館研修室等年間利用件数(再掲)	H26:1,650件 ⇒ H27:1,592件 ⇒ H28:1,817件 ⇒ H29:1,959件 ⇒ H30:1,856件 ⇒ R1:2,024件 ⇒ R2:1,322件 ⇒ R3:1,439件 ⇒ R4:1,612件 ⇒ R5:1,867件	毎年、政策目標(1,000件)を超える件数を維持している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>国において、令和5年度以降の新たな計画として、文化芸術推進基本計画(第2期)が令和5年3月に閣議決定され、新型コロナに係る教訓や様々な社会変化を踏まえ、文化芸術が有する本質的価値と社会的・経済的価値を創出し、引き続き「文化芸術立国」の実現を目指すこととされた。</p> <p>また、令和2年4月には、地域において文化芸術の理解を深める機会を拡大し、文化振興を起点に、観光振興及び地域活性化の好循環を創出することを目的とする「文化観光推進法」が成立。</p>

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
身近なところで優れた文化を鑑賞する機会の充実	・美術館や文学館等の文化施設を活用した、国の内外で活躍する一流音楽家等によるコンサートの開催を支援し、県民へ質の高い音楽芸術に触れる機会の拡充に努めた。
次世代を担う子どもたちの文化に親しむ機会の充実	・次世代を担う子どもたちの豊かな人間性と多彩な個性を育むため、未就学児も対象とした低年齢層からの芸術文化に触れる機会を拡充するとともに、美術館・博物館における大学生の観覧料について、常設展示を通年無料、企画展示を半額とし、若者の鑑賞機会の充実に努めた。
美術館を中心とした県民が芸術活動と出会い、親しむ場の創出	・富山県美術館のアトリエにおいて、図画工作や美術に興味を持ってもらえるよう、気軽に参加できる親子向けワークショップや、ワークショップの動画配信を行うなど、県民が芸術活動と出会い、親しむ機会の創出に努めた。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
身近なところで優れた文化を鑑賞する機会の充実	巡回展示やミュージアムコンサートなど、身近なところで、誰でも優れた芸術文化を鑑賞する機会の充実を図る必要がある。	
次世代を担う子どもたちの文化に親しむ機会の充実	未就学児や小学生など、低年齢層から、大人へ成長するまでの過程において、子どもたちが、継続的に芸術に触れる機会の充実を図る必要がある。	
美術館を中心とした県民が芸術活動と出会い、親しむ場の創出	富山県美術館や富岩運河環水公園内のプロムナードを活用して、県民が芸術文化と出会い、親しむ場を創出していく必要がある。	

政策の柱	未来とやま	政策名	16 県民が芸術文化の創造に参加し、交流する機会の充実
政策目標	県民一人ひとりが幅広く芸術文化の創造活動に参加するとともに、文化を通じた交流が活発に行われていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
芸術文化に親しむ機会が充足されていると思う人の割合 (県政世論調査において「音楽や演劇、美術など芸術文化に親しむ機会」について「充足されている」と答えた人の割合)	37.5% (H24)	37.7%	41.3%	40.6%	45%	50%	達成可能
指標動向の補足説明	平成24年度に回答区分が細分化(「充足されている」→①「十分に充足されている」、②「ある程度充足されている」)されたこともあり、大幅に増加。その後は増減を繰り返し、令和5年度は約41%となった。						
達成見通しの判断理由	引続き、県内芸術文化団体における積極的な取組みに加え、利賀地域における舞台芸術の拠点づくり、県民芸術文化祭や越中アートフェスタの開催、各美術館や高志の国文学館等の魅力発信事業の展開など、県の芸術文化振興施策を継続・充実させるとともに、今後はR5.6に策定した文化振興計画(H30.3改定)後期重点施策に基づき、県民からの依頼にあわせた県内芸術家の派遣を行い県民が芸術文化に触れる機会の拡充を図るなど、指標値の改善に努めることから達成可能とした。						
地域文化に関係するボランティア活動者数 (指定文化財など地域の文化資源を対象として保存伝承、体験学習会(研修会)等の活動を継続的に実施している団体の活動者数)	13,510人	13,770人	14,120人	14,130人	14,000人	14,150人	達成可能
指標動向の補足説明	コロナ禍の影響で会員数が減少した団体があるが、新たに団体を設立する動きは引き続き活発であることから、新型コロナウイルス感染症の収束後には活動者数は伸びると考えられる。						
達成見通しの判断理由	コロナ禍を契機に地域の文化遺産の継承に関する問題意識は高まっており、新型コロナウイルス感染症が収束すれば、活動者数は過去の伸び率と同程度に伸びると考えられる。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
富山県美術館で実施するワークショップの参加者数	H29:9,674人 ⇒ H30:12,693人 ⇒ R1:9,044人 ⇒ R2:3,469人 ⇒ R3:38,518人 ⇒ R4:50,326人 ⇒ R5:79,128人	富山県美術館のアトリエ等でワークショップを実施することで、芸術文化の創造に参加し交流する機会の創出を推進している。R2年度以降は、コロナ禍によりワークショップの中止が続いたことから、ワークショップの動画配信や自宅で制作に取り組めるような折り紙等の配布を実施し、折り紙等の配布数も参加者数に含めている。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>国において、令和5年度以降の新たな計画として、文化芸術推進基本計画(第2期)が令和5年3月に閣議決定され、新型コロナに係る教訓や様々な社会変化を踏まえ、文化芸術が有する本質的価値と社会的・経済的価値を創出し、引き続き「文化芸術立国」の実現を目指すこととされた。</p> <p>また、令和2年4月には、地域において文化芸術の理解を深める機会を拡大し、文化振興を起点に、観光振興及び地域活性化の好循環を創出することを目的とする「文化観光推進法」が成立。</p> <p>R5の官民協働事業レビューにおいて、県民に対し積極的に事業のPRをすべき等の意見があった。</p>
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	A 概ね順調
施策名	判定理由
文化を通じた子どもたちの交流の促進	・とやまこども舞台芸術祭では海外の子どもが描いた作品の展示などが行われ、文化を通じた交流が促進された。
アートとデザインをつなぎ、双方向の美術体験をする場としての富山県美術館	・富山県美術館が平成29年8月に全面開館し、令和6年3月には一部開館からの来館者数が462万人を超え、大勢の方が展覧会や「オノマトペの屋上」などでのアートとデザインを体感した。
県民が芸術文化の創造に参加し、交流できる場の拡充	・富山県美術館のアトリエ等で実施した「オープンラボ」などのワークショップには、延べ約8万人が参加し、多くの方が双方向の美術体験を味わうことができた。
文化の次世代の担い手の育成	・県民の活動依頼に応じて、芸術家を派遣し、子どもたちをはじめ、県民が芸術文化に触れる機会の拡充を図るとともに、優れた専門家をワークショップに派遣するなど、次世代の担い手の育成に努めた。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
文化を通じた子どもたちの交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> とやま世界こども舞台芸術祭の開催や、海外の国際大会への定期的な参加の促進、海外研修派遣への支援などを通じて、未来を担う子どもたちが世界の文化に触れ、世界の子どもたちと交流する機会の充実を図る必要がある。 	
アートとデザインをつなぎ、双方向の美術体験をする場としての富山県美術館	<ul style="list-style-type: none"> 富山県美術館は、アートとデザインをつなぎ、「見る、創る、学ぶ」という双方向での美術体験や、一流作家によるワークショップの開催など、県民が芸術文化の創造に参加し交流できる場として活用を進める必要がある。 	
県民が芸術文化の創造に参加し、交流できる場の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 県民主体の文化に関する鑑賞、参加、交流及び創造の機会を拡充するため、地域社会を構成する多様な主体との連携・協働、多様な意見を反映する仕組みづくりや国、市町村等の文化政策との連携体制の確立に努める必要がある。 	
文化の次世代の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> 文化の担い手の育成に向けて、引続き、全国的な規模での発表の場を提供するなど、次世代を担う子どもたちや青少年の文化活動の充実を図る必要がある。 	

政策の柱	未来とやま	政策名	17 質の高い文化の創造と世界への発信
政策目標	世界に誇れる質の高い芸術文化の創造や発信が行われ、世界中から芸術文化人が集う芸術文化の拠点の形成がされていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
文化に関する国際交流事業数(派遣、招へいの計) <small>(県・市町村・学校・団体等の国際交流事業数)</small>	40件	57件	52件	63件(見込)	60件	63件	達成可能
指標動向の補足説明	平成27年度以降は、「とやま世界こども舞台芸術祭2016」など特色ある国際文化交流事業に対し積極的に支援することにより、件数は増加していた。令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少したが、令和4年度以降は回復の兆しが見られ、R5年度の実績は63件となる見込み。						
達成見通しの判断理由	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度及び令和3年度の実績は大幅に減少したものの、「ウィズコロナ」の時代に入り、今後、県内芸術文化団体による国際交流事業が積極的に展開されることが期待できることから「達成可能」とした。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
富山県内で行われる芸術文化活動の創造に参加する外国人アーティストの人数	H27:約400人 ⇒ H28:約460人 ⇒ H29:約460人 ⇒ H30:約460人 ⇒ R1:約530人 ⇒ R2:0人 ⇒ R3:20人 ⇒ R4:約320人 ⇒ R5:約210人	富山県利賀芸術公園に、例年多くの外国人アーティストが参加していることに加え、H28年度のとやま世界こども舞台芸術祭2016や、H29年度の国際北陸工芸サミット、H30年度の世界ポスター・オリンピック・ナレートヤマ、R1年度の第9回シアター・オリンピックス、R4年度のとやま世界こども舞台芸術祭2022などにも、多くの外国人アーティストが参加した。令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響も収まりつつあり、外国人アーティストの参加実績は約210人となった。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>国において、令和5年度以降の新たな計画として、文化芸術推進基本計画(第2期)が令和5年3月に閣議決定され、新型コロナに係る教訓や様々な社会変化を踏まえ、文化芸術が有する本質的価値と社会的・経済的価値を創出し、引き続き「文化芸術立国」の実現を目指すこととされた。</p> <p>また、令和2年4月には、地域において文化芸術の理解を深める機会を拡大し、文化振興を起点に、観光振興及び地域活性化の好循環を創出することを目的とする「文化観光推進法」が成立。</p>

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	A 概ね順調
施策名	判定理由
国際的な視野を持つ、次世代を担う人材育成の推進	・舞台芸術の拠点である利賀芸術公園において、利賀芸術塾やシンポジウムの開催などにより、多くの演出家や俳優、学生らが集い、創造・実践活動を行うことによる人材育成に取り組んだ。
世界に誇れる質の高い文化の創造や世界各地とダイレクトにつながる国際的な文化交流の推進	・利賀芸術公園において、一流の舞台芸術家による演劇の創造に取り組んだ。また、舞台芸術祭「利賀サマー・シーズン」に加え、「とやま世界こども舞台芸術祭」など国際的な文化イベントの開催により、国際的な文化交流に取り組んだ。
本県文化の魅力を国内外に発信	・令和4年度は、「第4回とやま世界こども舞台芸術祭(PAT2022)」が開催され、国内外から数多くの方が参加し、国際的な交流を行うとともに、本県文化の魅力を発信した。世界の優れた詩人の業績を顕彰する第3回大伴家持文学賞の受賞者に、125名(29の国と地域)の候補者の中から、フランス出身のジャン＝リュック・ステンメッツ氏を選考し、贈呈式を開催した。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
国際的な視野を持つ、次世代を担う人材育成の推進	・国内外の演劇人や芸術文化を志す世界水準の人材が参加し、切磋琢磨する機会の充実やこれらを通じた次世代の人材育成、教育事業を推進する必要がある。	
世界に誇れる質の高い文化の創造や世界各地とダイレクトにつながる国際的な文化交流の推進	・世界に誇れる質の高い文化の創造や世界各国からアーティスト等を招聘したイベントの開催等、国際的な文化交流を推進し、世界中から芸術文化人が集う芸術文化の拠点を形成し、「とやまの文化GDP」の拡大を目指す必要がある。	
本県文化の魅力を国内外に発信	質の高い舞台芸術をはじめとした国際文化交流事業を開催するとともに、芸術文化団体等による取組みを支援していく必要がある。	

政策の柱	未来とやま	政策名	18 スポーツに親しむ環境づくりの推進
政策目標	県民の誰もが、それぞれの興味、関心、適性等に応じて、スポーツを「する、みる、支える」活動に参画し、主体的にスポーツを楽しんでいること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
成人のスポーツ実施率 (週に1回以上、運動やスポーツを実施する成人の割合)	41.6% (H24)	38.9% (H26調査値)	38.8%	38.8% (R4)	45%	50%以上	要努力
指標動向の 補足説明	運動やスポーツに親しむ県民の割合は増加傾向にあったがR1で減少に転じた。R4では、増加したが、前回(H26)調査と同程度である。						
達成見通しの 判断理由	働き方の見直し、健康意識の高まりから、20代、40代、50代のスポーツ実施率が向上しており、今後、運動やスポーツに親しむ県民が増加することが想定される。しかし、成人のスポーツ実施率(R4:38.8%)は国の平均、前回(H26)の調査値を下回っており、運動・スポーツ習慣の定着している県民の割合は決して高いとは言えず、特に、女性、子育て世代の実施率が低いため、達成見通しは「要努力」とした。						
児童の体力・運動能力の 平均値 (小学校6年生50m走の平均値)	男8.98秒 女9.28秒	男9.03秒 女9.20秒	男9.05秒 女9.31秒	男9.08秒 女9.30秒	男8.80秒 女9.10秒	男8.80秒 女9.10秒	要努力
指標動向の 補足説明	小学校6年男子・女子共に低下傾向にある。						
達成見通しの 判断理由	「きときとチャレンジランキング(H23～)」や「とやま元気っ子スポーツライフサポート事業(幼・保・小・中学校の指導者連携研修の事業費補助:R1～)」の実施、体力向上シート「みんなでチャレンジ3015」の改訂(R1～)、webアプリ「とやま元気っ子チャレンジ」の開発(R4～)を行った。新型コロナウイルス感染症の影響で減少していた運動時間はやや回復したが、コロナ以前の水準までには戻っておらず、近年の記録の推移からみると達成は容易ではないと考え、達成見通しは「要努力」とした。						
スポーツ指導者数 (公益財団法人日本体育協会に登録している公認スポーツ指導者数)	2,349人	2,711人	3,212人	3,671人	2,900人 以上	3,000人 以上	達成可能
指標動向の 補足説明	・(公財)富山県スポーツ協会と競技団体が、コーチ等を養成する指導者講習会を計画的に開催している。指導者数は増加傾向にある。						
達成見通しの 判断理由	・令和4年度からの総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の運用開始に伴う有資格者(公認アシスタントマネージャー、公認スポーツ指導者)の配置やスポーツ少年団の指導者複数名登録制度の実施などにより、指導者数は増加傾向にあり、達成見通しは「達成可能」とした。しかし、スポーツ少年団指導者資格制度の改定により、これまで必要のなかった更新の手続き(研修や登録料)が義務付けられたことや、今後、少子化によりスポーツ少年団の登録者数や指導者の減が十分予想されるため、動向を注視する必要がある。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
県立学校へのスポーツエキスパート派遣者数(累計)	H23:1,268人 ⇒ H24:1,438人 ⇒ H25:1,610人 ⇒ H26:1,780人 ⇒ H27:1,952人 ⇒ H28:2,122人 ⇒ H29:2,292人 ⇒ H30:2,449人 ⇒ R1:2,595人 ⇒ R2:2,738人 ⇒ R3:2,843人 ⇒ R4:2,981人 ⇒ R5:3,116人	運動部活動の充実を図るため、毎年、各学校から多数の申請がある。年度初めに、予算内に収まるよう調整している。
元気とやまスポーツ大賞の受賞者数(累計) ※R3以降は「とやま県民スポーツ大賞」	H22:581人 ⇒ H23:665人 ⇒ H24:746人 ⇒ H25:838人 ⇒ H26:926人 ⇒ H27:1,006人 ⇒ H28:1,084人 ⇒ H29:1,170人 ⇒ H30:1,257人 ⇒ R1:1,326人 ⇒ R2:1,376人 ⇒ R3:1,434人 ⇒ R4:1,470人 ⇒ R5:1,512人	令和2年度までの「元気とやまスポーツ大賞」(4部門)を見直し、令和3年度から「とやま県民スポーツ大賞」(3部門)に改定し、受賞数を例年90前後だったものを50前後に精選した。令和4年度にはパフォーマンス部門をシニアアスリート部門へ、令和5年度には賞の種類をとやま県民スポーツ大賞「最優秀賞」と「優秀賞」とした。令和5年度の受賞者数の内訳は、最優秀賞4個人1団体、優秀賞22個人15団体となっている。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月25日に、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間を計画期間とした「第3期スポーツ基本計画」が策定された。 ・スポーツ庁は、令和3年度の「全国体力・運動能力、生活習慣等調査」結果から、児童生徒の体力低下の要因に①運動時間の減少、②学習以外のスクリーンタイムの増加、③肥満である児童の増加を引き続き挙げている。令和4年度の調査結果からは、運動時間はやや増加は見られたが、コロナ以前の水準にはまだ戻っておらず、朝食欠食や睡眠不足といった生活習慣の変化が指摘されている。 ・スポーツ庁は、「体力・運動能力調査」の結果によると、小学生時に運動を楽しみと感じた子どもは、未就学時の外遊び経験が多いとしている。そのため、R4年度から、未就学の幼児から小学校の児童までを対象に、その発達段階に応じた運動習慣の形成に取り組む「幼児期からの運動習慣形成プロジェクト」を行っており、今後も継続的に子どもの体力向上を目指すこととしている。 ・スポーツ実施率の数値が実態とかけはなれているのではないかと。スポーツの定義の明確化など調査内容を見直す必要あり。(官民協働事業レビュー(R4.8.27)での意見) ・また、「第3期スポーツ基本計画」では、「スポーツによる地方創生、まちづくり」に向け、様々な地域のスポーツ資源の活用や「地域スポーツコミッション」の活動等を通じ、スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することとしている。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	C さらなる重点的な施策の推進が必要
施策名	判定理由
県民がスポーツに親しむ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの活動支援や県民歩こう運動推進大会、県民スポーツ機会創出事業、更には、学校体育施設開放の促進などを通じて、県民が気軽にスポーツに参加できる機会の充実及びスポーツに親しむことができる環境づくりを進めている。 ・「富山マラソン2023」は、過去最多となる14,646人のランナーが参加し、沿道の応援を4年ぶりに全面的に再開して開催した。開催に向けて、プロモーション動画の展開やSNSでの情報発信、県内ランニングクラブが主催するランニングイベントに対する運営協力など、機運醸成を行った。
子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の定着と体力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の児童生徒は、平成20年度以降の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の年次推移を見ると、体力・運動能力は男子は横ばい傾向、女子は上昇傾向であったが、平成30年度以降は低下傾向が見え始め、新型コロナウイルス感染症の影響でさらに低下に拍車がかかった。令和4年度の調査では、児童の運動時間は増加しており、それに伴い体力も改善傾向であるが、コロナ以前の水準には戻っていない。生徒の運動時間は減少が続いており、体力についても引き続き低下した。 ・幼稚園・保育所、小・中・高校への「とやま元気っ子育成ハンドブック」の配布・活用や小学生の体力向上シート『みんなでチャレンジ3015』のデータによる配布など、運動好きでたくましい児童生徒の育成に取り組んでいる。また令和4年度には、Webアプリ「とやま元気っ子チャレンジ」を開発し、児童生徒の健康的な生活習慣と運動習慣の定着につなげるツールとして期待している。 ・令和元年度から「とやま元気っ子スポーツライフサポート事業」を開始し、幼児期から運動遊びの重要性や指導の連続性・系統性の理解を深めるための研修会への支援を行った。R5年度は、7市2町で実施した。 ・「きとくとチャレンジランキング」(参加数 H25:330チーム、H26:350チーム、H27:611チーム、H28:524チーム、H29:480チーム、H30:617チーム、R1:428チーム、R2:351チーム、R3:614チーム、R4:268チーム、R5:204チーム)を実施するなど、児童生徒の運動意欲の向上を図っている。
スポーツを支える人材の育成と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)富山県スポーツ協会、富山県スポーツ少年団等が、コーチ等を養成する指導者講習会を計画的に開催することで、指導者の育成に取り組んでいる。また、運動部活動を指導するスポーツエキスパートなど、地域のスポーツ指導者の活用と研修の機会を設け資質の向上に努めている。さらに、地域住民のスポーツ振興に関する指導・助言を行うスポーツ推進委員に対して、各種の研修会や講演会を通じて資質の向上を図っている。
プロスポーツや企業と連携した地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代の県民が参加する、プロスポーツチーム等と連携したスポーツや健康づくりイベントを実施し、県民のスポーツへの興味・関心を高めるとともに、県民とプロスポーツ選手等の交流を図っている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
県民がスポーツに親しむ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代やスポーツ実施率の低い働き盛り世代などを含む、幅広い年代の県民が生活の中で時間を見つけて気軽に運動・スポーツに親しむことができるような機会づくりや誰もが気軽にスポーツに親しみ、それぞれの目的や好みに応じてスポーツ活動を楽しむことができる環境づくりを一層推進していく必要がある。 ・オリンピック等と県民が交流する機会を設ける、スポーツ分野以外とのコラボレーションなど、県民のスポーツ活動への参加のきっかけを工夫し、スポーツ活動への興味・関心を引き続き高めていく必要がある。 ・県武道館の整備を契機とする県総合運動公園の魅力向上や、スポーツ施設等の集積を活かした地域活性化により、スポーツ環境の更なる充実を推進していく必要がある。 	
子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の定着と体力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の体力向上には、幼稚園や保育所、小学校低学年から運動が好きの子供を育て、学校、家庭、地域が連携して主体的に運動する子供の育成に取り組み、子供の健康的な生活習慣の定着と運動の日常化を図る必要がある。また、運動好きな子供を育てるために、幼児期の運動遊びの啓発と体育授業の充実・改善にも取り組む必要がある。 	
スポーツを支える人材の育成と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の様々なスポーツ活動の企画や運営を支えるスポーツボランティア、国際大会等で活躍したトップアスリートなど、スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の提供に努める必要がある。 	
プロスポーツや企業と連携した地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなファン層の拡大やチームによる地域の活性化を進めるため、プロスポーツチーム等の連携を強化する必要がある。 ・市町村、競技団体やプロスポーツチーム、企業・経済団体等様々な主体との連携による、スポーツを通じた地域の活性化を図る必要がある。 	

政策の柱	未来とやま	政策名	19 全国や世界の檜舞台で活躍する選手の育成
政策目標	ジュニア期からの発掘・育成・強化が進み、数多くの本県選手が全国や世界の檜舞台で活躍していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
国民スポーツ大会等の全国大会における入賞等の件数 (国民スポーツ大会、全国高校総体、全国中学校体育大会の3位以内の入賞数と重点強化種目の目標値(野球・サッカーベスト8以上、駅伝20位以内)到達件数の合計)	38	47	38	33	48以上	48以上	要努力
指標動向の補足説明	全国大会等はコロナ前状態に回復してきているが、少年種別(中学、高校)の成績がふるわなかった。						
達成見通しの判断理由	一貫指導体制を充実させるために、小学生を対象とした「未来のアスリート発掘事業」、「エリートユース育成事業」などで、ジュニア層からの発掘や育成・強化を進めている。 また、「TOYAMAアスリートマルチサポート事業」のスポーツ医・科学的サポートの充実により、成年層にも成果が出つつあるが、国スポの成績や重点強化種目の目標値達成にはさらなる強化対策、施設充実、選手育成など、今後も継続的な施策が必要であることや、人口の減少から、達成見通しは「要努力」とした。						
オリンピック競技大会の出場者数 (オリンピック競技大会(夏季・冬季)に出場する本県選手数)	9人 2012 ロンドン(7) 2010 バンクーバー(2)	8人 2016リオ(6) 2014ソチ(2)	16人 2021東京(14) 2022北京(2)	16人 2021東京(14) 2022北京(2)	10人以上 2021東京 2022北京	10人以上 2024 パリ 2026 ミラノ&コルティナ・ダンペッツォ	要努力
指標動向の補足説明	オリンピックを見据え、選手の育成・強化を推進するとともに、より効果的なスポーツ医・科学的サポートの実践、指導者レベルの向上を図ることにより、オリンピックに出場するトップアスリートの育成を目指す。						
達成見通しの判断理由	世界最高峰の大会であるオリンピック競技大会については、東京2020オリンピック大会には開催国枠が与えられていたため、目標を大きく上回る人数が選ばれたが、次年度以降は10名以上の選手が出場することは容易ではなく、スポーツ医・科学的サポートの充実により、継続した競技力向上や選手育成が必要なことから「要努力」とした。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
未来のアスリート指定児童数(累計)	H22:338人 ⇒ H23:404人 ⇒ H24:466人 ⇒ H25:532人 ⇒ H26:598人 ⇒ H27:662人 ⇒ H28:728人 ⇒ H29:803人 ⇒ H30:876人 ⇒ R1:951人 ⇒ R2:1,025人 ⇒ R3:1,099人 ⇒ R4:1,099人(事業実施開始を4月に変更したため変化なし) ⇒ R5:1,159人(ジュニア指定選手10名は含めない)	県内全小学校に募集パンフレット・ポスター等を配布するとともに、競技団体のホームページにバナー掲出を依頼するなど、連携して啓発活動に努めており、競技種目に偏りなく応募がある。 令和5年度は新5年生のジュニア指定選手10名も含め60人+10人の70名で活動している。
オリンピック大会等国際大会出場者数(累計)	H27:11人 ⇒ H28:27人 ⇒ H29:41人 ⇒ H30:56人 ⇒ R1:71人 ⇒ R2:73人 ⇒ R3:98人 ⇒ R4:117人 ⇒ R5:147人	県として最先端の医・科学的サポートを提供し、オリンピック等に出場するトップアスリートを数多く育成し、世界の檜舞台で活躍できるよう支援している。
TOYAMAアスリートマルチサポート事業指定選手数(累計)	H22:604人 ⇒ H23:1,245人 ⇒ H24:1,843人 ⇒ H25:2,447人 ⇒ H26:3,243人 ⇒ H27:4,051人 ⇒ H28:4,837人 ⇒ H29:5,650人 ⇒ H30:6,411人 ⇒ R1:7,207人 ⇒ R2:8,014人 ⇒ R3:8,801人 ⇒ R4:9,595人 ⇒ R5:10,367人	平成22・23年度にトレーニング機器・専門測定器を増設し、平成25年度までスタッフも増員することで事業を拡充し、強化指定選手の増加につながった。平成26年度から医・科学的サポートを充実した事業として再構築し実施している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>・令和4年3月25日に、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間を計画期間とした、第3期「スポーツ基本計画」が策定された。 第3期計画では、東京2020五輪・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を示し、新たな「3つの視点」を支える、①スポーツを「つくる/はぐくむ」、②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、③スポーツに「誰もがアクセス」できる、といった具体的な施策を示している。</p>

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	C さらなる重点的な施策の推進が必要
施策名	判定理由
全国の檜舞台で活躍できる選手の育成	<ul style="list-style-type: none"> 合宿遠征や各種大会への選手派遣等により競技力の向上を図ったほか、小学生を対象とした「未来のアスリート発掘事業」やユース年代(中・高校生)を対象とした「エリートユース育成事業」の開催、各競技団体から選出された強化選手に対して合宿遠征事業など強化事業を行っている。 また、国スポ選手の強化を担当する指導者等をトップコーチから学ぶ勉強会やNTC、JISSの研修会に派遣している。
強化拠点の整備の推進と有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 県総合体育センター、西部体育センターを強化の中核拠点として位置づけ、NTC、JISSとの連携を強化するとともに、競技力強化の推進母体である(公財)富山県スポーツ協会と連携し、オリンピック等で日本代表選手をサポートした経験のある専門知識を有したスーパートレーナーによる支援や、TOYAMAアスリートマルチサポート事業による指定選手へのスポーツ医・科学的サポートの充実を図っている。 施設面でも総合体育センターにアスリート優先施設として、第2トレーニング室を整備した。 令和3年度には総合体育センター職員の一年間内地留学を実施し、指導員の資質向上を図った。
世界レベルのトップアスリートの育成	<ul style="list-style-type: none"> 世界の檜舞台で活躍できるトップアスリートを育成・強化するために、年代別日本代表選手等の海外派遣参加等への支援や、県民スポーツ応援団募金の活用によるトップアスリートへの活動支援など、各種強化事業の効果的・効率的な推進を図っている。 年代別ジュニア日本代表選手に対しても、日本代表合宿や海外派遣への補助等を実施している。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
全国の檜舞台で活躍できる選手の育成	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年に策定した「第2期元気とやまスポーツプラン」において、全国の檜舞台で活躍できる選手の育成と強化を基本施策の一つとしているが、人口減少時代に向けて、本県の実情に即した具体的な強化策を検討し、推進する必要がある。 	
強化拠点の整備の推進と有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 強化体制の再構築を図り、県内の競技別強化拠点を整備、競技団体ごとの強化策を策定して、競技力強化を推進する施策の検討が必要 	
世界レベルのトップアスリートの育成	<ul style="list-style-type: none"> 県民スポーツ応援団基金を原資とした「元気とやまスポーツ応援基金」を活用し、トップアスリートの活動を支援しているが、原資が年々減少している。 	

政策の柱	未来とやま	政策名	20 多様なボランティア・NPO活動の推進
政策目標	ボランティアやNPOが幅広い人々の参加のもと、地域づくりや公共サービスの新たな担い手として、様々な分野において活発に活動し、活躍していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
ボランティア活動者数 (地域で継続的に活動している人口10万人当たりのボランティア数)	5,711人	6,438人	5,946人	5,946人 (R4)	6,700人	7,000人	要努力
指標動向の 補足説明	・H23からR1までの8年間の増加数は、1,462人と増加傾向にあったものの、R1以降は減少傾向にある。 ※H23はH22国勢調査、H27～R1はH27国勢調査、R2～R4はR2国勢調査による人口をもとに算出したもの						
達成見通しの 判断理由	・R1以降は新型コロナウイルスの影響により活動が制限され、ボランティア者数が減少傾向にあるため要努力とした。						
NPO法人認証数(累計) (県内で認証しているNPO法人の数)	306法人	367法人	392法人	398法人	420法人	470法人	要努力
指標動向の 補足説明	・NPO法人認証数は、令和元年度に初めて微減した。 ・近年法人の解散数と新規認証数が同程度となる状態が続いているが、令和5年度は認証数が解散数を6法人上回った。						
達成見通しの 判断理由	・近年、他法人格での法人化が容易になったことや、会員の高齢化などに伴う解散数の増加から、伸びが鈍化している。 ・目標達成のためには、一層のNPO制度の普及啓発が必要であるため要努力とした。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
災害救援ボランティアコーディネーター・リーダー研修修了者数	H23:50人(コーディネーターのみ) ⇒ H24:105人 ⇒ H25:144人 ⇒ H26:165人 ⇒ H27:165人 ⇒ H28:173人 ⇒ H29:203人 ⇒ H30:224人 ⇒ R1:239人 ⇒ R2:258人 ⇒ R3:234人 ⇒ R4:251人 ⇒ R5:266人	災害時におけるボランティア活動を円滑に行うため、今後も災害救援ボランティアコーディネーター・リーダー養成研修会等の参加者増加に努める。
認定NPO法人数	H23:0法人 ⇒ H24:0法人 ⇒ H25:1法人 ⇒ H26:1法人 ⇒ H27:1法人 ⇒ H28:2法人 ⇒ H29:3法人 ⇒ H30:4法人 ⇒ R1:4法人 ⇒ R2:4法人 ⇒ R3:5法人 ⇒ R4:6法人 ⇒ R5:6法人	R4年度は新たに1法人の認定を行ったが、R5年度は認定を行わなかった。
県とNPOとの協働事業数	H23:58事業 ⇒ H24:61事業 ⇒ H25:114事業 ⇒ H26:111事業 ⇒ H27:126事業 ⇒ H28:114事業 ⇒ H29:110事業 ⇒ H30:114事業 ⇒ R1:113事業 ⇒ R2:121事業 ⇒ R3:136事業 ⇒ R4:123事業 ⇒ R5:110事業	R5年度は事業の見直しなどにより、協働事業数は減少した。※H25以降はNPOの定義を広義にとらえたことにより、協働事業数が増加した。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>社会貢献活動への関心が高まっており、県内のNPO法人数は緩やかではあるが増加傾向にある。行政だけでなく、県民・NPO・企業など多様な主体が積極的に「協働」することにより、地域が活性化されるよう、ボランティア・NPOの普及啓発、NPOの活動支援、寄付文化の醸成、企業等との協働等の推進など、官民をあげて支援を強化している。</p>

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
幅広い県民のボランティア活動の参加促進	・ボランティア活動者数は増加傾向にあったが、近年伸びは鈍化している。ボランティア数の着実な増加を図るためには、ボランティアに関する意識啓発により、幅広い世代へのボランティア活動への参加促進を目指す必要がある。 ・災害ボランティア活動について、震災を経るごとに、ボランティア意識が高まっている。活動費の支援や、石川県への災害ボランティアバスの運行によるボランティア派遣、公式LINE災害ボランティアバンクによる情報提供を行うなど、活動への参加促進について、引き続き支援する。
NPOの活動基盤の安定・強化	・近年、解散法人数は増加し、認証数の伸びが鈍化してきていることから、引き続きNPO法人の活動支援やNPO法人制度の普及・啓発による着実な増加を目指す必要がある。 ・寄付金等の優遇措置を受けることが出来る認定・特例認定法人への理解を深める必要がある。
多様な主体が公共サービスを担うための協働事業の推進	・県とNPOとの協働事業数を増やすため、NPO、企業、行政等の多様な主体が、地域の課題に対して協働するさらなる仕組みづくりが必要である。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
幅広い県民のボランティア活動の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、人口減が見込まれるなかボランティア数の着実な増加を図るため、活動体験、研修などを通じて、ボランティアの普及啓発や人材育成を進め、児童・生徒や学生、中高年世代、勤労者などの幅広い県民のボランティア活動への参加を促進する必要がある。 ・災害ボランティア活動について、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整を行う人材の確保や行政・NPO・社会福祉協議会(災害ボランティアセンター)等の三者の連携体制の構築・実効性の向上を推進する必要がある。 	
NPOの活動基盤の安定・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、富山県民ボランティア総合支援センターと連携しNPO支援の充実に取り組むとともに、NPO活動への理解の促進とNPOの活動基盤の安定・強化を図る必要がある。また、認定NPO法人など、市民から支えられ運営基盤が強化されたNPOを増加させる必要がある。 	
多様な主体が公共サービスを担うための協働事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO、企業、行政等の多様な担い手が、それぞれの利点・特性を活かして連携し、積極的に社会的課題の解決に向けた取り組みや県民の多様なニーズにきめ細やかに応える公共サービスの提供を進めるための、人材育成や環境づくりを推進する必要がある。 	

政策の柱	未来とやま	政策名	21 若者の自立促進と活躍の場の拡大
政策目標	すべての若者が社会的・職業的に自立し、企業や社会の一員として県内でいきいきと活躍していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
若者(15~34歳)の就業率 <small>(15~34歳の人口から学生を除いた人数に占める就業者の割合)</small>	84.6% (H22)	87.4% (H27)	89.3% (R2)	89.3% (R2)	87.4%以上	87.4%以上	達成可能
	指標動向の補足説明	国勢調査の結果によると、平成22年:84.6%、平成27年:87.4%、令和2年:89.3%となっており、就業率が上昇している。					
	達成見通しの判断理由	県内の有効求人倍率は、令和6年3月は1.44倍となり、雇用情勢は求人が求職を大幅に上回って推移している。今後も、社会・経済情勢により左右される面が大きい。ヤングジョブとやま(富山県若者就業支援センター)の就業支援や、県内定着に関する取組みを今後一層推進していくことにより、達成可能と判断した。					
地域活動に参加している若者の割合 <small>(県政世論調査において、20歳代の若者のうち、「地域活動に積極的、またはときどき参加している」と答えた人の割合)</small>	37.9%	37.7%	21.6%	31.3%	40%	42%	要努力
	指標動向の補足説明	指標策定以来、積極的、またはときどき参加していると答えた人の割合は減少傾向にあるが、前回調査から9.7ポイント上昇した。20代は他の年代と比べて低くなっているものの、18,19歳は前回調査から17ポイント上昇した。(18,19歳:51.5%、20代:31.3%、30代:50.9%、40代:63.1%、50代:64.0%、60代:66.2%、70歳以上:69.3%)					
	達成見通しの判断理由	若者を対象としたボランティアの体験・啓発事業や社会貢献活動への取組みを支援する事業を実施するなど、ボランティアや地域活動に参加しやすい環境づくりに引き続き取り組む必要があるため要努力と判断した。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
ヤングジョブとやまの利用者数	H23:24,401人 ⇒ H24:25,192人 ⇒ H25:22,055人 ⇒ H26:34,481人 ⇒ H27:40,280人 ⇒ H28:31,292人 ⇒ H29:37,835人 ⇒ H30:37,405人 ⇒ R1:28,145人 ⇒ R2:21,429人 ⇒ R3:20,153人 ⇒ R4:18,233人 ⇒ R5:16,893人	採用市場が求職者優位の売り手市場となっており、ヤングジョブとやまを利用せずとも就職できる状況が続いていることから、利用者が減少傾向にある。
富山くらし・しごと支援センターを通じた就職者数	H23:141人 ⇒ H24:151人 ⇒ H25:166人 ⇒ H26:180人 ⇒ H27:178人 ⇒ H28:210人 ⇒ H29:231人 ⇒ H30:245人 ⇒ R1:260人 ⇒ R2:234人 ⇒ R3:218人 ⇒ R4:235人 ⇒ R5:156人	採用市場における売り手市場が続いており、自立して就職活動を進める学生が昨年度と比較して増加したことから、学生の当センターを通じた就職者数が減少した。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- 雇用情勢は、求人が求職を大幅に上回って推移しているものの、求人の動きに足踏み感があり、改善の動きにやや弱さがみられる。物価上昇が雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある。
- H28から地方創生推進交付金が創設され、雇用創出や人材確保などの取組を実施している。

※ 有効求人倍率 … (富山県) 26年5月 1.40倍 → 令和4年4月 1.55倍 → 令和5年4月 1.49倍 → 令和6年4月 1.43倍
(全国) 26年5月 1.09倍 → 令和4年4月 1.23倍 → 令和5年4月 1.32倍 → 令和6年4月 1.26倍

- 国は、「子ども・若者育成支援推進法」(H22.4.1施行)、同法に基づく大綱として、「子供・若者育成支援推進大綱」を策定(H28.2)。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
若者の自立の総合的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・若者支援地域協議会」を設置(H28.8)し、関係機関との連携強化を図るほか、R2. 7月には、子ども・若者やその家族からの相談に対して、一時的な受け皿となる子ども・若者総合相談センターを設置した。センターでは、令和4年3月から、SNS(LINE)による相談窓口を開設した。 ・若者の就業支援を行う「ヤングジョブとやま」(富山県若者就業支援センター)における令和5年度の就職者数は1,108人(対前年度208人減)となっている。引き続き、様々な工夫により利用者数の確保を図り、就職者の支援に努めていく。 ・県内大学進学者の県内就職を促進するため、合同説明会やセミナー等に加え、OB・OGと学生との懇談会の開催、LINEを活用したプッシュ型の情報発信等により、学生への情報発信を強化している。 	
職業意識の早期形成を目指したキャリア教育	<ul style="list-style-type: none"> ・H29から富山県インターンシップ推進センターを設置し、県内のインターンシップの促進に取り組んでおり、R5は延べ1,795名の学生が県内企業でインターンシップを行った。 	
県内企業への就職の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県外大学進学者の卒業時のUターン就職率は、H18年3月卒の51.3%からR5年3月卒の55.3%へと上昇しており、これまでのUターン施策の成果が着実に現れている。 ・県内大学進学者の県内就職を促進するため、就職支援イベントの開催のほか、県内企業情報紹介サイト「就活ラインとやま」を活用した県内企業のPRなどにより、学生への情報発信を強化している。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
若者の自立の総合的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校やひきこもり、ニートなど子どもや若者が抱える悩みが複雑化・深刻化する中で、社会生活を営む上での困難を有する子どもや若者に適切な支援を行っていくため、関係機関の連携体制の強化を図るとともに、支援を必要とする子ども・若者を早期発見し、適切な支援に結び付けていく体制づくりが必要。 ・ヤングジョブとやまを中心に、引き続き、若者の就業支援、自立支援を推進するとともに、職場定着のため支援を強化するなど、本県の将来を担う若者の雇用の安定に向けた対策に取り組んでいく必要がある。 	
職業意識の早期形成を目指したキャリア教育	<ul style="list-style-type: none"> ・新規学卒就職者の3年以内離職率は3割程度あり、全国平均よりも低い水準にあるものの、引き続きインターンシップの実施などによる職業観・勤労観の形成や、雇用のミスマッチの解消対策に取り組んでいく必要がある。 	
県内企業への就職の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年2,500～3,000人が大学等卒業時に県外に流出している。関東、中部、関西は大きな進学エリアとなっており、その学生に対しUターン就職情報を効率的に伝える必要がある。 また、県内大学等卒業者の県内企業への就職率は例年6割程度で推移しており、うち県外出身者は2割程度と低い。県内企業の魅力を分かりやすくPRする等、効果的な情報発信に取り組んでいく必要がある。 	

政策の柱	未来とやま	政策名	22 男女共同参画社会づくり
政策目標	男女がともに、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、経済・社会の活性化に向けてあらゆる分野で女性が活躍していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
審議会等における女性委員の割合 (県の審議会等における女性委員の割合)	38.5%	37.3%	41.1%	40.5%	40%以上 60%以下	40%以上 60%以下	達成可能
指標動向の 補足説明	審議会等における女性委員の割合は、少しずつ上昇しており40%を維持している。						
達成見通しの 判断理由	最終目標の下限は達成していることから達成可能と判断したが、更なる向上を目指すためには引き続き取り組む必要がある。						
男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業所数(累計) (男女共同参画チーフ・オフィサーを設置している事業所の数)	141事業所	213事業所 (H29)	264事業所	291事業所	260事業所	310事業所	達成可能
指標動向の 補足説明	県内事業所の役員クラスの方が、事業所の核となり女性活躍推進及び仕事と家庭の両立支援など職場における男女共同参画を推進していただく「男女共同参画チーフ・オフィサー」設置事業所を増やし、女性が活躍しやすい環境づくりを進めている。						
達成見通しの 判断理由	H28以降、設置事業所数は増加しており、R6年度、継続設置事業所と新規設置事業所を合わせ、300事業所を超える見込みである。						
男女の地位の平等感 (家庭、職場、慣習等の分野で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合)	家庭27.7% 職場19.4% 慣習等10.0% (H21)	家庭37.4% 職場30.3% 慣習等12.9% (H27)	家庭33.8% 職場26.9% 慣習等10.4% (R3)	家庭33.8% 職場26.9% 慣習等10.4% (R3)	家庭43% 職場33% 慣習等21%	家庭47% 職場36% 慣習等22%	要努力
指標動向の 補足説明	男女の地位の平等感の割合は、改善傾向にあったものの、R3に調査したところ、前回(H27)調査を下回った。						
達成見通しの 判断理由	中間目標を達成できておらず、家庭・職場・地域において一層の取組が必要なことから、要努力とした。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
学生を対象とした男性の家事・育児参画に関する出前講座の参加者数(累計)(再掲)	H26:141名 ⇒ H27:459名 ⇒ H28:671名 ⇒ H29:926名 ⇒ H30:1,050名 ⇒ R1:1,204名 ⇒ R2:1,264名 ⇒ R3:1,372名 ⇒ R4:1,396名 ⇒ R5:1,405名	男性の育児・家事参画への理解を進める取組みが着実に進んでいる。
煌めく女性リーダー塾の卒塾生の数(累計)(再掲)	H25:22名 ⇒ H26:48名 ⇒ H27:77名 ⇒ H28:145名 ⇒ H29:209名 ⇒ H30:272名 ⇒ R1:353名 ⇒ R2:398名 ⇒ R3:459名 ⇒ R4:529名 ⇒ R5:600名	H25~H27は定員20名程度、H28~R1は定員60名、R2は定員35名、R3~R4は定員45名で募集しており、卒塾生累計は順調に増加している。
働き方改革に関するワークショップ等の受講者数(累計)	H29:81名 ⇒ H30:152名 ⇒ R1:167名 ⇒ R2:240名 ⇒ R3:310名 ⇒ R4:479名 ⇒ R5:635名	企業の人事労務担当者向けの働き方改革関連のワークショップ等を継続的に実施し、参加者数は順調に増加している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・「女性活躍推進法」の完全施行(H28.4)や「働き方改革実行計画」(H29.3.28働き方改革実現会議決定)において、女性活躍や生産性向上に資する働き方改革の推進が目指されている。こうした国の動きを踏まえ、経済団体、労働団体、有識者、行政等と連携しながら女性の活躍推進や働き方改革推進に向けた取組みを一層進める必要がある。

・また、令和元年の女性活躍推進法の改正により、令和4年4月から一般事業主行動計画の策定義務付けの対象が従業員数301人以上の企業から101人以上の企業に拡大された。

・平成27(2015)年に国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)の目標5に「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられていることから、国においてもあらゆる分野における女性の活躍を推進している。

・政治分野における男共同参画を効果的かつ積極的に推進することを目的に、平成30年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されたが、わが国の政治分野への女性の参画は諸外国に比べて大きく遅れていることから、政党等による積極的な取組の促進と国と地方公共団体の施策の強化のため、令和3年6月に法律の一部が改正された。

・令和2年12月、国は男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和12年末までの「基本認識」並びに令和7年末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた「第5次男女共同参画基本計画」を閣議決定した。

・令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設(R4.10.1施行)、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知、意向確認の措置の義務付け(R4.4.1施行)などの措置が講じられている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	C	さらなる重点的な施策の推進が必要
施策名	判定理由	
性別による固定的役割分担意識の解消	・男女共同参画社会に関する意識調査(R3)結果によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については「反対」が5割を超えるなど、固定的な性別役割分担意識は解消傾向にある。一方、家事・育児について、主に誰が担当しているかを聞いたところ、7割超が「妻」と回答している。令和5年3月に策定した第5次富山県民男女共同参画計画では、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消を新たに重点課題に掲げ、各施策を推進していく。	
政策・方針決定過程への女性の参画の促進	・政策・方針決定の場への女性の参画を促進するため、県の審議会等の各分野において女性人材の情報収集、発掘及び育成などを進めている。目標値の維持に向けて、引き続き取組みを進める必要がある。	
女性が能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できる環境づくり	・男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業所数は増加していたものの、近年設置事業所数は横ばいで推移しており、企業における男女共同参画・女性活躍の推進や働き方改革の推進に関する取組みをより一層進めていく必要がある。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
性別による固定的役割分担意識の解消	・男女共同参画社会に関する意識調査(R3)結果によると、家事及び育児の7割超は主に妻が担当していると回答していることから、男性の主体的な家事・育児参画の促進に関する取組み等をより一層進め、性別による固定的役割分担意識の解消を図る必要がある。	○
政策・方針決定過程への女性の参画の促進	・県全体における審議会等の女性比率については、目標値である40%以上を維持するため、引き続き女性の人材発掘、参画促進に意識的に取り組む必要がある。 ・一方、個別の審議会を見ると、女性比率が40%未満の審議会もあるため、あらゆる分野において女性の育成・登用促進を進めていく必要がある。	
女性が能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できる環境づくり	・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定事業所数や煌めく女性リーダー塾の卒業生は着実に増加しているものの、企業における女性管理職比率(R2:9.2%)は全国平均(R2:9.8%)と比べ低い状況にあり、依然として、働く場における男性中心の労働慣行が残っていることが伺える。令和3年度に策定した「富山県女性活躍推進戦略」に基づき、長時間労働の是正等の働き方改革や意識改革、女性のキャリアアップに向けた企業支援に取り組む必要がある。	

政策の柱	未来とやま	政策名	23 グローバル社会における地域づくり・人づくり
政策目標	外国人にとっても日本人にとっても暮らしやすい、多文化が共生する地域づくりが進んでいるとともに、環日本海地域やアジアをはじめとする各国地域との幅広い交流・協力のもと、グローバルに活躍する人材が集い、育っていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
日本語ボランティア養成者数 (とやま国際センター(TIC)で養成したボランティア数(累計))	402人	499人	606人	623人	600人	700人	達成可能
指標動向の補足説明	TICでは、H18年度から、富山市以外(H18射水市、H19氷見市、H20黒部市、H21南砺市)で比較的外国人が多く居住する地域においても、日本語ボランティアの養成に取り組んできており、順調に伸びてきている。						
達成見通しの判断理由	これまでに一定程度養成していることや、受講者の固定化、新型コロナウイルスの影響等を勘案すると、養成者数の伸びがペースダウンする可能性があるが、毎年、20人程度の養成を目指し事業を実施していることから、現時点においては目標達成は可能であると考えられる。						
外国人留学生数 (県内高等教育機関等に在学する留学生数)	571人	542人	460人	442人	590人	640人	要努力
指標動向の補足説明	H22～H27までは東日本大震災の影響で減少し、H30～R1においては富士山外国語学院の閉校の影響により減少した。また、R3年以降にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響により減少傾向にあり、コロナ禍における規制緩和があったR5年も伸び悩んでいる。 (H23 571人 → H24 567人 → H25 556人 → H26 529人 → H27 527人 → H28 542人 → H29 591人 → H30 605人 → R1 591人 → R2 574人 → R3 476人 → R4 460人 → R5 442人)						
達成見通しの判断理由	令和2年度から続く新型コロナウイルス感染症は収束に向かいつつあり、コロナ禍における規制も緩和されているが、コロナ禍前の状況に戻るには時間を要することが考えられる。そのため、達成見通しを「要努力」とした。						
青年海外協力隊及びビニリア海外ボランティアの派遣者数 (人口10万人当たりの派遣者数)	2.8人	2.3人	1.3人	0.5人	現況 (H28(2016)) 以上	現況 (H28(2016)) 以上	要努力
指標動向の補足説明	近年の派遣者数は、20人前後を推移していたが、新型コロナウイルスの影響により、R2、3は減少した。R4は新型コロナウイルスによる入国制限が緩和され、派遣待機となっていた隊員が順次派遣されたことにより、一時増加に転じたが、R5は再び派遣者数が減少している。 (H26年19人、H27年19人、H28年24人、H29年23人、H30年18人、R1年19人、R2年4人、R3年6人、R4年13人、R5年5人)						
達成見通しの判断理由	新型コロナウイルスの影響により、派遣活動者が伸び悩んでいることから、独立行政法人国際協力機構(JICA)や海外協力隊富山県OB会等が実施する取組みを積極的にバックアップしていくことで、派遣者数の増加を図る必要があることから達成見通しは「要努力」とした。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
日本海学講座・日本海学シンポジウムの参加者数	H20:425人(71人) ⇒ H21:441人(63人) ⇒ H22:427人(61人) ⇒ H23:391人(78人) ⇒ H24:461人(92人) ⇒ H25:424人(85人) ⇒ H26:463人(93人) ⇒ H27:555人(111人) ⇒ H28:532人(106人) ⇒ H29:381人(76人) ⇒ H30:522人(104人) ⇒ R1:406人(81人) ⇒ R2:333人(67人) ⇒ R3:223人(45人) ⇒ R4:234人(47人) ⇒ R5:341人(68人) ※カッコ内は1回あたり	令和4年度に引き続き令和5年度は、会場受講とオンライン受講の選択制で実施。参加者数は増加に転じた。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

【国】

- ・地域における多文化共生推進プランの策定(H18.3月策定、R2.9月改訂:総務省)・・・各都道府県において同プランの策定を要請
- ・日本再興戦略の策定(H25.6月)・・・グローバル化等に対応する人材力の強化など
- ・留学生30万人計画の策定(H20.7月:文部科学省)・・・アジア等からの留学生の受入拡大
- ・入管難民法、住民基本台帳法の改正(H21.7月公布、H24.7月施行)・・・外国人登録制度を廃止し、外国人も住民基本台帳制度の対象とする
- ・「定住外国人の子どもに対する総合的な教育支援のあり方に関する基本方針」の策定(H22.5月:文部科学省)・・・教育環境の整備促進を明記
- ・「日系定住外国人施策に関する基本指針」(H22.8月:内閣府)及び「日系定住外国人施策に関する行動計画」(H23.3月:内閣府)の策定
- ・入管難民法の改正(H26.6月公布、H27.4月施行)・・・高度人材のための新たな在留資格「高度専門職」の創設等
- ・「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について(報告)のとりまとめ(H28.6月、文部科学省有識者会議)
- ・入管難民法の改正(H28.11月公布、H29.1月、9月施行)・・・在留資格「介護」の創設、偽装滞在者対策の強化
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2018」の閣議決定(H30.6月)・・・新たな外国人材の受入拡大方針
- ・「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針」の閣議決定(H30.7月)・・・法務省を中心に関係府省が連携して取り組む
- ・入管難民法の改正(H30.12月公布、H31.4月施行)・・・人手不足分野等における新たな外国人材受入れのための在留資格の創設
- ・「特定技能に係る在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」及び「分野別運用方針」の閣議決定(H30.12月)・・・改正入管難民法に基づく方針の決定
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を関係閣僚会議で決定(H30.12月)・・・外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性の決定(R元.12月、R2.7月、R3.6月、R4.6月、R5.6月改訂)
- ・「外国人児童生徒受入れの手引き」の改訂(2019.3月)
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」を関係閣僚会議で決定(R元.6月)・・・総合的対応策の更なる充実の方向性を決定
- ・「日本語教育の推進に関する法律」の公布・施行(R元.6月)・・・日本語教育の推進に関し、国・地方公共団体・事業主の責務及び基本方針の策定について明記
- ・「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の策定(R2.6月)・・・日本語教育の推進に関し、具体的施策を例示
- ・「地域における多文化共生推進プラン」の改訂(R2.9月)・・・社会経済情勢の変化を踏まえた改訂
- ・日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定に関する法律」の施行(R6.4月)
- ・就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格「育成就労」の創設に向け、国では法改正等を検討中

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
多文化共生の地域づくり	日本語ボランティア養成者の着実な増加、更には、地域における在住外国人との交流事業や言葉や生活支援などの共生に向けた取組み等、少しずつではあるが地域における多文化共生に向けた環境が整備されてきている。 県内在住の外国人住民数は、年々増加傾向にあり、今後も増加していくものと考えられる。県では、こうした外国人住民を取り巻く状況に対応するため、令和元年9月に策定した「富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン」に基づき、より一層の施策の推進に努めている。	
グローバルに活躍する人材の積極的な受入・育成と活用	国際理解教育や海外の学校との交流等を通して、グローバルに活躍する国際感覚豊かな人材の育成が順調に進んでいる。 アセアン地域等からの外国人留学生受入・定着促進のため、受入企業と連携して留学生を受け入れ、県内大学院入学から就職までを一体的に支援。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた第5期生の募集活動を2年ぶりに再開。インドネシアより留学生2名を受け入れた(県内大学院合格、R8.4に県内企業へ就職予定)	
多様な国際交流・協力活動への支援	県では、中国遼寧省など4つの自治体と友好提携を締結し、職員・留学生の相互派遣や日本語学習者支援などの幅広い交流を行うとともに、近年では、観光、経済、芸術文化、環境などをはじめとする様々な分野での交流・協力を積極的に行っている。 また、本県に位置する国連機関NOWPAP(北西太平洋地域海行動計画)RCU(地域調整部)富山事務所の運営・活動を継続して支援するとともに、令和5年度にはパネル展示を県内2会場で実施し、NOWPAPの活動や海洋環境保全について県民への広報に努めている。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
多文化共生の地域づくり	・「富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン」に基づき、国や市町村、企業、民間ボランティア団体などと連携して、行政・生活情報の多言語化や日本語教育のほか、外国人住民の地域社会への参加促進など多文化共生の取組みをさらに充実していく必要がある。	
グローバルに活躍する人材の積極的な受入・育成と活用	・本県の経済や地域社会の活性化のため、優秀な留学生の県内大学への受入れを拡大し、経済活力、地域活力を支える貴重な人材として育成していくことが必要である。	
多様な国際交流・協力活動への支援	・国連機関が本県にあることやその活動内容等が県民に十分認識されていないことから、県民への広報を積極的に行っていく必要がある。	

政策の柱	未来とやま	政策名	24 「くらしたい国、富山」の発信による移住の促進
政策目標	富山の暮らしの魅力発信や首都圏をはじめとした大都市圏との交流人口の拡大、地域での受入れ体制の強化等により、本県への移住者が増加していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
富山県での移住に関する相談件数 (県・市町村の移住相談窓口等において受け付けた移住に関する相談件数(学生Uターン者を含む))	453件	1,539件	4,399件	4,399件(R4)	2,300件	3,000件	達成可能
指標動向の補足説明	順調に増加しており、R4年度は2026年度目標の3,000件を超える4,399件となった。						
達成見通しの判断理由	これまで、「富山くらし・しごと支援センター」(東京・大阪・名古屋・富山)を設置し、市町村等との連携のもと暮らしと仕事の一元的な相談体制を整備してきており、順調に相談件数が増加していることから、目標の達成は可能と考えている。						
県・市町村の相談窓口を通じた移住者数 (県(富山くらし・しごと支援センター)や市町村の移住相談窓口等を通じた移住者数(学生Uターン者を除く))	219人	415人	892	966	800人	1,000人	達成可能
指標動向の補足説明	順調に増加しており、R5年度は2026年度目標の1,000人に迫る966人となった。						
達成見通しの判断理由	これまで、「富山くらし・しごと支援センター」(東京・大阪・名古屋・富山)を設置し、市町村等との連携のもと暮らしと仕事の一元的な相談体制の整備や就労環境や子育て環境など富山の魅力の発信に努めてきており、移住者数は順調に伸びていることから、目標の達成は可能と考えている。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
移住促進メールマガジンの読者数	H29:1,051人 ⇒ H30:1,252人 ⇒ R1:1,182人 ⇒ R2:1,366人 ⇒ R3:1,377人 ⇒ R4:1,636人 ⇒ R5:1,824人	順調に推移している。
富山くらし・しごと支援センターを通じた就職者数(再掲)	H23:141人 ⇒ H24:151人 ⇒ H25:166人 ⇒ H26:180人 ⇒ H27:178人 ⇒ H28:210人 ⇒ H29:231人 ⇒ H30:245人 ⇒ R1:260人 ⇒ R2:234人 ⇒ R3:218人 ⇒ R4:235人 ⇒ R5:156人	採用市場における売り手市場が続いており、自立して就職活動を進める学生が昨年度と比較して増加したことから、学生の当センターを通じた就職者数が減少した。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・国では、R1年度に東京一極集中の是正や地方の担い手不足への対応のため、東京23区(在住者または通勤者)から富山県へ移住し、対象法人に就業した方、または起業された方を対象とした移住支援金・起業支援金制度が創設され、年々その要件が緩和されてきており、また、R6年度には、地方の企業において実施される就職活動に参加するための交通費への支援が追加された。 ・さらに、R2年度補正予算での「地方創生テレワーク交付金」やR3年度補正予算での「デジタル田園都市国家構想推進交付金地方創生テレワークタイプ」によりサテライトオフィス等の整備・運営等を支援し、地方への新たな人の流れの創出が進められているところである。 ・本県においては、「くらしたい国、富山」推進本部を中心に、県、市町村が一体となって移住促進に取り組んでいるとともに、R2年度から市町村、民間事業者と連携し、県外からのサテライトオフィスの誘致を図るプロジェクトを推進しているところである。 ・移住者の受け入れに意欲的な地域を「移住者受入モデル地域」として、H25年度からこれまでに計9地域指定し、市町村と連携した取組みを支援しているが、R4.8に実施された官民協働事業レビューにおいて、この事業成果等について県内全域に横展開し、移住者の受け入れに積極的な地域を増やすべきとの意見あり。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	A 概ね順調
施策名	判定理由
富山県の恵まれた就労環境の魅力のPR・暮らしと仕事の一元的な相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「くらしたい国、富山」推進本部を中心に、県外からの移住促進に積極的に取り組んだ結果、県・市町村の相談窓口等を通じた移住者は、令和5年度には過去最高の966人となり、平成20年度からの15年間で7,700人を超えた。また、移住された世帯主のうち、20・30代が約6割と若い世代の移住志向が高まっている。 ・移住者の相談窓口である「富山くらし・しごと支援センター」の相談体制を拡充し、移住希望者がワンストップで「くらし」と「しごと」の相談ができる体制を整備するとともに、移住セミナーの開催などを通じ、就労環境や子育て環境など富山の魅力の発信に努めてきた。
地域における移住者受入れ体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者の受け入れに意欲的な地域を「移住者受入モデル地域」として、H25年度からこれまでに計9地域指定し、市町村と連携した取組みを支援しているが、今後も意欲ある地域を追加していくことが必要である。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
富山県の恵まれた就労環境の魅力のPR・暮らしと仕事の一元的な相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏に加え、大阪圏をはじめとする大都市圏での情報発信や相談体制の充実など、移住促進に一層戦略的に取り組んでいく必要がある。 ・本県への移住者は、20～30代を中心とした現役世代が多く、若い世代をターゲットとした情報発信やセミナーの開催等が必要である。 ・若い女性の県外流出が大きな課題となっているため、若い女性にアプローチする移住促進策の検討も必要である。 	○
地域における移住者受入れ体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も市町村と連携し、「移住者受入モデル地域」を増やすとともに、地域住民の移住促進の取組みに対する機運醸成を図っていく必要がある。 	○

政策の柱	未来とやま	政策名	25 自然や歴史・文化など地域の魅力のブラッシュアップと世界文化遺産登録の推進
政策目標	県内各地域において育まれてきた自然、歴史や伝統文化などの魅力を発掘、再発見するとともに、さらに磨き上げ、次の世代へ継承する活動が活発に行われていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
地域の魅力づくりに取り組むNPO法人数 <small>(認証を受けているNPO法人のうち、主としてまちづくりの推進を図る活動を行っているものの数)</small>	46法人	55法人	61法人	60法人	H28(2016)対比 増加させる	H28(2016)対比 増加させる	達成可能
	指標動向の補足説明		令和4年度は、新たに3法人認証し、1法人解散したため、2法人増加した。令和5年度は、1法人解散したため、1法人減少した。				
	達成見通しの判断理由		計画策定時より、少しずつではあるが法人数が増加していることから「達成可能」とした。もともと、近年解散する法人やNPO法人以外の法人格を選択するケースの増加に伴い、地域の魅力づくりに取り組むNPO法人数の伸びも鈍化していることから、NPO法人制度の普及啓発や法人への支援を充実化する必要性がある。				
地域文化に関係するボランティア活動者数 <small>(指定文化財など地域の文化資源を対象として保存伝承、体験学習会(研修会)等の活動を継続的に実施している団体の活動者数)</small>	13,510人	13,770人	14,120人	14,130人	14,000人	14,150人	達成可能
	指標動向の補足説明		コロナ禍の影響で会員数が減少した団体があるが、新たに団体を設立する動きは引き続き活発であることから、新型コロナウイルス感染症の収束後には活動者数は伸びると考えられる。				
	達成見通しの判断理由		コロナ禍を契機に地域の文化遺産の継承に関する問題意識は高まっており、新型コロナウイルス感染症が収束すれば、活動者数は過去の伸び率と同程度に伸びると考えられる。				

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
まちづくり総合支援事業(R4まではまちの未来創造モデル事業及び令和新时代まちづくり推進事業)において民間事業者が取り組む地域数(累計)	H27:3地域 ⇒ H28:6地域 ⇒ H29:8地域 ⇒ H30:10地域 ⇒ R1:10地域 ⇒ R2:10地域 ⇒ R3:11地域 ⇒ R4:11地域 ⇒ R5:11地域	各地域において市町村と地域住民が連携したまちづくりが進んでいる。
国・県・市町村指定文化財及び登録文化財件数	H18:1,305件 ⇒ H19:1,311件 ⇒ H20:1,312件 ⇒ H21:1,307件 ⇒ H22:1,321件 ⇒ H23:1,322件 ⇒ H24:1,325件 ⇒ H25:1,342件 ⇒ H26:1,344件 ⇒ H27:1,359件 ⇒ H28:1,371件 ⇒ H29:1,392件 ⇒ H30:1,403件 ⇒ R1:1,408件 ⇒ R2:1,408件 ⇒ R3:1,416件 ⇒ R4:1,427件 ⇒ R5:1,431件	登録文化財、市町村指定文化財等の増加が見込まれる。
重要文化財勝興寺の保存修理事業進捗率	H18:38% ⇒ H19:46% ⇒ H20:50% ⇒ H21:53% ⇒ H22:57% ⇒ H23:63% ⇒ H24:68% ⇒ H25:73% ⇒ H26:68% ⇒ H27:73% ⇒ H28:81% ⇒ H29:83% ⇒ H30:90% ⇒ R1:97% ⇒ R2:100%	事業は順調に進み、R2年度で完了した。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・2023年より、ユネスコにおいて、世界遺産登録を目指す締結国が、推薦書の本提出前に、顕著な普遍的価値について諮問機関より技術的・専門的助言を受ける事前評価制度が導入された。 ・国内候補では、2023年1月に「佐渡島の金山」の推薦書が再提出され、現在の暫定一覧表記載資産は5件と少なくなってきたことから、文化庁では暫定一覧表の見直しに向けた論議が進められている。 ・県内では、「立山・黒部を誇りとし世界に発信する県民の会」(愛称:「立山・黒部」ゆめクラブ)や「近世高岡の文化遺産を愛する会」が平成19年度に発足して以来、世界遺産登録に向けて経済界や市民・県民レベルの活動が行われているほか、「立山黒部ジオパーク」の世界ジオパーク認定に向け、民間団体「立山黒部ジオパーク協会」と支援自治体会議が中心となって精力的に取り組んでいる。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	
B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由
地域の魅力の発掘・再発見とその情報発信の促進	・「越中富山ふるさとチャレンジ」の実施などによって、地域の魅力を再発見・再認識する機会が増えてきている。
地域の魅力を活かしたまちづくり・賑わいづくり	・平成21年度より、県内14市町において「歴史と文化が薫るまちづくり事業」のモデル地域を選定し、歴史的・文化的資源を活用した個性あふれるまちづくりを実施してきたところである。このほか、平成27年度より「まちの未来創造モデル事業」を開始し、これまでモデル地域として県内10地域を選定してきた。さらに、令和3年度より「令和新時代まちづくり推進事業」を開始し、これまで県内1地域を選定し、市町村と地域住民等が連携したまちづくりを進めている。
伝統文化・伝統芸能の保存・継承やその魅力発信と観光資源化	・新たな文化財指定や文化財登録等により、保存・継承の機運を高めるとともに、無形民俗文化財の技術の保存・継承に向けた様々な取組みが行われている。 ・ユネスコ無形文化遺産に登録された高岡御車山祭の御車山の修理をはじめ、指定文化財の曳山や祭礼用具の修理が順次行われている。
世界文化遺産登録や世界ジオパーク認定に向けた活動の促進	・「立山砂防」については、毎年、国際シンポジウム等を開催し、国際的な評価の検証を進めるとともに、県内外にその魅力を発信してきたところであり、2017年11月に本宮堰堤と泥谷堰堤が、既指定の白岩堰堤とともに、「常願寺川砂防施設」として国重要文化財に指定されたほか、同年12月には、「立山砂防施設群」と「黒部川水系の発電施設群」が日本イコモス国内委員会の「日本の20世紀遺産20選」に選定された。 ・「近世高岡の文化遺産群」については、2016年11月に「高岡御車山祭の御車山行事」を含む曳山行事33件が「山・鉾・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録されたほか、2022年12月に勝興寺が国宝に指定される等、構成資産の充実を順次進めている。 ・民間レベルでは、『立山・黒部』を誇りとし世界に発信する県民の会や「近世高岡の文化遺産を愛する会」のほか、世界ジオパーク認定を目指す「立山黒部ジオパーク協会」が活発に活動を展開しており、県民・市民の中で地域づくりへの意識が高まってきている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
地域の魅力を活かしたまちづくり・賑わいづくり	・これまでのモデル地域での取組みを着実に推進するとともに、令和の新たな潮流(新幹線延伸、中山間地域の活性化など)を踏まえたまちづくりを積極的に支援する必要がある。	
世界文化遺産登録や世界ジオパーク認定に向けた活動の促進	・世界文化遺産登録の実現に向け、まずは、本県の提案に対し、文化庁から示された課題(文化財指定や顕著な普遍的価値の検証など)を解決する必要がある。	○

政策の柱	未来とやま	政策名	26 地域の個性を活かした景観づくり
政策目標	豊かで美しい自然景観や田園景観が守り育てられ、良好な都市景観の形成が行われるとともに、地域の歴史や文化等の個性を活かした景観づくりが進められていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
景観づくり住民協定の締結件数(累計) <small>(県または市町村の景観条例に基づく住民協定等を締結した地区の数)</small>	5地区	13地区	17地区	18地区	15地区	17地区	既に達成
指標動向の補足説明	住民協定の既締結地区の先進的な景観形成の取組みが広がりをみせ、着実に締結件数が増加している。						
達成見通しの判断理由	既に達成。						
良好な景観形成や防災機能の向上が必要な道路の無電柱化整備延長 <small>(魅力ある景観の形成や災害時における道路の通行確保の観点等から無電柱化が必要な道路延長のうち、無電柱化が整備された延長)</small>	41.5km	45.8km	49.1km	49.7km	47.6km	51.4km	達成可能
指標動向の補足説明	現在、無電柱化推進計画に基づき、整備を進めているところである。						
達成見通しの判断理由	北陸地方無電柱化協議会での合意をふまえ、関係機関と調整を図りながら事業を進めているところであり、現在事業中の箇所が順調に進捗していることから「達成可能」とした。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
建築協定等の件数(建築協定、景観づくり住民協定及び緑地協定の件数)	R2:94件 ⇒ R3:95件 ⇒ R4:94件 ⇒ R5:94件	建築協定35件、景観づくり住民協定15件、緑地協定44件

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>【国の動き】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度に良好な景観の形成を図ることを目的に景観法が施行された。 平成20年度に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が成立。国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」の地区を支援する建造物の復元・修景のための歴史的環境形成総合支援事業が創設された。 平成26年度に都市における一定規模の人口を確保等するために、景観・歴史資源となる建造物の修理・改修等を支援する集約促進景観・歴史的風致形成推進事業が創設された。 平成28年度に「道路法37条による道路の占用の禁止又は制限(平成25年度施行)」により、防災上重要な道路について、道路管理者が電柱等の道路の占用を禁止、または制限できるよう措置されるとともに、国が管理する道路において具体の運用が定められた。 <p>【市町村の動き】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に富山市で建築物の高さを規制する高度地区が都市計画決定され、平成22年度及び、平成28年度に変更(拡大)された。 平成21年度に高岡市で「高岡市景観計画」が策定され、平成29年度に変更をした(届出対象の拡大)。 平成23年度に富山市で「富山市景観計画」が策定された。 平成23年度に高岡市で「高岡市歴史的風致維持向上計画」が国の認定を受けた。 平成24年度に高岡市で「高岡市新幹線新駅周辺景観形成ガイドライン」が策定された。 平成24年度に高岡市金屋町が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。 平成24年度に砺波市で市民と行政との協働による散居村の保全と活用シンポジウムが開催された。 平成26年度に砺波市で「砺波市景観まちづくり計画」が策定された。 平成28年度に砺波市で散居村の伝統家屋である「岡本家」が県内で初めて景観重要建造物に指定された。 平成28年度に南砺市で「五箇山景観計画」が策定された。 平成30年度に氷見市で「氷見市景観計画」が策定された。 令和元年度に南砺市で「国指定史跡越中五箇山相倉集落 越中五箇山菅沼集落保存活用計画」が策定された。 令和2年度に高岡市吉久が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。 <p>【民間の動き】</p> <ul style="list-style-type: none"> 南砺市で平成16年度に1件、平成17年度に1件、平成23年度に1件、令和4年度に1件の計4件の景観づくり住民協定が締結された。 高岡市で平成21年度に1件、平成26年度に1件、計2件の景観づくり住民協定が締結された。 黒部市で平成22年度に1件の景観づくり住民協定が締結された。 砺波市で平成26年度に4件、平成27年度に2件、平成28年度に1件、平成30年度に1件、令和2年度に1件、令和3年度に1件、令和5年度に1件の計11件の景観づくり住民協定が締結された。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況 A 概ね順調	
施策名	判定理由
歴史・文化など地域の個性を活かした景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・県内14市町において「歴史と文化が薫るまちづくり事業」のモデル地域を選定し、歴史的・文化的資源を活用した個性あふれるまちづくりや、官民協働で取り組む、地域の特性を活かした先駆的な水辺のまちづくりを実施してきたところである。このほか、「まちの未来創造モデル事業」において、県内10地域を、「令和新時代まちづくり推進事業」において、県内1地域をモデル地域として選定し、市町村と地域住民等が連携したまちづくりを進めている。
美しい沿道景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の無電柱化については、これまで富山市、高岡市など県下7市2町における中心市街地の幹線道路、主要な駅周辺地区及び県内を代表する観光地などにおいて計画的に実施してきた。 ・昭和61年度からおおむね5年サイクルで、通算8期にわたり無電柱化計画を策定・実施している。(第8期無電柱化推進計画:令和3年度～令和7年度。) ・電線の無電柱化には整備に多大な費用がかかるとともに、電線管理者の負担も大きいといった課題があるが、今後とも一層コストの縮減に努めるとともに、電線管理者の理解と協力を得て、引き続き推進していく必要がある。
県民参加の景観づくり活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・景観づくり住民協定は令和5年度まで18地区で締結され、景観づくり推進施策の成果が現れている。新たな住民協定を検討している地区もあり、市町村と連携し速やかに支援できる体制を整えている。 ・景観条例に基づく顕彰制度や、優れた景観を眺望できる地点として指定したとやまビューポイント(ふるさと眺望点)のPRなどを実施し、県民の景観に関する意識啓発に取り組んでいる。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
歴史・文化など地域の個性を活かした景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでのモデル地域での取り組みを着実に推進するとともに、令和の新たな潮流(新幹線延伸、中山間地域の活性化など)を踏まえたまちづくりを積極的に支援する必要がある。 	
美しい沿道景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物条例の基準に適合し、周辺景観と調和した屋外広告物の普及を図る必要がある。また、違反広告物の是正を市町村が積極的に行うよう、市町村との連携をさらに推進する必要がある。 	
県民参加の景観づくり活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の景観づくりが積極的、かつ、自主的に進められるよう、意識向上を図るとともに、建築物等の修景への支援が必要である。 	

政策の柱	未来とやま	政策名	27 豊かで美しい農山漁村の持続的な発展と都市との交流
政策目標	かけがえのない自然、新鮮で安全な食、伝統文化、自然エネルギー等の地域資源の活用や、都市住民との交流などにより、個性豊かで美しい農山漁村が形成されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
農林漁業等体験者数 <small>(県内における棚田オーナー、観光農園、地引網等の体験活動に参加した延べ人数)</small>	42,900人	58,877人	39,206人	39,206人 (R4)	64,500人	70,000人	要努力
指標動向の補足説明	新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて都市と農村の交流人口は大幅に落ち込んでいるものの、ウィズコロナの生活様式の浸透等や都市住民における農村との交流に対するニーズ増大を背景に、今後も交流・関係人口の増加が見込まれる。						
達成見通しの判断理由	新型コロナ禍で落ち込んだ体験者数の回復が行動制限撤廃後も緩やかであることに加えて、能登半島沖地震でコンテンツ提供者の中には被害を受けた者もあり、今後、達成に向けて各種施策をより一層推進していく必要がある。						
農村環境保全活動参加者数 <small>(農地法面の草刈りや水路の補修など農村環境の保全のための集落ぐるみの活動への参加者数)</small>	—	66,756人	70,641人	69,758人	68,000人	69,000人	達成可能
指標動向の補足説明	活動集落が1,406(H28)→1,448(R5)と増加し、活動は拡大したが、高齢化や後継者不足による活動取りやめも想定される。活動参加者数は横ばい傾向が続いている。						
達成見通しの判断理由	市町村と連携して、既存活動集落に対して、活動の充実につなげるよう参考となる事例の横展開を図るとともに、新規組織の設立に必要な事務を支援などにより、活動集落数の増加が見込まれる。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
地域と企業・団体等が連携する地域活性化活動数	H24:14団体 ⇒ H25:24団体 ⇒ H26:29団体 ⇒ H27:35団体 ⇒ H28:45団体 ⇒ H29:49団体 ⇒ H30:54団体 ⇒ R1:59団体 ⇒ R2:67団体 ⇒ R3:76団体 ⇒ R4:87団体 ⇒ R5:101団体	「中山間地域チャレンジ支援事業」を活用した地域活性化の取組活動が毎年新たに実践され、累計活動団体数は着実に増加している。
農業・農村サポーター活動参加者数	H26:125人 ⇒ H27:77人 ⇒ H28:145人 ⇒ H29:61人 ⇒ H30:35人 ⇒ R1:106人 ⇒ R2:98人 ⇒ R3:201人 ⇒ R4:223人 ⇒ R5:255人	参加者は着実に増加しており、元気とやま創造計画アクションプランにおける活動指標のR8目標(245人)をR5時点で達成している。
都市との交流による農山漁村活性化重点地域の指定数	H22:36地域 ⇒ H23:39地域 ⇒ H24:41地域 ⇒ H25:41地域 ⇒ H26:42地域 ⇒ H27:43地域 ⇒ H28:46地域 ⇒ H29:47地域 ⇒ H30:48地域 ⇒ R1:48地域 ⇒ R2:48地域 ⇒ R3:49地域 ⇒ R4:49地域 ⇒ R5:49地域	「都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例」に基づき、着実に指定を行っている。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(H27.4施行)を制定し、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながら、集中的かつ効果的に支援を行うこととしている。 ・「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」(H19.5)を制定し、関係省庁連携のもと、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図っている。 ・「棚田地域振興法」(R1.6)を制定し、荒廃の危機に直面する棚田の保全により、棚田地域の有する多面にわたる機能を維持増進し、棚田地域の持続的な発展等を図ることとなった。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
快適で豊かな農村環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払制度の取組集落数 1,448集落(R5) ・ワクワクとやまむらづくり推進大会の開催 年1回 ・水土里探訪ウォークや農山村写真展など、農村環境創造基金等を活用した事業を通じ、農山村保全活動への県民の理解・参加を促進している。
中山間地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払制度の集落協定数は320(R5)、対象農用地に占める取組率は83.5%(R5)に達しており、農業生産活動の継続的な取組みが進められている。 ・6次産業化販売金額:96億円(R4) ・中山間地域の集落と企業・団体等が連携して取り組む地域活性化の活動を支援する「中山間地域チャレンジ支援事業」において、毎年、新たな団体を支援している。 ・荒廃農地の再生・解消を促進するため、県単独事業を活用し、再生利用や保全管理等の取組みを推進してきており、徐々に解消が進んでいる。 ・イノシシ等による農作物被害を防止するため、集落環境管理や侵入防止柵の整備、捕獲活動等を総合的に支援している。 ・「富山県中山間地域創生総合戦略(R2.3策定)」に基づき、集落存続への不安や地域を担う人材不足等多くの課題について、総合的に対策を進めていく必要がある。
都市との交流拡大、移住促進	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍を経て、都市住民の価値観やライフスタイルが多様化する中で、これまで行ってきたとやま帰農塾等の都市農村交流事業の継続的な実施に加え、農村における労働力の確保や人材の育成、幅広い世代への効果的な情報発信を行うなど、県内の農山漁村地域に都市住民を呼び込む新たな対策を講じ、関係人口の拡大や移住・定住を促進させる必要がある。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
快適で豊かな農村環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払制度の取組集落数の増加及び継続的な取組を支援するため、地域のリーダー・後継者の育成を図る必要がある。 ・富山県農村環境創造基金等を活用した事業を効果的に実施し、農村環境保全活動に対する県民の理解と参加に一層努めていく必要がある。 	
中山間地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化については、取組者の増加と事業規模の拡大を図る必要がある。 ・人口減少や高齢化の進行に伴い、荒廃農地の増大が懸念されることから、集落機能強化や棚田地域振興活動などの発生防止対策を継続して進める必要がある。 ・「中山間地域チャレンジ支援事業」の支援終了後のフォローアップに努める必要がある。 ・イノシシによる農作物被害が多いため、「富山県イノシシ被害防止対策方針」に基づき、地域ぐるみによる集落環境管理、侵入防止対策、捕獲対策の3つの対策からなる総合的な取組みの一層の定着を図る必要がある。 ・中山間地域の住民が豊かな生活を安心して営むことができる生活の利便性が確保された地域社会とするための施策を推進する必要がある。 	
都市との交流拡大、移住促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例」に基づき指定された重点地域に対し、県外との交流人口の拡大に取り組むモデル地域を選定し、重点的に支援する必要がある。 ・コロナ禍を契機として、テレワークやワーケーションなどの多様な働き方が浸透していることをうけ、農山漁村地域における都市部の若者の受入や地域づくりの担い手確保、移住・定住促進の取組みを支援する必要がある。 	

政策の柱	未来とやま	政策名	28 水と緑の森づくり・花と緑の地域づくり
政策目標	水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりとそれを支える人づくりの推進が図られているとともに、四季折々の花と緑が満ちあふれた快適な生活環境が形成されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
里山林の整備面積(累計) <small>(竹林を含む里山林を整備する面積)</small>	1,296ha	2,628ha	3,960ha	4,061ha	3,600ha	4,600ha	達成可能
	指標動向の 補足説明	富山県森づくりプランに沿って、H19～H28年度の10年間で2,600haを、H29～R8年度の10年間で2,000haの里山林整備を計画的に進めている。					
	達成見通しの 判断理由	富山県森づくりプランに沿って、水と緑の森づくり税を活用しながら計画的に整備を進めることとしており、目標は達成できるものと見込んでいる。					
優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽面積(累計) <small>(スギの伐採跡地に植栽する優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽面積)</small>	—	42ha	185ha	218ha	200ha	500ha	要努力
	指標動向の 補足説明	富山県森づくりプランに沿って、H24～28年度の5年間で42haを、H29～R8年度の10年間で460haの無花粉スギの植栽を計画的に進めている。					
	達成見通しの 判断理由	民間事業者の参入を進め、苗木の計画的な供給を図るとともに、主伐後の造林を推進し、植栽場所の確保に努めているが、苗木生産の不安定性や主伐の停滞により、目標の達成にはさらなる努力が必要となっている。					
県民参加による森づくりの年間参加延べ人数 <small>(県民による森づくり活動への年間参加延べ人数)</small>	10,775人	12,439人	10,498人	10,461人	13,000人	13,000人以上	達成可能
	指標動向の 補足説明	富山県森づくりプランに沿って、R8年度の年間参加延べ人数が13,000人となるよう、とやまの森づくりサポートセンターによる森林ボランティアの活動支援を進めている。					
	達成見通しの 判断理由	新型コロナウイルス感染対策を図りつつ、とやまの森づくりサポートセンターによる森林ボランティア活動への効果的な支援を継続することとしており、目標は達成できるものと見込んでいる。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
里山再生整備実施地区数(累計)	H25:216地区 ⇒ H26:242地区 ⇒ H27:268地区 ⇒ H28:293地区 ⇒ H29:316地区 ⇒ H30:338地区 ⇒ R1:360地区 ⇒ R2:377地区 ⇒ R3:395地区 ⇒ R4:412地区 ⇒ R5:420地区	富山県森づくりプランに沿って、計画的に里山林整備を進めており、今後も順調に推移していくものと思われる。 アクションプラン目標値 2026年度 510地区
優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の苗木生産本数(累計)	H25:9,625本 ⇒ H26:19,455本 ⇒ H27:49,445本 ⇒ H28:90,969本 ⇒ H29:131,929本 ⇒ H30:175,510本 ⇒ R1:208,768本 ⇒ R2:279,598本 ⇒ R3:346,265本 ⇒ R4:421,045本 ⇒ R5:506,469本	苗木の生産体制の整備を進めてきたが、生産技術の不安定性と需要の停滞により、生産数量は計画値を下回ってきた。 アクションプラン目標値 2026年度 1,000千本
とやまの森づくりサポートセンターの登録団体数	H25:99団体 ⇒ H26:111団体 ⇒ H27:117団体 ⇒ H28:124団体 ⇒ H29:126団体 ⇒ H30:130団体 ⇒ R1:133団体 ⇒ R2:140団体 ⇒ R3:144団体 ⇒ R4:141団体 ⇒ R5:139団体	県民参加の森づくりの推進により、新たな団体の創設、登録が想定されることから、登録団体数は増加すると思われる。 アクションプラン目標値 2026年度 150団体
県民が主体的に取り組む花と緑のまちづくりに対する支援実績(累計) ※新拠点創出支援事業	H24:53回 ⇒ H25:62回 ⇒ H26:82回 ⇒ H27:93回 ⇒ H28:100回 ⇒ H29:106回 ⇒ H30:113回 ⇒ R1:122回 ⇒ R2:128回 ⇒ R3:138回 ⇒ R4:148回 ⇒ R5:158回	花と緑の元気とやま推進プランに基づき、重点的に取り組んでいるが、近年、回数伸びが鈍化しているため目標達成には努力が必要。 アクションプラン目標値 2026年度 190回

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

【国の動き】 ・H19年2月23日関係閣僚会合で了承された「美しい森林づくり推進国民運動」の基本方針に基づき、都市住民、企業等の森林づくりへの参画を推進することとしており、国民の幅広い協力のもと、国産材の利用、地域づくり、森林づくりを進めるべく運動を展開している。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりの推進	・地域住民による継続的な里山林の整備等は順調に推移しているが、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽については、苗木生産と植栽面積に一部停滞が見られ、生産の安定と植栽場所の確保に努める必要がある。	
とやまの森を支える人づくりの推進	・とやまの森づくりサポートセンターによる森づくり活動への支援等により順調に進んでいるが、新型コロナウイルス感染対策を図りながら、更に県民に対して森づくりへの理解を醸成し、森づくりボランティア等の参加を促進する必要がある。	
県民緑化運動の推進と花と緑のあふれる地域づくり	・指導者数の伸びは鈍化しているものの、現時点では概ね順調に推移しているが、人口減少社会を迎え、担い手の確保が必要となっている。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりの推進	・森づくりは、森林が県民にとって貴重な財産であることから、県民の理解の下、その主体的な参画により推進されることが重要となっている。また、「立山 森の輝き」の植栽面積については、生産の安定化と需給バランスの確保が課題となっている。	○

安心とやま

展開目標1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一

- 1 医師の養成・確保
- 2 看護師・保健師・助産師の養成・確保
- 3 最先端のがん医療など総合的ながん対策の推進
- 4 質の高い救急医療・リハビリ医療・在宅医療等の提供体制の充実
- 5 健康寿命日本一を目指す総合対策の推進
- 6 人の痛みに寄り添い、支える場づくり
- 7 食の安全の確保、食育の推進

展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進

- 8 地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の形成
- 9 保健・医療・福祉の切れ目のない支援
- 10 介護・福祉人材の確保のための環境整備
- 11 高齢者の介護予防と介護サービス、認知症対策の充実
- 12 障害者に対する差別の解消と障害等の特性をふまえた支援
- 13 障害者が地域で安心して暮らせる体制の整備

展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり

- 14 循環型社会・低炭素社会づくりの推進
- 15 「富山物質循環フレームワーク」の実現に向けた「とやまモデル」の確立
- 16 豊かな自然環境の保全
- 17 安全な生活環境の確保と環日本海地域の環境保全
- 18 清らかな水資源の保全と活用
- 19 再生可能エネルギーの導入、新たなエネルギーの利用に向けた開発の促進

展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり

- 20 消防力や地域防災力等の強化による防災・危機管理体制の充実
- 21 防災・減災、災害に強い県土づくり
- 22 地震・津波対策、火山対策、原子力災害対策の充実
- 23 雪に強いまちづくり
- 24 犯罪の抑止と交通安全対策の推進
- 25 地域公共交通の維持活性化と新たな展開
- 26 安全・安心で豊かな住環境づくり
- 27 消費生活の安全の確保

政策の柱	安心とやま	政策名	1 医師の養成・確保
政策目標	地域医療を担う医師が確保され、すべての県民が質の高い患者本位の必要な医療を受けることができること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
医師数 (人口10万人当たり)	241.0人 (H22)	256.6人	284.1人	284.1人 (R4)	270人	270人	達成可能
	指標動向の 補足説明	本県の人口10万人当たりの医師数は全国平均を上回っており、H22年度からR4年度までの12年間で43.1人増加している。 (隔年調査のため、R1・R3・R5はデータなし)					
	達成見通しの 判断理由	R4年度時点で目標は達成しているが、令和6年4月に施行した医師の働き方改革に対応するため、今後も引き続き修学資金の貸与や初期臨床研修医の確保など、総合的な医師確保対策に取り組んでいく必要がある。 将来、富山県内で勤務する可能性が高い、医学生修学資金の貸与者数が順調に伸びており、達成可能と判断。					
小児科医師数 (小児人口1万人当たり)	11.1人 (H22)	12.8人	13.7人	13.7人 (R4)	12人以上	12人以上	達成可能
	指標動向の 補足説明	H22年度からR4年度までの12年間で、小児人口1万人当たりの小児科医数は2.6人増加し、R4年度時点では目標を達成している。 (隔年調査のためR1・R3・R5はデータなし)					
	達成見通しの 判断理由	R4年度時点で目標は達成しているが、令和6年4月に施行した医師の働き方改革に対応しながら、12人以上を維持するため、引き続き総合的な医師確保対策に取り組んでいく必要がある。 将来、富山県内で小児科や産科医として勤務する可能性が高い、医学生修学資金の貸与者数が順調に伸びており、達成可能と判断。					
産婦人科・産科医師数 (出生千人当たり)	12.1人 (H22)	14.0人	17.3人	17.3人 (R4)	14人以上	14人以上	達成可能
	指標動向の 補足説明	本県の出生千人当たりの産婦人科医数は、H22年度からR4年度までの12年間で5.2人増加し、R4年度時点では目標を達成している。 (隔年調査のため、R1・R3・R5はデータなし)					
	達成見通しの 判断理由	R4年度時点で目標は達成しているが、令和6年4月に施行した医師の働き方改革に対応しながら、14人以上を維持するため、引き続き総合的な医師確保対策に取り組んでいく必要がある。 将来、富山県内で産科医や小児科医として勤務する可能性が高い、医学生修学資金の貸与者数が順調に伸びており、達成可能と判断。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
医学生修学資金延べ貸与者数	H22:149人 ⇒ H23:186人 ⇒ H24:219人 ⇒ H25:249人 ⇒ H26:274人 ⇒ H27:315人 ⇒ H28:344人 ⇒ H29:378人 ⇒ H30:401人 ⇒ R1:416人 ⇒ R2:433人 ⇒ R3:451人 ⇒ R4:468人 ⇒ R5:487人	新規貸与者数は前年並みで順調な伸びを示している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>【医師の需給推計】</p> <p><平成31年3月> 医師需給分科会において、第4次中間取りまとめを公表。 医師の働き方改革に関する検討会において、医師の時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等に係る取りまとめを公表。</p> <p><令和2年12月> 医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめを公表。</p> <p><令和3年5月> 「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が成立。</p> <p><令和4年2月> 医師需給分科会において、第5次中間取りまとめを公表。</p>
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
地域医療を志す医師の養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の公的病院等での勤務を目指す医学生へ修学資金を貸与しており、その卒業生が順次、県内での勤務を開始しており、今後も順調に勤務者が増加すると見込まれる。 ・県外出身の医学生の県内定着を図るため、令和6年度より富山県地域医療再生修学資金制度を拡充し、県外出身者を対象に加えるとともに、月の貸与額を増額した。これにより、修学資金の貸与者が増加すると見込まれる。 	
初期臨床研修医や専門医の確保と育成	<ul style="list-style-type: none"> ・初期臨床研修のマッチングでは、75名の研修医を確保した。 ・専門医制度に対応する専攻医の募集では、45名を確保した。 	
産科や小児科、麻酔科、救急部門、総合診療などの人材確保	平成29年度から、富山大学及び金沢大学の「特別枠」卒業医師が、県内公的病院の産科、小児科、麻酔科、救急科、総合診療科で勤務を開始し、今後も順調に勤務者が増加すると見込まれる。	
医師の勤務環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の勤務環境の改善を推進するため、引き続き医療勤務環境改善センターの活動を推進する。 ・令和6年4月に施行した医師の働き方改革に対応し、引き続き医師の労働時間短縮を進める必要がある。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
地域医療を志す医師の養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療を担う医師を確保するため、引き続き、県内公的病院等での勤務を希望する医学生への修学資金の貸与を行う。 ・地域枠医師の育成に向けた修学資金貸与条件の拡充等について検討する。 	
初期臨床研修医や専門医の確保と育成	引き続き、県内臨床研修病院と連携のうえ、初期臨床研修医の確保を積極的に行うとともに、初期臨床研修医に対し、県内病院での専門研修の魅力をPRし、その定着を図る。	
産科や小児科、麻酔科、救急部門、総合診療などの人材確保	産科や小児科、麻酔科、救急部門、総合診療などの医師不足を解消するため、引き続き、富山大学医学部及び金沢大学医学類の「特別枠」入試の実施とともに、富山大学及び金沢大学と連携し、その入学生の県内定着を図る。	
医師の勤務環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の労働時間短縮や勤務環境改善を推進するため、医療機関や県医師会と連携しながら、引き続き医療勤務環境改善センターの活動を推進する。 ・医師に対する時間外労働の上限規制の施行による地域医療提供体制への影響について把握し、必要な地域医療を確保しつつ医師の働き方改革に適切に対応していく必要がある。 	

政策の柱	安心とやま	政策名	2 看護師・保健師・助産師の養成・確保
政策目標	医療の高度化や専門化、在宅医療の進展などに対応できる看護師・保健師・助産師が確保され、すべての県民が質の高い患者本位の必要な医療を受けることができること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
看護職員数 (人口10万人当たり)	1,362.5人 (H22)	1,564.7人	1,686.4人	1,686.4人 (R4)	1,740人以上	1,790人以上	要努力
	指標動向の 補足説明	本県の人口10万人当たりの看護職員数は全国平均を上回っており、H26年度からH28年度までの2年間で81.4人増加している。ただし、直近のR2年度からR4年度までの2年間は43.9人の増加に留まる。 (隔年調査のため、H23・25・27・29・R1・R3・R5はデータなし)					
	達成見通しの 判断理由	人口10万人当たりの看護職員数は増加傾向にあるが、職員数の伸びが緩やかであることから、目標達成には努力が必要と判断した。今後、地域医療構想の進捗状況を見ながら、看護職員の確保対策を推進する必要がある。					
認定看護師数	90人	222人	331人	338人	350人	475人	要努力
	指標動向の 補足説明	H26年度からR1年度に開講した富山県看護協会認定看護師教育センターにおいて、毎年度11～14人が受講し認定されている。また、県外教育課程においても例年約10人が受講し認定されている。					
	達成見通しの 判断理由	令和2年度から県内認定看護師教育センターの教育課程が休止となったため、目標達成には努力が必要と判断した。今後、研修支援事業を活用し、より一層、県外受講の促進に取り組む必要がある。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
看護学生修学資金延べ貸与者数	H22:631人 ⇒ H23:749人 ⇒ H24:846人 ⇒ H25:979人 ⇒ H26:1,102人 ⇒ H27:1,227人 ⇒ H28:1,345人 ⇒ H29:1,463人 ⇒ H30:1,574人 ⇒ R1:1,692人 ⇒ R2:1,804人 ⇒ R3:1,925人 ⇒ R4:2,022人 ⇒ R5:2,134人	新規貸与者数は前年並みで順調な伸びを示している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>【看護職員の需給推計】 <平成27年12月> 地域間偏在等の是正などを踏まえた医療従事者の需給について検討するため、「医療従事者の需給に関する検討会」を開催。その下に、医師、看護職員、理学・作業療法士の3つの分科会を設置。 <平成28年3月> 第1回看護職員需給分科会が行われ、看護職員の需給を取り巻く状況や需給推計について検討。 <平成30年5月> 医師需給分科会にて検討した医師需給推計を基に、看護職員の需給推計を見直し、方向性を示す。 <平成31年2月> 国より「看護職員需給推計の策定について(医政局長通知)」が示され、都道府県が推計ツールを用いてデータを報告。 <令和元年11月> 医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会において、全国ベースの中間とりまとめを公表。</p> <p>【国が示す看護職員確保に向けた施策】 1. 看護職員の復帰支援の強化(看護師等人材確保推進法改正、平成27年10月施行) 2. 勤務環境の改善を通じた定着・離職防止(医師法改正、平成26年10月施行) 3. 学習環境の整備等による看護学生の確保(看護関係資格の取得を目指す社会人経験者等の支援を含む)</p>
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
県民の健康をライフステージに応じて支える看護師・保健師・助産師の確保	看護への理解や関心を高めるための普及啓発事業や、県内での就職を希望する看護学生への修学資金の貸与、県外看護学生を対象とした病院見学ツアーや若手看護職員との座談会など、県内就職を促進している。 また、看護師等養成所の運営費補助や県立大学の看護学部開設などにより、質の高い看護職員の養成に取り組んでいる。
看護師・保健師・助産師の資質向上	R2年度より、認定看護師教育課程及び特定行為研修への派遣について、対象範囲及び対象人数を拡充して助成することで、質の高い看護職員の育成に努めている。
職場定着・再就業支援	看護協会と連携し、看護職員の県内定着の促進や看護職員の再就職を支援するため、ハローワークとの連携強化にも取り組んでいる。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
県民の健康をライフステージに応じて支える看護師・保健師・助産師の確保	看護師等養成所への支援等により、看護職員の養成、職場定着支援、再就業支援等に引き続き取り組む必要がある。	
看護師・保健師・助産師の資質向上	医療の高度化・専門化や、地域包括ケア体制の整備などに対応するため、質の高い看護職員の更なる育成は重要な課題である。	

政策の柱	安心とやま	政策名	3 最先端のがん医療など総合的ながん対策の推進
政策目標	県内における国内最高水準のがん医療の提供や、がんの早期発見体制の強化、患者支援体制の充実などの取組みにより、がんによる死亡の減少やがんになっても安心して暮らせる社会が構築されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
がん死亡率 (人口10万人当たりの死亡数(高齢化に伴う死亡率上昇要素を排除した75歳未満の方の年齢調整後の死亡率))	81.5人	68.3人	66.9人	66.9人 (R4)	H28(2016) 対比 減少させる	H28(2016) 対比 減少させる	達成可能
指標動向の 補足説明	全体として減少傾向にあり、R4の数値は全国平均(67.4人)を下回っている。(全国23位)						
達成見通しの 判断理由	近年、がん死亡率(75歳未満年齢調整死亡率)は減少傾向にあり、今後も、がん予防(望ましい生活習慣、がん検診の受診等)に関する普及啓発や本県の充実したがん診療体制を継続・強化を図ることで、目標の達成は可能であると考えられる。						
市町村のがん検診受診率 (胃、肺、大腸、乳、子宮のがんの種類ごとの受診率)	胃 18.8% 肺 36.3% 大腸 22.9% 乳 30.5% 子宮 27.0%	胃 20.9% 肺 32.6% 大腸 26.8% 乳 29.7% 子宮 27.4%	胃 18.3% 肺 20.2% 大腸 17.2% 乳 20.3% 子宮 17.6%	胃 18.3% 肺 20.2% 大腸 17.2% 乳 20.3% 子宮 17.6% (R4)	50%以上	50%以上	要努力
指標動向の 補足説明	市町村がん検診受診率は近年横ばいだったが、R2年度からコロナ禍における受診控えのため低下している。また、目標の50%に達していない。 ※指標は、R3までは県独自に算定した受診率を、R4以降は厚労省の算定した受診率を用いている。						
達成見通しの 判断理由	受診率が最も高い乳がん検診でも、目標50%まで約30ポイント必要な状況であるため、「要努力」と判断したもの。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
がん予防推進員数	H24:357名 ⇒ H25:433名 ⇒ H26:456名 ⇒ H27:485名 ⇒ H28:519名 ⇒ H29:542名 ⇒ H30:549名 ⇒ R1:555名 ⇒ R2:569名 ⇒ R3:648名 ⇒ R4:763名 ⇒ R5:810名	県と「がん対策の推進に関する協定」を締結している企業との連携により、着実にがん予防推進員の養成を行っている。
地域連携クリティカルパスの運用件数	H24:160件 ⇒ H25:132件 ⇒ H26:79件 ⇒ H27:131件 ⇒ H28:200件 ⇒ H29:229件 ⇒ H30:221件 ⇒ R1:162件 ⇒ R2:148件 ⇒ R3:117件 ⇒ R4:146件 ⇒ R5:185件	地域連携クリティカルパスについては、県内のがん診療連携拠点病院で構成される「がん診療連携協議会パス部会」において運用が促進されるよう定期的な検討が行われている。
がん患者及び家族等の相談件数	H26:4,469件 ⇒ H27:4,530件 ⇒ H28:4,670件 ⇒ H29:5,169件 ⇒ H30:5,958件 ⇒ R1:6,669件 ⇒ R2:7,384件 ⇒ R3:7,373件 ⇒ R4:6,936件	高齢化に伴うがん患者の増加とともに、働き盛りの世代のがん患者や家族の相談ニーズの高まりによって近年の相談件数は増加傾向にあると考えられる。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・国では第4期がん対策推進基本計画を策定し(令和5年3月28日閣議決定)、がん医療の均てん化のため、がん診療連携拠点病院等を中心とした医療提供体制の整備が進められてきた一方で、地域間及び医療機関間で進捗状況に差があることや、あらゆる分野で、情報提供及び普及啓発の更なる推進が必要であるとしている。また、質の高いがん対策を持続可能なものとするため、役割分担や連携の強化、人材の適正配置など、地域資源の有効活用等に取り組むことと同時に、今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症発生・まん延時や災害時における対応を検討するとともに、流行下で普及した保健医療サービスの提供方法の在り方についても検討を進める必要があるとしている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
予防の強化と早期発見の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、がん死亡率(75歳未満年齢調整死亡率)は低下している。 ・一方で、がん検診受診率は、目標の50%に達していない状況である。 	
質の高い医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・本県では、二次医療圏ごとに、拠点病院を中核としたがん診療体制となっている。 ・特に、県がん診療連携拠点病院である県立中央病院では、平成28年9月に最新鋭のがん検査・治療機器を備え、また、ロボット手術やハイブリット手術といった最新治療方法や患者への負担が少ない次世代の低侵襲手術等に対応する「先端医療棟」を開設し、高度ながん医療を提供している。 ・富山大学附属病院ががんゲノム医療拠点病院に、県立中央病院ががんゲノム医療連携病院に指定され、がんゲノム医療を提供している。 	
患者支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・県がん総合相談支援センターや拠点病院の相談支援センターでは、年間約7,000件の相談に対応している。 ・がんピア・サポーター(がんを体験した人やその家族等)による相談支援を充実させるため、がんピア・サポーターの養成や活動促進のためのフォローアップ研修を開催している。 ・各医療圏域の患者支援体制の推進及び関係者の資質向上のため、厚生センターと拠点病院等が協働でがん患者の在宅療養支援のための事例検討会を開催している。 ・小児・AYA世代のがん患者について、がん・生殖医療連携のネットワーク構築の推進及び妊孕制御療法法の医療費助成を行っている。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
予防の強化と早期発見の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診受診率については、目標の50%に達していないため、関係機関と連携し、職域や家庭等も含めた幅広い普及啓発が必要である。 	
質の高い医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・県民が安心して質の高いがん医療が受けられるよう、チーム医療の推進や拠点病院と地域の医療機関との連携強化、がんゲノム医療や免疫療法等の最新の医療技術への対応、がん医療を担う専門的な医療従事者の育成及び資質向上が必要である。 	
患者支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・AYA世代や働く世代、高齢者など、各世代に応じた患者・家族への相談に的確に対応できるよう、県がん総合相談支援センター、拠点病院及び労働局等の関係機関との連携を充実して、患者支援に取り組む必要がある。 ・引き続きがん患者等の不安や悩みに寄り添うがんピア・サポーターの養成・フォローアップ等が必要である。 ・がん患者の在宅療法支援体制の推進のため、各圏域において、医療・介護の関係者を含めた事例検討会等の開催が必要である。 	

政策の柱	安心とやま	政策名	4 質の高い救急医療・リハビリ医療・在宅医療等の提供体制の充実
政策目標	高度急性期、急性期、回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを切れ目なく提供する体制が構築され、すべての県民が必要なときに安心して質の高い患者本位の必要な医療を受けることができること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
訪問看護ステーション設置数 (人口10万人当たり)	3.3事業所	5.7事業所	8.5事業所	9.4事業所	6.9事業所	8.1事業所	既に達成
	指標動向の補足説明	訪問看護ステーション設置数、伸び率ともに増加している。					
	達成見通しの判断理由	訪問看護ステーション設置数は現時点において最終目標値に達していることから既に達成と判断した。					
救急搬送者の軽症者割合 (救急搬送者のうち、傷病程度が入院加療を必要としなかった人の割合)	48.4%	42.7%	37.4%	38.4%	可能な限り低下させる	可能な限り低下させる	達成可能
	指標動向の補足説明	近年、救急搬送件数が増加する中、軽症者割合は減少傾向であったが、R5年度は前年度から1ポイント増加している。					
	達成見通しの判断理由	今後も救急医療機関の適正受診を呼びかけ、軽症者割合を低減させていくことで達成可能と判断した。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
地域医療支援病院数	R6現在 計10病院を承認 (H20 1病院、H21 1病院、H22 1病院、H25 1病院、 H28 1病院、H30 2病院、R1 3病院)	承認件数は着実に増加しており、県内4医療圏すべてにおいて確保することができた

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> 平成24年2月 「社会保障・税一体改革大綱」において、医療サービス提供体制の制度改革として、急性期をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実等を内容とする医療サービス提供体制の制度改革に取り組むこととされた。 平成26年6月 質が高く効率的な医療提供体制や地域包括ケアシステムを構築し、高度急性期から在宅医療・介護サービスまでの一連の医療・介護サービスを一体的・総合的に確保するため「医療介護総合確保推進法」が成立。 令和6年8月 「官民協働事業レビュー」にて、献血の普及啓発活動を引き続き実施すること、特に、若年層に向けては、SNSの活用など、啓発手法を工夫していくべきとの意見があった。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
医療連携体制の構築	不足する回復期機能病床への転換を進めている。 とやま医療情報ガイドを通じ、各医療機関のもつ医療機能情報を随時提供している。
高度救急医療体制、高度で専門的なリハビリテーション医療提供体制の整備	救急医療体制の充実については、救急医療施設への運営費補助を行うほか、小児患者の保護者向けの電話相談体制の拡充(H30年度～)等に取り組んでいる。 平成28年1月に県リハビリテーション病院・こども支援センターを開設し、県のリハビリテーション提供体制の中核拠点として、高度で専門的なリハビリ医療を提供している。 県リハビリテーション支援センター(県リハビリテーション病院・こども支援センター)を中核として、二次医療圏ごとに、地域リハビリテーション広域支援センターから専門職への技術支援を行うとともに、地域包括ケアサポートセンター等からリハビリ専門職を派遣し、地域の高齢者や希少疾患患者へのリハビリテーションの充実に取り組んでいる。
在宅医療提供体制の整備	在宅医療の推進拠点となる「富山県在宅医療支援センター」を平成27年度に設置し、在宅医療を担う医師の参入促進、教育研修を行うとともに、二次医療圏ごとに各郡市医師会が共同して行うアドバンス・ケア・プランニング(人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取り組み)の推進に向けた取り組みを支援している。 訪問看護提供体制の安定化・機能強化を支援するため令和4年4月に「富山県訪問看護総合支援センター」を開設し、訪問看護ステーションの人材確保、質の向上、経営の安定化等の支援を実施している。 二次医療圏ごとに作成した入退院調整ルールの普及により、医療機関関係者と介護支援専門員等の連携を促進し、入退院患者の円滑な治療と療養支援に取り組んでいる。
医薬品、輸血用血液の安定供給等の確保	従前から、医薬品等の品質確保等については、医薬品等の製造・品質管理指導を行うとともに、医薬品等の製造販売業者等に対する講習会の開催や製造管理技術力向上等の支援に取り組んでいる。また、ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進については、ジェネリック医薬品ガイドブック(一般向け、医療関係者向け)及びリーフレット等を活用した普及啓発、医療関係者に対するジェネリック医薬品メーカーでの視察研修の開催、公的病院採用ジェネリック医薬品目リストの作成・公表などに取り組んでいる。しかし、県内の医薬品製造所において不適切な製造が発覚し、患者、医療関係者の不安を抱かせる事案が生じたことから、再発防止と信頼回復のため、①業界が取り組む法令順守体制の整備、企業倫理の醸成等に対する支援、②県の製造・品質管理指導体制の充実・強化等に取り組んでいる。 県内で必要とされる血液製剤は概ね確保されている。なお、若年層への献血思想の普及啓発活動として、SNS等での広報や若年層に向けたキャンペーンを積極的に実施している。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
医療連携体制の構築	急性期や慢性期機能から回復期機能病床等への病床転換に係る支援の拡充や、地域医療構想調整会議等での丁寧な議論を通じ、「富山県地域医療構想」に掲げる必要病床数を確保していく必要がある。	
高度救急医療体制、高度で専門的なリハビリテーション医療提供体制の整備	救急医療施設の機能分化及び連携等を進め、救急医療体制の一層の整備・充実に努める必要がある。 県リハビリテーション支援センターにおいて、高度で専門的なリハビリ医療提供体制の充実のため、研修等を通じて地域リハビリテーションの従事者の資質向上を図る必要がある。	
在宅医療提供体制の整備	入院から在宅への円滑な移行に向けた退院支援や、多職種協働による在宅での療養支援、本人が望む場所での看取り支援の充実に一層努める必要がある。	
医薬品、輸血用血液の安定供給等の確保	県内医薬品製造所における不正行為とそれに伴う患者、医療関係者の不安を抱かせる事案が生じた。この不安を払拭し、安心して医療が受けられ、安心して医療が行え、誇りを持って医薬品を製造できる環境を取り戻すため、引き続き、事例の再発防止と、医薬品産業の信頼回復に取り組む必要がある。 現在必要とされる血液製剤は確保しているが、将来にわたり安定的に確保していくため、引き続き若年層に対する献血の普及啓発に努める必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	5 健康寿命日本一を目指す総合対策の推進
政策目標	望ましい生活習慣の実践や適切な疾病対策などにより、県民一人ひとりが心身ともに健康な生活を送り、健康寿命日本一を実現していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
健康寿命 (日常生活に制限のない期間の平均)	男性70.63歳 (H22)	男性72.58歳	男性72.71歳 (R1)	男性72.71歳 (R1)	男性73.40歳	男性74.21歳	達成可能
	女性74.36歳 (H22)	女性75.77歳	女性76.18歳 (R1)	女性76.18歳 (R1)	女性76.55歳	女性77.32歳	
	指標動向の 補足説明	令和元年の本県の健康寿命は、男性が72.71歳、女性が76.18歳となり、前回の平成28年と比べ、男性では0.13歳、女性では0.41歳延びている。					
達成見通しの 判断理由	本県の健康寿命は、平成25年→平成28年の男性1.63歳、女性1.01歳の伸び幅と比較して、平成28年→令和元年の男性0.13歳、女性0.41歳と伸び幅は鈍化しているものの、中間目標との差は男性0.69歳、女性0.37歳であり、最終目標は達成可能と見込んでいる。						
生活習慣の改善 ・歩行数(1日) 20歳以上65歳未満 ・野菜摂取量(1日) 20歳以上 ・食塩摂取量(1日) 20歳以上	男性 7,692歩 301.3g 12.2g (H22)	男性 7,185歩 294.5g 11.0g	男性 7,185歩 (H28) 245.4g 12.1g (R3)	男性 7,185歩 (H28) 245.4g 12.1g (R3)	男性 9,000歩 350g 8.0g	男性 9,000歩 350g 8.0g	要努力
	女性 6,549歩 289.5g 10.5g (H22)	女性 6,056歩 268.1g 9.1g	女性 6,056歩 (H28) 266.3g 10.3g (R3)	女性 6,056歩 (H28) 266.3g 10.3g (R3)	女性 8,500歩 350g 7.0g	女性 8,500歩 350g 7.0g	
	指標動向の 補足説明	野菜摂取量及び食塩摂取量が、前回の平成28年と比べて悪化している(全国的にも同様の傾向)。※R3は、H22、H28と調査方法等が異なるため、単純比較できないことに留意					
達成見通しの 判断理由	野菜摂取量は、男性245.4g、女性266.3gとなり、前回の平成28年と比べ、男性で49.1g、女性で1.8g減少している。また、食塩摂取量は、男性12.1g、女性10.3gとなり、前回の平成28年と比べ、男性で1.1g、女性で1.2g増加している。今後は、働き盛り世代や健康無関心層を中心に、生活習慣の改善に向けた施策を一層進めていく必要がある。						
「健康経営」に取り組む企業数 (健康企業宣言富山推進協議会の「とやま健康企業宣言」に参加する企業数)	-	111社	786社	915社	400社	700社	既に達成
	指標動向の 補足説明	令和5年度においては、915社が「健康経営」に取り組んでおり、前年度から156社増加している。					
	達成見通しの 判断理由	「健康経営」の取組みの働きかけなどにより、新たな参加企業を毎年60社程度増やすことを目指していたが、令和4年度時点で最終目標である700社を突破している。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
運動習慣の改善に取り組む県民の人数	H28:2,205人 ⇒ H29:4,027人 ⇒ H30:7,052人 ⇒ R1:10,147人 ⇒ R2:13,121人 ⇒ R3:18,230人 ⇒ R4:23,992人 ⇒ R5:29,130	働き盛りの健康づくり支援事業においてスマートフォンアプリ「元気とやまかがやきウォーク」を利用して運動習慣の改善に取り組む県民の人数(同アプリの累計ダウンロード数)は着実に増加しており、今後も増加が見込まれる。
県民一人ひとりの食生活改善を支援する事業者数	H29:632店 ⇒ H30:819店 ⇒ R1:874店 ⇒ R2:932店 ⇒ R3:854店 ⇒ R4:928店 ⇒ R5:696店	外食時における減塩や野菜摂取等のメニューを提供する「健康寿命日本一応援店」及び家庭における野菜摂取を促進する「野菜をもう一皿！食べようキャンペーン協力店」に係る事業はR5年度をもって廃止となった。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、戦略市場創造プランの柱の一つとして、『国民の「健康寿命」の延伸』がテーマとして掲げられ、予防サービスの充実等により、国民の医療・介護需要の増大をできる限り抑えつつ、より質の高い医療・介護を提供することにより、『国民の健康寿命が延伸する社会』を目指すべきであるとされている。

・令和3年12月に厚生労働省が公表した令和元年の全国の健康寿命は、男性72.68歳、女性75.38歳となり、平成28年時点と比べて男性で0.54年、女性で0.59年伸びている。同期間における平均寿命は、男性で0.43年(80.98年→81.41年)、女性で0.31年(87.14年→87.45年)伸びていることから、健康寿命の延伸分は平均寿命のそれを上回っている。

・令和4年8月に実施された「官民協働事業レビュー」では、働き盛りの健康づくり支援事業(スマートフォンアプリ「元気とやまかがやきウォーク」)について、ダウンロード数増加を図るためのPR等に取り組むよう意見が出た。

・令和5年8月に実施された「官民協働事業レビュー」では、食の健康づくり推進事業(健康寿命日本一応援店)と野菜をもう一皿! 食べようキャンペーン事業について、事業の実施主体に関し、役割分担を見直すよう意見が出た。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
健康寿命日本一に向けた機運の醸成	・「富山県健康づくり県民会議」や「とやま健康企業宣言」、「とやま健康経営企業大賞」など、社会全体で健康づくりに取り組む機運の醸成に向けた施策を推進している。
生活習慣の改善	・減塩や野菜摂取の促進等の食生活改善やウォーキング等の運動習慣の改善など、県民一人ひとりの望ましい生活習慣の改善に向けた施策を推進している。
糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療	・生活習慣病に関する県民への啓発をより一層進めるとともに、「富山県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の推進を通じて糖尿病重症化予防と関係者の連携強化を図っている。
感染症など各種疾病対策の推進	・感染症については、感染症法等に基づき、健康危機管理の観点からの迅速かつ的確な対応と人権に配慮した感染症対策を実施することにより、感染症の発生予防とまん延防止を図っている。 ・難病については、難病患者の医療費助成の実施、難病相談・支援センター及び厚生センター等における相談対応など、療養支援を行うとともに、医療提供体制の整備を図っている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
健康寿命日本一に向けた機運の醸成	・健康づくりを県民一人ひとりの個人の問題としてとらえるのではなく、職場や地域、家庭、学校など社会全体で健康づくりを推進する機運の醸成や、県民の健康づくりを支援する環境づくりを促進する必要がある。	
生活習慣の改善	・県民の塩分摂取の抑制や野菜摂取の推進などの食生活の改善、ウォーキング等の運動習慣の定着、十分な睡眠等による休養の確保など、望ましい生活習慣・健康づくり(一次予防)を社会全体で推進する必要がある。	
糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療	・生活習慣病発症予防及び重症化予防に関する正しい情報の提供が必要。 ・富山県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの取組み(糖尿病未治療者・治療中断者への受診勧奨、かかりつけ医等と連携した治療中患者への保健指導等)の推進強化が必要。	
感染症など各種疾病対策の推進	・新興感染症に対する防疫体制の強化や、結核等の再興感染症などの予防対策、まん延対策の一層の推進が必要。 ・難病患者や家族等に対する相談支援や情報提供等の一層の充実が必要。	

政策の柱	安心とやま	政策名	6 人の痛みに寄り添い、支える場づくり
政策目標	こころの健康に関する相談体制の充実や自殺防止総合対策、DV対策、犯罪被害者等支援の充実により、地域で人の痛みに寄り添い、支える場がつけられていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
自殺死亡率 (人口10万人あたりの自殺者数)	25.2	17.7	19.8	15.8 (概数)	17.4以下	14.4以下	要努力
	指標動向の 補足説明	自殺死亡率は、コロナ禍以降は下げ止まっている傾向にあったが、令和5年は改善した。					
	達成見通しの 判断理由	自殺対策の推進により、自殺者数、自殺死亡率は全国、富山県ともに近年は減少傾向にあったが、コロナ禍以降高止まりの状況にあった。令和5年は10万人あたり4.0人の改善となったが、目標としている2026年度の自殺死亡率に対してはまだ高い水準で推移しており、目標達成見通しは要努力と判断した。					
配偶者等からの暴力の相談窓口の認知度 (県の男女間における暴力に関する調査において「配偶者等からの暴力について相談できる窓口を知っている」と答える人の割合)	50.7% (H19)	52.3% (H26)	60.2% (R1)	60.2% (R1)	70%	100%に近い水準	要努力
	指標動向の 補足説明	令和元年度の認知度は、前回調査(平成26年度)から7.9ポイント増加している。(次回調査は令和6年度を予定)					
	達成見通しの 判断理由	DV理解のための広報・啓発活動を継続して実施したことにより、認知度を平成26年度から令和元年度間で上昇させることができた。しかしながら、目標としている令和8年度の認知度に対してはまだ差があるため、要努力とした。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
自殺対策計画策定市町村数	H28: - ⇒ H29: - ⇒ H30: 12 ⇒ R1: 15	改正自殺対策基本法に基づき、全国各市町村において計画策定予定であり、令和元年度に県内15市町村全てで策定された。
DV対策基本計画策定市町村数	H28: 9 ⇒ H29: 11 ⇒ H30: 12 ⇒ R1: 13 ⇒ R2: 13 ⇒ R3: 14 ⇒ R4: 14 ⇒ R5: 14	策定する市町村数に変動なし。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> 我が国の自殺者数は平成10年に急増し、その後3万人を超え続けたが、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、自殺対策は前進し、自殺者数は減少している。しかし、平成18年からの10年間で自殺者数は約30万人に上っているため、国において自殺対策基本法が改正(平成28年4月施行)され、自殺総合対策の更なる推進が図られている。また、県及び市町村では、国の交付金を活用した自殺対策の取組みを実施している。 犯罪被害者支援については、国の「第5次男女共同参画基本計画」において、令和7年までに全都道府県に「性犯罪・性暴力の事案に対して365日緊急対応ができるワンストップ支援センター」の設置目標が設定されている(本県は平成30年3月に設置)。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
こころの健康づくりの推進	心の健康センター等でのこころの健康に関する相談体制を24時間に拡充、こころの健康に関する研修の充実や、ひきこもりに関する総合的な相談窓口の設置など、うつ病やひきこもり等の対策の推進、市町村や関係機関と連携した総合的な自殺対策を推進している。自殺死亡率は減少傾向にあるが、コロナ禍以降、目標としている2026年度の自殺死亡率に対し高い水準を推移しているため、引き続き自殺対策の充実を進めていく必要がある。	
配偶者等からの暴力(DV)のない社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止法の改正(R1.6施行)や県民意識の実態を踏まえ、令和2年度に「第4次富山県DV対策基本計画」を策定した。 ・市町村窓口担当者向けセミナーや医療関係者向け研修会を開催し、DV被害者への対応や早期発見に取り組んでいる。また、民間団体が実施するDV被害者支援事業及びDV防止事業に補助し、切れ目のない被害者支援を進めている。 ・県内のDV認知件数は平成24年度以降高水準で推移しているが、相談窓口の認知は十分とはいえない。引き続き、DV防止啓発に取り組む必要がある。 	
犯罪被害者等の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年に閣議決定された第4次犯罪被害者等基本計画における様々な重点課題に対し、犯罪被害者への経済的・精神的支援、民間被害者支援団体への支援、支援者の育成、犯罪被害者等による講演、広報活動等について取り組んでいる。 ・県犯罪被害者等支援条例に基づく富山県犯罪被害者等支援協議会を平成29年8月に設立し、関係機関、民間支援団体等との連携に取り組むとともに、市町村職員も参加の研修会を開催し、犯罪被害者等を支援する人材育成に努めている。 ・平成30年3月に24時間365日対応の「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」を開設し、性暴力被害を受けた方に被害直後からの総合的な支援を行っている。 ・令和4年12月に富山県犯罪被害者等支援協議会で、「教職員向け性暴力被害対応マニュアル」を発行し、県内全ての小中学校等に配布するとともに、教職員に対して普及啓発を行っている。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況に応じた自殺対策が推進される必要がある。 ・年齢層別(若者、働く世代、高齢者)に応じた自殺対策の推進が必要である。 	
配偶者等からの暴力(DV)のない社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・DVは家庭内で行われ、外部からの発見が難しいため、市町村、警察、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、DV被害者支援に取り組む必要がある。 	
犯罪被害者等の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等に寄り添った途切れない支援を充実させるため、引き続き、関係機関、民間支援団体等と緊密に連携・協力し、ワンストップサービスの実現や支援に携わる人材の育成、普及啓発活動による県民の理解増進に一層取り組む必要がある。 	

政策の柱	安心とやま	政策名	7 食の安全の確保、食育の推進
政策目標	安全な食品が供給され、誰もが食品の安全性に関する情報を適時的確に入手できるとともに、県民自らが「食」に関する知識と理解を深め、地場産食材を積極的に活用しながら、健全な食生活を実践していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
児童生徒の朝食欠食割合 (「朝ご飯を食べていますか」との質問に対し、「いいえ、当てはまらない」と答える児童生徒の割合)	(小5) 0.8%	0.8%	1.0%	1.3%	限りなくゼロに近づける	限りなくゼロに近づける	要努力
	(中2) 1.7%	2.0%	2.6%	3.3%	限りなくゼロに近づける	限りなくゼロに近づける	
	指標動向の 補足説明	本県の児童生徒の朝食欠食割合は、長期的に見ると18年前(H16)の小学生1.6%、中学生2.5%から改善してきたが、近年は微増傾向にある。					
達成見通しの 判断理由	食習慣は個々の家庭に依るところが大きいため、完全に0%にするにはかなりの努力を要する。今後も、朝食摂取並びに、朝食内容の栄養バランスの向上を目指して取組みを充実させていく。						
栄養バランスの改善度合 (脂肪からの摂取エネルギー比率)	(20歳代、H22) 28.0%	28.3%	28.2% ※(R3)	28.2% ※(R3)	20%以上 30%未満	20%以上 30%未満	達成可能
	(30歳代、H22) 26.6%	27.1%	28.7% ※(R3)	28.7% ※(R3)	20%以上 30%未満	20%以上 30%未満	
	指標動向の 補足説明	20歳代は平成22年からほぼ横ばい、30歳代は平成22年から上昇傾向であるが、いずれも「日本人の食事摂取基準(2020年版)」の目標値の範囲内となっている。 ※R3は、H22、H28と調査方法等が異なるため、単純比較できないことに留意					
達成見通しの 判断理由	引き続きバランスの良い食生活の普及を行うことで、数値を目標の範囲内に維持することが可能と考えられるため。						
栄養バランスの改善度合 (野菜摂取量(1日) 20歳以上)	(男性、H22) 301.3g	294.5g	245.4g ※(R3)	245.4g ※(R3)	350g	350g	要努力
	(女性、H22) 289.5g	268.1g	266.3g ※(R3)	266.3g ※(R3)	350g	350g	
	指標動向の 補足説明	策定時の平成22年から減少傾向となっている。 ※R3は、H22、H28と調査方法等が異なるため、単純比較できないことに留意					
達成見通しの 判断理由	前回調査時と比べ悪化かつ目標値とも乖離しており、目標の達成のためにはより一層の野菜の摂取量増加に向けた施策の推進に努める必要がある。						
栄養バランスの改善度合 (食塩摂取量(1日) 20歳以上)	(男性、H22) 12.2g	11.0g	12.1g ※(R3)	12.1g ※(R3)	8.0g	8.0g	要努力
	(女性、H22) 10.5g	9.1g	10.3g ※(R3)	10.3g ※(R3)	7.0g	7.0g	
	指標動向の 補足説明	前回の平成28年と比べ、男性では1.1g、女性では1.2g増加と悪化し、策定時の平成22年と同程度となっている。 ※R3は、H22、H28と調査方法等が異なるため、単純比較できないことに留意					
達成見通しの 判断理由	前回調査時と比べ悪化かつ目標値とも乖離しており、目標の達成のためにはより一層の生活習慣の改善に向けた施策の推進が必要。						
食品ロス削減のための取組みを行っている人の割合 (食品ロスの問題を認識し、削減に向けて何らかの取組みを行っている人の割合)	—	62.9%	89.7%	88.6%	80.0%	90.0%	達成可能
	指標動向の 補足説明	全国調査では76.7%であり、富山県は高い傾向にある。(R5 第2回消費生活意識調査(消費者庁))					
	達成見通しの 判断理由	全県的な食品ロス削減運動の展開や意識啓発等により、食品ロス削減に向けた取組みが広がったと考えられる。今後も引き続き食品ロス削減に関する普及啓発を行うことで、達成することが見込める。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績		数値実績の補足説明
食品の安全に関する意見交換会の開催回数	H30:76回 ⇒ R1:87回 ⇒ R2:34回 ⇒ R3:36回 ⇒ R4:31回 ⇒ R5:34回		食品の安全を巡る諸問題等に対応するため、食品安全フォーラム等の意見交換会を実施。
食品関係施設の監視達成率	Aランク	H30:100% ⇒ R1:100% ⇒ R2:100% ⇒ R3:95.1% ⇒ R4:100% ⇒ R5:98.7%	R3は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、未達となったが、R4は監視指導計画に基づき、効率的・効果的に監視を実施し、目標を達成している。R5は対象施設の増加により未達となった。
	Bランク	H30:100% ⇒ R1:100% ⇒ R2:100% ⇒ R3:96.1% ⇒ R4:100% ⇒ R5:100%	R3は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、未達となったが、R4以降は監視指導計画に基づき、効率的・効果的に監視を実施し、目標を達成している。
「食ベトクとやま」ユーザー数	R4:5,600 ⇒ R5:8,504		R4開設。キャンペーンの実施によりユーザー数は増加している。
食育リーダーの登録者数	H29:53個人・団体 ⇒ H30:47個人・団体 ⇒ R1:48個人・団体 ⇒ R2:55個人・団体 ⇒ R3:55個人・団体 ⇒ R4:55個人・団体 ⇒ R5:55個人・団体		食育推進のため、県栄養士会・県医師会など幅広い分野から登録している。年間80～100回程度の派遣を計画しており、十分な登録者数を確保している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・「食品衛生法」「JAS法」「健康増進法」の食品表示に関する規定を統合し、R2年4月から食品表示法(施行H27年4月1日、経過措置5年)に基づく新たな食品表示制度に完全移行された。また、令和4年4月1日からは、加工食品の原料原産地表示の義務化が完全施行されるとともに、遺伝子組換え表示制度については、令和5年4月1日から、任意表示が新たな制度に移行した。 ・国においては、R3年3月に第4次食育推進基本計画を策定し、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進②持続可能な食を支える食育の推進③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を3つの重点事項として取り組むこととしている。 ・県内の14市町村において、食育推進計画が策定されており、1市についても計画策定に向けて取り組んでいる。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
食品の安全性に関する情報の受発信	「とやま食の安全・安心情報HP」や「食品安全フォーラム(R5年度より県公式YouTubeにて配信)」、県作成啓発資料の配布等により、適時的確な情報提供に努めるとともに、HP等を通じて県民からの問合せに対応した。
食品の安全性の確保と適正な表示の推進	食品表示講習会の開催や、各種団体からの要請に応じた講師派遣により、食品表示法の周知に努めるとともに、食品表示ウォッチャーによる調査を通じ、監視体制を強化することで食品表示の適正化を図った。
県民ぐるみの地産地消の推進	・近年、直売所の販売額や「とやまの旬」応援団の登録数の増加など、“地産地消”に対する県民理解が進んでいる。 ・「第3期とやま地産地消推進戦略」に基づき、「より安全な農林水産物の生産拡大・供給体制の整備」や「県産品の購買気運醸成・活用による消費拡大」などの地産地消運動を展開している。
富山の食に着目した食育の推進	・食生活改善チェックシートの活用や、若い世代の食育実践ガイドの作成、ホームページやマスメディアを活用した情報発信などにより、富山型食生活の県民への普及・啓発を図っている。また、農林漁業体験や調理体験の機会の充実や学校給食での県産品使用の推進など、食育の取組みが着実に進められている。 ・栄養教諭(R5:61名配置)や食育リーダー、食生活改善推進員、特産物の生産技術や食文化を伝承・創造する人材を認定する「とやま食の匠」(認定:185個人・団体)など、各地域において食育推進を担う人材が確保されてきている。 ・令和3年度に策定した「第4期富山県食育推進計画」に基づき、食育の実践に向けた総合的な取組みを推進している。 ・SNSを活用した食育の普及・啓発やオンラインを活用した調理体験など、デジタルに対応した食育を進めている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
食品の安全性に関する情報の受発信	食品の安全に関する正しい知識の普及啓発や適時的確な情報提供に引き続き努めるとともに、HP等を通じた県民からの問合せに適切に対応する必要がある。	
食品の安全性の確保と適正な表示の推進	食品の安全・安心に関心が高まる中、食品表示を適正に行うことが重要であり、制度の変更等、食品関連事業者への周知指導に努める必要がある。	
県民ぐるみの地産地消の推進	県民の地産地消への関心を高めるため、6次産業化の推進等による魅力ある商品・サービスの開発や県産品の消費・購買気運の醸成、飲食店での県産品の活用促進など、生産及び消費の両面から地産地消を総合的に進めるとともに、地元の食材への潜在的なニーズに対応するために、若手や新規農業者、有機農業者などと飲食店等とのマッチングを促進する必要がある。	
富山の食に着目した食育の推進	県民一人ひとりの「食」に対する理解・関心を深めるため、多様なライフスタイルに対応した取り組みやすい食育を推進し、特に若者世代や子ども、働く世代への情報発信や食育実践の機会の提供、職場における普及・啓発活動などを充実する必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	8 地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の形成
政策目標	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できる地域包括ケアシステムが構築されているとともに、地域住民誰もが、役割を持ち、地域ぐるみで支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会が形成されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
ケアネット活動の取組み 地区数 (ケアネット活動に取り組んでいる 地区社会福祉協議会の数)	218地区	259地区	266地区	262地区	306地区	306地区	要努力
	指標動向の 補足説明	H24年度に県の補助制度を拡充し、中核市も参加するようになったことから増加していたが、R3年度は減少に転じ、以後は横ばいとなっている。					
	達成見通しの 判断理由	県の補助制度の拡充により、中核市での取組みが進んできたが、R3年度取組み地区数は減少に転じ以後横ばいとなっており、県社協を通じて、市町村社協、地区社協へケアネット活動の普及について働きかける必要があるため、「要努力」と判断した。					
富山型デイサービス施設 設置数 (富山型デイサービスを実施して いる施設の数)	86か所	126か所	119か所	119か所 (R4)	200か所	200か所	要努力
	指標動向の 補足説明	H14年度の「富山型デイサービス起業家育成講座」開講以来、設置が進んできたが、R2年度以降減少している。					
	達成見通しの 判断理由	設置数が減少しており、「富山型デイサービス起業家育成講座」の周知先を拡大するなど新規開設による設置に積極的に取り組む必要があるため「要努力」と判断した。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
市町村地域福祉計画策定 市町村数	H30:13市町 ⇒ R1:14市町 ⇒ R2:14市町 ⇒ R3:14市町 ⇒ R4~:15市町村	県内全ての市町村において、地域福祉計画が策定された。今後は、改定作業の支援に取り組む。
富山型デイサービス起業 家育成講座受講者数	R1:29人 ⇒ R2:28人 ⇒ R3:34人 ⇒ R4:43人 ⇒ R5:16人	引き続き、共生の理念の普及啓発に取り組む。
ノンステップバス導入割合 (再掲)	R2:75.3% ⇒ R3:75.0% ⇒ R4:80.5%	H12に施行された交通バリアフリー法(H18よりバリアフリー新法)により、交通事業者が新規にバスを導入する際には、低床バスの導入が義務づけられている。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、令和3年4月から重層的支援体制整備事業(任意事業)により、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施している。 ・社会福祉法には、国及び都道府県の責務として、市町村において重層的支援体制整備事業の実施など、包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行う旨が規定されている。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
地域包括ケアシステムの深化	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県地域包括ケアシステム推進会議を開催するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村への伴走支援や研修会等を開催し、市町村職員の資質向上やノウハウの蓄積に努めている。 	
県民の福祉意識の高揚や地域の福祉活動を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県民福祉推進会議の開催など、県民等の福祉に関する意識の高揚に努めている。 	
地域ぐるみで支え合う地域共生社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り、声かけ、買物代行などの要支援者に対する個別支援(ケアネット活動)については、市町村社協や地区社協によって当該活動に対する理解や取組に差があることから、市町村社協担当職員研修会の開催やアドバイザーの派遣などにより職員の資質向上やノウハウの蓄積を図っていく必要がある。 ・富山型デイサービスについては、施設整備に対する補助制度の創設など、県の支援により、施設数が着実に増加しているものの、近年設置数の伸びが鈍化していることから、共生の理念の普及・啓発を一層推進していく必要がある。 ・地域共生社会の実現のため、市町村向けに「重層的支援体制整備事業移行支援研修」を実施するなど、包括的な支援体制の整備を支援した。令和5年度においては、重層的支援体制整備事業を2市(富山市及び氷見市)が実施している。 	
生活環境のバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「とやまバリアフリーマップ」を運営し、生活環境のバリアフリー情報の提供に努めている。また、高齢者、障害者住宅改善事業として、高齢者及び重度障害者が居住する住宅を改善するための補助を行っている。 ・「富山県ゆずりあいパーキング(障害者等用駐車場)利用証制度」を導入し、歩行の困難な方が障害者等用駐車場を円滑に優先利用できるように努めている。令和4年度には、子育て支援の観点から、多胎児を養育中の方の利用証の利用期間を「産後1年」から「産後3年」まで延長することとし、令和5年4月以降適用している。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
地域包括ケアシステムの深化	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者をとりまく環境や課題が複雑化・複合化するなか、地域の資源を生かしつつ、その実情に応じた「地域包括ケアシステム」を深化させる総合的な取組みを進める必要がある。 	
県民の福祉意識の高揚や地域の福祉活動を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、福祉に関する啓発活動の充実に努めるとともに、県社会福祉協議会による研修等への支援等に努める必要がある。 	
地域ぐるみで支え合う地域共生社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、子どもが住みなれた地域で暮らすことができる地域共生社会の実現のため、引き続き富山型デイサービス施設や、重層的支援体制整備事業実施市町村の増加に努める。 	
生活環境のバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「富山県ゆずりあいパーキング(障害者等用駐車場)利用証制度」の普及啓発を図り、協力駐車場施設と協力駐車区画の増加に努める。 	

政策の柱	安心とやま	政策名	9 保健・医療・福祉の切れ目のない支援
政策目標	県民誰もが、保健・医療・福祉の切れ目のない支援や利用者の立場に立った質の高い介護サービス等が受けられること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
退院調整実施率 (要介護状態の患者の退院時に、医療機関と介護支援専門員において、在宅療養生活に向けて医療・介護サービスの調整が行われた割合)	—	80.7%	87.1%	90.0%	90%	100%に近い水準	達成可能
	指標動向の補足説明	病院および介護関係者が参加する研修会などを通じた入退院調整ルールの普及により実施率は伸びている。					
	達成見通しの判断理由	実施率の伸びから「達成可能」とした。					
がんピアサポーター数 (がん総合相談支援センターに登録されている者)	—	71名	132名	132名	141名	211名	要努力
	指標動向の補足説明	がんピアサポーター数は年々増加傾向にあったが、近年は横ばいである。					
	達成見通しの判断理由	県がん総合相談支援センターでは、毎年度がんピアサポーター養成研修会を開催しているが、令和2年度から新型コロナウイルスの影響で、人数が見込みより増加していない。最終目標達成には、ピアサポーターの養成をさらに推進する必要があるため、「要努力」とした。					
日常生活自立支援事業契約件数 (認知症高齢者や障害者の方など判断能力が不十分な方に対し、福祉サービス利用援助等を行う事業の年度末利用者契約件数)	289件	497件	485件	472件	670件	850件	要努力
	指標動向の補足説明	平成11年10月の制度開始以来、認知症高齢者等の増加に伴い、R2年度まで増加傾向にあったが、R3年度から減少傾向にある。					
	達成見通しの判断理由	目標達成に向け、生活支援員の確保や研修の充実、相談・訪問調査等の取組みをより一層進める必要があるため、「要努力」とした。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
がん患者及び家族等の相談件数(再掲)	H26:4,469件 ⇒ H27:4,530件 ⇒ H28:4,670件 ⇒ H29:5,169件 ⇒ H30:5,958件 ⇒ R1:6,669件 ⇒ R2:7,384件 ⇒ R3:7,373件 ⇒ R4:6,936件	高齢化に伴うがん患者の増加とともに、働き盛りの世代のがん患者や家族の相談ニーズの高まりによって近年の相談件数は増加傾向にあると考えられる。
福祉サービス第三者評価受審施設数	R2:98施設 ⇒ R3:90施設 ⇒ R4:59施設 ⇒ R5:91施設	引き続き受審促進に努めていく必要がある。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> 平成26年6月の介護保険法の改正により、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護保険の地域支援事業として在宅医療・介護連携推進事業が位置付けられ、市町村が主体となって取り組むこととされ、平成30年4月にすべての市町村で実施されている。 平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みや、地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等が盛り込まれるとともに、介護保険制度を持続可能なものとするため、特に所得の高い人については、介護保険料の負担を現行の2割から3割に見直すこととされた。 国では第4期がん対策推進基本計画を策定し(令和5年3月28日閣議決定)、がん医療の均てん化のため、がん診療連携拠点病院等を中心とした医療提供体制の整備が進められてきた一方で、地域間及び医療機関間で進捗状況に差があることや、あらゆる分野で、情報提供及び普及啓発の更なる推進が必要であるとしている。また、質の高いがん対策を持続可能なものとするため、役割分担や連携の強化、人材の適正配置など、地域資源の有効活用等に取り組むことと同時に、今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症発生・まん延時や災害時における対応を検討するとともに、流行下で普及した保健医療サービスの提供方法の在り方についても検討を進める必要があるとしている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
在宅医療・介護連携の推進	・入院から在宅へ円滑に移行できるよう圏域ごとに厚生センターを中心として市町村と連携し入退院調整ルールを普及を促進するとともに、医療と介護の多職種によるチームケアにより在宅等での療養生活を安心して継続できるよう、相互理解を促進するための仕組みづくり(研修会、事例検討会等)に取り組んでいる。	
相談支援体制の充実やこれを支える医療・福祉人材の養成・確保	・がんピア・サポーター(がんを体験した人やその家族等)による相談支援を充実させるため、がんピアサポーターの養成や活動促進のためのフォローアップを実施している。また、専門職の資質向上のため、各医療圏で医療機関、介護サービス事業所等の関係者ととも患者の在宅療養支援について事例検討等の研修会を実施している。	
利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供や利用者保護の充実	・平成17年1月の富山県福祉サービス第三者評価推進機構の設置以降、評価調査者の養成・普及啓発などに取り組んできたが、引き続き、第三者評価制度のPRチラシを配布して普及啓発を図るほか、受審を終えた事業所に対して受審済みステッカーを交付し、また指導監査の際に受審を呼びかけるなど、受審の促進について働きかけていく。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
在宅医療・介護連携の推進	・入院から在宅への円滑な移行に向けた入退院支援を促進するため、入院時から退院後の在宅療養を見据え、医療・介護連携の充実が必要である。	
相談支援体制の充実やこれを支える医療・福祉人材の養成・確保	・AYA世代(思春期世代と若年成人世代)や働く世代、高齢者など、各世代に応じた患者・家族への相談に的確に対応できるよう、県がん総合相談支援センター、拠点病院及び労働局等の関係機関との連携を充実して、患者支援に取り組むことが必要である。 ・引き続き、がん患者等の不安や悩みに寄り添うがんピア・サポーターの養成・フォローアップ等が必要である。 ・がん患者の在宅療養支援体制の推進のため、各圏域において、医療・介護の関係者を含めた事例検討会等の開催が必要である。	
利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供や利用者保護の充実	・保育・高齢・障害等の各サービス種別での第三者評価受審数増加を目標に、引き続き普及啓発等受審促進に努めていく。	

政策の柱	安心とやま	政策名	10 介護・福祉人材の確保のための環境整備
政策目標	地域の介護・福祉サービスを担う人材が養成・確保されるとともに、処遇・職場環境の整備により、職場への定着が図られていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
介護職員数 (介護保健施設・事業所に勤務する介護職員の数)	13,213人 (H22)	16,740人 (H27)	(19,325人)	(19,325人) (R4)	20,500人 (19,800人 ※R3時点)	22,000人 (22,500人 ※R6時点)	要努力
	指標動向の 補足説明	R4実績はR3実績19,551人から226人の減となっている。 ※()内数値は推計方法変更後のもの(実績値:H30数値から変更(R3実績から新推計値のみ公表)目標値:3年ごとに見直し)					
	達成見通しの 判断理由	・福祉人材確保対策会議で検討された各種の施策を着実に実施してきており、介護需要の増加に伴い、職員数も増加傾向にはあるが、若年層に向けたイメージアップや外国人人材の受入支援等をこれまで以上に加速化し、更なる就業促進に向けて努力していく必要があるため。					
保育所等に勤務する保育士数 (保育所、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園に勤務する保育士及び保育教諭の数)	4,618人	5,137人	5,694人	5,694人 (R4)	5,660人	6,200人	達成可能
	指標動向の 補足説明	保育所等の入所児童の増加や、多様な保育の充実に伴い、保育所等に勤務する保育士数は増加傾向にある。					
	達成見通しの 判断理由	保育士数は増加傾向にあり、「達成可能」としたが、幼児教育・保育の無償化などにより、保育ニーズの増加が一層見込まれることから、人材確保の継続的な取組みが必要である。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
県内における介護福祉士の登録者数	H30:16,015人 ⇒ R1:16,602人 ⇒ R2:17,062人 ⇒ R3:17,515人 ⇒ R4:18,090人 ⇒ R5:18,476人	介護分野の専門資格者である介護福祉士に対するニーズには高いものがあり、介護需要の増加に伴い、今後も着実な増加に努める必要がある。
富山型デイサービス起業家育成講座受講者数(再掲)	R1:29人 ⇒ R2:28人 ⇒ R3:34人 ⇒ R4:43人 ⇒ R5:16人	引き続き、共生の理念の普及啓発に取り組む。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・国が各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した事業を実施しているほか、市町村・民間の団体等からなる福祉人材確保対策会議を開催し、介護人材の確保施策について相互に情報交換・協議を行っている。令和6年度からは、新たに介護現場の生産性向上についても効果的な方策を検討するため、福祉人材確保対策・介護現場革新会議に改組して開催している。 ・国において、平成31年4月から新たな在留資格「特定技能」が創設され、介護を含む人材確保が困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受入れていくこととしている。 ・介護職員の処遇改善とともに、介護ロボット・ICTの導入促進による質の高い介護サービスの提供と業務効率化による職場環境の改善が必要とされている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
若者等への介護・福祉の魅力のPRや多様な人材の参入促進	・中学・高校生へのPR事業や出前講座事業、高校生を対象としたインターンシップ事業等の実施により、若年世代への普及啓発・理解促進に努めている。また、潜在介護福祉士等を対象とした復職研修・就労マッチングによる再就職支援や介護のすそ野を広げるため介護に関する入門的研修を開催するなど、多様な人材の掘り起こしや参入促進に努めている。	
介護・福祉サービスを担う人材の教育・養成の推進	・介護福祉士修学資金の貸付や、介護職員の研修参加時の代替職員雇用への支援、県福祉カレッジ等における介護従事者等の資質向上のための研修等の実施、介護を学ぶ外国人の日本語学習を含む受入環境整備や介護福祉士資格取得等に対する支援など、介護・福祉の担い手の育成支援・職員の資質向上を図っている。	
就業支援など人材確保の推進	・県福祉人材センターにおける専門員配置によるマッチング強化や、福祉職場説明会の開催等による就労支援を実施している。また、離職介護職員の再就職時の準備金貸付による再就職の促進などに取り組み、求職者、離職者等多様な人材の就労支援・確保に努めている。	
処遇・職場環境の改善等による介護職場の定着支援	・介護事業所における処遇改善加算等取得促進や、介護ロボット・ICT等の導入支援、雇用環境向上に取り組む事業所の表彰、介護現場で活躍している中堅職員表彰や新任職員の合同入職式の開催等により、職員の処遇改善・職場環境の改善・職場定着に努めている。	
保育士等の人材確保と就業継続の支援	・保育士等の処遇改善の促進、保育士・保育所支援センターでの相談や就職支援、潜在保育士を対象とした再就職準備金貸付制度等を実施するほか、保育士修学資金貸付制度の貸付人数枠を拡充するなど、人材確保と離職防止に努めている。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
若者等への介護・福祉の魅力のPRや多様な人材の参入促進	・福祉・介護職場の人材不足の一因と指摘されている、介護職に対するネガティブイメージの払拭に資するため、若者への介護職へのイメージアップの促進策などを中心として、引き続き人材確保を図る事業の実施に努め、より効果的に福祉人材確保対策に取り組む必要がある。	
介護・福祉サービスを担う人材の教育・養成の推進	・質の高い福祉サービスを提供するために必要な人数を、今後どのように確保していくか、福祉人材確保対策会議で検討したうえで、官民一体となって、人材の掘り起こし、教育養成、確保、定着に向けた取り組みを着実に進めていく必要がある。また、今後増加が見込まれる外国人介護人材に対し、受入環境の整備等に取り組む必要がある。	○
就業支援など人材確保の推進	・関係団体間での連携を強め、より細やかな職業相談・職業紹介等の就職支援を実施し、さらなるマッチングの強化を図る必要がある。	
処遇・職場環境の改善等による介護職場の定着支援	・職員のレベルアップや、職場環境の改善・向上、職場定着のための支援等を図る事業を、引き続き積極的に実施することによって、より効果的に介護職場への定着を図る必要がある。	
保育士等の人材確保と就業継続の支援	・保育ニーズの増加に伴い、必要となる保育士数は増えていることから、引き続き、即戦力となる潜在保育士の掘り起こしや、処遇改善など保育士が働き続けられる職場環境を整備するとともに、高校生などを対象とした将来の担い手確保に向けた取り組みが必要である。	

政策の柱	安心とやま	政策名	11 高齢者の介護予防と介護サービス、認知症対策の充実
政策目標	介護予防や介護サービス基盤の整備、認知症施策の充実により、一人ひとりの自立と尊厳を支えるケアが持続的に提供され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
小規模多機能型居宅介護事業所数 (小規模多機能型居宅介護事業所の数)	52か所	81か所	82か所	83か所	140か所	160か所	要努力
指標動向の補足説明	平成18年度に創設されたサービスであるが、地域医療介護総合確保基金等を活用して整備を支援してきた結果、事業所数は増加している。						
達成見通しの判断理由	介護保険事業計画に基づき、計画的に整備を進め、令和5年度は昨年度と比較して1事業所増加となったが、目標達成のためには、引き続き、整備を支援していく必要があるため、「要努力」と判断した。						
特別養護老人ホームの待機者数 (介護保険施設等以外からの要介護3以上の申込者で、介護支援専門員など第三者が入所の必要性を認めている者の数)	2,034人	1,813人	1,858人	1,698人	H25(2013) (2,153人) 対比 減少させる	ゼロを目指して減少させる	要努力
指標動向の補足説明	令和5年度は、昨年度と比較して減少した。また、ピーク時の平成25年度の2,153人と比較しても、概ね減少傾向で推移している。						
達成見通しの判断理由	引き続き、介護予防を推進し要介護者の増加を抑制するとともに、施設と在宅のバランスのとれた介護サービス基盤の整備等が必要であることから、「要努力」と判断した。						
認知症サポーター養成講座修了者数(累計) (認知症サポーター養成講座を修了した者の数)	38,219人	94,360人	148,668人	155,029人	130,000人	165,000人	達成可能
指標動向の補足説明	サポーターの育成を担うキャラバンメイトの養成に取り組んだ結果、各市町村で積極的に養成講座が行われ、サポーター数は着実に増加している。						
達成見通しの判断理由	修了者増加数の伸びから「達成可能」と判断した。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
自立支援・介護予防を目的とした地域ケア個別会議に関する研修会等の延べ受講者数	H28:109人 ⇒ H29:189人 ⇒ H30:333人 ⇒ R1:545人 ⇒ R2:584人 ⇒ R3:633人 ⇒ R4:712人 ⇒ R5:774人	市町村を支援する取組みの進展により参加者数の増につながっている。
認知症サポート医養成研修修了者数	H23:21人 ⇒ H24:26人 ⇒ H25:30人 ⇒ H26:34人 ⇒ H27:47人 ⇒ H28:76人 ⇒ H29:93人 ⇒ H30:113人 ⇒ R1:122人 ⇒ R2:126人 ⇒ R3:136人 ⇒ R4:147人 ⇒ R5:159人	本県の認知症に関する専門医の意識が高まってきている。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>【国の動き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度から消費税増収分を活用した「地域医療介護総合確保基金」を各都道府県に設置(負担割合 国2/3、県1/3)し、介護サービス基盤の整備や在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境改善等を進めている。 ・平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みや、地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等が盛り込まれるとともに、介護保険制度を持続可能なものとするため、特に所得の高い人については、介護保険料の負担を現行の2割から3割に見直すこととされた。 ・平成30年度から介護保険法改正を踏まえ、地域の課題を的確に把握したうえで、実情に応じた地域包括ケアシステムを構築するため、都道府県・市町村の自立支援、重度化防止の取組を支援する保険者機能強化推進交付金が創設された。 ・厚生労働省が関係府省庁と共同で策定(平成27年1月)した認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)が、2020年度末を目標とする数値目標の更新や施策を効果的に実行するために改訂された。(平成29年7月) ・認知症施策を強化するため、国では平成30年12月に「認知症施策推進関係閣僚会議」および「有識者会議」等を設置し、政府全体として総合的な認知症施策を推進するための大綱を令和元年6月に策定した。 ・令和6年1月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行された。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
介護予防と生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援・重度化防止に向け、市町村職員等に向けた研修会を開催するとともに、多職種協働による地域ケア会議への専門職派遣などの支援により、充実に向け積極的に取り組む市町村が増加した。 ・生活支援の体制整備等の取組みが円滑に実施されるよう、市町村職員や地域包括支援センター職員等を対象に生活支援コーディネーター養成研修等を実施している。その結果、15市町村すべてに生活支援コーディネーターが配置された。 ・県内における地域包括ケアシステムの構築を推進するために、市町村に設置されている地域包括支援センターの職員向けの研修を実施しており、スキルアップや地域内事例の共有を行っている。 	
在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、これまで進めてきた小規模な特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームといった地域密着型介護施設に加え、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの複合的なサービスを柔軟に提供できる在宅サービス基盤を充実させることとしている。 －特別養護老人ホーム 定員:6,265人(R6.4.1) －認知症高齢者グループホーム 定員:2,695人(R6.4.1) －小規模多機能型居宅介護事業所 事業所:84箇所(R6.4.1) －看護小規模多機能型居宅介護事業所 事業所:12箇所(R6.4.1) －定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 事業所:15箇所(R6.4.1) 	
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、①認知症への理解を深めるための普及啓発や、②認知症の早期診断・早期対応のための体制整備(医師や専門職に向けた認知症対応力向上研修、認知症サポート医養成研修、認知症疾患医療センターの整備、認知症初期集中支援チームの設置、若年性認知症相談支援センターの設置)、③医療と介護の有機的な連携体制の構築(認知症ケアパスの作成・普及、認知症地域支援推進員の配置等)を積極的に取り組んでいる。 	
権利擁護の推進と相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び地域包括支援センターの職員並びに介護サービス従事者等に対して、研修を実施することにより、高齢者虐待の防止及び対応力の強化を図っている。 ・市町村職員向けの虐待対応相談窓口を設置するなど、虐待の早期解消に向けた対応力向上を図っている。 ・市町村の職員が出席し、虐待対応体制を強化するための会議を年2回開催している。 ・認知症高齢者等の増加が見込まれる中、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援を切れ目なく、一体的に確保されるよう、市町村が実施する、権利擁護人材の養成研修等を支援している。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
介護予防と生活支援サービスの充実	・できる限り要介護状態にならないよう、あるいは状態が悪化しないように、介護予防・重度化防止に向けた取組みを進める必要がある。	
在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・県政世論調査等によると、県民の約7割の方が、介護が必要になった場合でも「自宅や住み慣れた地域で介護を受けたい」と考えており、介護が必要になっても住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、複合的なサービスを柔軟に提供できる地域密着型サービス基盤の整備や在宅医療、訪問看護等の推進に積極的に取り組んでいるところである。 ・今後とも、施設と在宅のバランスの取れた介護サービス基盤の整備をより一層進めていくことが必要である。 	
認知症施策の推進	・認知症高齢者は今後も増加することが見込まれており、地域住民が主体となって、認知症の人を支えていくことができるよう、令和6年1月より施行された認知症基本法に基づく国の動向に注意しながら、施策を総合的に推進する必要がある。	
権利擁護の推進と相談支援体制の整備	・認知症高齢者は、今後も増加することが見込まれており、認知症高齢者等の判断能力に応じた支援を切れ目なく提供する必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	12 障害者に対する差別の解消と障害等の特性をふまえた支援
政策目標	障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら支え合う社会が実現していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
障害のある人に対する差別があると思う人 (県政世論調査において「障害者差別があると思う+少しはあると思う」と答える人の割合)	—	59.8%	74.8%	74.8% (R4調査予定)	H28(2016) 対比 減少させる	H28(2016) 対比 減少させる	要努力
	指標動向の 補足説明	国は「障害者基本法」の改正や「障害者差別解消法」の制定等を進め、平成26年1月に「障害者権利条約」を批准。本県においても「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」を平成28年4月に施行したところであり、これらの効果が見込まれる。					
	達成見通しの 判断理由	県では、法及び条例に基づき、障害者差別に関する相談窓口や紛争解決体制を整備するとともに、障害者差別解消のためのガイドラインの策定や周知啓発を行うなど、目標達成に向けた障害者差別解消のための取組を推進してきたが、R4調査ではH28対比増加しており、更なる取組の推進が必要であることから、「要努力」とした。					
障害者法定雇用率達成企業割合 (法定雇用率以上の割合で障害者を雇用した企業の割合)	54.7%	57.5%	55.9%	55.6%	57.5% 以上	57.5% 以上	達成可能
	指標動向の 補足説明	令和3年3月より2.2%から2.3%に引き上げられ、雇用義務を課される対象企業が、従業員45.5人以上から43.5人以上に拡大した。障害者雇用率達成企業割合の前年度比較で、令和3年度は2.8ポイント低下、令和4年度は1.8ポイント上昇、令和5年度は0.3ポイント低下した。					
	達成見通しの 判断理由	令和5年度は障害者雇用率達成企業割合が低下したものの、令和4年度に続き令和5年度も雇用障害者数や実雇用率は過去最高を更新していることから、達成可能と判断した。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
障害者差別解消等に関する研修会等への講師派遣回数	H28:18回 ⇒ H29:26回 ⇒ H30:19回 ⇒ R1:8回 ⇒ R2:6回 ⇒ R3:10回 ⇒ R4:14回 ⇒ R5:9回	事業者及び福祉関係団体等が開催する研修会への講師の派遣要請に対し、確実に対応している。
障害者雇用推進員の訪問事業所数(累計)(再掲)	H22:225事業所 ⇒ H23:451事業所 ⇒ H24:720事業所 ⇒ H25:1,009事業所 ⇒ H26:1,312事業所 ⇒ H27:1,621事業所 ⇒ H28:1,922事業所 ⇒ H29:2,210事業所 ⇒ H30:2,510事業所 ⇒ R1:2,800事業所 ⇒ R2:2,950事業所 ⇒ R3:3,007事業所 ⇒ R4:3,192事業所 ⇒ R5:3,375事業所	令和3年度はコロナ禍において訪問が限られたことから訪問事業所数は57事業所であったが、令和4年度は185事業所、令和5年度は183事業所となり、訪問事業所数は一定数確保できている。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> 国では、2016(H28)年4月「障害者差別解消法」の施行や2014(H26)年1月「障害者権利条約」の批准など、障害のある人の権利擁護や障害者差別解消に向けた取組が進められている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
障害に対する理解と権利擁護の推進	平成28年4月に施行された「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」等に基づき、地域において障害者差別に関する相談窓口となる地域相談員を1,534名に委託し、地域における相談体制の充実を図っている。	
発達障害など多様な障害に対する対応	発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター、医療的ケア児等支援センター、難病相談・支援センター等と関係機関が連携したきめ細かな相談・支援体制の充実を図っている。 かかりつけ医等の発達障害への対応力向上や医療・保健・福祉・教育等支援に係る多職種連携の推進に向け、研修会を開催し、人材育成や連携体制の構築に努めている。	
障害者の雇用・就労の促進	障害者就業・生活支援センターを活用した短期の職場実習である障害者チャレンジトレーニング事業や企業の人事・労務担当者向けの障害者雇用実務講座に加え、雇用ゼロ企業を対象に初めて障害者を雇用するための取組方法をわかりやすく説明するセミナーを開催するなど、障害者法定雇用率の引上げに向けた取組を実施している。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
障害者の雇用・就労の促進	本県の障害者雇用数は、近年増加傾向にあり、法定雇用率達成企業割合も55.6%(R5.6.1現在)と、全国平均50.1%を上回っているものの、未だ4割以上の企業が法定雇用率を達成していないことや、R6年4月から障害者の法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられ、さらにR8年7月から2.7%に引き上げられることから、障害者雇用に対する理解を一層促進する必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	13 障害者が地域で安心して暮らせる体制の整備
政策目標	障害者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営んでいること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
共同生活援助(グループホーム)利用者数 <small>(1ヶ月当たりの共同生活援助(グループホーム)を利用した人数)</small>	562人	763人	1,008人	1,060人	930人以上	1,080人以上	達成可能
指標動向の補足説明	グループホームの整備に対する補助などの各種取組を通じて、グループホームの利用者数は着実に増加している。						
達成見通しの判断理由	①ここ数年は順調な推移を辿っていること、また、②今後も施設から地域生活への移行を推進していくことにより、グループホームの利用者の増加が見込まれることから、「達成可能」とした。						
登録手話通訳者数 <small>(手話通訳者として県に登録された人数の累計)</small>	71人	83人	100人	100人	100人	120人	達成可能
指標動向の補足説明	平成30年4月に施行された富山県手話言語条例に基づき、今後も各種取組を推進していくことから、堅調な増加が見込まれる。						
達成見通しの判断理由	登録手話通訳者数は年々増加しており、今後も、手話言語条例に基づく手話の普及等の促進や手話通訳者試験受験料への支援等により増加が見込まれることから「達成可能」とした。						
重症心身障害児支援事業所数 <small>(主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数)</small>	—	1か所	6か所	5か所	15か所	15か所以上	要努力
指標動向の補足説明	県内の4つの障害保健福祉圏域ごとに事業所を概ね3~4か所確保することを目指している。						
達成見通しの判断理由	重症心身障害児の受入れに当たっては看護師等の確保や設備等の環境整備が必要であり、増加は容易ではないことから、「要努力」とした。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
障害者(パラ)スポーツ指導員養成数	H28:634人 ⇒ H29:650人 ⇒ H30:685人 ⇒ R1:706人 ⇒ R2:734人 ⇒ R3:780人 ⇒ R4:800人 ⇒ R5:815人	毎年着実に増加している。
相談支援従事者研修修了者数	H25:732人 ⇒ H26:828人 ⇒ H27:900人 ⇒ H28:965人 ⇒ H29:1,029人 ⇒ H30:1,099人 ⇒ R1:1,150人 ⇒ R2:1,182人 ⇒ R3:1,206人 ⇒ R4:1,238人 ⇒ R5:1,350人	毎年着実に増加している。
重症心身障害児(者)介護支援研修受講者数	H24:34人 ⇒ H25:66人 ⇒ H26:86人 ⇒ H27:111人 ⇒ H28:142人 ⇒ H29:163人 ⇒ H30:185人 ⇒ R1:201人 ⇒ R2:220人 ⇒ R3:242人 ⇒ R4:260人 ⇒ R5:282人	毎年着実に増加している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・平成25年4月に障害者優先調達法が、平成28年4月に障害者差別解消法が施行された。また、平成30年4月から改正障害者総合支援法が施行され、共生型サービスや日中支援型共同生活援助など、障害のある人の地域生活支援の拡充が進められている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
地域での自立と社会参加の促進	・グループホーム等居住系サービスの施設整備や一般就労への移行支援などの施策を推進しており、地域生活への移行は概ね順調に進んでいる。	
身近な地域での相談支援体制・サービス提供基盤の充実	・相談支援従事者をはじめとする各種人材育成については、概ね順調に進んでいる。	
重症心身障害児者等が必要な医療的ケアが受けられる体制の強化	・富山県医療的ケア児等支援センターを設置し、広域的専門的な相談支援や、関係機関との連携・調整を行うなど、医療的ケアが必要な重症心身障害児者等への支援体制の充実・強化を図っている。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
重症心身障害児者等が必要な医療的ケアが受けられる体制の強化	・富山県医療的ケア児等支援センターを設置し、広域的専門的な相談支援や、関係機関との連携・調整を行うなど、医療的ケアが必要な重症心身障害児者等への支援体制の充実・強化を図っているが、市町村や関係機関などによる地域における支援体制の充実・強化に向けた取組をさらに進めていく必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	14 循環型社会・低炭素社会づくりの推進
政策目標	循環型社会・低炭素社会づくりについて県民・事業者の理解が深まり、エコライフの実践・定着が進むとともに、環境に配慮した事業活動や環境保全活動が広く実施されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
世帯当たりのエネルギー消費量の削減率 (2002(H14)年度を基準としたエネルギー消費量の削減率)	18.6%削減 (H21)	28.0%削減 (H26)	28.7%削減 (R3)	28.7%削減 (R3)	26%削減	28%削減	達成可能
	指標動向の 補足説明	・世帯当たりのエネルギー消費量の削減率は、近年30%前後で推移している。					
	達成見通しの 判断理由	・今後、県民による省エネ製品への買替えや住宅の省エネ化、太陽光発電の導入などについて、支援や普及啓発を実施することで、さらにエネルギー消費量の削減が進むと考えられる。					
事務所・ビル等の延床面積当たりのエネルギー消費量の削減率 (2002(H14)年度を基準としたエネルギー消費量の削減率)	10.8%削減 (H21)	25.6%削減 (H26)	26.6%削減 (R3)	26.6%削減 (R3)	32%削減	34%削減	達成可能
	指標動向の 補足説明	・事務所・ビル等の延床面積当たりのエネルギー消費量の削減率は、長期的に改善傾向にある。					
	達成見通しの 判断理由	・今後も、事業者による省エネ・再エネ設備の導入や建築物の省エネ化、エコアクション21など環境配慮型事業活動の推進について、支援や普及啓発を実施することで、エネルギー消費量の削減が進むと考えられる。					
小水力発電所の整備箇所数(累計) (中小河川、農業用水等を利用した県内の小水力発電所(出力1,000kW以下)の整備箇所数)	19か所	39か所	54か所	57か所	45か所	60か所	達成可能
	指標動向の 補足説明	・小水力発電所の整備箇所数については、農業用水を利用した整備を中心に、毎年度順調に増加している。					
	達成見通しの 判断理由	・小水力発電所については、農業用水を利用した整備を中心に順調に整備箇所数が増加しており、令和5年度においては、57箇所まで整備している。今後も継続的に新規箇所の整備が見込まれることから、目標は「達成可能」と判断した。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
エコアクション21の新規登録事業者数(累計)	H27:133事業者 ⇒ H28:144事業者 ⇒ H29:157事業者 ⇒ H30:162事業者 ⇒ R1:165事業者 ⇒ R2:167事業者 ⇒ R3:172事業者 ⇒ R4:176事業者 ⇒ R5:179事業者	県等が実施する認証・登録の促進により新規登録事業者数は着実に増加しており、省エネ対策等の取組みが広がっている。
とやま環境チャレンジ10への参加児童数	H27:32,857人 ⇒ H28:36,260人 ⇒ H29:39,103人 ⇒ H30:42,606人 ⇒ R1:45,628人 ⇒ R2:48,338人 ⇒ R3:51,841人 ⇒ R4:54,879人 ⇒ R5:57,733人	学校、家庭での地球温暖化対策への理解の促進に加え、県でも参加の呼びかけを強化したことにより、参加児童数が増加している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

【温室効果ガスの排出削減に係る動き】

・2015(平成27)年の国連気候変動枠組条約締約国会議で採択された「パリ協定」で「産業革命前からの気温上昇を2℃未満、1.5℃に抑える努力を継続」との長期目標が掲げられ、2018(平成30)年10月にはIPCC(気候変動に関する政府間パネル)が「気温上昇1.5℃以内には、2050年前後までの排出量正味ゼロの実現が必要」と報告された。これを受け、世界120以上の国・地域が「2050年カーボンニュートラル」を表明し、我が国も2020(令和2)年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言した。その後、国では宣言の実現に向けて、2021(令和3)年4月には2030年度温室効果ガス排出削減目標を2013年度比46%削減と表明したほか、グリーン成長戦略や地域脱炭素ロードマップの策定、地球温暖化対策推進法の改正、2030年の電源構成比率等を定めるエネルギー基本計画や部門別・施策別の削減目標等を定める地球温暖化対策計画の見直しなどが行われた。また、2024年3月現在、県内13市町及び本県も「2050年ゼロカーボン」を表明しているほか、民間でも脱炭素の目標を掲げる企業の増加に加え、取引先や投融资先にも脱炭素化を求める動きも見られる。

・2021(令和3)年10月に閣議決定されたエネルギー基本計画(第6次)において、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域共生を図りながら最大限の導入を促すこととされ、2030年度の電源構成における再生可能エネルギー比率は、36%～38%を目指すこととされている。

固定価格買取制度(FIT)については、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担(電気料金に上乗せされる賦課金)抑制の両立を図るため、2016(平成28)年5月、発電設備の未稼働を防ぐための新たな認定制度の創設や、事業投資の予見性を高めるための複数年買取価格の設定などの見直しが行われた(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律、2017(平成29)年4月1日施行)。

また、再生可能エネルギー発電事業者の投資予見可能性を確保しつつ、市場を意識した行動を促すため、固定価格での買い取りに加えて、新たに、市場価格に一定のプレミアム単価を上乗せして交付する制度(FIP)が創設された。(強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律、2022(令和4)年4月1日施行)

・水素社会実現に向けては、2017(平成29)年12月に、2050年を視野に将来目指すべきビジョンであると同時に、その実現に向けた2030年までの行動計画である「水素基本戦略」が策定された。また、同戦略策定後、2020年カーボンニュートラル宣言や、ウクライナ侵略によるグローバルなエネルギー需給構造の変化などにより、水素等を取りまく環境等が大きく変化したため、2023年度に同戦略を改定した。

・平成30年12月に気候変動適応法が制定(令和5年2月改正)され、様々な分野の適応策が推進されている。

・2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくため、2023(令和5)年5月にGX推進法が成立し、国においてGXの実現に向けた具体的な政策について検討が進められている。

【環境教育の推進と環境保全活動の拡大に係る動き】

・環境保全活動及び環境教育の一層の推進を図るため、平成24年10月より「環境教育等による環境保全の取組に関する法律」が全部施行されている。

・県内では、平成20年4月から全国で初めて県内全域のスーパー等においてレジ袋の無料配布が廃止されたほか、エコドライブの推進など県民総参加でのエコライフの取組みが進んでいる。

・本県の取組みをモデルに、令和2年7月から全国一律でのレジ袋有料化義務化が開始された。

【外部の意見】

・令和3年4月開催の第3回富山県成長戦略会議にて、委員より「今後解決しなければいけない問題点について、2050年までのカーボンニュートラルの実現がやはり大きな問題。」との意見あり。

・令和3年12月開催の富山県成長戦略会議第2回新産業ワーキンググループにて、ワーキンググループの報告書の取りまとめに向けて、委員より「サーキュラーエコノミー、カーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーションの3つの組み合わせがこれからの地域経済を牽引していくことを前提とした上で、新産業戦略に関する政策として、とんがった7項目(循環型経済圏の確立、カーボンニュートラルを踏まえた産学官連携の強化など)に着目したという考えで整理してみてもどうか。」「今後は、一企業の製品だけでなく、サプライチェーン単位でCO2排出量を可視化することに耐えうる地域圏になり得るのが重要。カーボンニュートラルとサーキュラーエコノミーとデジタルトランスフォーメーションを使って、トレーサビリティも要求される新しいサプライチェーンに向かっていく、というような束ねた表現がよいのではないか。」との意見あり。

・令和4年8月開催の富山県成長戦略会議令和4年度第1回新産業プロジェクトチームにて、委員より「カーボンニュートラルについては、中小企業もいずれCO2の排出量の可視化などを求められるので、その普及率のようなものをKPIに設定すると有効だと感じた。」「製造業では、今後、自社の製品がどれだけのカーボン削減したのかを示す必要がある。県内の中小企業に対してカーボンフットプリントを測定するシステムの導入を指導するなど、企業に任せきりではなく、県が主導的に進めてほしい。」との意見あり。

・令和5年2月開催の富山県カーボンニュートラル戦略策定小委員会にて、戦略に掲げる施策の「実行が重要である」との意見あり。

・令和5年8月の官民協働事業レビューにて、地球温暖化の環境教育「とやま環境チャレンジ10」は、「デジタル技術を活用して実施方法を見直し、長く取組みが続くような仕組みづくりが必要」との意見あり。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、2030年度までに実施すべき取組みを描くものとして2023(令和5)年3月に「富山県カーボンニュートラル戦略」を策定し、戦略に基づき各種施策を実施している。 ・エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量は基準年度の2013年度以降減少傾向にあったが、最新データの2021年度(速報値)では初めて増加に転じており、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けてあらゆる分野での対策強化が必要である。 	
環境にやさしいエネルギーの導入・利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小水力発電については、県において、小摺戸発電所(入善町)や上百瀬発電所(南砺市利賀村)などを整備するとともに、土地改良区による整備に対して支援しており、整備箇所数は順調に増加している。 ・地熱発電については、平成28年度から立山温泉地域において地熱資源開発に向けた調査(平成28年度:地表調査、平成29年度:ヒートホール掘削調査、平成30年度・令和元年度:調査井掘削調査、令和2年度:調査井追加調査、令和3年度:電磁探査による地表調査、令和4年度:調査データ第三者評価、令和5年度:新技術等の適用効果を調査)を実施している。また、令和5年度にバイナリー方式による小規模な地熱発電導入の可能性を探るため、既存資料や現地の調査を実施した。 ・平成30年3月、水素社会実現に取り組む意義や取組みの方向性、取り組むべき施策などをまとめた「とやま水素エネルギービジョン」を策定した。また、令和2年3月には、北陸3県初の商用の水素ステーションが開所された。 	
環境教育の推進、環境保全活動の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみや二酸化炭素をできるだけ出さない生活様式「エコライフスタイル」の推進に取り組んでおり、平成20年4月から開始した全国初となる県内全域でのレジ袋の無料配布廃止については、レジ袋の削減枚数の合計が約23億枚となった(平成20～令和4年度)ほか、平成25年10月にスタートした「とやまエコ・ストア制度」については、登録店が65社1,034店舗・6商店街(令和6年4月時点)にまで拡大している。また、「エコドライブ宣言」の宣言者数も年々増加し、エコドライブの拡大と定着が進んでいる。 ・環境科学センターに環境に関する展示、体験・実験コーナー等を設けた環境教育拠点施設「環境楽習室 エコ・ラボとやま」を整備(令和2年10月)し、幅広い世代への環境学習を推進している。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー等の取組みをより総合的・戦略的に進めるため、県民、事業者、県、市町村が一丸となって取組みを加速していく必要がある。また、県庁の率先行動についても進めていく必要がある。 	○
環境にやさしいエネルギーの導入・利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、本県の地域特性を活かした小水力発電や太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、水素利活用の意義等についての普及啓発、水素ステーションの整備や県内企業の水素関連産業への参入支援を行う必要がある。 	○
環境教育の推進、環境保全活動の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・県民、事業者、関係団体等と連携しながら、レジ袋の削減やエコドライブなどをはじめとする県民総参加でのエコライフの実践を一層推進する必要がある。また、「富山県環境教育等行動計画」に基づき、あらゆる分野の主体による幅広い年齢層に対する環境教育を推進するとともに、環境科学センターに設置した「富山県気候変動適応センター」による情報収集・発信の充実を図り、「環境楽習室 エコ・ラボとやま」による環境学習の機会を拡充する必要がある。さらに、「とやま環境チャレンジ10」の実施方法の見直し(電子化)について検討する必要がある。 	○

政策の柱	安心とやま	政策名	15 「富山物質循環フレームワーク」の実現に向けた「とやまモデル」の確立
政策目標	県民・事業者・行政等の連携協力のもと、県内はもとより環日本海・アジア地域においても資源効率性・3Rの取組みが進み、循環型社会づくりに資する先進的な「とやまモデル」が確立されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
一般廃棄物再生利用率 (一般廃棄物排出量に対する再生利用量の割合)	26.5%	25.2% (H27)	25.4%	25.4% (R4)	27%以上	28%以上	要努力
	指標動向の補足説明	・近年、横ばいで推移している。					
	達成見通しの判断理由	・レジ袋削減等による容器包装廃棄物の排出抑制、使用済小型家電や店頭回収された資源物等のリサイクルによる循環的利用を進めているが、新型コロナウイルス感染拡大のため集団回収の実施が難しい場合もあり、リサイクルを一層推進する必要があることから、要努力と判断した。					
産業廃棄物減量化・再生利用率 (産業廃棄物排出量に対する減量化量及び再生利用量の合計の割合)	95.0%	95.0% (H27)	94.6%	94.6% (R4)	97%以上	97%以上	要努力
	指標動向の補足説明	・近年、横ばいで推移している。					
	達成見通しの判断理由	・近年、産業廃棄物減量化・再生利用率は95～96%で推移しており、排出事業者とリサイクル業者のマッチングを一層促進する必要があることから、要努力と判断した。					
県民1人1日当たりの食品ロス発生量 (県内の家庭・事業所から発生した、県民1人1日当たりの食品ロスの量)	—	約110g	約85g	約85g (R4)	H28(2016)対比 減少させる	H28(2016)対比 2030年までの半減を目指して減少させる	達成可能
	指標動向の補足説明	・順調に減少しているが、より一層の推進が必要。 ・国が推計した量は約103g(R4)であり、本県のほうが少ない。					
	達成見通しの判断理由	・全県的な食品ロス削減運動の展開や意識啓発等により、食品ロス発生量の削減が進むと考えられるため、「達成可能」とした。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
とやまエコ・ストアでの資源物回収量(累計)	H26:4,066t ⇒ H27:6,778t ⇒ H28:9,958t ⇒ H29:13,362t ⇒ H30:16,868t ⇒ R1:20,375t ⇒ R2:23,587t ⇒ R3:26,835t ⇒ R4:30,183t	とやまエコ・ストアでの環境配慮行動の広がりや県民の環境意識の高まり等により、資源物の回収量は順調に推移している。
食品ロス削減に関する講演回数(累計)	H29:44回 ⇒ H30:81回 ⇒ R1:103回 ⇒ R2:107回 ⇒ R3:126回 ⇒ R4:145回 ⇒ R5:153回	食品ロス問題への関心は依然と高く、適宜、出前県庁の依頼に対応している。 ※出前県庁や各種イベントの数を計上
海外展開に関するサポート件数(累計)	H27:13件 ⇒ H28:38件 ⇒ H29:45件 ⇒ H30:48件 ⇒ R1:49件 ⇒ R2:49件 ⇒ R3:49件 ⇒ R4:49件 ⇒ R5:49件	海外展開に向けたセミナーの開催や、県内企業とタイを訪問しタイ政府機関等との意見交換や現地調査を実施するなど、各種支援を行ってきた。 R2以降は、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、新たな海外展開の動きはみられない。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> 平成28年5月に本県で開催されたG7富山環境大臣会合において、食品や化石燃料を含むあらゆる資源の循環的な利用や使用量の削減をめざす「富山物質循環フレームワーク」が採択された。この中で、食品ロス・食品廃棄物の削減促進、食品廃棄物の効果的なリサイクル、効果的なエネルギー源としての利用、他の生態系機能への影響を考慮したバイオマスとしての利用促進など、有機性廃棄物に対する野心的な取組みを着実に実施していくこととされた。 循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30年6月に第4次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などの実現に向けて各種取組みを進めることとされた。令和6年度は、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を最優先課題とする第5次基本計画が策定される見込みである。 食品ロス削減を総合的に推進するため、令和元年5月に食品ロス削減の推進に関する法律が制定、令和2年3月に法律に基づく基本方針が閣議決定され、令和5年12月には食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージがとりまとめられた。
<ul style="list-style-type: none"> G7富山環境大臣会合において、海洋ごみについても議論が行われ、マイクロプラスチック及びプラスチックごみが世界的課題であると認識された。平成30年6月には海岸漂着物処理推進法が改正され、事業者の責務として、製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制や廃プラスチック類の排出抑制に努めることとされるなど、マイクロプラスチック対策が新たに盛り込まれた。令和元年5月には、国において「プラスチック資源循環戦略」が策定され、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則として、プラスチックの資源循環が推進されているほか、戦略を具体化するため制定されたプラスチック資源循環法が令和4年4月に施行された。 本県の取組みをモデルに、令和2年7月から全国一律でのレジ袋有料化義務化が開始された。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
資源効率性・3R等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 再生利用率が伸び悩んでいるが、令和6年度から4市において、新たにプラスチック使用製品廃棄物の分別回収・再商品化が開始されるなど、資源循環に向けた取組みも進んでいる。今後、目標達成に向け、一層、行政・県民・事業者の取組みを促進する必要がある。 	
食品ロス・食品廃棄物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月に策定した「富山県食品ロス削減推進計画」に基づき、有識者や事業者・消費者の関係団体、行政からなる「富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議」を中心とした県民運動を展開しており、食品ロスに関する県民の認知度が高まり、取組みの輪は拡大している。 	
環日本海・アジア地域における資源効率性・3Rの推進への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 近年は新型コロナウイルスの影響などもあって、新たな海外展開の動きはみられない。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
資源効率性・3R等の推進	<ul style="list-style-type: none"> レジ袋等の容器包装廃棄物の排出抑制・再生利用の推進をはじめ、廃棄物の分別収集の促進、多量排出事業者への技術支援や技術情報の提供など、廃棄物の排出抑制や循環的利用の推進を図るとともに、レジ袋の無料配布廃止を契機としたエコライフスタイルへの転換を促進するなど、県民や事業者による実効性のある取組みを着実に進めていく必要がある。 全国一律のレジ袋有料化義務化では一部の袋が有料化の例外とされ、環境負荷の増加懸念やわかりにくいとの消費者の声があることから、例外のないこれまでの取組みを継続するとともに、本県内でのエコライフの一層の定着・拡大を図るため、レジ袋無料配布廃止や資源物の店頭回収等エコ活動に取り組む店舗を登録する「とやまエコ・ストア制度」の普及・拡大に取り組む必要がある。 「とやまエコ・ストア制度」登録店舗の取組項目として、プラスチックトレイの削減・転換を令和3年度に追加しており、引き続き消費者への啓発等推進を図る必要がある。 プラスチック資源循環法に基づき県全体でのプラスチック使用製品廃棄物の再生利用の促進を目指し、市町村への先行事例の情報提供などの支援を行うほか、民間事業者における取組みを促進するため廃プラスチック類の排出事業者とリサイクル業者のマッチングを支援するなど、県内の資源循環を一層進める必要がある。 	○
食品ロス・食品廃棄物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 本県の家庭から発生する食品ロス・食品廃棄物については、食べ残しよりも手付かずのまま捨てられる食品の方が多いという特徴があり、この削減に向けた取組みや、家庭で余った食品を集めて福祉団体に寄付する取組み(フードドライブ)を進めていく必要がある。 事業系食品ロスの発生量の割合は外食産業が最も高く、その発生要因は食べ残しが5割以上を占めているため、外食産業への働きかけとともに消費者への食べきりの推進を進めていく必要がある。 食品流通段階での1/3ルール等の商慣習が食品ロス発生の大きな要因となっているが、商慣習に起因する食品ロスは個別企業での解決が難しいことから、消費者の理解のもと、フードチェーン全体での解決に向けて検討を進めていく必要がある。 県内の食品関連事業者から発生する食品ロスには、規格外品など品質には全く問題がないにも関わらず廃棄されているものも含まれており、こうした未利用食品等の有効活用を促進する必要がある。 	○
環日本海・アジア地域における資源効率性・3Rの推進への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 国内有数の高度な廃棄物処理技術を有する県内企業の海外展開を支援するため、海外との調整や事業者への情報提供など、企業ニーズに応じて、引き続き支援を実施する必要がある。 	

政策の柱	安心とやま	政策名	16 豊かな自然環境の保全
政策目標	自然を大切に思う心が育まれ、自然に対する理解が深まるとともに、生物多様性の確保や、人と自然との共生の取組みが進み、豊かで美しい自然環境が保全されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
ナチュラリスト、ジュニアナチュラリストの認定者数 (ナチュラリスト、ジュニアナチュラリストとして県が認定した人員数)	ナチュラリスト 727人	784人	892人	959人	900人	1,000人	達成可能
	ジュニア ナチュラリスト 243人	328人	469人	469人	390人	420人	
	指標動向の 補足説明	ナチュラリスト及びジュニアナチュラリスト養成はそれぞれ3年に1回実施しており、認定者は増加している。					
達成見通しの 判断理由	R5年までに、ナチュラリストについては、959人養成していることから、達成見通しは「達成可能」と判断した。なお、ジュニアナチュラリスト(小学4年～中学3年生)については、469人を養成しており、「既に達成」している。						
ライチョウ生息数(立山地域) (北アルプスのうち立山地域(約1,070ha)における推定生息数)	284羽	295羽	324羽 (R3)	324羽 (R3)	現状 H28(2016) 維持	現状 H28(2016) 維持	達成可能
	指標動向の 補足説明	ハイマツ地帯への人の立入り規制、植生復元、ゴミ排出量の削減など生息環境の向上に努めた結果、生息数は前回(H28)の295羽よりも多い324羽(R3)が確認された。(生息数調査:5年ごとに実施)					
	達成見通しの 判断理由	ハイマツ地帯への人の立入り規制、植生復元、環境浄化など生息環境の向上と保護思想の普及・啓発に引き続き努めることで、現状は維持できると考えられる。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
ナチュラリストによる自然解説利用者数	H23:11,263人 ⇒ H24:12,663人 ⇒ H25:15,237人 ⇒ H26:13,480人 ⇒ H27:16,595人 ⇒ H28:15,209人 ⇒ H29:14,111人 ⇒ H30:14,392人 ⇒ R1:12,283人 ⇒ R2:6,144人 ⇒ R3:4,990人 ⇒ R4:11,515人 ⇒ R5:10,372人	ナチュラリストの配置人数の減少に伴い利用者数は減少したが、全期間解説活動を実施することができた。
立山自然保護センターの入館率(※室堂への入込者数に対する)	H23:29.8% ⇒ H24:29.9% ⇒ H25:29.6% ⇒ H26:26.2% ⇒ H27:24.6% ⇒ H28:26.0% ⇒ H29:23.6% ⇒ H30:23.0% ⇒ R1:18.9% ⇒ R2:20.3% ⇒ R3:17.5% ⇒ R4:22.2% ⇒ R5:21.9%	まだコロナ前の状況にまでは戻らないが、回復傾向となった。
山岳地トイレ(環境配慮型)の整備数[累計]	H23:47件 ⇒ H24:47件 ⇒ H25:49件 ⇒ H26:50件 ⇒ H27:51件 ⇒ H28:51件 ⇒ H29:52件 ⇒ H30:53件 ⇒ R1:53件 ⇒ R2:53件 ⇒ R3:53件 ⇒ R4:53件 ⇒ R5:53件	中部山岳国立公園内における整備は順調である。
立山における外来植物除去活動への参加者数	H23:621人 ⇒ H24:573人 ⇒ H25:775人 ⇒ H26:723人 ⇒ H27:644人 ⇒ H28:823人 ⇒ H29:529人 ⇒ H30:666人 ⇒ R1:563人 ⇒ R2:292人 ⇒ R3:488人 ⇒ R4:483人 ⇒ R5:635人	新型コロナウイルス感染症の影響により、ピーク時より減少しているが、回復傾向となった。
狩猟免許所持者数	H23:1,030人 ⇒ H24:950人 ⇒ H25:1,021人 ⇒ H26:1,145人 ⇒ H27:1,158人 ⇒ H28:1,232人 ⇒ H29:1,296人 ⇒ H30:1,304人 ⇒ R1:1,365人 ⇒ R2:1,406人 ⇒ R3:1,402人 ⇒ R4:1,420人 ⇒ R5:1,427人	担い手の確保・育成対策により、全体的な傾向として免許所持者数が増え有害鳥獣対策の担い手が増加している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

平成20年5月に「生物多様性基本法」が成立し、地方公共団体が生物多様性地域戦略を定めるよう努めなければならないとされた。
 平成24年4月に警察庁から「警察官職務執行法の適用」(通達)により、警察官がハンターに対し猟銃による熊等の捕獲を命ずることができるとされた。
 平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定された。
 平成25年6月に「種の保存法の一部を改正する法律」が公布され、希少野生動物種の違法取引に関する罰則等が大幅に強化された。
 平成26年5月に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が改正され、鳥獣の管理を強化する指定管理鳥獣捕獲等事業が開始された。
 平成30年8月に「人口縮小社会における野生動物管理のあり方の検討に関する委員会」が日本学術会議に設置され、令和元年8月に国に対して回答されている。
 令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定された。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況		A 概ね順調
施策名	判定理由	
自然保護思想の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 延べ895人のナチュラルリストが、立山室堂平ほか県内4カ所で自然解説活動を行った。 令和5年度においては、立山におけるライチョウの生態調査を実施したほか、「第8次とやまのライチョウサポート隊」88名(うちジュニア枠13名)を認定し、観察マナー等の普及啓発を行った。 	
自然環境の保全に配慮した適正な利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 立山自然保護センター、ねいの里など自然体験施設において、指定管理者による利用促進を図った。 環境に配慮した木道を整備したほか、訪日外国人に対応するため、英語で併記した標識の整備を行った。 令和5年度は、国立公園内の県有公衆トイレ1箇所(雲の平)で汲み取りを実施した。 県内主要登山道の難易度情報を提供する「山のグレーディングマップ」(令和4年度改正)を、関係する6市町や登山用品店や山小屋に配布した。 	
自然環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度から県民協働事業で、県民ボランティアを募集し、森林モニタリング調査や外来植物除去等を実施した。 立山地域におけるバス排出ガス規制を実施した。 植生復元地調査を実施するとともに、外来植物除去活動を支援した。 	
生物多様性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度改正の富山県生物多様性保全推進プランの周知啓発のため、生物多様性フォーラムなどを開催し、機運醸成を行った。 ライチョウ等の生態調査、愛鳥思想の普及啓発、立山アルペンルート沿いで外来植物の除去活動など生物多様性の確保に努めた。 「富山県希少野生動物保護条例」に基づく指定希少野生動物5種について監視員による巡視等を行った。 	
野生鳥獣の適正な保護と管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> 近年、ツキノワグマによる人身被害や、ニホンザル、イノシシ、カモシカ、カラス等による農作物や生活環境被害が多発しており、被害を防止するため、被害防除、生息環境管理、個体数管理等の総合的な対策を実施している。 令和5年度において県、市町村及び農林水産関係団体と連携を密にするため「野生動物被害防止対策会議」を2回開催した。また、ツキノワグマによる人身被害を増やさないために「ツキノワグマ緊急対策会議」を2回、「ツキノワグマ出没警報」を5回発令した。 市町村が実施するツキノワグマ対策に県が支援する「クマ対策推進事業費補助金」について、令和5年度においてパトロール等に要する経費に対する補助限度額を撤廃し支援の強化を図った。 平成28年から国の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、イノシシ・ニホンジカの捕獲の強化を図った。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
自然環境の保全に配慮した適正な利用の促進	自然環境の保全と適正な利用を継続的に行っていくには、県民がその価値と実態を理解し関わっていくこと(県民協働による管理)が重要。	
野生鳥獣の適正な保護と管理の強化	捕獲活動を早期に展開するため、減少している有害鳥獣捕獲等の担い手の確保・育成を行い、捕獲体制を強化していくことが重要。	

政策の柱	安心とやま	政策名	17 安全な生活環境の確保と環日本海地域の環境保全
政策目標	県民一人ひとりが高い環境保全意識を持ち行動することで、本県が誇るきれいでさわやかな大気、豊かで清らかな水など安全で健康的な生活環境が確保されるとともに、環日本海地域において国連機関や自治体等が連携した環境保全の取り組みが着実に進められていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
大気に係る環境基準の達成率 (二氧化硫黄及び二氧化硫素)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	達成可能
指標動向の補足説明	近年、すべての大気観測局で二氧化硫黄、二氧化硫素ともに環境基準を達成、維持している。						
達成見通しの判断理由	二氧化硫黄、二氧化硫素ともに、既に目標を達成しており、引き続き、工場等からの大気汚染物質の排出抑制を推進することにより、達成できるものと判断している。						
水質に係る環境基準の達成率 (河川(BOD)及び海域・湖沼(COD))	98%	100%	100%	100%	100%	100%	達成可能
指標動向の補足説明	河川は、近年すべての環境基準点で環境基準を達成、維持している。海域は、24年度以降、環境基準の達成率が100%を維持している。						
達成見通しの判断理由	河川は、全ての環境基準点で環境基準を達成しており、工場排水対策、生活排水対策の進展により、引き続き環境基準を達成できるものと判断している。海域の水質については、気象、海象等の自然要因の影響を受けやすいが、引き続き工場等からの汚濁負荷量の排出抑制を推進することにより、100%を達成できるものと判断している。						
污水处理人口普及率 (下水道や農村下水道、浄化槽等の污水处理人口の普及割合)	94.4%	96.3%	97.7%	97.8%	98%	99%	達成可能
指標動向の補足説明	污水处理設備の整備は着実に進展している。						
達成見通しの判断理由	これまで順調に進捗している。今後、整備地域が郊外部にシフトしていくが、効率的な整備の促進を図ることにより達成できるものと判断される。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
環境保全活動への取組者数	H30:3,677人 ⇒ R1:4,156人 ⇒ R2:1,417人 ⇒ R3:2,076人 ⇒ R4:2,946人 ⇒ R5:3,914人 ※H30から集計	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による活動の機会の減少により、取組者数の減少が見られたが、感染防止に努めながら地域における環境保全活動の機会の創出等に取り組み、活動の拡大を図った。
環日本海地域の環境協力を目的とした交流人数	H25:66人 ⇒ H26:54人 ⇒ H27:136人 ⇒ H28:68人 ⇒ H29:68人 ⇒ H30:48人 ⇒ R1:86人 ⇒ R2:8人 ⇒ R3:169人 ⇒ R4:78人 ⇒ R5:102人	県や(公財)環日本海環境協力センター等が実施する事業によって、交流を推進している。令和2年度以降は、オンライン開催された会議への参加により交流を図った。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- ・環境省では、光化学オキシダントに係る環境基準が50年近く再評価されていない状況を踏まえ、令和3年度より光化学オキシダントによる植物影響や健康影響に関する知見を整理し、環境基準の再評価に向けた検討を進めている。
- ・環境省では、随時、環境基準や水質汚濁防止法に基づく排水基準の見直しを行っている。環境基準については、令和4年4月に六価クロムの基準値の見直しや、衛生微生物指標の大腸菌群数から大腸菌数への見直しが行われた。また、排水基準については、令和3年12月には亜鉛等、令和4年7月にはほう素等について、一部の業種に適用される暫定排水基準の強化や一般排水基準への移行が行われ、令和6年4月には六価クロムの排水基準が強化された。
- ・海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物処理推進法(平成21年7月施行)や国の基本方針に基づき、海岸部を有する都道府県において、各地域計画に基づく海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制対策が進められている。
- ・平成30年6月の海岸漂着物処理推進法改正により、事業者の責務として、製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制や廃プラスチック類の排出抑制に努めることとされるなど、マイクロプラスチック対策が盛り込まれた。また、令和元年5月に国が策定した「プラスチック資源循環戦略」及び「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」により、海洋プラスチックごみ対策に係る具体的な対策等が示された。さらに、令和4年4月施行のプラスチック資源循環法において、プラスチックのライフサイクル全般での資源循環等の取組み(3R+Renewable(再生可能資源への代替))の促進が求められている。
- ・国土交通省では、底質のダイオキシン類対策について、「底質のダイオキシン類対策技術資料集」や「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針」を策定し、対策工法や対策技術を取りまとめ、都道府県の対策の実施に技術的な支援を行っている。また、環境省では、「低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査事業」を実施し、民間事業者から応募のあった実用可能性のある技術について、実証調査、技術評価を実施している。
- ・政府では、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に対して、令和5年6月に抜本的・総合的な対策を「物流革新に向けた政策パッケージ」として策定し、宅配便の再配達削減に向けた取組みを推進している。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	A 概ね順調
施策名	判定理由
監視体制や発生源対策の強化など安全で健康的な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大気については、環境基準の達成率に係る目標を達成し、おおむね良好な環境を維持しているが、光化学オキシダントやPM2.5が高濃度になった際の健康被害を防止するため、注意報発令等の情報を速やかに関係者に伝達する必要がある。水質については、環境基準の達成率に係る目標を達成し、良好な環境を維持しているが、水質汚濁防止法の改正に伴う規制強化や監視体制の充実化などの新たな課題に対応するとともに、汚濁物質の排出実態を把握して事業者と連携した水環境保全を図るなどにより一層施策を推進する必要がある。 ・ダイオキシン類については、富岩運河等で底質に係る環境基準が未達成であり、改善対策の実施・検討に取り組んでいる。なお、平成26年度から、中島閘門上流部の対策工事に着手し、令和4年度に完了した。また、中島閘門下流部については、工法検討調査を実施している。
環境学習の充実と地域での環境保全活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年8月から県民参加の「エコドライブ推進運動」を展開しており、エコドライブの実践が進んでいるが、幅広い世代を対象としたエコドライブ宣言者の募集や、エコと安全の両面からのPRなどの啓発に併せ、空気圧の点検や自動車の性能・機能に応じた運転の普及などに関係団体と連携して取り組んでいく必要がある。 ・大学生等を対象とした水環境保全活動体験会や小学生を対象とした環境観察会を開催し、若者・子どもの環境保全意識の向上を図り、地域の団体が行う水環境保全活動への自主的な参加を促進している。 ・「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」(令和3年3月改定)に基づき、関係機関・団体等との協働、連携により、海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制を推進している。また、小矢部川流域をモデルとして、海岸漂着物対策推進協議会の下に小矢部川流域部会を平成25年8月に設置し、アクションプランに基づく流域の行政機関・関係団体が連携した清掃美化や発生抑制対策を推進している。一方、マイクロプラスチックによる海洋汚染について世界的に関心が高まっており、県内海岸でも、容器や生活雑貨など身の回りのごみに由来するマイクロプラスチックが確認されていることなどから、国の戦略及びアクションプランを踏まえ、原因となるプラスチックごみの回収・処理や発生抑制に向けた取組みを推進する必要がある。
イタイイタイ病の教訓等の後世への継承と国内外への情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によりイタイイタイ病資料館の来館者数は令和2、3年度は減少したが、令和4年度以降は回復傾向を見せている。利用者の内訳としては、小学生等の団体利用が多く、引き続き、語り部講話や展示解説等の資料館の事業を通し、イタイイタイ病の教訓等の後世への継承を推進している。 ・イタイイタイ病資料館のガイダンス映像について5カ国語で対応しているほか、5カ国語に対応したホームページやリーフレット(8カ国語)、展示ガイドブック(8カ国語)と併せ、海外に向けた情報発信を強化している。
国連機関や北東アジア地域の自治体等と連携した国際環境協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環日本海地域における黄砂や海洋ごみなどの環境問題に対応するため、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の活動を支援するとともに、(公財)環日本海環境協力センターとの連携のもと、漂着物調査(マイクロプラスチック調査を含む。)や「北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業」等を実施しており、多くの自治体や青少年が参加している。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
監視体制や発生源対策の強化など安全で健康的な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的に高濃度になることがある光化学オキシダントへの対応やカーボンニュートラルにも資する取組みの推進など、大気環境行政を取り巻く課題に適切に対応するため、大気環境計画(令和5年3月改定)に掲げる施策を着実に推進する必要がある。 ・富山湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟(平成26年10月)等を契機として、本県の豊かで清らかな水環境を将来にわたり守り育てていくため、引き続き水環境保全活動や海域での植物プランクトン増殖の要因となる窒素、リンの工場・事業場からの排出抑制を推進する必要がある。また、富山湾に流入する汚濁物質の排出実態を把握して事業者と連携した水環境保全を図る必要がある。 ・工場・事業場だけでなく、家庭においても灯油を暖房に使用する冬期を中心に不注意による油流出事故が多数発生しており、水質汚濁事故の未然防止対策を強化する必要がある。 ・富岩運河等のダイオキシン類による底質に係る環境基準を達成するため、中島閘門下流部の対策工法の検討を今後も継続して取り組む必要がある。 	○
環境学習の充実と地域での環境保全活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の海岸漂着物の約8割が県内で発生したものとされていることから、マイクロプラスチック削減のためにも、沿岸、上流域の市町村や関係団体等と連携し、流域一体となった清掃美化活動等を一層推進する必要がある。 ・プラスチック資源循環法が施行(令和4年4月)されたことから、関係者へ周知を図るとともに、プラスチックごみの排出抑制、再資源化を進める必要がある。 ・活動者の高齢化や後継者不足が進む水環境保全活動の新たな担い手を育成するとともに、県民・事業者・行政が連携協力して宅配便の再配達削減に向けて取り組むなど大気環境保全活動を一層推進する必要がある。 	
イタイイタイ病の教訓等の後世への継承と国内外への情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・イタイイタイ病の風化を防ぎ、その歴史や教訓を次世代へ継承するため、引き続きイタイイタイ病資料館での企画展・語り部講話・展示解説の多言語化等の事業を通じた国内外への情報発信を推進する必要がある。 	
国連機関や北東アジア地域の自治体等と連携した国際環境協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・北東アジア地域の環境問題に対応するため、今後とも同地域における環境保全のための具体的な取組を一層進めていくとともに、海洋ごみや気候変動、生物多様性に着目した環境保全活動等を推進する必要がある。また、県内においても北東アジア地域の環境問題に対する県民意識の高揚や環境保全活動の実践をより推進する必要がある。 	

政策の柱	安心とやま	政策名	18 清らかな水資源の保全と活用
政策目標	空から山、平野、川等を経て富山湾に至る水の循環と県民の諸活動との調和が図られ、水資源が有効に活用されるとともに、地域に根ざした水文化が継承されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
地下水揚水量の適正確保率 (富山県地下水の採取に関する条例対象地域(8地下水区)における適正な揚水量の確保状況)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	達成可能
指標動向の補足説明	地下水揚水量は、富山県地下水の採取に関する条例対象地域における地下水区ごとの適正揚水量の範囲内を維持している。						
達成見通しの判断理由	地下水揚水量は気象等の影響により変動があるものの適正揚水量の範囲内を維持しており、地下水の保全・適正利用の推進に引き続き取り組むことで達成可能と判断した。						
小水力発電所の整備箇所数(累計) (中小河川、農業用水等を利用した県内の小水力発電所(出力1,000kw以下)の整備箇所数)	19か所	39か所	54か所	57か所	45か所	60か所	達成可能
指標動向の補足説明	小水力発電の整備箇所数については、農業用水を利用した整備を中心に、毎年度順調に増加している。						
達成見通しの判断理由	小水力発電所については、農業用水を利用した整備を中心に順調に整備箇所数が増加しており、令和5年度においては、57箇所まで整備している。今後も継続的に新規箇所の整備が見込まれることから、目標は「達成可能」と判断した。						
水文化に関する活動に取り組んでいる団体数 (水のふれあい活動や水文化の継承活動等を行っている住民・ボランティア団体等の数)	182団体	217団体	259団体	271団体	230団体	240団体	既に達成
指標動向の補足説明	河川・海岸ボランティア活動が着実に増加し、令和元年度時点で最終目標を達成している。今後も地域ぐるみでの水保全活動を進めていく。						
達成見通しの判断理由	環境保全に対する関心の高さから、河川・海岸愛護ボランティア団体が順調に増加し、目標達成につながったと考える。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
河川・海岸愛護ボランティア団体数(再掲)	H18:50団体 ⇒ H22:62団体 ⇒ H23:62団体 ⇒ H24:62団体 ⇒ H25:63団体 ⇒ H26:71団体 ⇒ H27:82団体 ⇒ H28:87団体 ⇒ H29:106団体 ⇒ H30:112団体 ⇒ R1:112団体 ⇒ R2:114団体 ⇒ R3:115団体 ⇒ R4:117団体 ⇒ R5:118団体	・ふるさとリバーボランティア支援制度の見直しと周知に取り組んだことにより、実施団体数の増加につながっている。
地域用水機能保全活動団体数	H18:27団体 ⇒ H22:27団体 ⇒ H23:27団体 ⇒ H24:27団体 ⇒ H25:27団体 ⇒ H26:30団体 ⇒ H27:30団体 ⇒ H28:30団体 ⇒ H29:30団体 ⇒ H30:32団体 ⇒ R1:32団体 ⇒ R2:32団体 ⇒ R3:32団体 ⇒ R4:34団体 ⇒ R5:39団体	・団体数は順調に増加しており、引き続き、農業用水の役割を非農家に認識していただくよう努める。
水環境保全活動団体数	H18:69団体 ⇒ H22:95団体 ⇒ H23:93団体 ⇒ H24:96団体 ⇒ H25:103団体 ⇒ H26:106団体 ⇒ H27:101団体 ⇒ H28:100団体 ⇒ H29:97団体 ⇒ H30:103団体 ⇒ R1:106団体 ⇒ R2:101団体 ⇒ R3:102団体 ⇒ R4:108団体 ⇒ R5:114団体	・団体数はほぼ横ばいであるが、高齢化や後継者不足などにより団体の解散等が見られることから、新たに活動に取り組む人材を養成し、団体数の維持に努める。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

「流域水循環計画(とやま21世紀水ビジョンが認定されている。)」に基づき実施される事業を含む整備計画は、社会資本整備総合交付金等の配分に当たって、一定程度配慮されることになっており、水循環の維持又は回復に向けた取り組みの推進が期待されている。令和2年度に国の「水循環基本計画」が見直され、地方公共団体等が策定するべきとされている「流域水循環計画」の策定促進、気候変動などによるリスクへの対応、健全な水循環に関する普及啓発、広報、教育と国際貢献に重点的に取り組むとされている。また、令和3年6月に、水循環基本法の一部を改正する法律が公布・施行され、水循環に関する基本的施策として、地下水の適正な保全及び利用の規定が追加され、国及び地方公共団体は、地域の実情に応じ、地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存、地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置、地下水の採取の制限等の必要な措置を講ずるよう努めることとされた。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	
A 概ね順調	
施策名	判定理由
水源の保全と涵養	揚水設備の立入検査や地下水位の監視等を行うとともに、地下水の節水や利用の合理化、涵養などの保全施策を推進した。また、降雪時に地下水位が著しく低下した場合には、地下水位低下注意報を発令して地下水利用者に自主的な節水への協力の呼びかけを行っており、令和3年1月と2月の大雪時に注意報を発令した。
小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用	小水力発電所については、農業用水を利用した整備を中心に順調に増加しており、令和5年度においては、57箇所稼働している。
水環境の保全	川の清掃、植樹など事業者の自主的な環境保全活動「プラスワンアクション」を促進したほか、高齢化や後継者不足が進む水環境保全活動の新たな担い手を育成するため、水環境保全活動体験会等を開催し、若者・子どもの水環境保全活動への参加を促す取組みを推進した。
水を活かした文化・産業の発展	歴史的な農業用水施設の文化遺産・文化財登録や当該施設を活用した見学会の開催支援、水に関わる文化遺産PRパンフレット作成やウェブサイト発信のほか、様々な観光イベント等を活用し、「水の王国とやま」のイメージアップとともに「とやまの名水」であるミネラルウォーターのPRを推進した。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
水源の保全と涵養	令和3年1、2月の大雪時には、地下水位が一時的に大きく低下して注意報を発令するなど、今後も降雪時には、市街地等で地下水位の大幅な低下が懸念されることから、地下水障害の未然防止のため、引き続き冬期間の地下水位低下対策を推進していく必要がある。	
小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用	確実に小水力発電施設を整備していくための、安定した財源の確保が必要である。	
水環境の保全	SDGs未来都市として「清らかな水の循環の創造」を実現するうえで、県民総参加の水環境保全活動をさらに促進する必要があることから、若者・子どもの活動参加を促すなど、引き続き新たに活動に取り組む人材を育成する取組みを推進する必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	19 再生可能エネルギーの導入、新たなエネルギーの利用に向けた開発の促進
政策目標	豊かな県民生活や経済の持続的な成長を実現するため、本県の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入促進などエネルギーの多様化・効率化の推進や、水素など新たなエネルギーの利活用の取組みにより、エネルギー需給の安定が図られていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
小水力発電所の整備箇所数(累計) (中小河川、農業用水等を利用した県内の小水力発電所(出力1,000kW以下)の整備箇所数)	19か所	39か所	54か所	57か所	45か所	60か所	達成可能
	指標動向の補足説明	小水力発電所の整備箇所数については、農業用水を利用した整備を中心に、毎年度順調に増加している。					
	達成見通しの判断理由	小水力発電所については、農業用水を利用した整備を中心に順調に整備箇所数が増加しており、令和5年度においては、57箇所まで整備している。今後も継続的に新規箇所の整備が見込まれることから、目標は「達成可能」と判断した。					
地熱発電所の整備箇所数(累計) (バイナリー式発電を含む県内の地熱発電所の整備箇所数)	-	地熱発電の導入に向けて、立山温泉地域での調査を実施	-	-	1か所の事業着手	1か所	要努力
	指標動向の補足説明	地熱発電所の整備には、地熱貯留層の評価、環境アセスメントの実施など、着工までに時間を要する。					
	達成見通しの判断理由	平成28年度から立山温泉地域において調査井掘削調査等を行ってきたが、これまでの調査で地熱発電に必要な蒸気や熱水の湧出が確認できておらず、事業着手の目途が立っていない。 令和5年度に立山温泉地域以外において、バイナリー方式による地熱発電の可能性調査を行い、魚津市内において導入の可能性があるとの結果を得たが、目標の達成のためには、より一層の施策の推進が必要であることから「要努力」と判断した。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
エコアクション21の新規登録事業者数(累計)(再掲)	H27:133事業者 → H28:144事業者 → H29:157事業者 → H30:162事業者 → R1:165事業者 → R2:167事業者 → R3:172事業者 → R4:176事業者 → R5:179事業者	県等が実施する認証・登録の促進により新規登録事業者数は着実に増加しており、省エネ対策等の取組みが広がっている。
環境・エネルギー分野に係る産学官共同研究件数(累計)	H25:12件 → H26:13件 → H27:14件 → H28:15件 → H29:16件 → H30:17件 → R1:17件 → R2:18件 → R3:20件 → R4:20件 → R5:21件	産学官オープンイノベーション推進事業の実施により、共同研究件数は増加する傾向を示している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

【エネルギー政策に係る国の動き】

・2015(平成27)年の国連気候変動枠組条約締約国会議で採択された「パリ協定」で「産業革命前からの気温上昇を2℃未満、1.5℃に抑える努力を継続」との長期目標が掲げられ、2018(平成30)年10月にはIPCC(気候変動に関する政府間パネル)が「気温上昇1.5℃以内には、2050年前後までの排出量正味ゼロの実現が必要」と報告された。これを受け、世界120以上の国・地域が「2050年カーボンニュートラル」を表明し、我が国も2020(令和2)年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言した。その後、国では宣言の実現に向けて、2021(令和3)年4月には2030年度温室効果ガス排出削減目標を2013年度比46%削減と表明したほか、グリーン成長戦略や地域脱炭素ロードマップの策定、地球温暖化対策推進法の改正、2030年の電源構成比率等を定めるエネルギー基本計画や部門別・施策別の削減目標等を定める地球温暖化対策計画の見直しなどが行われた。

・改正地球温暖化対策推進法では、環境に配慮しながら再エネ事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業に関する制度が盛り込まれた。

・2021(令和3)年10月に閣議決定されたエネルギー基本計画(第6次)において、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域共生を図りながら最大限の導入を促すこととされ、2030年度の電源構成における再生可能エネルギー比率は、36%~38%を目指すこととされている。

・固定価格買取制度(FIT)については、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担(電気料金に上乗せされる賦課金)抑制の両立を図るため、2016(平成28)年5月、発電設備の未稼働を防ぐための新たな認定制度の創設や、事業投資の予見性を高めるための複数年買取価格の設定などが見直しが行われた。(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律、2017(平成29)年4月1日施行)

また、再生可能エネルギー発電事業者の投資予見可能性を確保しつつ、市場を意識した行動を促すため、固定価格での買い取りに加えて、新たに、市場価格にプレミアム単価を上乗せして交付する制度(FIP)が創設されることとなった。(強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律、2022(令和4)年4月1日施行)

・水素社会実現に向けては、2017(平成29)年12月に、2050年を視野に将来目指すべきビジョンであると同時に、その実現に向けた2030年までの行動計画である「水素基本戦略」が策定された。また、同戦略策定後、2020年カーボンニュートラル宣言や、ウクライナ侵略によるグローバルなエネルギー需給構造の変化などにより、水素等を取りまく環境等が大きく変化したため、2023年度に同戦略を改定。

・国において、平成25年度から3箇年にわたり表層型メタンハイドレートの資源量把握調査を実施し、日本海側に表層型メタンハイドレートの分布の可能性が高いガスチムニー構造が1,742箇所確認された。また、平成31年2月には「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」が改定され、商業化に向けた工程表が初めて示された。

・国において、自然環境と調和した地熱開発の一層の促進を図るため、平成27年10月、国立・国定公園の第1種特別地域への傾斜掘削等を認めることになった。また、平成30年3月には、地熱発電に係る環境アセスメント手続期間短縮のガイドが策定された。

【民間の動き】

・水素エネルギー事業の推進を目指す民間協議会が平成28年2月に発足、平成30年4月に一般社団法人化。水素ステーションの設置に向けた取組みを推進し、令和2年3月に北陸初となる商用水素ステーションが開設された。

・2024年3月現在、県内12市町及び本県も「2050年ゼロカーボン」を表明しているほか、民間でも脱炭素の目標を掲げる企業の増加に加え、取引先や投融资先にも脱炭素化を求める動きも見られる。

【外部の意見】

・令和3年4月開催の第3回富山県成長戦略会議にて、委員より「富山ならではの点では、水力発電だけでなく地熱発電の宝庫なので、もう少し力を入れていきたい。バイオ燃料の使用をしていただきたい。」との意見あり。

・令和3年6月開催の第5回富山県成長戦略会議の終了後、委員より「地域内エネルギー自給率を高めていく等の政策が必要である。」との意見あり。

・令和3年11月開催の富山県成長戦略会議第1回新産業ワーキンググループにて、委員より「自然エネルギー活用やリサイクル促進などの取組みにより地場産業を強くすることで、カーボンニュートラルを住民全体で考えるモデル地区になりうると思う。」との意見あり。

・令和3年12月開催の第7回富山県成長戦略会議にて、委員より「(新産業ワーキンググループ報告書では、)エネルギーの地産地消に焦点が当たっている。地熱発電だとか始めなくてはいいけど、もっと農林水産業を巻き込んだ地産地消型だとか、あるいはスモールビジネスから始まっていくまちづくりとか、今後横断連携してやっていきましょう。」との意見あり。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	
B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由
再生可能エネルギーの導入促進によるエネルギーの多様化や効率化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、2023年(令和5)年3月、再生可能エネルギーの最大限の導入を重点施策の一つとして位置付けた「富山県カーボンニュートラル戦略」を策定し、戦略に基づき各種施策を進めることとしている。最新の実績(2022年度)について、導入量は10,554GWhであり、時点の想定目標を達成している。 ・農業用水を活用した小水力発電は、令和2年7月に常西幹線地区、令和3年5月に五位ダム地区、外輪野用水地区が運転開始し、県内では34箇所稼働している。また、令和2年度に創設した「小水力発電導入支援事業」を活用し、新たな小水力発電の導入に向けた調査(概略設計)を実施している。 ・太陽光発電の導入を促進するため、県有未利用地を活用した民間事業者によるメガソーラー事業の促進に取り組み、富山市高島・下飯野地区、射水市海竜町地区、富山市舟倉地区の3地区で運転が行われている。また、令和5年度に創設した再生可能エネルギー導入促進補助金により、県民や事業者による新たな太陽光発電の導入を促進している。 ・本県の優れた地熱ポテンシャルを活かした地熱発電の事業化に向け、平成28年度から立山温泉地域において地熱資源開発に向けた調査(平成28年度:地表調査、平成29年度:ヒートホール掘削調査、平成30年度・令和元年度:調査井掘削調査、令和2年度:調査井追加調査、令和3年度:電磁探査による地表調査、令和4年度:調査データ第三者評価、令和5年度:新技術等の適用効果を調査)を実施している。また、令和5年度にバイナリー方式による小規模な地熱発電導入の可能性を探るため、既存資料や現地の調査を実施した。 ・未利用間伐材等を活用した木質バイオマス発電施設(射水市)は、平成27年5月から運転が行われている。
水素やメタンハイドレートなど新たなエネルギーの利活用に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に「とやま水素インフラ研究会」を設立し、各企業の研究開発を担う人材育成を図るとともに、水素関連商品の技術情報の提供を行うなど、県内企業が水素関連産業へ新規参入する際の支援に取り組んでいる。 ・平成30年3月、水素社会実現に取り組む意義や取組みの方向性、取り組むべき施策などをまとめた「とやま水素エネルギービジョン」を策定した。 ・メタンハイドレートについては、富山県立大学において、平成27年度から30年度まで4年連続で、上越沖での表層型メタンハイドレートの採取に成功するなどの取組みを行った。
再生可能エネルギーの導入を通じた地域づくりやグリーンイノベーションの加速化	<ul style="list-style-type: none"> ・環境・エネルギー分野に関する産学官共同研究件数は、令和5年度までの累計で21件となり、着実に増加している。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
水素やメタンハイドレートなど新たなエネルギーの利活用に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・水素エネルギーの普及・導入拡大の加速化のため、国による水素ステーションの導入及びFCV(燃料電池自動車)普及に係る補助制度の充実と継続及び、安全性を確保したうえでの必要な規制改革の着実な推進が必要となる。また、水素エネルギー、燃料アンモニアは「2050年カーボンニュートラル」実現に向けた電源の脱炭素化を進めるうえで有力な選択肢の1つであることから、業界の動向を注視しながら今後も事業を継続していく必要がある。 	
再生可能エネルギーの導入を通じた地域づくりやグリーンイノベーションの加速化	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長につながるという「経済と環境の好循環」の実現に向けて成長が期待される産業への参入や事業転換を促進するため、県内企業の気付きから事業化に向けた取組みを推進する必要がある。 	

政策の柱	安心とやま	政策名	20 消防力や地域防災力等の強化による防災・危機管理体制の充実
政策目標	県民一人ひとりが、高い防災意識を持ち、地域での防災力が向上しているとともに、火災や自然災害はもとより、大規模テロや新型コロナウイルス等の新たな危機が万一発生した場合の備えが整えられていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
自主防災組織の組織率 <small>(全世帯数に占める自主防災組織に加入している世帯数の割合)</small>	66.0%	77.5%	89.1%	89.4%	84.0%	90.0%	達成可能
	指標動向の補足説明	1年間で0.3ポイントの増加となっている。 全国85.4%(R5.4.1現在)					
	達成見通しの判断理由	令和5年度末現在、組織率は89.4%となっており、順調に高くなっていることから、達成できると判断した。					
出火率 <small>(人口1万人当たりの出火件数)</small>	1.92件	1.81件	1.48件	1.73件	1.8件以下	1.8件以下	達成可能
	指標動向の補足説明	平成3年以来、33年連続して出火率が全国最小(全国1位)となっている					
	達成見通しの判断理由	火災予防の普及啓発を図るとともに、住宅用火災警報器の設置促進など火災予防活動の充実により、目標を達成できると判断した。					
民間事業者等に対するテロ対処研修の開催回数 <small>(民間事業者、官公庁、地域住民等に対するテロ対処研修の開催回数)</small>	—	7回	28回	20回	15回	30回	達成可能
	指標動向の補足説明	「テロ対策ネットワークとやま」を設立した平成28年以降、官民連携した研修を実施している。					
	達成見通しの判断理由	令和5年度の達成率は最終目標の66.7%となっており、令和4年度の達成率(93.3%)から減少したものの、研修の開催ノウハウを蓄積したことから、目標を達成できると判断した。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
防災士数	平成28年度末:1,056人 ⇒ 平成29年度末:1,146人 ⇒ 平成30年度末:1,434人 ⇒ 令和元年度末:1,598人 ⇒ 令和2年度末:1,698人 ⇒ 令和3年度末:2,014人 ⇒ 令和4年度末:2,345人 ⇒ 令和5年度末:2,705人	人口10万人当たりの防災士数は約269人(R6.3末)であり、全国平均(約204人:R6.3末)を上回っている。H24から防災士養成研修事業を実施。
官民合同の各種テロ対処訓練の実施件数	H28:3回 ⇒ H29:3回 ⇒ H30:3回 ⇒ R1:3回 ⇒ R2:0回 ⇒ R3:3回 ⇒ R4:5回 ⇒ R5:5回	令和5年度は、G7富山・金沢教育大臣会合の開催もあったことから、その対策などを含め計5回の訓練を実施した。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> 平成23年3月に東北地方において未曾有の東日本大震災、平成28年4月には九州地方において熊本地震が発生し、また、平成19年3月の能登半島地震や同年7月の新潟県中越沖地震といった隣県での大規模な地震、また、令和6年1月1日の能登半島地震など、震災対策の一層の充実が求められている。また、県内でも、平成20年2月には高波による被害、同年7月には大雨による孤立集落の発生、また、平成26年7月には、大雨による土砂災害が発生、平成30年2月、令和3年1月には大雪による県民生活に影響が及び、令和5年6、7月には大雨による浸水被害等が発生するなど風雪水害対策も含め、防災対策の一層の充実が求められている。 平成28年12月の糸魚川市大規模火災をうけ、消防庁において「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」が開催され、今後取り組むべき火災予防、消防活動、消防体制等の充実強化のあり方について検討がなされ、平成29年5月に報告書をとりまとめた。 近年頻発している北朝鮮のミサイル発射事案、高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生、新型コロナウイルス感染症対応などを踏まえ、危機管理体制の一層の充実が求められている。 令和4年8月実施の官民協働事業レビューでは、各地域において必要となる数の防災士の確保を求める意見、また、令和5年8月実施の官民協働事業レビューでは、自主防災組織に対する支援制度の改善を求める意見など、引き続き、地域防災力の強化が求められている。 令和6年能登半島地震に係る災害対応検証会議を設置し、市町村や関係機関とともに災害対応検証を行い、各種計画やマニュアル等の見直しに繋げることとしている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	
B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由
消防力・地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の組織化や消防団員の確保などについては、概ね順調に進んでいる。しかしながら、平成23年、東北地方を中心として甚大な被害をもたらした東日本大震災や平成28年の熊本地震、隣県で発生した大きな地震、令和6年の能登半島地震のほか、平成20年2月に本県で発生した高波による被害、同年7月に発生した大雨による被害、平成26年7月に発生した土砂災害、令和5年6、7月に発生した大雨による浸水被害などを踏まえ、地震・津波対策、風水害対策など、防災対策の一層の充実が必要となっている。 ・防災教育については、災害発生時の迅速な初動対応を確保するため、県民一斉防災訓練(シェイクアウト)などを実施しているが、県民の防災意識の高揚に一層努めていく必要がある。 ・自主防災組織が自主的に実施する避難訓練や資機材整備の促進を図って、より一層地震・津波、風水害等に対応できる人材を育成する必要がある。
消防体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村消防の広域化については、平成20年3月に「富山県消防広域化推進計画」を策定したところであり、市町村において「広域消防運営計画」を策定するなど、広域化の実現に向けより一層協議を進める必要がある。 ・砺波市、小矢部市、南砺市の3市は平成22年4月に「砺波地域広域消防運営協議会」を発足、広域消防運営計画を策定し、平成23年4月から新たに「砺波地域消防組合」で消防業務をスタートしたところである。 ・魚津市、滑川市、上市町、舟橋村の4市町村は、平成23年4月に「富山県東部消防広域化協議会」を、黒部市、入善町、朝日町の3市町は、平成23年12月に「新川地域消防広域化協議会」をそれぞれ発足、広域消防運営計画を策定し、平成25年3月末から新たに「富山県東部消防組合」、「新川地域消防組合」として消防業務をスタートしている。 ・高岡市、氷見市の2市は、令和元年7月に「高岡市、氷見市消防広域化協議会」を発足、令和元年12月に、両市を「消防広域化重点地域」に県が指定し、令和2年1月に、同協議会が「高岡市・氷見市広域消防運営計画」を策定し、令和3年4月から広域化(氷見市から高岡市への事務委託)となっている。 ・富山市、立山町の2市町は、令和3年11月に消防指令業務の共同運用について合意し、令和4年6月に「連携・協力実施計画」を策定の上、令和5年4月より実施している(立山町から富山市への事務委託)。 ・富山市、高岡市、射水市の3市は令和6年2月に消防艇の共同運航について基本合意を締結し、令和9年の運航開始を予定している。
危機管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年12月に「テロ対策ネットワークとやま」を設立し、毎年開催する定例会でテロ情勢の共有を図るとともに、関係機関との合同訓練等を実施しており、官民一体となったテロ対策を推進している。 ・県民へのきめ細かな防災情報の提供など、浸水被害軽減対策をより一層推進する必要がある。 ・河川情報システムなど、災害監視や防災情報の提供を行うシステムの整備充実や、河川水位情報、土砂災害警戒情報などの防災情報の提供をより一層推進する必要がある。 ・令和5年6、7月の大雨によるダム操作や住民の避難状況を踏まえ、大雨に備えた関係機関や住民への情報提供のあり方について検討し、令和6年3月に検討内容をとりまとめた。 ・想定しうる最大規模の降雨や高潮を対象とする浸水想定区域の指定をより一層推進する必要がある。 ・災害・事故、事件等の危機管理事案が発生した場合において、中核施設となる富山県防災危機管理センターが令和4年10月11日から供用開始した。 ・災害・事故・事件等の危機管理事案が発生した場合において、県・市町村・消防本部等を結ぶ防災行政無線の更新を推進している。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
消防力・地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の自主防災組織の組織率が全国平均と比較して高い状況となっているものの、組織率が低い状況となっている地域もあることから、引き続き、市町村と連携して、組織率の向上に取り組む必要がある。 ・令和6年の能登半島地震の災害対応検証を行い、各種計画、マニュアル等を見直しを検討していく必要がある。 ・本県の消防団員数は高齢化等により減少傾向にあり、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(平成25年度)、国が設置した「消防団員の処遇等に関する検討会」がとりまとめた最終報告や消防庁通知(令和3年度)等をふまえ、消防団の充実強化を始めとする地域防災力の充実強化を一層推進していく必要がある。 	

政策の柱	安心とやま	政策名	21 防災・減災、災害に強い県土づくり
政策目標	水害や土砂災害などから県民の生命や財産を守るための施設等が整備され、社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される、災害に強い県土が形成されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
河川整備延長 (河川整備が必要とされる区間延長のうち、概ね10年に1回の確率で発生する降雨量(時間約50mm)以上への対策整備がされた延長)	408.8km	418.5km	425.2km	425.8km	424km	428km	達成可能
指標動向の補足説明	浸水被害解消のため、近年浸水被害が発生している河川において、治水上ネックとなっている箇所等へ集中投資を行っており、着実に整備が進んでいる。						
達成見通しの判断理由	必要箇所に集中投資を行いつつ、計画的に河川改修を進めていることから、「達成可能」と判断した。また、1年前倒しし、2025年度に達成できるよう整備の加速化を図る。						
土砂災害危険箇所の整備箇所数(累計) (保全人家5戸以上等の土砂災害危険箇所のうち、砂防施設が整備済みの箇所数)	580か所	611か所	638か所	648か所	645か所	670か所	達成可能
指標動向の補足説明	土砂災害危険箇所を解消するため、緊急度の高い箇所を優先して整備しており、着実に整備が進んでいる。						
達成見通しの判断理由	目標の達成に向け、緊急度の高い箇所から計画的・重点的に整備を進めており、着実に進捗していることから、「達成可能」と判断した。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
海岸整備延長	H23:56.18km ⇒ H24:56.65km ⇒ H25:56.97km ⇒ H26:57.67km ⇒ H27:58.31km ⇒ H28:58.41km ⇒ H29:59.38km ⇒ H30:59.45km ⇒ R1:59.54km ⇒ R2:59.73km ⇒ R3:59.80km ⇒ R4:59.90km ⇒ R5:59.97km	越波・侵食被害を解消するため、集中的に投資を行い、着実に整備が進んでいる。
山地災害危険地区着手箇所数	H23:1,359箇所 ⇒ H24:1,389箇所 ⇒ H25:1,392箇所 ⇒ H26:1,400箇所 ⇒ H27:1,402箇所 ⇒ H28:1,403箇所 ⇒ H29:1,409箇所 ⇒ H30:1,438箇所 ⇒ R1:1,439箇所 ⇒ R2:1,440箇所 ⇒ R3:1,445箇所 ⇒ R4:1,451箇所 ⇒ R5:1,459箇所	計画的・重点的な整備が図られ、順調に進捗している。
海岸防災林整備延長	H23:4,910m ⇒ H24:5,597m ⇒ H25:5,765m ⇒ H26:5,813m ⇒ H27:6,180m ⇒ H28:6,288m ⇒ H29:6,451m ⇒ H30:6,538m ⇒ R1:6,612m ⇒ R2:6,667m ⇒ R3:6,677m ⇒ R4:6,693m ⇒ R5:6,693m	計画的・重点的な整備が図られ、順調に進捗している。
河川・海岸愛護ボランティア団体数	H23:62団体 ⇒ H24:62団体 ⇒ H25:63団体 ⇒ H26:71団体 ⇒ H27:82団体 ⇒ H28:87団体 ⇒ H29:106団体 ⇒ H30:112団体 ⇒ R1:112団体 ⇒ R2:114団体 ⇒ R3:115団体 ⇒ R4:117団体 ⇒ R5:118団体	ふるさとリバーボランティア支援制度の見直しと周知に取り組んだことにより、実施団体数の増加につながっている。
都市浸水対策整備面積	H23:2,714ha ⇒ H24:2,752ha ⇒ H25:2,852ha ⇒ H26:2,931ha ⇒ H27:3,189ha ⇒ H28:3,339ha ⇒ H29:4,215ha ⇒ H30:4,466ha ⇒ R1:4,747ha ⇒ R2:4,756ha ⇒ R3:4,778ha ⇒ R4:4,798ha ⇒ R5:4,802ha	計画的な整備が図られ、順調に進捗している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> 近年、気候変動の影響により自然災害が激甚化、頻発化しており、その一方で高度成長期を中心に整備された公共土木施設の老朽化が進展している。こうしたなか、国では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に取り組み、国土の全域にわたる強靱な国づくりを一層推進している。 令和6年8月実施の官民協働事業レビューにて、ふるさとリバーボランティア支援制度の支援内容のうち「ふるさと川・海応援団支援事業」については「現行どおり・拡充」と判定された。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況 B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由
治山・治水・土砂災害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の中心を流れる河川や流域での住宅開発が進む河川等において、近年浸水被害が発生している箇所を優先的かつ計画的に河川整備等を推進している。 ・土石流危険渓流やがけ崩れ、地すべりなどの土砂災害危険箇所や山地災害危険度の高い箇所において、砂防堰堤や治山ダム工、擁壁工、集水井などの土砂災害防止施設の整備を着実に進めている。 ・「災害に強い山づくり検討委員会」により取りまとめられた報告書(H20年度)に基づき、引き続き、防災施設の整備を進めている。 ・公益上必要な森林について、水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防備などの保安林への指定を着実に進め、無秩序な伐採に規制を加えることなどにより、森林の保全を図っている。
市街地等の浸水被害を軽減する総合的な浸水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨により、浸水被害が発生した、または、その恐れのある市街地及び集落を形成している地区を対象に、市町村が主体となり関係機関で構成する「浸水対策連絡協議会」を設置し、この中で「緊急浸水対策計画」の策定を進めている。
津波・高波・海岸侵食対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・離岸堤や護岸等の海岸保全施設の整備については、越波・侵食被害を解消するため、必要箇所に集中投資を行いつつ計画的に事業を進めている。 ・海岸防災林の整備については、潮風被害地などを解消するため、必要箇所に集中投資を行いつつ計画的に事業を進めている。
公共施設の計画的・効率的な維持管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで「富山県橋梁長寿命化修繕計画(H23.2、R5.3改訂)」、「富山県立都市公園長寿命化(更新・補修)計画(H25.9、R1.12変更)」、「小矢部川・神通川左岸流域下水道ストックマネジメント計画(H26.9、R5.1改訂)」、「富山県水門等河川管理施設長寿命化計画(H27.2、R6.3改訂)」、「富山県港湾施設長寿命化計画(H28.3)」、「富山県砂防設備長寿命化計画(H30.3)」、「富山県地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設長寿命化計画(R1.6)」、「富山県海岸保全施設長寿命化計画(R1.6)」、「富山県ダム長寿命化計画(R1.6、R6.3改訂)」を策定し、計画に基づく予防保全型の修繕等を実施している。 ・プレジャーボート対策として、これまで保管施設の整備や放置艇所有者への意識啓発活動を行うことなどにより、放置艇数は減少傾向である。新湊地区の不法係留は解消済み(R4.3)であり、今後、高岡地区(射水市域)において規制措置による保管施設への誘導に取り組んでいく。 ・本県で大規模な地震が発生した場合に備え、橋梁の耐震化などの防災・安全対策を強化している。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
治山・治水・土砂災害対策の推進	<p>【治水対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄施工のダム事業について、事業促進に向けて、引き続き、国に働きかける必要がある。また、過去に大きな浸水被害が発生した河川や、近年、局地的な集中豪雨等により住宅等への被害があった河川などにおいて、重点的に事業費を配分して計画的な整備を行い、治水対策を着実に進める必要がある。 <p>【土砂災害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険箇所の解消に向け、近年災害が発生した箇所や、保全人家の多い箇所、要配慮者利用施設、災害時の防災拠点など、緊急度の高い箇所を優先して計画的に整備を進める必要がある。 	
市街地等の浸水被害を軽減する総合的な浸水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・多発している浸水被害の解消を図るために、河川、下水道、排水路などの各施設管理者が連携し、策定された計画に基づき、流域全体での総合的な浸水対策を着実に進める必要がある。 	
津波・高波・海岸侵食対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な耐震対策を行うとともに、施設が本来持つ防護機能が長期間にわたって十分に発揮されるよう、長寿命化計画に基づき予防保全型の修繕等を進める必要がある。 	
公共施設の計画的・効率的な維持管理の推進	<p>【耐震化・長寿命化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県で大規模な地震が発生した場合に備え、橋梁や耐震基準を満たしていない河川堤防、砂防堰堤など公共施設の耐震対策を推進する必要がある。 <p>【プレジャーボート対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体では整備済みの保管施設で全放置艇を収容することは可能であるが、保管施設の収容可能数が十分でない地区があることや放置艇所有者の保管に対する意識の低さなどから、保管施設の収容率が74%にとどまっている。また、施設規模的に収容可能であるが、人員不足により放置艇の受入が困難となっている保管施設も存在する。このため、引き続き、保管場所・人員の確保と併せ、規制措置による施設への誘導が必要である。なお、能登半島地震で被災した保管施設では、新規受入れを停止しているため、早期に復旧する必要がある。 	

政策の柱	安心とやま	政策名	22 地震・津波対策、火山対策、原子力災害対策の充実
政策目標	地震や津波、火山、原子力の災害発生時において、県民の生命、身体及び財産が守られているとともに、速やかで的確な応急対策や復旧・復興対策が行われる体制が整備されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
住宅の耐震化率 (新耐震基準(1981(S56)年基準)が求める耐震性を有する住宅の割合)	68% (H20)	72% (H25)	80% (H30)	80% (H30)	85%	91%	達成可能
	指標動向の 補足説明	住宅の耐震化率は、平成20年の68%からの5年間では4ポイントの伸びになっていたが、その後の5年間では8ポイントの伸びとなり、現在のところ、目標に対して概ね順調に推移してきている。耐震化率の大きな要素である住宅の新設・建て替え等の戸数は下げ止まりの傾向にある中、建設コストの高騰の影響もあり、動向を注視していく必要がある。					
	達成見通しの 判断理由	耐震化が進む要素として、住宅の新設、建て替え、耐震改修があり、景気が回復し建て替えが進めば一定の耐震化率改善は見込めると考えられるが、建材の高騰及び供給不足により、要素の大部分を占める建て替えも鈍化することが懸念される。また、特に持ち家の多い本県においては、高齢社会の到来とともに耐震性能の低い古い住宅への投資意欲の低下傾向が強くなり、自然な率の向上が見込みにくい状況にある。 一方、令和6年能登半島地震以降、耐震診断支援実績は急速に増加しており、耐震化に対する住民意識が高まっているため、目標は「達成可能」とした。					
業務継続計画(BCP)を 策定している市町村 (大規模な災害発生時の応急対策業務等を継続実施する体制を確保するために、予め必要な資源の確保や対策を定めた計画を策定している市町村)	—	5市町村	15市町村	15市町村	15市町村	15市町村	既に達成
	指標動向の 補足説明	令和3年度までに全ての市町村において策定済。					
	達成見通しの 判断理由	既に達成。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
木造住宅の耐震診断戸数 (累計)(再掲)	H22:1,071戸 ⇒ H23:1,543戸 ⇒ H24:1,802戸 ⇒ H25:2,044戸 ⇒ H26:2,235戸 ⇒ H27:2,419戸 ⇒ H28:2,732戸 ⇒ H29:2,866戸 ⇒ H30:3,040戸 ⇒ R1:3,204戸 ⇒ R2:3,384戸 ⇒ R3:3,611戸 ⇒ R4:3,809戸 ⇒ R5:4,366戸	令和6年能登半島地震の影響から、申し込み件数は急増傾向にある。
防災重点農業用ため池の 劣化状況評価等完了箇所 数	R3:83箇所 ⇒ R4:196箇所 ⇒ R5:316箇所	R5年度の調査完了箇所は316箇所であり、計画的に進捗している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- 平成23年3月に東北地方において未曾有の東日本大震災、平成28年4月には九州地方において熊本地震が発生し、また、隣県においても平成19年3月の能登半島地震や同年7月の新潟県中越沖地震、さらには令和2年2月から続く能登群発地震や令和6年の能登半島地震など大規模地震が相次ぎ発生する中、震災対策の一層の充実が求められている。
- 中央防災会議において、平成23年9月に「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」が、また、平成24年3月に「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告」がさらに平成28年12月に「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ報告」がまとめられ、今後の地震・津波対策の方向性が示された。
- 令和6年の能登半島地震については、石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生し、県内においても観測史上初となる最大震度5強を観測し、多数の負傷者や液状化などによる甚大な住宅被害、水道の断水、道路や河川、港湾施設など公共インフラの被災、農地・農業用施設、林道や漁港・漁具の損傷などの農林水産業や工場、商業・観光施設、学校をはじめとした文教施設などの物的被害など、県民生活や事業者の活動に大きな影響を及ぼした。特に、住家被害は2万棟を超え、中でも液状化被害は通常の建替えや補修よりも沈下・傾斜対策が必要なため、生活再建に支障をきたしているほか、観光においても被災した黒部峡谷鉄道的全線開業の遅れや、黒部宇奈月キャニオンルート一般開放延期、能登地域を周遊する旅行商品の催行不能などによる損失が甚大となった。このような中、国においては、地震発生直後からの人的・物的支援をはじめ、激甚災害・特定非常災害・非常災害への指定や、災害査定効率化決定、「被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ」の取りまとめ、液状化対策への支援拡充などがされた。一方、県では、復旧・復興ロードマップを策定し、市町村、県民・事業者とも連携・協力しながら、早期復旧・復興に全力で取り組んでいるとともに、今回の災害対応を検証する有識者会議などを設置し、各種計画、マニュアル等の見直しに繋げることとしている。
- 住宅や建築物の安全対策を総合的に推進するため、平成21年度に住宅・建築物安全ストック形成事業が創設され、耐震改修に係る補助要件が従来よりも緩和された。また、平成30年度に住宅の耐震化に向けて積極的な取組を行っている地方公共団体を対象とした住宅耐震化を総合的に支援する新たなメニューが創設されている。
- 市町村では、令和元年度から、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す等の取組を行っている。
- 国においては、「地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)」による公立学校施設の耐震化事業に係る国庫補助率の嵩上げ規定がR7年度末まで延長された。なお、小中学校の耐震化は、全ての施設について完了済み。
- 弥陀ヶ原の火山防災対策については、観測体制の構築や情報伝達の充実強化を国に働きかけ、遠望カメラ、GNSS(GPSをはじめとする衛星測位システム全般を指す呼称)等の火山観測機器が整備され、平成28年12月から弥陀ヶ原が常時観測火山に追加された。
- 福島第一原発事故を踏まえ、国においては、原子力災害対策指針や原発の新規制基準を策定するなど、原子力防災体制の強化が進められている。また、国では、緊急時の防護措置等の基準(EAL・OIL)やPAZ(予防的防護措置を準備する区域:概ね5km)、UPZ(緊急時防護措置を準備する区域:概ね30km)等を示しており、本県では、氷見市の一部がUPZに含まれることから、引き続き、原子力防災対策の拡充・強化が必要である。
- 国において、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2年法律第56号)」が施行され、防災重点農業用ため池に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進することとしている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
地震・津波対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法により、市町村は地域防災計画に基づき避難行動要支援者名簿を作成することが義務づけられているほか、令和3年5月の本法及び関係法令等の改正により、個別避難計画の作成が努力義務となった。また、本人の同意を得て平常時より避難支援等関係者へ名簿情報や個別避難計画情報等を提供することで、より円滑な要支援者の避難支援や安否確認を行うこととされているため、これらの取組みが進むよう市町村担当者会議等を通じて働きかけているが、引き続き、推進していく必要がある。 県立学校の耐震化は、全ての施設について完了した。 小中学校の耐震化は、全ての施設について完了した。 自活用非常食については、5か年の整備計画のうち4年目の調達を実施した。 令和6年の能登半島地震の災害対応検証を行い、各種計画やマニュアル等の見直しを検討していく必要がある。
火山対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 火山防災対策については、弥陀ヶ原火山のこれまでの噴火履歴調査や火山噴石対策調査等に取り組んだほか、火山防災チラシを配布して、火山防災の意識啓発を行ってきた。また、令和2年3月に策定した弥陀ヶ原火山避難計画の実効性を高めるため令和3年9月に初めて火山防災訓練(実動訓練)を実施したところである。今後も、弥陀ヶ原火山防災協議会において、必要な防災対策について協議・議論を進め、火山防災対策を充実する必要がある。
原子力災害対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災対策については、国の原子力災害対策指針等を踏まえ、「県地域防災計画(原子力災害編)」を改定するとともに、計画の内容を先取りする形で、平成24年度から安定ヨウ素剤等の防災資機材の配置や環境放射線監視ネットワークシステムの構築など、石川県や氷見市、関係機関等と連携しながら、防災体制の整備に取り組んできたところである。今後も、国の指針改定等を踏まえ、必要に応じて県地域防災計画を改定するとともに、原子力防災対策の充実・強化に努める必要がある。 令和6年の能登半島地震の災害対応検証を行い、各種計画やマニュアル等の見直しを検討していく必要がある。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
地震・津波対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・県では地震・津波の被害想定の見直しや、県地域防災計画の改定を行っており、引き続き改定した計画に基づき地震・津波対策の拡充・強化を図る必要がある。 ・災害対策基本法により、市町村は地域防災計画に基づき避難行動要支援者名簿を作成することが義務づけられているほか、令和3年5月の本法及び関係法令等の改正により、個別避難計画の作成が努力義務となった。また、本人の同意を得て平常時より避難支援等関係者へ名簿情報や個別避難計画情報等を提供することで、より円滑な要支援者の避難支援や安否確認を行うこととされているため、これらの取組みが進むよう支援を図る必要がある。 ・引き続き自活用非常食の整備を行い、災害対応能力の強化を図る必要がある。 ・令和6年能登半島地震に係る災害対応検証会議を設置し、市町村や関係機関とともに災害対応検証を行い、各種計画、マニュアル等の見直しを検討していく必要がある。 	
火山対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・火山防災対策については、弥陀ヶ原火山のこれまでの噴火履歴の調査や火山噴石対策調査等を基礎資料として、火山ハザードマップを作成し、平成30年度からは噴火警戒レベルの設定や、警戒レベルに応じた避難場所、避難経路を示した避難計画を策定しており、弥陀ヶ原火山防災協議会において、引き続き必要な防災対策について協議・議論を進め、火山防災対策を充実する必要がある。 ・弥陀ヶ原火山現地確認訓練等を継続実施し、噴火時の避難誘導等の対処能力向上を図る必要がある。 	
原子力災害対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、国における原子力災害対策の動向等を見ながら、本県の「地域防災計画(原子力災害編)」に基づき、本県の原子力防災対策の拡充・強化を図る必要がある。 ・令和6年の能登半島地震の災害対応検証を行い、各種計画、マニュアル等の見直しを検討していく必要がある。 	

政策の柱	安心とやま	政策名	23 雪に強いまちづくり
政策目標	降積雪時においても、県民生活に支障がなく、産業経済活動が円滑に進められるとともに、豊かな雪の文化が継承・創造されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
冬期走行しやすさ割合 <small>(県道以上の除雪延長のうち、堆雪帯を備えた道路や消融雪施設が設置された道路など積雪に対応した道路延長)</small>	52.0%	54.3% (H27)	58.8%	58.8% (R4)	57%	59%	達成可能
指標動向の補足説明	計画的に整備を進めているところであり、今後も順調な伸びが見込まれる。						達成可能
達成見通しの判断理由	現在事業中の箇所が順調に進捗していることから、「達成可能」と判断した。						
地域ぐるみ除排雪を推進している地区数 <small>(市町村が実施する地域ぐるみ除排雪体制の整備に対し、県が補助を実施している累計地区数)</small>	276地区	307地区	355地区	358地区	330地区	350地区	既に達成
指標動向の補足説明	ここ数年は、地域ぐるみ除排雪に積極的に取り組んでいる市町村があることから、着実に増加している。						既に達成
達成見通しの判断理由	新規に取り組む地区数が徐々に増加しており、R3年度末には目標値を達成したことから「既に達成」と判断した。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
県管理道路のうち堆雪可能な路肩を確保した道路延長	H23:1,197km ⇒ H24:1,215km ⇒ H25:1,228km ⇒ H26:1,237km ⇒ H27:1,251km ⇒ H28:1,263km ⇒ H29:1,269km ⇒ H30:1,274km ⇒ R1:1,286km ⇒ R2:1,289km ⇒ R3:1,297km ⇒ R4:1,305	事業効果の早期発現に努め計画的に整備が進められており、順調に進捗している。
雪崩危険箇所における雪崩防止柵、防護擁壁等の整備箇所数	H23:18箇所 ⇒ H24:18箇所 ⇒ H25:18箇所 ⇒ H26:18箇所 ⇒ H27:18箇所 ⇒ H28:19箇所 ⇒ H29:19箇所 ⇒ H30:19箇所 ⇒ R1:19箇所 ⇒ R2:19箇所 ⇒ R3:19箇所 ⇒ R4:19箇所 ⇒ R5:19箇所	計画的に整備を進めており、順調に進捗している。
雪崩危険箇所におけるなだれ防止林、予防柵等の整備箇所数	H23:204箇所 ⇒ H24:205箇所 ⇒ H25:206箇所 ⇒ H26:208箇所 ⇒ H27:209箇所 ⇒ H28:209箇所 ⇒ H29:209箇所 ⇒ H30:211箇所 ⇒ R1:212箇所 ⇒ R2:212箇所 ⇒ R3:212箇所 ⇒ R4:212箇所 ⇒ R5:212箇所	整備着手箇所について、計画的に整備を進めており、順調に進捗している。
県管理道路における道路除雪率	H25:100% ⇒ H26:100% ⇒ H27:100% ⇒ H28:100% ⇒ H29:100% ⇒ H30:100% ⇒ R1:100% ⇒ R2:100% ⇒ R3:100% ⇒ R4:100% ⇒ R5:100% ※平成26年度までは、県管理道路全体に対して算出していたが、冬期に通行を確保する必要がある県管理道路に対して算出するよう見直しを図った。	安定的な除雪体制の維持に取り組んでおり、冬期利用される県管理道路はすべて除雪している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

【道路除雪における動き】

道路除雪については、地元建設企業等に委託しているが、昨今の建設業を取り巻く環境が厳しくなる中、安定的な除雪体制の維持に支障が生じる恐れがある。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
雪害のないまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・道路除雪業務については、地元建設企業等に委託しており、除雪機械の4割程度を地元建設企業等の保有機械を利用している。しかしながら、昨今の建設業を取り巻く環境が厳しくなる中、除雪要員の確保や除雪機械の保有が困難な状況となってきた。 このことから、これまで除雪委託契約内容の見直し(対象経費の拡充や待機費用の見直し)や県から建設企業等に貸与する除雪機械の増強、除雪オペレーターの育成と技能向上を図るための実施研修を行ってきた。また、平成27年度には、新たに除雪オペレーターになる従業員が存在する企業に対し、除雪を行う際に必要となる大型特殊免許の取得費用や除雪機械管理施工技術講習会受講費用を補助する制度を設けた。 ・堆雪帯や消雪装置が設置され、積雪に対応した道路の整備が着実に進んでいる。 ・市町村が実施する地域ぐるみ除排雪体制の整備に対する補助地区数が着実に増加するなど、降積雪時における県民生活がより過ごしやすくなる環境は整ってきている。 	
雪害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・なだれ防止林や予防柵の整備は、過去に雪崩災害が発生した箇所や特に積雪が多く危険度の高い箇所から優先的に着手しており、着実に進んできている。 	
雪の文化の継承と創造	<ul style="list-style-type: none"> ・雪国の伝統的な生活文化や冬の催し物等について、ホームページ「とやま雪の文化」にて発信しているところであり、今後も引き続き新しい情報を盛り込んでいくこととしている。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
雪害のないまちづくり	<p>【安定的な道路除雪体制の維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨今の建設業をとりまく環境が厳しくなる中、建設企業等においては、除雪オペレーターの確保や除雪機械の保有が困難な状況となってきた。これまで、建設企業等への除雪委託契約内容の見直しや、県から建設企業等に貸与する除雪機械の増強等を図ってきたところであるが、今後とも、安定的な除雪体制の維持に向け検討していく必要がある。 	

政策の柱	安心とやま	政策名	24 犯罪の抑止と交通安全対策の推進
政策目標	犯罪や交通事故の発生しにくい環境づくりが進み、県民が安全で安心して暮らすことのできる社会が実現していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
犯罪発生率 (人口1万人当たりの刑法犯認知 件数)	61.1件	50.6件	38.3件	44.3件	48.1件	45.6件	達成可能
	指標動向の 補足説明	犯罪発生率は、令和4年より増加したが、令和元年以降、最終目標を下回っており、 全国平均(56.3件)も下回っている。					
	達成見通しの 判断理由	犯罪抑止対策の強化等により、刑法犯認知件数は平成13年のピーク時から4分の1以下まで減少しており、 各事業を適切に実施することにより、「達成可能」と判断した。					
交通事故の発生件数・死 者数	発生件数 5,163件	3,466件	1,953件	1,878件	3,466件 以下	3,466件 以下	達成可能
	死者数 50人	60人	34人	31人	44人以下	44人以下	
	指標動向の 補足説明	交通事故発生件数は、平成13年から23年連続で減少した。 死者数は、平成・令和を通して最少となる令和2年(26人)より5人増加した。					
	達成見通しの 判断理由	交通事故の発生件数・死者数の更なる減少を目指して、交通事故抑止に資する交通指導取締りの強化、交通安全 教育の充実、交通環境の整備等を推進していくことにより、「達成可能」と判断した。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
安全なまちづくりカレッジ 講座開催数	H22:14回 ⇒ H23:25回 ⇒ H24:21回 ⇒ H25:24回 ⇒ H26:24回 ⇒ H27:22回 ⇒ H28:21回 ⇒ H29:24回 ⇒ H30:18回 ⇒ R1:18回 ⇒ R2:14回 ⇒ R3:11回 ⇒ R4:10回 ⇒ R5:10回	防犯ボランティア人材育成のため、防犯活動団体 や学生等幅広い世代への参加を促している。
高齢者運転免許証自主返 納サポート活動の協賛店 舗数	H29:92店舗 ⇒ H30:93店舗 ⇒ R1:115店舗 ⇒ R2:119店舗 ⇒ R3:129店舗 ⇒ R4:147店舗 ⇒ R5:294店舗	高齢者が、運転免許証を返納しやすい環境を整 備するため、協賛企業の更なる拡充に努めている。
部内通訳人の数	R1:61人 ⇒ R2:63人 ⇒ R3:58人 ⇒ R4:56人 ⇒ R5:57人	通訳可能な警察職員を計画的に育成することとし ている。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・国は、令和7年までに交通事故死者数を2,000人以下とする第11次交通安全基本計画を掲げている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
安全なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の安全なまちづくり活動に取り組む地区安全なまちづくり推進センターは、232箇所(R6.3.31現在)設置されており、住民自身の防犯活動として、民間パトロール隊や青色回転灯装備車両によるパトロール活動が県内全域で展開されている。犯罪発生件数はこれまで減少傾向にあったものの、令和5年は増加に転じ、無施錠被害率が全国平均に比べ高いことから、カギかけ防犯コンテストなどのカギかけ防犯推進事業や特殊詐欺被害ゼロ地区運動を実施し、防犯意識の継続的な高揚を図っている。 ・登下校時における子どもの安全確保については、学校安全パトロール隊(R6.4:444隊、28,391人)があり、地域ぐるみによる見守り活動が推進されている。また、警察OB等のスクールガード・リーダー(4名)の設置に対し補助しており、警備のポイント、不審者への対応、危険な場所の問題点等について、学校や学校安全パトロール隊への防犯指導がなされている。また、平成30年6月に文科省他で策定された「登下校防犯プラン」に基づき、全市町村で通学路における防犯の観点の緊急合同点検が実施され、不審者情報に対して、警察・学校・教育委員会の情報共有体制が見直されている。 	
交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車安全技術の進展や交通事故防止対策、各季交通安全運動、交通安全施設の高度化等により、交通事故件数は減少傾向にある。しかしながら、交通事故死者数に占める高齢者の割合は高い水準で推移している。 ・交通事故死者数に占める高齢者の割合が全国平均に比べ高いことから、高齢者に対する交通安全教育等を実施するとともに、運転者に対し、交通弱者に優しい思いやり運転の実践を促すなど、高齢者に関わる関係機関・団体と連携し、交通事故防止対策を推進している。 ・警察や道路管理者、地域と連携して通学路及び未就学児の集団移動経路等の安全確保対策を進めている。 	
警察機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高岡エリア及び砺波エリアの警察署整備において、民間活力導入可能性調査の結果を踏まえ、整備手法・スケジュール策定手続きを進めている。 ・射水警察署太閤山交番を建て替え整備した。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
安全なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地区安全なまちづくり推進センターの全小学校区での設置を目指すとともに、同センターの活動の活性化を図る必要がある。また、県民の身近で発生する犯罪を抑止するため、住宅や自転車等の施錠の促進に向け、カギかけ防犯事業を引き続き実施し、県民の意識啓発に努める必要がある。 ・地域を見守る防犯パトロール隊の高齢化、なり手不足の課題を解消するため、大学生及び事業者等の地域防犯活動への参加促進及び防犯意識の高揚を図り、安全なまちづくりを担う人材の育成を行う必要がある。 	
交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・交通死亡事故の更なる減少を図るために、交通事故死者数に占める割合の高い高齢者の交通事故防止対策をより一層推進する必要がある。 ・昨今の痛ましい交通事故の発生を踏まえ、通学路及び未就学児の集団移動経路等における安全な歩行空間の確保をより強く推進していく必要がある。 ・安全で円滑な道路交通環境を確保するため、老朽化した信号制御機の更新、信号灯器のLED化等交通安全施設の整備を一層推進するとともに、必要性の低下した施設は廃止するなど計画的整備を行う必要がある。 	
警察機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署再編において、高岡エリア及び砺波エリアについては、民間活力導入可能性調査結果を踏まえ、速やかに整備手法・スケジュールを策定するとともに、県東部の新川東エリア及び新川西エリアについても、引き続き地域の意見を聴きつつ、検討を進めていく必要がある。 ・県民の安全・安心を確保する体制を構築するため、長期的な視点に立った治安対策を講じるとともに、初動対応力や夜間警備力の強化、老朽・狭隘化した警察施設の計画的な整備を推進する必要がある。 ・「富山県警察機能強化推進計画」に基づき、警察署再編を含めた機能強化にかかる各種施策を推進する必要がある。 	

政策の柱	安心とやま	政策名	25 地域公共交通の維持活性化と新たな展開
政策目標	県民の生活を支える身近な公共交通サービスが将来にわたって安定的に確保され、高齢者、障害者など誰もが安全で快適に移動できていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
鉄軌道・バスの利用率 (県民1人当たりの県内の鉄軌道・バスの年間利用回数)	39.3回	44.0回	39.8回	39.8回 (R4)	45.5回	47.0回	達成可能
	指標動向の 補足説明	鉄道:①27.2→②27.2→③27.8→④28.5→⑤28.4→⑥21.4→⑦21.9→⑧24.2回 軌道:①7.1→②7.7→③7.7→④8.0→⑤8.2→⑥8.1→⑦6.1→⑧7.0→⑨7.9回 バス:①8.9→②9.0→③9.2→④9.5→⑤9.3→⑥9.0→⑦6.8→⑧7.1→⑨7.6回					
	達成見通しの 判断理由	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、感染拡大前は交通事業者等の利便性向上や利用促進の取り組みにより利用率は増加傾向にあったこと、また、足もとでは回復傾向にあることから、今後の見通しは達成可能に据え置いた。					
地域交通計画を策定している市町村 (まちづくり計画と連携した地域交通計画を策定している市町村数)	5市町 (H24)	9市町	12市町	12市町	12市町村	15市町村	要努力
	指標動向の 補足説明	各市町村では地域の実情に応じて地域交通計画を策定し、地域交通ネットワークの維持・確保に努めている。					
	達成見通しの 判断理由	人口減少や少子高齢化など、地域交通の環境が変化する中でまちづくりと連携した計画の推進が求められており、計画策定を検討中の市町村もあるが、目標の達成には、取組みの継続が必要であり、要努力としている。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
バスロケーションシステムを導入している事業者数	R3:17事業者 ⇒ R4:16事業者 ⇒ R5:16事業者	令和元年度に県内全域の民営・公営バスを網羅した、とやまロケーションシステムを導入した。
公共交通活性化総合対策事業数累計	R3:266事業 ⇒ R4:282事業 ⇒ R5:298事業	活性化調査実施件数は、順調な伸びを示している。
ノンステップバス導入率	R3:75.0% ⇒ R4:80.5%	H12に施行された交通バリアフリー法(H18よりバリアフリー新法)により、交通事業者が新規にバスを導入する際には、低床バスの導入が義務づけられている。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

(1) 地域交通活性化に係る国の動きについて

<H22.12>

- ・国の予算案として、地域公共交通活性化・再生総合事業補助金や鉄道軌道輸送対策事業費補助金、地方バス路線維持費補助金等が地域公共交通確保維持改善事業に集約されることが示された。

<H23.4>

- ・生活交通サバイバル戦略として、これまでの支援策を抜本的に見直した国庫補助スキーム(地域公共交通確保維持改善事業)が構築された。

<H23.9>

- ・「運輸事業の振興の助成に関する法律」が施行され、運輸事業振興交付助成金の交付について、都道府県の努力義務が課された。

<H25.12>

- ・「交通政策基本法」が成立し、交通政策の基本理念や関係者の責務、理念を体现する基本的施策等が示された。

<H26.5>

- ・「改正地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が成立し、持続可能な地域公共交通網の形成に資するための地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画が位置付けられた。

<H27.2>

- ・「交通政策基本計画」が閣議決定され、交通に関する施策の基本的方針や目標、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等が示された。

<R2.5>

- ・「改正地域公共交通活性化再生法」が成立し、地域の交通網維持に向けた計画策定が自治体の努力義務とされた。

<R5.2>

- ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、地域公共交通計画への記載に努める事項として、地域の関係者相互間の連携に関する事項が追加された。

(2) 地域交通活性化に係る県内の動きについて

<H20.2>

- ・富山市が、地域交通活性化・再生法に基づく「軌道運送高度化実施計画」の全国第1号認定を受け、路面電車の環状線化事業において、軌道の上下分離方式が導入されることとなった。

<H21.3>

- ・万葉線に新型低床車両全6編成の導入が完了した。

<H21.12>

- ・富山市内電車環状線が開業した。

<H22.3～24.3>

- ・富山地铁(市内電車)に交通ICカードが導入され、富山ライトレールの交通ICカードとの相互利用が開始され、利便性の向上が図られた。また、順次、富山地铁(バス)及び富山地铁(鉄道)にも交通ICカードが導入された。

<H27.3>

- ・北陸新幹線、あいの風とやま鉄道が開業した。また、富山地铁の新黒部駅(H27.2)と城端線の新高岡駅が開業した。
- ・富山地铁市内電車が富山駅に乗り入れた。あいの風とやま鉄道に交通ICカードが導入された。

<H30.3>

- ・あいの風とやま鉄道の高岡やぶなみ駅が開業した。

<H31.3>

- ・富山地铁不二越線の栄町駅が開業した。

<R1.11>

- ・県内全域を網羅したバスロケーションシステム(とやまロケーションシステム)の運用を開始した。

<R2.2>

- ・富山地方鉄道が富山ライトレールを吸収合併し、3月より南北接続し富山軌道線(市内電車区間)と富山港線(富山ライトレール区間)の直通運転を開始した。

<R3.3>

- ・富山地铁富山港線のオークスカナルパークホテル富山前停留所、龍谷富山高校前(永楽町)停留場が開業した。
- ・あいの風とやま鉄道が東富山駅東口の供用を開始した。
- ・MaaSアプリ「myroute」が富山エリアでサービスが開始された。

<R4.3>

- ・あいの風とやま鉄道の新富山駅口が開業した。
- ・バスロケーションシステム(とやまロケーションシステム)に富山軌道線・富山港線の情報を追加した。

<R4.12>

- ・バスロケーションシステム(とやまロケーションシステム)に万葉線の全車両の情報を追加した。

<R5.8>

- ・令和5年8月実施の官民協働事業レビューにおいて、「公共交通の現状や課題について、県民に広く情報提供を」「公共交通機関を使った方が安くなるというアピールが必要」との意見あり。

<R6.2>

- ・持続可能で最適な地域交通サービスの確保に向けて、「富山県地域交通戦略」を策定した。
- ・JR城端線・氷見線について、沿線4市や交通事業者とともに、新型鉄道車両の導入等を盛り込んだ「城端線・氷見線鉄道事業再構築実施計画」を策定し、国の認定を受けた。

<R6.3>

- ・バスロケーションシステム(とやまロケーションシステム)に富山地方鉄道鉄道線の情報を追加した。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
総合的な地域公共交通体系の構築の推進	・R6.2に「富山県地域交通戦略」を策定し、持続可能で最適な地域交通サービスを確保するため、計画期間(R6～R10年度)において関係者でともに取り組む施策等についてとりまとめた。市町村や交通事業者等と連携し、戦略の着実な実施に取り組んでいく。	
地域公共交通ネットワークの維持活性化	・鉄軌道やバスなどの公共交通利用者数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により大幅に減少した。また、燃料価格高騰等の影響により、交通事業者をとりまく経営環境は依然として厳しい状況にあり、R6.2に策定した「富山県地域交通戦略」に基づき、地域交通サービスの確保・向上のため必要な施策について、関係者とともに取り組んでいく。	
地域のニーズに対応した公共交通サービスへの支援	・ノンステップバス導入費用の補助など低床車両の導入への支援をしており、導入割合は概ね順調に進んでいる。また、地域の実情とニーズに対応した公共交通サービスが展開されるよう、県内におけるMaaSや新たなモビリティサービス等の創出・普及を推進しているところであり、引き続き、公共交通サービスの充実に努めていく。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
総合的な地域公共交通体系の構築の推進	・交通機関相互の接続利便性の向上等に向けた交通事業者間の連携協力を図り、先進的な取り組みの情報収集や関係者間での情報共有を推進し、地域公共交通サービスの充実に努めていく必要がある。	
地域公共交通ネットワークの維持活性化	・燃料価格高騰の影響や新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況にある交通事業者に対し必要な支援を行うとともに、人口減少・高齢化や環境問題への対応、まちづくり、観光振興などの観点から、引き続き公共交通の維持活性化や利用促進に取り組んでいく必要がある。	
地域のニーズに対応した公共交通サービスへの支援	・交通空白地が依然として存在していることから、地域住民の足として、地域の実情に応じた交通手段を確保し、利用促進を図っていく必要がある。また、乗継の改善を求める意見が多いことから、公共交通機関相互の接続利便性を向上させていく必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	26 安全・安心で豊かな住環境づくり
政策目標	耐震性やバリアフリー性能等を備えた地球環境にもやさしい住まいで、それぞれのライフステージに応じて豊かな住生活が営まれていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
住宅の耐震化率 (新耐震基準(1981<S56>年基準)が求める耐震性を有する住宅の割合)	68% (H20)	72% (H25)	80% (H30)	80% (H30)	84%	91%	達成可能
指標動向の 補足説明	住宅の耐震化率は、平成20年の68%からの5年間で4ポイントの伸びになっていたが、その後の5年間で8ポイントの伸びとなり、現在のところ、目標に対して概ね順調に推移している。耐震化率の大きな要素である住宅の新設・建て替え等の戸数は下げ止まりの傾向にあるものの、建材の高騰及び供給不足の影響もあり、動向を注視していく必要がある。						
達成見通しの 判断理由	耐震化が進む要素として、住宅の新設、建て替え、耐震改修があり、景気が回復し建て替えが進めば一定の耐震化率改善は見込めると考えられるが、建材の高騰及び供給不足により、要素の大部分を占める建て替えも鈍化することが懸念される。また、特に持ち家の多い本県においては、高齢社会の到来とともに耐震性能の低い古い住宅への投資意欲の低下傾向が強くなり、自然な率の向上が見込みにくい状況にある。 一方、令和6年能登半島地震以降、耐震診断支援実績は急速に増加しており、耐震化に対する住民意識が高まっているため、目標は「達成可能」とした。						
高齢者が居住する住宅の バリアフリー化率 (65歳以上の者が居住する住宅のうち、2か所以上の手すりの設置又は屋内の段差解消に該当するものの割合)	40% (H20)	46% (H25)	48% (H30)	48% (H30)	60%	75%	要努力
指標動向の 補足説明	高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率は、住宅・土地統計調査の平成30年度調査では48%となり全国3位と他県に比べ高い水準にあり、今後も上昇すると考えられる。						
達成見通しの 判断理由	バリアフリー化率は、平成25年と比較すると平成30年は2%増(全国3位)となり、着実に上昇しており、また「高齢者が住みよい住宅改善支援事業費補助金」も利用されているものの、現時点では目標との乖離が大きいため、「要努力」とした。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
木造住宅の耐震診断戸数 (累計)	H22:1,071戸 ⇒ H23:1,543戸 ⇒ H24:1,802戸 ⇒ H25:2,044戸 ⇒ H26:2,235戸 ⇒ H27:2,419戸 ⇒ H28:2,732戸 ⇒ H29:2,866戸 ⇒ H30:3,040戸 ⇒ R1:3,204戸 ⇒ R2:3,384戸 ⇒ R3:3,611戸 ⇒ R4:3,809戸 ⇒ R5:4,366戸	令和6年能登半島地震の影響から、申し込み件数は急増傾向にある。
県営住宅のバリアフリー 住戸数(各年度末時点ス トック数)	H22:497戸 ⇒ H23:503戸 ⇒ H24:505戸 ⇒ H25:508戸 ⇒ H26:512戸 ⇒ H27:516戸 ⇒ H28:518戸 ⇒ H29:518戸 ⇒ H30:518戸 ⇒ R1:518戸 ⇒ R2:520戸 ⇒ R3:521戸 ⇒ R4:521戸 ⇒ R5:521戸	対象住戸に空きがある場合、年間平均1戸程度の改修工事を行い、着実に増加している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>1. 国の動き</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅や建築物の安全対策を総合的に推進するため、平成21年度に住宅・建築物安全ストック形成事業が創設され、耐震改修に係る補助要件が従来よりも緩和された。また、平成30年度に住宅の耐震化に向けて積極的な取組を行っている地方公共団体を対象とした住宅耐震化を総合的に支援する新たなメニューが創設されている。 令和3年3月に、住生活基本法に基づく国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画(住生活基本計画(全国計画))が定められた。 その他の動きとして、平成24年度に木造住宅生産体制強化推進協議会の設立や平成28年度に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による建築物のエネルギー消費性能に係る認定制度の創設などをはじめとするエコ住宅の推進を図る政策に重点がおかれている。 <p>2. 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度から、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す等の取組を行っている。 <p>3. 民間の動き</p> <ul style="list-style-type: none"> 富山市の中心市街地において、分譲共同住宅を含む総曲輪三丁目地区(分譲共同住宅206戸)が令和元年5月に完成しており、現在、中央通りD北地区で事業実施中。 射水市の重点密集市街地において、住宅市街地総合整備事業による共同住宅28戸(分譲10戸、賃貸18戸)が平成25年4月に、共同住宅23戸(分譲5戸、賃貸18戸)が平成28年3月に完成した。 高岡市の中心市街地において、現在、高岡駅前東地区で分譲共同住宅や商業施設等を含む事業が令和5年10月に完成した。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修支援実績は累計491件となり、住宅の耐震化は着実に進んでいる。令和5年度の支援実績は37件と、近年と同等程度の実績であるが、耐震診断支援実績が令和4年度(198件)から令和5年度(557件)へ急増しており、この需要を耐震改修につなげるため、より一層の施策の推進が必要である。 ・高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率は、全国3位となり高い水準であり、また、高齢者が居住する既存住宅では「高齢者が住みよい住宅改善支援事業費補助金」の利用がR5年度で年間23件あったことから住宅のバリアフリー化の促進は順調に進んでいる。 	
地域の特性に応じた良質で快適な住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・富山市の中心市街地における市街地再開発事業等による分譲共同住宅の供給により、まちなかの居住環境の整備は順調に進んでいる。また、射水市の重点密集市街地における住宅市街地総合整備事業により、防災性の向上と老朽住宅の建替えが順調に進んでいる。 ・県産材を利用した木造住宅への補助制度「とやまの木で家づくり支援事業」を実施しており、県産材を使用した住宅の普及促進に努めている。 ・国勢調査における「住宅に住む一般世帯の持ち家の割合」及び住宅・土地統計調査における「1住宅当たり延べ面積」は、いずれも全国トップクラスとなっており、今後も高い居住水準を維持すると考えられる。 ・空き家対策官民連絡協議会の開催による情報提供、空き家等の流通促進に取り組む民間団体による空き家コーディネーターの設置事業に支援するなど、空き家対策に取り組んでいる。 	
住宅市場の環境整備と住宅セーフティネットの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅のバリアフリー化を進める事業を毎年度実施するなど、高齢者、障害者、低所得者等の居住の安定を図るための公営住宅の改善は順調に進んでいる。 ・住宅セーフティネット制度について、居住支援法人の指定や関係団体・市町村への制度周知、セーフティネット住宅の登録等順調に進んでいる。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断・改修支援戸数は着実に件数を伸ばしているが、目標達成に向けてそのペースを更に上げる必要がある。本県は住宅の延べ床面積が他県に比べて大きく耐震改修費用が比較的高額になる傾向があることから、工事費を抑えることができる手法の普及を図る必要がある。また、支援制度を活用してもらうため、引き続き、普及啓発活動を継続して行う必要がある。 	○
地域の特性に応じた良質で快適な住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少社会の到来等により、今後空き家が増加し、景観、環境、防犯上の問題が懸念されていることから、空き家の解消対策とあわせて発生防止対策を推進する必要がある。 	
住宅市場の環境整備と住宅セーフティネットの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅セーフティネット制度について、居住支援法人と市町村、関係団体の連携を強化していく必要がある。 	

政策の柱	安心とやま	政策名	27 消費生活の安全の確保
政策目標	県民誰もが、消費者トラブルに巻き込まれず、また、医薬品の安全性などに不安を感じることなく、安心して生活を送っていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
消費生活相談解決率 (県消費生活センターに対する相談総数のうち、助言等により解決した割合)	98.7%	98.2%	98.8%	97.8%	100%に近い水準	100%に近い水準	達成可能
指標動向の補足説明	・相談内容が複雑・多様化しているが、相談解決率は概ね90%台後半を維持しており、ほとんどの消費生活相談に対して適切に対応している。						
達成見通しの判断理由	・相談内容は今後さらに複雑・多様化することが予想されるが、消費生活相談に対して、自主交渉のための助言、斡旋解決、情報提供などを行うことにより適切に対応し、消費生活相談員の資質向上などに努めることで、達成可能と判断した。						
消費生活に関する講座を受講した高校生の割合 (県内の高校生のうち、消費生活センター等が行う消費生活出前講座を受講した割合)	17% (H24)	23%	32%	30%	26%	30%	達成可能
指標動向の補足説明	・新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着き、30%台を維持している。						
達成見通しの判断理由	・令和4年4月からの成人年齢の引下げ(20歳⇒18歳)に伴い、各種機関における大学生や高校生等に対する消費生活に関する講座の開催が強化されているため、今後も受講率が目標を超える見込みであると判断した。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
消費生活啓発講座の開催回数	H24:94回 ⇒ H25:84回 ⇒ H26:104回 ⇒ H27:72回 ⇒ H28:68回 ⇒ H29:86回 ⇒ H30:92回 ⇒ R1:97回 ⇒ R2:45回 ⇒ R3:55回 ⇒ R4:85回 ⇒ R5:82回	新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、以前の開催回数に戻りつつある。
薬の消費者教室の開催回数	H24:38回 ⇒ H25:33回 ⇒ H26:22回 ⇒ H27:35回 ⇒ H28:48回 ⇒ H29:38回 ⇒ H30:32回 ⇒ R1:36回 ⇒ R2:18回 ⇒ R3:34回 ⇒ R4:26回 ⇒ R5:18回	過去の開催回数は、概ね年間20~30回台で推移している。
生活衛生関係営業施設監視件数(富山市を除く)	H24:1,121件 ⇒ H25:1,075件 ⇒ H26:1,288件 ⇒ H27:1,139件 ⇒ H28:1,220件 ⇒ H29:964件 ⇒ H30:928件 ⇒ R1:868回 ⇒ R2:698回 ⇒ R3:514回 ⇒ R4:447回 ⇒ R5:548回	新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、監視件数が増加した。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・政府は、消費者・生活者の視点に立つ行政への転換を図るため、消費者の視点から政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」となる消費者庁を平成21年に設置し、消費者行政の一元化に取り組んでいる。また、消費者庁は、これまで地方消費者行政活性化基金により地方の消費者行政を推進していたが、平成26年度国補正予算において、基金を引き継ぎ創設された地方消費者行政推進交付金や地方消費者行政強化交付金等により、引き続き地方の取組みを支援されているところである。

・消費者教育の推進に関する法律がH24.12月に施行され、消費者教育を総合的・一体的に推進することとし、また、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」がH25.6月に閣議決定され、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進することとされた。県では法第10条第1項の規定に基づき、H26.12月に「富山県消費者教育推進計画」を策定(H31.3月に改定)し、ライフステージに応じた消費者教育を推進していくこととしている。

・成人年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が成立し、令和4年4月1日以降、18歳でも親の同意なしに携帯電話や各種ローンの契約締結が可能となった。若年層の消費者被害が懸念されるため、若年層保護を明確化した改正消費者契約法が成立し、令和元年6月から施行されている。また、靈感商法等による消費者被害の深刻化に対応するため、消費者契約法等の改正並びに不当寄付勧誘防止法が成立し、令和5年1月5日に施行されている。

・令和元年12月に公布された改正医薬品医療機器等法が令和3年8月1日に施行され、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、特定の機能を有する「地域連携薬局」と「専門医療機関連携薬局」の認定制度が開始された。

・食品衛生法改正により、令和3年6月から、原則全ての食品等事業者に、国際的な衛生管理手法であるHACCP(工程管理により安全性を確保する衛生管理手法)に沿った衛生管理の実施が求められ、一定程度導入が進んだことから、定着に向け支援していくこととしている。

・令和4年8月に開催された官民協働事業レビューで、動物管理センターの機能や施設整備の拡充が必要と評価されたことを受け、令和5年度、富山県動物管理センターあり方検討会、動物愛護に関する県民意識調査及びパブリックコメント等を実施し、動物管理センターに求められる役割・機能、今後の動物管理センターの整備方針等をとりまとめた。令和6年度は、本書の内容を踏まえ、基本計画の策定及び民間活力の導入可能性を調査することとしている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況 A 概ね順調	
施策名	判定理由
安全・安心な消費生活の実現	<p>・地方消費者行政強化交付金を活用し、富山県消費者教育推進計画に基づき、市町村と連携して消費生活相談窓口の機能強化や消費者啓発活動、消費者教育等に重点的に取り組んでいる。</p> <p>・高齢者、若者を狙った悪質商法やインターネットサービス等における悪質で巧妙な手口の出現などにより、相談内容が多様化・複雑化しているが、消費生活相談については、ほぼ適切に対応している。</p>
医薬品や危険物の安全性の確保	<p>医薬品等の安全性の確保については、医薬品製造所等への立入検査や、無承認無許可医薬品の買い上げ調査などにより不良医薬品等の製造・流通の防止を図っているが、県内の医薬品製造所において、不適切な医薬品製造が発覚し、行政処分を行った例が発生した。</p> <p>薬の消費者教室等の開催を通じて、薬の正しい使い方などの知識が県民に普及しつつあると考えられる。</p> <p>高圧ガスによる事故の未然防止について、高圧ガス取扱事業所への立入検査や講習会等を通して、設備管理の指導・助言や保安技術高度化の普及啓発等を行い、安全管理の促進を図っている。</p> <p>また、LPガス販売事業者等を通して、ガス漏れ警報器やCO警報器などの安全器具の普及や消費機器の安全な使い方についての啓発を行い、消費者の安全の確保に取り組んでいる。</p>
動物愛護思想の普及啓発や適正飼育の推進	<p>動物ふれあい教室や動物愛護フェスティバル、愛犬のしつけ方教室等を通して、県民に動物愛護思想や適正飼育の普及啓発を行っている。</p> <p>また、ボランティアと協働し、譲渡を推進することにより、県内の致死処分頭数の削減を行っている。</p>
衛生的な生活環境の確保	<p>生活衛生関係営業施設への監視指導による衛生水準の維持向上を図るとともに、衛生管理手法の普及啓発や設備改善への支援を行っている。</p> <p>また、県生活衛生営業指導センターによる研修会等、消費者サービス向上のための支援に取り組んでいる。</p>

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
安全・安心な消費生活の実現	<p>市町村の消費生活相談体制の整備:住民に最も身近な市町村における消費生活センター設置や相談員の新規又は増員配置等相談窓口の機能強化を図っていく必要がある。</p> <p>また、県消費者教育推進計画に基づき、関係者と連携・協力して、生涯にわたる消費者教育を体系的・効果的に推進していく必要がある。</p>	
医薬品や危険物の安全性の確保	<p>医薬品製造所等への無通告査察を実施するとともに、引き続き、無承認無許可医薬品の買い上げ調査などを実施し、医薬品等の安全性の確保、再発防止及び信頼回復を図る必要がある。</p> <p>また、引き続き、県民に対して薬の消費者教室等を開催し、薬の正しい使い方などの知識の普及啓発を図る必要がある。</p> <p>高圧ガス取扱事業者の安全管理の促進:高圧ガス事故の未然防止のため、引き続き、高経年施設の適正管理を図るとともに、保安技術の高度化を推進する必要がある。</p> <p>LPガス消費者の安全の確保:LPガス消費者による事故防止のため、引き続きガス漏れ警報器などの安全器具の普及や、ガスの安全な使い方、点検方法について啓発する必要がある。</p>	
動物愛護思想の普及啓発や適正飼育の推進	<p>不適正飼養等を防止するため、関係機関等と連携、協力し、さらなる動物愛護思想の普及啓発を推進していく必要がある。</p> <p>動物管理センターに必要な役割や機能を整理し、動物管理センターの機能強化を図っていく必要がある。</p>	
衛生的な生活環境の確保	<p>生活衛生関係営業施設への衛生管理指導の充実:生活衛生関係営業のサービス提供におけるより一層の安全性を確保するため、監視指導の徹底を図るとともに、消費者への啓発や事業者の自主的な取り組みを促進していく必要がある。</p>	

人づくり

テーマ1 富山県や日本を担う子どもの育成

- 1 優れた知性、豊かな心、たくましい体を持った子どもの育成
- 2 チャレンジ精神あふれる、困難にくじけない子どもの育成
- 3 家族や地域の絆、ふるさとを大切にする子どもの育成

テーマ2 若者の成長と自立、起業の支援、社会参加の促進

- 4 たくましく成長するための支援と社会で活躍できる人材の育成
- 5 若者の職業的自立や起業の支援
- 6 若者の社会の一員としての自立促進

テーマ3 女性の活躍とチャレンジへの支援

- 7 女性が能力を発揮でき、安心して働き続けられる環境づくり
- 8 女性のキャリアアップ、管理職への積極的な登用などの推進
- 9 女性の起業や再就職などの支援、女性の研究者・技術者等の育成

テーマ4 すべての人が活躍できる環境づくり

- 10 がんばる働き盛りなどへの積極的な支援
- 11 コミュニティや地域活性化を担う人材が育つ環境づくり
- 12 大人から子どもへの貧困の連鎖の防止

テーマ5 エイジレス社会実現と「かがやき現役率」の向上

- 13 元気な高齢者の就業・起業支援
- 14 高齢者の地域貢献活動の支援
- 15 高齢者の知識や経験、技能の継承

政策の柱	人づくり	政策名	1 優れた知性、豊かな心、たくましい体を持った子どもの育成
政策目標	未就学児から中学生までの子どもが、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力などの優れた知性を持ち、望ましい生活習慣や規範意識、公共心、感謝や思いやりなどの豊かな心を育むとともに、たくましく生きるための体力を身につけること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
いじめの認知件数とその 年度内解消率 (児童生徒千人当たりのいじめの 認知件数と年度内解消率(文部 科学省の定義による))	(認知件数) 5.4件 (小・中・高・特)	8.9件	19.6件	19.6件 (R4)	限りなくゼロ に近づける	限りなくゼロ に近づける	要努力
	(解消率) 81.0% (小・中・高・特)	86.5%	70.8%	70.8% (R4)	限りなく100%に 近づける	限りなく100%に 近づける	
	指標動向の 補足説明	(「いじめの認知件数」について) ・「いじめの認知件数」を数値目標として設定し、より少ない認知件数を目指すことは、積極的な認知を推奨する現在の姿勢とそぐわないものと考えられることから、最終目標を検討する必要がある。 (「年度内解消率」について) ・「いじめが解消している」状態とは、相当の期間(少なくとも3か月を目安とする)いじめの行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこととされている。したがって、1月以降にいじめを認知した場合、年度内で3ヶ月以上いじめが止んだ状態になることはあり得ず、その年度の「いじめ解消率」が100%になることはない。「年度内解消率」とは、その年度において、認知したいじめがいつの時期に多いかによっても、その値が変動するものである。また、「年度内解消率」を数値目標として設定することは、安易に解消としないという「いじめの防止等のための基本的な方針」の趣旨にそぐわないものであることから、最終目標を検討する必要がある。					
達成見通しの 判断理由	・富山県における近年の千人当たりのいじめの認知件数は全国平均を大きく下回っているが、いじめの未然防止教育の推進とともに、いじめの積極的な認知、いじめの早期発見・早期対応に努めていく必要がある。 (R3:富山県15.1件、全国平均47.7件、R4:富山県19.6件、全国平均53.3件)						
児童生徒の朝食欠食割合 (「朝ご飯を食べていますか」との 質問に対し、「いいえ、当てはまらない」と答える児童生徒の割合 ・小学校5年生 ・中学校2年生)	小5 0.8% 中2 1.7%	小5 0.8% 中2 2.0%	小5 1.0% 中2 2.6%	小5 1.3% 中2 3.3%	限りなくゼロに 近づける	限りなくゼロに 近づける	要努力
	指標動向の 補足説明	本県の児童生徒の朝食欠食割合は、長期的に見ると18年前(H16)の小学生1.6%、中学生2.5%から改善してきたが、近年は微増傾向にある。					
	達成見通しの 判断理由	食習慣は個々の家庭に依るところが大きいため、完全に0%にするのにはかなりの努力を要する。今後も、朝食摂取並びに、朝食内容の栄養バランスの向上を目指して取組みを充実させていく。					
運動に取り組む児童の割合 (体力向上シート(みんなでチャレンジ3015)の目標点に到達した 児童の割合)	94.7%	97.2%	55.5%	55.5% (R4)	98%	98%	要努力
	指標動向の 補足説明	R4年度の試験運用期間を経て、R5年度にWebアプリ「とやま元気っこチャレンジ」を導入したことにより、体力向上シートの活用にとらわれない取組みに移行している。指標が実態把握に適さなくなってきたため、R5年度は集計を取り止めた。					
	達成見通しの 判断理由	S59年度から取り組んでいる運動プログラムを令和元年度に改訂し、運動やスポーツを生活の身近に置くことにより運動を「する」きっかけにつなげ、運動習慣の一層の定着を図ってきた。今後は、R4年度に開発したWebアプリ「とやま元気っこチャレンジ」を活用し、既存のプログラムに加え、運動習慣や健康的な生活習慣のセルフチェックを学習者用端末から容易にできるようにすることで、運動・食事・休養といった健康的な生活習慣の定着に繋げる。また、指標の見直しに加え、アプリの友好的な活用方法についても検討が必要と考え、「要努力」とした。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
普段(月～金曜日)学校の 授業時間以外に1時間以上 学習している児童生徒 の割合(再掲)	【小6】 H22:50.7% ⇒ H24:62.1% ⇒ H25:63.8% ⇒ H26:61.7% ⇒ H27:65.3% ⇒ H28:63.2% ⇒ H29:64.9% ⇒ H30:67.0% ⇒ R1:66.2% ⇒ R2:データなし ⇒ R3:62.0% ⇒ R4:57.0% ⇒ R5:56.0% 【中3】 H22:55.8% ⇒ H24:58.5% ⇒ H25:61.4% ⇒ H26:62.0% ⇒ H27:62.9% ⇒ H28:63.9% ⇒ H29:64.6% ⇒ H30:67.0% ⇒ R1:65.6% ⇒ R2:データなし ⇒ R3:70.5% ⇒ R4:65.5% ⇒ R5:60.3%	教職員が家庭学習の課題の与え方について共通理解を図ったり、家庭学習リーフレットを配布したりするなど、家庭と学校が連携・協力し、家庭学習の充実に継続的に取り組んでいる。(R2年度は全国学力・学習状況調査が中止となったため、データなし)
「親学び講座」参加総数 (再掲)	R1:41,731人 ⇒ R2:21,231人 ⇒ R3:19,252人 ⇒ R4:21,828人 ⇒ R5:28,639人	R2からはコロナ禍で親学び講座の実施数が減少したため、参加人数が減っている。R5は、コロナ禍を経て講座回数が増加し、それに伴って参加人数も増加している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・少人数教育については、令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正により、小学校においては令和7年度には全学年で35人学級が制度化されるとともに、引き続き教職員定数のあり方全般について、検討が進められている。

・文部科学省が、千人当たりのいじめの認知件数の都道府県間の格差が極めて大きいことを問題視し、平成27年8月に、調査の一部見直しを実施した結果、「いじめを積極的に認知する」方針に転換したことから、県でも、それを前提として、これまで以上にいじめの早期発見・早期対応が求められている。

・国では、第4次食育推進基本計画が令和3年3月に策定され、令和7年までの5年間で目標値を設定して取り組むこととしている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
基礎的・基本的な知識・技能や思考力、判断力等の育成	・少人数教育については、令和5年度より小学校全学年で35人以下学級を実施。また、中学校1年生での35人学級選択制の実施に加え、小学校3年生から中学校3年生では少人数指導にも力を入れ、少人数学級と組み合わせた効果的な少人数教育を推進している。	
豊かな心の育成と道徳性の涵養	・例年、いのちの先生の派遣やいのちの教育講演会の開催、いのちのメッセージカードの活用等を通して、学校と家庭が一体となった、いのちの教育を推進している。昨年度は、オンラインでの教員等の研修会を通じて、子どもたち一人一人が生まれてきてよかったと実感し、自他のよさを認めてたくましく生きようとする心を育む教育の推進に努めた。 ・幼稚園・保育所等での「親学び講座」が広く周知されるよう、開催方法等を普及し、小・中学校や幼稚園・保育所等とPTA等が連携し、家庭の教育力の向上を図るとともに、子どもの健全育成に向けた取組みを推進している。	
運動習慣の定着と食育・健康教育の推進	・運動習慣の定着については、Webアプリ「とやま元気っこチャレンジ」を導入し、家庭や地域でも手軽に取り組めるようにした。また、幼児期から小・中学生期の運動習慣の定着や運動好きな子どもの育成、指導力向上のため異校種の指導者が参加する運動指導方法の研修を目的とした「とやま元気っスポーツライフサポート事業」を展開し、市町村が行う運動習慣の定着や体力向上を図る取組みを支援している。 ・食育・健康教育の推進については、食育ランチマットや食育啓発カレンダーの配布などを通じて、食に関する指導の推進に努め、栄養バランスのとれた朝食摂取の意識向上に努めている。	
豊かな感性と創造性の育成	・R5年度の土曜日の豊かな教育活動では、8市町において、地域の方の協力を得て芸術・文化活動に触れる教室が実施されている。 ・親子で楽しめる0歳から参加できるコンサートなどを実施し、子どもが一流の音楽に触れる機会を提供している。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
基礎的・基本的な知識・技能や思考力、判断力等の育成	・児童生徒へのきめ細かな学習指導や生活指導を推進するために、少人数指導及び少人数学級の成果と課題を検証し、より効果的な配置方法等を検討する必要がある。	
豊かな心の育成と道徳性の涵養	・児童生徒が、自他のいのちがかけがえのないものであることを実感し、一人一人の自尊感情を高め、よりよく生きようとする態度を培うなど、今後も学校と地域が一体となって、いのちの教育の推進・普及を図るため、いのちの先生による授業やメッセージカードの活用について、県内の小・中学校に積極的に働きかける必要がある。 ・「親を学び伝える学習プログラム」を活用した親学び講座については、保護者のニーズに沿った参加しやすい講座にしたり、保護者が多く集まる機会を捉えて講座の開催を働きかけたりするなど、普及・充実に努めていく必要がある。	
運動習慣の定着と食育・健康教育の推進	・Webアプリ「とやま元気っこチャレンジ」を導入し、学習用端末の活用を図った。手軽に家庭や地域でも取り組めるようなアプリとなっているため、周知が必要である。 ・望ましい食習慣を形成するためには、児童生徒だけでなく家庭にも、様々な方法で継続的に取組みを行う必要がある。	
豊かな感性と創造性の育成	・子どもの豊かな感性を育むための体系的・継続的なプログラムを実施するため、地域の多様な経験や技能をもつ人材・企業等の協力が得られるよう、人材確保を含めた体制整備の推進に努めていく必要がある。 ・未就学児や小学生など、低年齢層から、大人へ成長するまでの過程において、子どもたちが、継続的に芸術に触れる機会の充実を図る必要がある。	

政策の柱	人づくり	政策名	2 チャレンジ精神あふれる、困難にくじけない子どもの育成
政策目標	将来の夢や目標をしっかりと持って、困難にくじけず力強く未来を切り拓いていく、チャレンジ精神あふれる子どもが育っていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
将来の夢や目標を持っている子どもの割合 (将来の夢や目標をもつ小学校6年生、中学校3年生の調査対象者全体に対する割合)	小 87.4% 中 73.7% (H24)	小 84.5% 中 72.0%	小 79.0% 中 65.0%	小 81.2% 中 64.7%	H28(2016) 対比 増加させる	H28(2016) 対比 増加させる	要努力
	指標動向の 補足説明	・「全国学力・学習状況調査」(文部科学省) ・小学校、中学校ともに、H28年度に比べ減少した。 ・新型コロナウイルス感染症により、学校の教育活動も含め、社会全体の行動等に大きく制限がかかったため、実感をもつ機会が少なかった。					
	達成見通しの 判断理由	小・中学校ともに計画策定時より減少傾向にあり、R5年度は目標値より3ポイント以上低いため「要努力」とした。					
とやま科学オリンピック参加率 (小学生、中学生の県内在籍者数に対する参加者数の割合)	1.7%	1.9%	1.2%	1.0%	2.3%	2.3%以上	要努力
	指標動向の 補足説明	コロナウイルス感染拡大に伴い2020年度に中止になって以降、再開後も参加数は減少傾向にある。生徒数の減少が予想される中、県や市町村、各学校の行実施状況を把握しながら、興味・関心のある児童・生徒ができるだけ参加しやすい開催日程の検討、また、現場の教員、保護者への理解を進める。					
	達成見通しの 判断理由	令和3年度から小学校部門をとりやめたため、中学校部門の参加率で検証する。中学校部門の参加者数を556人(2024年)とすれば目標の2.3%を達成となる。考える楽しさを味わえるような問題作成の工夫、早期から科学への興味・関心を高めるため、小学校5～6年生親子を対象とした「親子でSTEAM体験教室」の開催等、継続した努力と工夫が求められる。このため「要努力」とした。					
国民スポーツ大会等の全国大会における入賞等の件数 (国民スポーツ大会、全国高校総体、全国中学校体育大会の3位以内の入賞数と重点強化種目の目標値(野球・サッカーベスト8以上、駅伝20位以内)到達件数の合計)	38	47	38	33	48以上	48以上	要努力
	指標動向の 補足説明	全国大会等はコロナ前状態に回復してきているが、少年種別(中学、高校)の成績がふるわなかった。					
	達成見通しの 判断理由	一貫指導体制を充実させるために、小学生を対象とした「未来のアスリート発掘事業」、「エリートユース育成事業」などで、ジュニア層からの発掘や育成・強化を進めている。 また、「TOYAMAアスリートマルチサポート事業」のスポーツ医・科学的サポートの充実により、成年層にも成果が出つつあるが、国スポの成績や重点強化種目の目標値達成にはさらなる強化対策、施設充実、選手育成など、今後も継続的な施策が必要であることや、人口の減少から、達成見通しは「要努力」とした。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
求められる英語力を有する生徒の割合(再掲)	【中3】 H26:32.7% ⇒ H27:38.4% ⇒ H28:41.7% ⇒ H29:43.7% ⇒ H30:44.6% ⇒ R1:46.2% ⇒ R2:データなし(国の調査中止) ⇒ R3:43.8% ⇒ R4:46.1% ⇒ R5:48.9% 【高3】 H26:38.0% ⇒ H27:39.1% ⇒ H28:47.3% ⇒ H29:49.1% ⇒ H30:54.8% ⇒ R1:57.5% ⇒ R2:データなし(国の調査中止) ⇒ R3:59.3% ⇒ R4:60.5% ⇒ R5:61.4%	中学3年生で実用英語技能検定3級(H30以降はCEFR A1レベル相当)以上、高校3年生で準2級(H30以降はCEFR A2レベル相当)以上の英語力を有する生徒の割合は、R3に中学校で数値が低下したが、R4にまた上昇した(数値実績は英語教育実施状況調査(文部科学省)に基づいている。)
「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」の実施状況(中学校)(再掲)	H11から事業実施、27校参加 H13から全中学校参加、 R2:2/78校 ⇒ R3:22/78校 ⇒ R4:72/77校 ⇒ R5:76/76校	R4はコロナ禍にあり、活動時期、日数、時間等の工夫により72校の参加であったが、第5類感染症に移行したR5は、全校が参加した。
未来のアスリート指定児童数(累計)(再掲)	H22:338人 ⇒ H23:404人 ⇒ H24:466人 ⇒ H25:532人 ⇒ H26:598人 ⇒ H27:662人 ⇒ H28:728人 ⇒ H29:803人 ⇒ H30:876人 ⇒ R1:951人 ⇒ R2:1,025人 ⇒ R3:1,099人 ⇒ R4:1,099人(事業実施開始を4月に変更したため変化なし) ⇒ R5:1,159人(ジュニア指定選手10名は含めない)	県内全小学校に募集パンフレット・ポスター等を配布するとともに、競技団体のホームページにバナー掲出を依頼するなど、連携して啓発活動に努めており、競技種目に偏りなく応募がある。 令和5年度は新5年生のジュニア指定選手10名も含め60人+10人の70名で活動している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- ・学習指導要領では、全教科で「主体的・対話的で深い学び」を実践し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育成することとされている。
- ・国の第4期教育振興基本計画では、5年後(令和9年度)の目標値として、生徒の英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を6割以上とした。
- ・学習指導要領では、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることとされている。
- ・(独)教職員支援機構のキャリア教育指導者養成研修が平成28年度より富山県で開催されている。
- ・国では、平成24年3月にスポーツ基本計画を策定するとともに、平成25年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことを受け、国際競技力の向上はもとより、スポーツによる健康増進、スポーツを通じた地域の活性化、国際貢献など、スポーツ行政を総合的・一体的に推進するため、スポーツ庁を設置した。また、平成29年3月に、第2期スポーツ基本計画が策定された。令和3年度には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が令和2年度より1年延期して開催され、同年度令和4年2月には北京オリンピック冬季大会が開催された。
- ・令和5年8月実施の官民協働事業レビューにて、とやま科学オリンピック開催事業の評価は「一部改善」であった。子どもたちの科学への関心を高めるといふ目的に即して、成果目標や参加者へのアンケート項目を見直してはどうか、市町村教委との連携、周知方法を工夫したらよい、などの意見あり。
- ・令和6年8月実施の官民協働事業レビューにて、高等学校生徒海外派遣事業の評価は行政の関与不要:10、一部改善:2、現行どおり・拡充:4であった。これまで基金を活用して行われてきた本事業は、生徒にとって大変意義深いものであるが、基金の残高も踏まえ、今後の事業の在り方について検討してはどうか、といった意見が出た。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
課題解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・高校の英語における授業改善が進み、様々な言語活動を取り入れるなど、コミュニケーション能力の育成が進められている。 ・とやま科学オリンピック2024には、435名の生徒が参加した。大会のキャッチフレーズ「むずかしいところがおもしろいー考えよう楽しもう科学の世界ー」が示すとおり、「問題が難しかった。(84%)」や「問題はおもしろかった。(74%)」と答える参加者が多く、意欲的で向上心が伝わってくる意見も多数あった。 ・子どもたちの科学技術に対する関心を高めるため、県試験研究機関や県立大学の施設を開放した実験教室の開催(夏休み子ども科学研究室)、県試験研究機関の研究員等が講師を務める小中学校や高等学校での出前授業の実施(きらめきエンジニア事業)ほか、夏季に県内各地で開催される科学技術関連イベントをPRするなどして、子どもたちが科学技術に触れ親しむ機会を充実させた。
社会に貢献し、信頼される人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」においては、中学2年生、義務教育学校8年生が5日間、学校をはなれて、職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に参加することで、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考える機会になるなど、生涯にわたってたくましく生き抜く力を育てている。 ・「高校生とやま県議会」事業を通して、県政について考えることで、身近なところから政治参加意識や地域社会へ参画する意識の向上を図っている。 ・高等学校生徒海外派遣事業では、高校生等20名を海外に派遣し、異文化への理解を深め、世界とのつながりの中で、未来の郷土を支え、社会の発展に貢献するグローバル人材の育成を図っている。
スポーツ分野における人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象とした「未来のアスリート発掘事業」や中・高校生を対象とした「とやまスポーツ道場」、強化指定選手に対する合宿遠征事業等の競技力強化事業を行っている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
課題解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の「読む・書く・聞く・話す」の英語4技能をバランスよく伸ばすことができるよう、指導と評価について改善を図る必要がある。 ・とやま科学オリンピックについて、アンケート結果や分析評価を取り入れ、考える楽しさを味わえるような問題作成の工夫を引き続き、行う必要がある。また、市町村教委と連携、イベント周知の工夫により参加者の裾野を広げる一層の努力が必要である。 ・子どもたちの科学技術に対する関心を高めるため、科学技術関連行事の内容の充実を図るほか、より一層の科学技術関連イベントの周知に努める必要がある。 	
社会に貢献し、信頼される人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」においては、コロナ禍で受入れ事業所が減少してきたが、第5類感染症に移行したR5年度は受入れ事業所が増加しつつある。今後も、生徒が希望する受入事業所の確保に向けて、新規受入れも視野に入れた本事業の趣旨の周知や活動のPRを行いながら、地域社会に対し更なる理解と協力を求めていく必要がある。 ・高校生とやま県議会における体験を各学校に還元し、参画意識が広がるようにしている。長期的に政治意識の醸成に努める必要がある。 ・高等学校生徒海外派遣事業におけるこれまでの成果は顕著であるが、官民協働事業レビューの結果をふまえ、今後の事業の在り方について検討していく必要がある。 	
スポーツ分野における人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ能力に優れた児童を対象に、競技団体や学校、家庭等とが連携して実施している「未来のアスリート発掘事業」において、対象児童の拡充やプログラム内容の充実を図る必要がある。 	

政策の柱	人づくり	政策名	3 家族や地域の絆、ふるさとを大切にする子どもの育成
政策目標	グローバル社会において、根なし草にならないよう、ふるさとに愛着と誇りを持ち、家族や地域の絆を大切にする子どもが育っていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
子どもの地域活動体験率 (今住んでいる地域の行事に参加する小学校6年生、中学校3年生の調査対象者全体に対する割合)	小6 78.9% 中3 48.3% (H24)	82.2% 55.1%	70.2% 53.9%	71.7% 48.1%	85% 60%	85%以上を維持 60%以上を維持	要努力
指標動向の補足説明	「全国学力・学習状況調査」(文部科学省 調査時期: 毎年4月) R1までは小学6年生、中学3年生ともに増加傾向にあり、R1は中学3年生で目標値を達成していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止による地域体験活動の機会減少の影響により、依然として体験率は減少したままである。						
達成見通しの判断理由	今後、コロナ禍等で休止した地域の行事が以前のように再開されることで、参加する子どもたちの地域活動体験率の上昇も期待できる。しかしながら、公民館や放課後子ども教室等での体験・交流活動の担い手や指導者の確保等の課題もあることから、「要努力」とした。						
地域文化に関係するボランティア活動者数 (指定文化財など地域の文化資源を対象として保存・体験学習会(研修会)等の活動を継続的に実施している団体の活動者数)	13,510人	13,770人	14,120人	14,130人	14,000人	14,150人	達成可能
指標動向の補足説明	コロナ禍の影響で会員数が減少した団体があるが、新たに団体を設立する動きは引き続き活発であることから、新型コロナウイルス感染症の収束後には活動者数は伸びると考えられる。						
達成見通しの判断理由	コロナ禍を契機に地域の文化遺産の継承に関する問題意識は高まっており、新型コロナウイルス感染症が収束すれば、活動者数は過去の伸び率と同程度に伸びると考えられる。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
「富山ヒストリーチャレンジアップ事業」への参加者数	R4: 837名 ⇒ R5: 979名	新型コロナウイルス感染症の5類移行により、各種イベントの参加者が増加するなどし、令和3年度比140%だった令和4年度に引き続き前年度比117%の大幅な増加となった。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> 令和4年8月の中央教育審議会第11期生涯学習分科会において、これからの時代の生涯学習・社会教育には、従来の役割のみならず、①ウェルビーイングの実現、②社会的包摂の実現、③地域コミュニティの基盤づくりといった役割も求められることが指摘された。 令和5年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画では、「学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上」が目標の1つとして設定されている。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
家族の絆を大切にする子どもの育成	<ul style="list-style-type: none"> 公民館を拠点とした地域課題の解決に向けた学びのモデル的な活動や、親子での地域・自然・文化体験活動を推進している。令和5年度より、新たにデジタルを取り入れた多様な人とのつながりを生む公民館活動にも取り組んでおり、これまでの取組みにつながる位置づけとして、支援に努める。 県が作成した「ふるさととやまの人物ものがたり」等の教材を県のHPに掲載したり各学校への周知等を行ったりするなど、ふるさとの優れた先人の志などを子どもたちや保護者が理解する機会の充実を図った。 	
地域の絆や伝統文化を大切にする子どもの育成	<ul style="list-style-type: none"> 次世代へつなぐ伝統文化の保存・継承のため文化財ボランティアの育成・確保や、体験学習会の開催などで埋蔵文化財に対し深い理解をもつ人材の育成を図っている。 	
ふるさとに誇りと愛着を持つ子どもの育成	<ul style="list-style-type: none"> 高校生が郷土史・日本史を学ぶ取組みとして補助教材を利用した授業を実践し、ふるさと教育を推進している。生徒1人1台端末の実現を受けて、令和3年度に「高校生のためのふるさと富山」をデジタル教材化した。 高志の国文学館では、「絵本作家 降矢なな原画展」など魅力的な企画展を開催するとともに、NHK富山放送局との共催イベントや、絵本作り、アフレコ等の体験ができる夏のこどもフェスティバル、富山県立大学とのコラボ企画を開催するなど、若い世代の来館者対策の充実を図った。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
<p>家族の絆を大切にする子どもの育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館同士の連携や三世代交流を通して、伝統文化等の継承や地域の防災意識の向上、ICT活用等を推進し、多様な形での参加者数を増やすよう支援する必要がある。 ・令和3年度より「ふるさとの優れた先人に学ぶ」作文コンクールは実施していないが、今後は県が作成した「ふるさととやまの人物ものがたり」等の教材を活用して、ふるさとの優れた先人の志などを子どもたちや保護者が理解する機会の充実を図り、ふるさと教育の推進に努める必要がある。 	
<p>地域の絆や伝統文化を大切にする子どもの育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代へつなぐ伝統文化の保存・継承のため、文化財ボランティアへの育成・確保に向け、更なる事業の展開をはかる必要がある。また、ふるさとの埋蔵文化財への関心を高めるような体験学習会をさらに充実させる必要がある。 	
<p>ふるさに誇りと愛着を持つ子どもの育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度より、全県立高校で郷土史・日本史学習を本格実施している。デジタル教材化し、触れやすくなった「高校生のためのふるさと富山」を活用した授業実践例などを機会があるごとに紹介するなどして、郷土史・日本史学習を一層充実させる必要がある。 ・高志の国文学館では、引き続き魅力的な企画展を開催するとともに、常設展示室の展示等について各種方面からの意見を聴くなど新たなリピーター対策を講じていく必要がある。また、展示以外に高校生を招いた読書会や絵てがみ作品の募集など、次世代を担う人材の育成のため、文学に触れる場の提供にも力を入れる必要がある。 	

政策の柱	人づくり	政策名	4 たくましく成長するための支援と社会で活躍できる人材の育成
政策目標	若者が、自らの可能性を開花させ、才能や個性を伸ばして、たくましく成長し、社会で活躍できる有為な人材となっていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
インターンシップ等体験率 (全日制県立高校3年生のうち、3年間で就業体験または保育・介護体験をした生徒の割合)	65.5%	72.9%	53.6%	68.7%	75%	80%	達成可能
	指標動向の 補足説明	・調査を開始した平成12年度から継続的に上昇し、体験率は増加傾向にある。					
	達成見通しの 判断理由	・令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により体験率が低くなったが、実施状況が回復してきている。今後もインターンシップの実施は可能であると見込まれ、令和元年度のデータでは82.9%を示し、目標を達成していることから、「達成可能」とした。					
高等教育機関における海外留学生数 (県内高等教育機関における日本人の海外留学生数(協定等に基づく留学と協定等に基づかない留学の合計数))	211人 (H25)	419人	192人	242人	460人程度	500人程度	要努力
	指標動向の 補足説明	・新型コロナウイルスの規制緩和が本格化した昨年度よりもさらに数値を伸ばしている。					
	達成見通しの 判断理由	・昨年度よりもさらに数値を上昇させはしたが、コロナ前の数値まで戻すにはまだ時間がかかりそうなことから、「要努力」のままとした。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
医学生修学資金延べ貸与者数(再掲)	H22:149人 ⇒ H23:186人 ⇒ H24:219人 ⇒ H25:249人 ⇒ H26:274人 ⇒ H27:315人 ⇒ H28:344人 ⇒ H29:378人 ⇒ H30:401人 ⇒ R1:416人 ⇒ R2:433人 ⇒ R3:451人 ⇒ R4:468人 ⇒ R5:487人	新規貸与者数は前年並みで順調な伸びを示している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>国の新たな「教育振興基本計画」(令和5年6月16日閣議決定)において、グローバルに活躍する人材育成を更に推進するため高等学校段階からの海外経験・留学支援に係る取組を促進し、また、我が国のグローバル化や国際競争力の強化を促進するため海外の大学等にて学位を取得する長期留学への支援を引き続き推進することとしている。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2033年までに、日本人高校生の海外留学生数について、12万人を目指す。 ・2033年までに、日本人学生等の海外留学生数について、単位や学位の取得を目指す中長期留学者を中心に増加させながら、38万人を目指す。このうち、長期留学者については15万人を目指す。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	
B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由
学生等の職業意識の早期形成を目指したキャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学生等が在学中から職業観を身に付けるため、高等学校等におけるインターンシップはアカデミック・インターンシップをはじめ、普通科においても富山の企業魅力発見推進支援を実施しており、今後さらに浸透していくものと見込まれる。 ・県内高等教育機関で構成する大学コンソーシアム富山が実施する、合同企業訪問に対して支援を行った。
未来のイノベーションを起こす人材を育成する取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・産業技術研究開発センターではインターンシップの受け入れを行っている。 ・産学官による「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムにおいて、世界水準の研究開発の推進や全国の学生を対象にしたネクスト・ファーマ・エンジニア養成コースの実施など医薬品産業を支える専門人材の育成・確保等に取り組んでいる。 ・薬事総合研究開発センターの最先端設備等を活用し、県内の大学生や高校生に対する技術実習を実施した。
高等学校や大学におけるグローバルな教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・アセアン地域等からの外国人留学生受入・定着促進のため、受入企業と連携して留学生を受け入れ、県内大学院入学から就職までを一体的に支援。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた第5期生の募集活動を2年ぶりに再開。インドネシアより留学生2名を受け入れた(県内大学院合格、R8.4に県内企業へ就職予定)。
芸術・文化や医療・福祉分野における人材育成の取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利賀芸術公園において、利賀芸術塾やシンポジウムの開催などにより、多くの演出家や俳優、学生らが集い、創造・実践活動を行うことによる人材育成に取り組んだ。 ・県内の公的病院等での勤務を目指す医学生へ修学資金を貸与しており、その卒業生が順次、県内での勤務を開始していることから、今後も順調に勤務者が増加すると見込まれる。 ・県外出身の医学生の県内定着を図るため、令和6年度より富山県地域医療再生修学資金貸与制度を拡充し、県外出身者を対象に加えるとともに、月の貸与額を増額した。これにより、修学資金の貸与者が増加すると見込まれる。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
高等学校や大学におけるグローバルな教育環境の整備	英語、中国語等の語学力の向上や海外留学の促進、アセアン地域等からの優秀な留学生の県内高等教育機関への受入拡大などにより、グローバルな教育環境を一層整備する必要がある。	
芸術・文化や医療・福祉分野における人材育成の取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術や文化の分野における国際的な活躍を目指す活動への支援が求められている。 ・社会に必要とされる医師、看護師等を育成するため、引き続き、修学資金貸与制度の活用等の人材確保対策等に取り組む。 	

政策の柱	人づくり	政策名	5 若者の職業的自立や起業の支援
政策目標	若者が、就業に必要な知識・技能の習得や起業へのチャレンジ支援などにより職業的・社会的に自立し、自らの力で力強く人生を切り拓いていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
若者の就業率 (15～34歳の人口から学生を除いた人数に占める就業者の割合)	84.6% (H22)	87.4% (H27)	89.3% (R2)	89.3% (R2)	87.4%以上	87.4%以上	達成可能
	指標動向の補足説明	国勢調査の結果によると、平成22年:84.6%、平成27年:87.4%、令和2年:89.3%となっており、就業率が上昇している。					
	達成見通しの判断理由	県内の有効求人倍率は、令和6年3月は1.44倍となり、雇用情勢は求人が求職を大幅に上回って推移している。今後も、社会・経済情勢により左右される面が大きい。ヤングジョブとやま(富山県若者就業支援センター)での就業支援や、県内定着に関する取組みを今後一層推進していくことにより、達成可能と判断した。					
デュアルシステム訓練の受講者数 (企業実習付訓練(デュアルシステム)を受講した人数 施設内:技術専門学院の施設内での職業訓練 委託:民間教育訓練機関に委託して行う職業訓練)	施設内10人 委託69人	施設内20人 委託68人	施設内11人 委託34人	施設内12人 委託25人	施設内20人 委託80人	施設内20人 委託80人	要努力
	指標動向の補足説明	若年者向けの職業訓練における就職支援の充実を図るため、企業における実践的な実習を訓練に取り入れ、実習先への就職などの成果を上げているが、これまでの雇用情勢の改善により職業訓練全体の応募者数が減少している。					
	達成見通しの判断理由	県内の有効求人倍率は、令和6年3月は1.44倍と高い水準が続いており、雇用情勢は、求人が求職を大幅に上回って推移しているが、職業経験の少ない若者等に対するきめ細かな就職支援等をより一層推進する必要がある。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
ヤングジョブとやまの利用者数(再掲)	H23:24,401人 ⇒ H24:25,192人 ⇒ H25:22,055人 ⇒ H26:34,481人 ⇒ H27:40,280人 ⇒ H28:31,292人 ⇒ H29:37,835人 ⇒ H30:37,405人 ⇒ R1:28,145人 ⇒ R2:21,429人 ⇒ R3:20,153人 ⇒ R4:18,233人 ⇒ R5:16,893人	採用市場が求職者優位の売り手市場となっており、ヤングジョブとやまを利用せずとも就職できる状況が続いていることから、利用者が減少傾向にある。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

【国における動き】
・全国の雇用情勢については、有効求人倍率が令和6年3月時点で1.28倍となり、前年同月比0.04ポイント減少している。
・H28から地方創生推進交付金が創設され、雇用創出や人材確保、起業支援などの取組みを実施している。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	A 概ね順調
施策名	判定理由
若者の職業的自立と県内学生の県内定着・職場定着	・若者の就業支援を行う「ヤングジョブとやま」(富山県若者就業支援センター)における令和5年度の就職者数は1,108人(対前年度208人減)となっている。引き続き、様々な工夫により利用者数の確保を図り、就職者の支援に努めていく。 ・県内大学進学者の県内就職を促進するため、合同説明会やセミナー等に加え、OB・OGと学生との懇談会の開催、LINEを活用したプッシュ型の情報発信等により、学生への情報発信を強化している。
特に個別の支援を要する若者に対する職業的自立の支援	・ニートやひきこもり等の若者の自立支援を行う「富山県若者サポートステーション」において、個別に丁寧なカウンセリングを実施し、就職に繋げている。
若者の起業、個別の産業分野における意欲ある担い手の育成・確保	・スタートアップ期の支援策である県制度融資の創業支援資金や、創業助成金は多くの利用があり、設備投資や創業への意欲が伺える。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
若者の職業的自立と県内学生の県内定着・職場定着	・県内大学等卒業生の県内企業への就職率は例年6割程度で推移しており、うち県外出身者は2割程度と低い。県内企業の魅力を分かりやすくPRする等、効果的な情報発信に取り組んでいく。	
特に個別の支援を要する若者に対する職業的自立の支援	・富山県若者サポートステーションの利用者について、登録開始から就職に至るまでの期間が長期化しているケースが散見される。H30年度から開始した、座学・職場体験双方を組み込んだ職場体験プログラム等により、職業的自立支援を一層推進していく必要がある。	
若者の起業、個別の産業分野における意欲ある担い手の育成・確保	・県民の起業家精神を醸成するための起業セミナーの開催や起業家支援情報の発信、創業塾での実践的な指導などにより、県民のロールモデルとなる成功事例を輩出し、起業マインドの醸成と起業家の育成を図る必要がある。	

政策の柱	人づくり	政策名	6 若者の社会の一員としての自立促進
政策目標	若者が、政治への参加意識を持つとともに、社会貢献を行おうとする姿勢を身につけながら積極的に社会活動に取り組むなど、社会的な役割と責任を担っていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
地域活動に参加している 若者の割合 (県政世論調査において、20歳代の若者のうち、「地域活動に積極的、またはときどき参加している」と答えた人の割合)	37.9%	37.7%	21.6%	31.3%	40%	42%	要努力
指標動向の 補足説明	指標策定以来、積極的、またはときどき参加していると答えた人の割合は減少傾向にあるが、前回調査から9.7ポイント上昇した。20代は他の年代と比べて低くなっているものの、18,19歳は前回調査から17ポイント上昇した。(18,19歳:51.5%、20代:31.3%、30代:50.9%、40代:63.1%、50代:64.0%、60代:66.2%、70歳以上:69.3%)						
達成見通しの 判断理由	若者を対象としたボランティアの体験・啓発事業や社会貢献活動への取組みを支援する事業を実施するなど、ボランティアや地域活動に参加しやすい環境づくりに引き続き取り組む必要があるため要努力と判断した。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
なし		

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・社会貢献活動への関心が高まっている一方で、県内の地域活動への参加者の割合は減少傾向にある。行政だけでなく、県民・NPO・企業など多様な主体が地域活性化に向けて、ボランティア・NPOの普及啓発、NPOの活動支援、情報提供環境の整備、ボランティア休暇制度の推進など、官民をあげて支援を強化している。

・結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う地方公共団体を支援するための地域少子化対策強化交付金が、平成25年度補正予算において創設(平成26年度補正予算でも措置)され、さらに、平成27年度補正予算で地域少子化対策重点推進交付金が創設(平成28年度当初から令和5年度当初予算でも措置)された。

【国における動き】

・平成27年に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた。文部科学省と総務省は、新たに有権者となる高校生を対象とした副読本を作成し、政治的教養の育成と政治参加を促している。令和4年に民法が改正され、成年年齢が18歳に引き下げられた。法務省、経済産業省、消費者庁は特設サイトを立ち上げ、新成人に向けて成年年齢引き下げの意義や消費者被害防止についての情報発信を行っている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
若者の地域づくりやボランティア活動の支援	・富山県民ボランティア・NPO大会などを通じ若者を含め県民全体にボランティア意識啓発に努めた。令和5年度からは学生を対象としたNPOチャレンジプロジェクトを実施するなど、若者のボランティア・NPOへの理解や参加促進に努めている。今後も意識啓発や人材育成を進めるとともに、ボランティアに参加しやすい環境の整備が必要である。
生命の尊さや結婚・家庭を持つ意義の啓発等	・「とやまマリッジサポートセンター」における、マッチングの結果、センター開設から令和6年3月末までに1,499組のカップルが成立し、137組が成婚したが、より多くのマッチング・成婚に結びつけるための取組みが必要である。
若者への主権者教育等の充実	・従来からの18歳から40歳までの青年を対象とした青年議会に加え、平成28年度より高校生とやま県議会事業を実施している。高校における出前授業や模擬投票などの主権者教育や県の高校生とやま県議会事業を通して、高校生の主体的な政治参加意識や社会参画意識の向上を図っている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
若者の地域づくりやボランティア活動の支援	・ボランティアに参加する時間がないことや情報が不足しているなど参加における障害もあることから、意識啓発や人材育成をより進めると同時に気軽にボランティアに参加できる環境の整備に取り組む必要がある。	
生命の尊さや結婚・家庭を持つ意義の啓発等	・未婚化、晩婚化が進行しており、結婚の気運の醸成や結婚を希望する男女一人ひとりに合った出会いの場の提供に取り組むとともに、市町村や企業、関係団体、ボランティア等との連携を強化して結婚支援に取り組む必要がある。	
若者への主権者教育等の充実	・高校生とやま県議会を通じて得たものを各学校での報告・実践につなげることで参画意識が広がるようにしている。青年議会においても若い世代の参加がみられ、今後も各世代に適した活動を実施し、長期的に政治意識の醸成に努める必要がある。	

政策の柱	人づくり	政策名	7 女性が能力を発揮でき、安心して働き続けられる環境づくり
政策目標	女性がその能力を十分発揮することができるよう、適切な能力開発が行われ、就業継続を希望する女性が安心して働き続けられる環境が整備されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
30歳から34歳の女性の就業率 (30歳から34歳の女性の人口に占める就業者の割合)	74.1% (H22)	79.0% (H27)	82.8% (R2)	82.8% (R2)	83.1%	87.2%	要努力
指標動向の補足説明	30歳から34歳の女性の就業率は、全国トップレベル(第7位)にある。						
達成見通しの判断理由	数値は上昇しているものの、最終目標値の達成に向けては女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援や、女性のキャリアアップ、再就職支援などの取組みをさらに推進していく必要がある。						
女性労働者の平均勤続年数 (本県の女性労働者が現に就業している企業で勤続している年数の平均)	11.0年 (全国8.9年) (H24)	10.8年 (全国9.4年) (H29)	12.0年 (全国9.8年)	12.1年 (全国9.9年)	11.6年	11.8年	達成可能
指標動向の補足説明	平均勤続年数は、昨年度より増加しており、全国平均を上回っている。						
達成見通しの判断理由	社会・経済状況によって雇用状況は左右される面が大きく短期的に変動するものの、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮しても近年増加傾向にあるため、達成可能とした。						
病児・病後児保育事業実施箇所数 (病児・病後児保育事業を実施している施設数)	70か所	124か所	182か所	186か所	140か所	150か所	既に達成
指標動向の補足説明	保育ニーズに対応して、病児・病後児保育事業を行う施設数が順調に増加している。						
達成見通しの判断理由	箇所数は順調に増加しており、今後も、保護者ニーズに応じて病児・病後児保育を実施する施設は増加すると見込まれる。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
公共職業訓練(ものづくり系訓練科)に入校した女性の割合	H22:7.2% ⇒ H23:3.6% ⇒ H24:5.2% ⇒ H25:5.7% ⇒ H26:5.4% ⇒ H27:15.7% ⇒ H28:10.2% ⇒ H29:20.4% ⇒ H30:14.3% ⇒ R1:19.2% ⇒ R2:15.8% ⇒ R3:23.9% ⇒ R4:19.5% ⇒ R5:11.8%	女性の入校割合は増加傾向にあるが、社会情勢の変化により変動している。
女性活躍・働き方改革推進員の訪問件数(累計)(再掲)	H30:290件 ⇒ R1:630件 ⇒ R2:800件 ⇒ R3:1,039件 ⇒ R4:1,231件 ⇒ R5:1,515件	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定支援としてニーズが高く、計画策定企業数の増加に繋がっている。
延長保育実施箇所数	H22:210か所 ⇒ H23:210か所 ⇒ H24:215か所 ⇒ H25:216か所 ⇒ H26:219か所 ⇒ H27:225か所 ⇒ H28:231か所 ⇒ H29:231か所 ⇒ H30:236か所 ⇒ R1:240か所 ⇒ R2:252か所 ⇒ R3:251か所 ⇒ R4:247か所 ⇒ R5:248か所	延長保育を実施する施設は、ニーズに応じて増加傾向にある。
チャレンジナビゲーターの再就職相談件数(累計)	H22:698件 ⇒ H23:1,410件 ⇒ H24:2,174件 ⇒ H25:3,003件 ⇒ H26:3,704件 ⇒ H27:4,531件 ⇒ H28:5,295件 ⇒ H29:6,003件 ⇒ H30:6,791件 ⇒ R1:7,515件 ⇒ R2:8,103件 ⇒ R3:8,568件 ⇒ R4:9,097件 ⇒ R5:9,674件	再就職に関する相談は、時勢が変化しても、ニーズが高い。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・平成26年10月には、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながるよう、内閣総理大臣を本部長とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置された。

・女性活躍推進法(H28.4完全施行)や「働き方改革実行計画」(H29.3.28働き方改革実現会議決定)において、女性活躍や生産性向上に資する働き方改革の推進が目指されている。

・また、令和元年の女性活躍推進法の改正により、令和4年4月から一般事業主行動計画の策定義務付けの対象が従業員数301人以上の企業から101人以上の企業に拡大された。

・令和4年の改正育児・介護休業法の施行による男性の育児休業制度の拡充により、男女ともに仕事と育児の両立が促進されることが求められている。

・令和6年には雇用の分野における女性活躍推進の方向性を検討する検討会(厚労省雇用環境・均等局所管)や、男女間の賃金格差、非正規雇用労働者の問題を検討する女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム(座長:内閣総理大臣補佐官)が設置された。

・成長戦略会議ウェルビーイング戦略WGの委員からは、各種子育て支援サービスがあるものの、周知が足りない制度もあるという意見があった。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
1 女性の能力発揮に向けた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会に関する意識調査(R3)結果によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については「反対」が5割を超えるなど、固定的な性別役割分担意識は解消傾向にある。一方、家事・育児について、主に誰が担当しているかを聞いたところ、7割超が「妻」と回答している。新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛や休業等のなか、平常時より増大する家事、子育て、介護等の責任が女性に集中するなど、固定的な性別役割分担意識が依然として残っている。引き続き、県民共生センターにおける各種講座の開催などを通じて、働く場における無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)への気づきや男女共同参画を推進していく必要がある。 	
2 就業継続しやすい職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年に設立したイクボス企業同盟とやまの加盟団体数は、288団体(R6.3末)と順調に伸びている。また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出状況について、策定が義務付けられている従業員101人以上の企業については100%となるなど取組みが加速度的に進んでいる。 	
3 子育てしながら安心して働き続けることができる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進調査(R3)結果によると、女性活躍推進のために会社に進めてほしい取組みとして「仕事と家庭を両立しやすい環境の整備(38.3%)」が最も多く、行政の支援・施策でも、「子育てインフラの充実(40.5%)」が最も多かった。引き続き、多様な保育・子育て支援サービスの充実や放課後児童クラブの拡充を図るとともに、各種子育て支援サービスの周知強化や利用に対するイメージアップを図る必要がある。 	
4 結婚、出産等を機に離職した女性の再就職への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進調査(R3)結果によると、女性活躍推進のために必要な行政の支援・施策として、「子育てインフラの充実」に次いで、「積極的な企業の取組み事例や支援制度の紹介」、「意識改革を目的とした研修会等の開催」が多かった。引き続き、意識改革・機運醸成を図るフォーラムやセミナー等の開催、相談対応など、女性の再就職を支援していく必要がある。 ・富山県女性就業支援センターを設置し、潜在的な女性求職者の開拓、子育て中のママ向けの仕事の切り出し、マッチング支援、初心者向けのスキルアップ講座を開催し、女性の就業意欲の向上を進めている。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
1 女性の能力発揮に向けた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・女性管理職比率(R2:9.2%)は全国平均(R2:9.8%)と比べ低い状況にあり、依然として、働く場における男性中心の労働慣行が残っていることが伺える。女性のキャリアアップに向けた支援を、より一層進める必要がある。 	
2 就業継続しやすい職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・15歳～64歳の女性の就業率(R2:75.9%、全国3位)や平均勤続年数(R5:12.1年、全国2位)は全国トップクラスにあるが、第1子出産を機にフルタイム勤務者の27.2%(R5子育て支援サービスに関する調査)が主婦やパート・アルバイトになっており、女性の就業継続や結婚・出産を機に離職した女性への再就職支援等をより一層進める必要がある。 ・企業における働き方改革を後押しすることなどにより、仕事と子育てとの両立がしやすい職場環境づくりを進める必要がある。 	
3 子育てしながら安心して働き続けることができる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育等の実施箇所数は順調に増加しているが、子育て家庭が安心して子どもを育てられるよう、保護者のニーズに対応した多様な保育・子育て支援サービスをより一層充実させる必要がある。 	
4 結婚、出産等を機に離職した女性の再就職への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な働き方が模索・推進されているなか、ものづくり系訓練を受講する女性割合は増加傾向ではあるが、年度により変動しており、企業、民間教育機関及び行政などがより一層連携・協力し、職業能力開発の機会を提供する必要がある。また、県民共生センターにおいて再就職へ向けた講座も実施しているが、引続き再就職希望者のニーズを把握し、ニーズに対応した支援を一層充実させる必要がある。 ・未就業の女性が、セミナー等を受講するだけでなく、多様な働き方に向けた就労機会やスキルアップに向けた支援を進める必要がある。 	

政策の柱	人づくり	政策名	8 女性のキャリアアップ、管理職への積極的な登用などの推進
政策目標	企業等において女性のキャリアアップ、管理職への登用が積極的に行われ、女性が様々な分野で活躍できる環境が整備されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出済みの中小企業数 (従業員300人以下の企業のうち一般事業主行動計画を策定し、国に届け出た企業数(累計))	-	28社 (H29)	775社	807社	200社 程度	450社 程度	既に達成
指標動向の補足説明	・H28.4に女性活躍推進法が完全施行され、従業員300人以下の企業については、一般事業主行動計画の策定・届出・公表が努力義務とされている。 ・R1.5に女性活躍推進法の改正法案が可決・成立し、R4.4からは従業員101人以上300人以下の企業の一般事業主行動計画の策定・届出・公表が義務付けられた。						
達成見通しの判断理由	R4.4から従業員101人以上300人以下の企業も一般事業主行動計画の策定・届出・公表が義務付けられたため、県内中小企業の計画策定率は着実に進んでおり、R4における届出済の中小企業数が700社を超えたことから、既に達成とした。						
女性の管理職比率 (管理的職業従事者に占める女性の割合)	5.7% (H22)	7.6% (H27)	9.2% (R2)	9.2% (R2)	10.5%	14%	要努力
指標動向の補足説明	本県は、ものづくり産業のウエイトが比較的高いことなども反映して、民間事業所も含め管理職に就く女性の割合は、全国平均よりも低い状況にある。 (R2:9.2%/全国25位(全国平均9.8%))						
達成見通しの判断理由	本県の女性の管理職比率は、H27全国44位からR2全国25位へと上昇したものの、全国平均よりも低い状況にあり、目標値には達していない。今後も引き続き、企業、経済団体、関係機関などと連携し、幅広い分野において、女性の人材育成、管理職への登用などに取組む必要があり、要努力とした。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
煌めく女性リーダー塾の卒塾生の数(累計)	H25:22名 ⇒ H26:48名 ⇒ H27:77名 ⇒ H28:145名 ⇒ H29:209名 ⇒ H30:272名 ⇒ R1:353名 ⇒ R2:398名 ⇒ R3:459名 ⇒ R4:529名 ⇒ R5:600名	H25~H27は定員20名程度、H28~R1は定員60名、R2は定員35名、R3~R4は定員45名で募集しており、卒塾生累計は順調に増加している。
女性活躍・働き方改革推進員の訪問件数(累計)	H30:290件 ⇒ R1:630件 ⇒ R2:800件 ⇒ R3:1,039件 ⇒ R4:1,231件 ⇒ R5:1,515件	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定支援としてニーズが高く、計画策定企業数の増加に繋がっている。
働き方改革に関するワークショップ等の受講者数(累計)(再掲)	H29:81名 ⇒ H30:152名 ⇒ R1:167名 ⇒ R2:240名 ⇒ R3:310名 ⇒ R4:479名 ⇒ R5:635名	企業の人事労務担当者向けの働き方改革関連のワークショップ等を継続的に実施し、参加者数は順調に増加している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法(H28.4完全施行)や「働き方改革実行計画」(H29.3.28働き方改革実現会議決定)において、女性活躍や生産性向上に資する働き方改革の推進が目指されている。 ・また、令和元年の女性活躍推進法の改正により、令和4年4月から一般事業主行動計画の策定義務付けの対象が従業員数301人以上の企業から101人以上の企業に拡大された。 ・令和4年の改正育児・介護休業法の施行による男性の育児休業制度の拡充により、男女ともに仕事と育児の両立が促進されることが求められている。 ・令和6年には雇用の分野における女性活躍推進の方向性を検討する検討会(厚労省雇用環境・均等局所管)や、男女間の賃金格差、非正規雇用労働者の問題を検討する女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム(座長:内閣総理大臣補佐官)が設置された。 ・平成27(2015)年に国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)の目標5に「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられている。また、9つのターゲットの1つに「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会の確保」がある。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	
B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由
1 リーダーを目指す女性のキャリアアップ支援	・煌めく女性リーダー塾の受講者は順調に増加しているが、企業等の役員や管理職に就く女性社員を育成するため、引き続き女性の自己研鑽と業種・職種の枠を超えたネットワーク構築を支援していく。
2 企業等における女性の管理職登用や能力開発の促進	・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出状況については、策定が義務付けられている従業員101人以上の企業については100%となるなど取組みが加速度的に進んでいる。一方で、男女共同参画チーム・オフィサー設置事業所や男女共同参画推進事業所の数も増加しているものの、女性の管理職登用等の促進にあたり、引き続き支援が必要である。
3 企業や経済団体、関係機関等と連携した女性が活躍できる職場環境づくりの推進	・「とやま県民活躍・働き方改革推進会議」(H29.6設置)及び「女性の活躍推進委員会」(H29.7設置)において、経済団体、労働団体、有識者、行政等と連携し働き方改革や女性の活躍推進に向けた取組みを推進しており、令和3年度には新たに県内企業とともに取り組む「富山県女性活躍推進戦略」を策定した。 ・企業経営者等の加盟する「イクボス企業同盟とやま」(H29.7設立)をはじめとしたネットワークへの働きかけを通じ、働き方改革、女性の活躍できる職場環境づくりを推進している。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
1 リーダーを目指す女性のキャリアアップ支援	・長時間労働を前提とした働き方や女性に偏る家庭負担、企業と女性との意識のギャップなど、女性活躍を阻む課題の背景には、アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)があると考えられることから、令和3年度に策定した「富山県女性活躍推進戦略」に基づき、意識改革や女性のキャリアアップに向けた支援を、より一層進めていく必要がある。	
2 企業等における女性の管理職登用や能力開発の促進	・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、中小企業の策定率は加速度的に進んだが、県内企業における女性活躍を一層進めるため、策定が努力義務対象企業への社会保険労務士やアドバイザーの派遣等による支援が必要である。	
3 企業や経済団体、関係機関等と連携した女性が活躍できる職場環境づくりの推進	・女性管理職比率(R2:9.2%)は全国平均(R2:9.8%)と比べ低い状況にあり、依然として、働く場における男性中心の労働慣行が残っていることが伺える。引き続き、企業や経済団体、関係機関等と連携し、諸課題を解決する必要がある。	

政策の柱	人づくり	政策名	9 女性の起業や再就職などの支援、女性の研究者・技術者等の育成
政策目標	女性の起業などが進むとともに、次代を担う女性の研究者や技術者が増大し、理工系分野等への女性の参画が進んでいること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
農村女性起業件数 <small>(農村女性が主たる経営を担う起業件数(累計))</small>	164件	181件	226件	233件	200件	220件	既に達成
指標動向の補足説明	R5の動向:7件増						
達成見通しの判断理由	既に目標を達成しているが、今後も引き続き起業を支援していく。						
職業訓練修了者における女性の就職率 <small>(女性の職業訓練修了者のうち、訓練修了後3ヶ月後までに就職した者の割合)</small>	67.0% (H24)	82.3%	86.7%	81.1%	80%以上	80%以上	達成可能
指標動向の補足説明	H28以降、女性の職業訓練修了者のうち、職業訓練修了後3ヶ月までに就職した者の割合がほぼ80%超となっており、H24と比較して約10ポイント増加している。						
達成見通しの判断理由	女性の職業能力開発の推進により、女性の職業訓練修了者のうち訓練修了後3ヶ月後までに就職した者の割合はH24では67.0%であったものが、H28以降は80%以上をほぼ維持しており、達成可能とした。						
女性技術者・研究者の割合 <small>(専門的・技術的職業従事者のうち研究者及び技術者における女性の割合)</small>	11.8% (H22)	13.6% (H27)	13.7% (R2)	13.7% (R2)	15.0%	16.4%	要努力
指標動向の補足説明	本県の専門的・技術的職業従事者のうち研究者及び技術者における女性の割合は、13.7%(全国第4位)と、全国的に高い状況にある。						
達成見通しの判断理由	本県は、専門的知識が必要とされる業種の多いものづくり産業のウェイトが高く、割合は13.7%(全国第4位)と全国的に高い状況にはあるものの、前回調査結果からは横ばいで推移しており、目標には達していないため要努力とした。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
県創業支援センター相談件数(再掲)	R4:98件(うち女性51件) ⇒ R5:269件(うち女性165件)	R4年10月末に開所し、毎月平均20件程度の相談を受けた。
富山県立大学工学部、情報工学部の受験者数のうち、女子学生の割合	H22:15.6% ⇒ H23:12.0% ⇒ H24:15.5% ⇒ H25:13.4% ⇒ H26:14.5% ⇒ H27:14.3% ⇒ H28:15.0% ⇒ H29:22.4% ⇒ H30:16.4% ⇒ R1:16.6% ⇒ R2:15.9% ⇒ R3:14.9% ⇒ R4:17.7% ⇒ R5:18.8%	・工学系の学部として、R5実施の入試から工学部に加え、情報工学部(新設)において学生を募集。 ・R5の女子受験者の割合は、前年度に比べて上昇した。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法の完全施行(H28.4)や「働き方改革実行計画」(H29.3.28働き方改革実現会議決定)において、女性活躍や生産性向上に資する働き方改革の推進が目指されている。こうした国の動きを踏まえ、経済団体、労働団体、有識者、行政等と連携しながら女性の活躍推進や働き方改革推進に向けた取組みを一層進める必要がある。 ・国の第5次男女共同参画基本計画(R2.12)においても地域における男女共同参画の推進や科学技術・学術における男女共同参画の推進が掲げられている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
1 起業等を志す女性のチャレンジ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ期の支援策である県制度融資の創業支援資金や、創業助成金は多くの利用があり、設備投資や創業への意欲が伺える。 ・農村女性起業の新たな取組みに対し、座学や実技等の講座の開設、専門家を派遣するなどの支援により、起業スキルの向上、定着を進めている。 ・富山県女性就業支援センターを設置し、潜在的な女性求職者の開拓、子育て中のママ向けの仕事の切り出し、マッチング支援、在宅ワークに向けた研修会の開催・実践機会の提供など、女性の就業意欲の向上を進めている。 	
2 女性研究者・技術者等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・中・高校生を対象に、自然科学を中心に幅広い思考力を問うとともに、実験・観察も取り入れた富山ならではの問題に取り組む「とやま科学オリンピック」を開催している。女子生徒の参加割合は、例年35%程度を占めている。今年度は、中・高全体での女子生徒参加率は38.7%で過去最高であり、高校分野の化学においては女子参加率が61.2%であった。 ・毎年7月21日から8月10日を科学技術週間と位置づけ科学技術関連イベントのPRを実施し、実験教室等に多くの女子児童・生徒をはじめ小中学生等が参加した。また、県立大学の教員や県試験研究機関の研究員等を講師とし、小中学校や高等学校での科学技術関連の出前授業を実施することで、子どもたちの科学に対する関心を高めた。 ・県立大学では、優秀な女子学生を確保するため、大学案内パンフレットや受験生応援サイト等により女子学生の活躍を紹介するなど、女子学生への理工学分野の選択に向けた積極的な情報提供を行っている。 	
3 理工系分野の産業における女性の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県技術専門学院の職業訓練では託児サービスの実施などに取り組んでおり、ものづくり分野の職業訓練について、女性にとって受講しやすいものとなるよう、今後も努めていく必要がある。 ・建設業については、従事者の減少とともに高齢化が進んでおり、若年入職者の確保・育成が課題であることと、他産業に比べて女性の割合が極端に低いことから、若手及び女性技術者の入職・定着を図るため、建設企業等が行う労働環境改善の取組みに対して支援を行っている。 	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
1 起業等を志す女性のチャレンジ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の起業家精神を醸成するための起業セミナーの開催や起業家支援情報の発信、創業塾での実践的な指導などにより、県民のロールモデルとなる成功事例を輩出し、起業マインドの醸成と起業家の育成を図る必要がある。 ・農村女性の起業活動に必要な知識・技術の習得、商品開発等のスタートアップやベテランから若手への事業継承への支援が必要である。 ・未就業の女性が、セミナー等を受講するだけでなく就業や在宅ワーカーとしての自立に向けた支援を進める必要がある。 	
2 女性研究者・技術者等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・とやま科学オリンピックへの女子生徒の参加者は年々増加し、今年度は参加者全体の4割程度となったが、高校分野では選択分野によって女子生徒の参加の偏りが見られ、まだ参加率が低い分野がある。 ・女子児童・生徒をはじめ、子どもたちの科学技術に対する関心を高めるため、より一層の科学技術関連イベントの周知に努め、出前授業等の内容の充実を図る必要がある。 	
3 理工系分野の産業における女性の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き職業訓練における託児サービスの実施等、女性にとって受講しやすい環境を整え、ものづくり産業への女性の参画を促進していく必要がある。 ・建設業において女性活躍を推進するためには、女性が入職し、長く働き続けられることが重要であり、ハード・ソフト両面において、女性が働きやすい労働環境改善やキャリアアップへの支援を促進する必要がある。 	

政策の柱	人づくり	政策名	10 がんばる働き盛りなどへの積極的な支援
政策目標	働き方改革を推進し、働く人一人ひとりが、個性と能力に応じてキャリアアップを図りながら、持てる能力を最大限に発揮し、いきいきと働いていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
週労働時間60時間以上の 雇用の割合 (200日以上就業している雇用の うち週の労働時間が60時間以 上の雇用の割合)	11.3% (H19)	10.0% (H24)	4.9%	4.9% (R4)	9.0%以下	8.1%以下	達成可能
	指標動向の 補足説明 全国値は、H24が12.7%、H29が10.7%、R4が6.4%であり、本県の割合は全国平均を 下回っている。また、本県の過去10年間(H19:11.3%→H24:10.0%→H29:8.8%→R4: 4.9%)の推移を見ると社会・経済状況によって左右される面があるが、減少傾向にある。						
	達成見通しの 判断理由 国において時間外労働の上限規制を含む働き方改革関連法がH31年4月から順次施行され、R4実績においては 4.9%と減少しており、今後も企業における働き方改革の取組が推進していくと見込まれることから、達成可能とした。						
「イクボス企業同盟とや ま」加盟団体数 (同盟に加盟した事業所、団体、 自治体数)	—	—	184団体	288団体	150団体	200団体	既に達成
	指標動向の 補足説明 設立当初は(H29.7.25)は100団体であったが、R6.3末時点での加盟数は288団体と順 調に増加している。						
	達成見通しの 判断理由 男性の育児休業取得促進補助金(R4新設)の申請要件の一つとしたこともあり、R8最終目標を大幅に上回る加盟団 体数となったため、既に達成と判断した。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
能力開発セミナーの受講 率	H24:70.5% ⇒ H25:50.9% ⇒ H26:45.8% ⇒ H27:30.3% ⇒ H28:29.5% ⇒ H29:27.7% ⇒ H30:26.8% ⇒ R1:36.2% ⇒ R2:31.2% ⇒ R3:53.7% ⇒ R4:46.7% ⇒ R5:45.7%	近年の人手不足により、企業が従業員を研修に 出す余裕がないため、減少傾向が続いていた。R元 年度以降は新型コロナウイルスの感染拡大の懸念 等から減少したが、感染対策の普及等から、R3年 度以降はコロナ前の水準に戻りつつある。
障害者雇用推進員の訪問 事業所数(累計)(再掲)	H22:225事業所 ⇒ H23:451事業所 ⇒ H24:720事業所 ⇒ H25:1,009事業所 ⇒ H26:1,312事業所 ⇒ H27:1,621事業所 ⇒ H28:1,922事業所 ⇒ H29:2,210事業所 ⇒ H30:2,510事業所 ⇒ R1:2,800事業所 ⇒ R2:2,950事業所 ⇒ R3:3,007事業所 ⇒ R4:3,192事業所 ⇒ R5:3,375事業所	令和3年度はコロナ禍において訪問が限られたこ とから訪問事業所数は57事業所であったが、令和4 年度は185事業所、令和5年度は183事業所となり、 訪問事業所数は一定数確保できている。
働き方改革に関するワー クショップ等の受講者数 (累計)(再掲)	H29:81名 ⇒ H30:152名 ⇒ R1:167名 ⇒ R2:240名 ⇒ R3:310名 ⇒ R4:479名 ⇒ R5:635名	企業の人事労務担当者向けの働き方改革関連の ワークショップ等を継続的に実施し、参加者数は順 調に増加している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>【国における動き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、平成29年3月28日に「働き方改革実行計画」を策定し、日本経済再生に向けて、「長時間労働の是正」、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」、「非正規雇用の処遇改善」など9テーマが掲げられている。平成30年6月29日に罰則付きの時間外労働の上限規制導入などを盛り込んだ「働き方改革」関連法が成立し、平成31年4月から順次施行されている。 ・令和6年4月より、民間企業における障害者の法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられ、さらに令和8年7月から2.7%に引き上げられる。 ・国は、「人生100年時代構想会議」のフォローアップ会合を令和3年1月29日に開催し、「より長いスパンで個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、何歳になっても学び直し、職場復帰、転職が可能となるリカレント教育を抜本的に拡充する」としている。 ・令和4年の改正育児・介護休業法の施行による男性の育児休業制度の拡充により、男女ともに仕事と育児の両立が促進されることが求められている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	A 概ね順調
施策名	判定理由
経済・産業の発展を支える人材育成	・企業ニーズに沿った訓練を行えるよう、計画的に新たな訓練機器を導入するなど訓練体制を整えているが、近年の雇用情勢の改善や持ち直しの動きにより、職業訓練全体の受講人数が減少傾向にある。
障害者の就業促進	・R5年度の雇用障害者数は、過去最高の4,752人となっている。
キャリアアップの仕組みの構築	・県立大学では、社会人のスキルアップや企業ニーズの高い分野の知識を体系的に学ぶ社会人向けの「レディメイド型講座」を開講している。あわせて、企業が抱える個別・具体の課題に対応した「カスタムメイド型講座」を企業が希望する日時・場所で実施しており、いずれも好評を得ている。
長時間労働の是正等の働き方改革の推進	・働き方改革の気運醸成を図るため、H30年度から県民や企業等への普及啓発を行い、優れた取り組みを行った企業を紹介する県民運動を展開している。 ・働き方改革に意欲的な企業を対象とした伴走型コンサルティングを実施してきたほか、企業や業界団体が自主開催するセミナーにテーマや開催時期など主催者の希望に沿った講師を派遣することで、企業の取り組みを支援している。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
経済・産業の発展を支える人材育成	社会・経済情勢に左右される面が大きい。今後とも企業ニーズの把握に努め、ニーズに応じた職業訓練を行えるよう、計画的に訓練機器を整備し、訓練カリキュラムを検討していく必要がある。	
障害者の就業促進	本県の障害者雇用数は、近年増加傾向にあり、法定雇用率達成企業割合も55.6%(R5.6.1現在)と、全国平均50.1%を上回っているものの、未だ4割以上の企業が法定雇用率を達成していないことや、R6年4月から障害者の法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられ、さらにR8年7月から2.7%に引き上げられることから、障害者雇用に対する理解を一層促進する必要がある。	
キャリアアップの仕組みの構築	大学等への社会人受入れなどのリカレント教育や、専修学校等が行う実践的な職業教育や専門的な技術教育など、県民ニーズに対応した多様な教育の充実に努める必要がある。	
長時間労働の是正等の働き方改革の推進	本県の総実労働時間は、近年減少傾向にあるが、全国と比較すると長い状況にある。なお、年次有給休暇の取得率は、R5では66.9%となっている。 より働きやすい職場作りのために、働き方改革に関する企業経営者向けの講演会の開催や業界ごとの研修会等への講師派遣などにより、県内企業における働き方改革の機運醸成に努めるとともに、県庁内に設置した『働き方改革ラボ』及び働き方改革に関心のある方々向けのコミュニティ『スマラボとやま』を通じて官民あがりの取り組みを推進する。	

政策の柱	人づくり	政策名	11 コミュニティや地域活性化を担う人材が育つ環境づくり
政策目標	介護や福祉、防災や防犯など、身近な分野でコミュニティを支え、地域活性化の中心となる人材が育成されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
地域活動に参加している人の割合 <small>(県政世論調査において、「地域活動に積極的に、またはときどき参加している」と答えた人の割合)</small>	65.9%	58.7%	58.6%	62.9%	70%	70%以上	要努力
指標動向の補足説明	R4に比べ、4.3ポイント上昇した。年齢別に見ると「参加している」「積極的に参加している」と「ときどき参加している」を合算したものは20代が最も低く、70歳以上が最も高くなっており、年齢が上がるにつれ地域活動に参加する人の割合が高まる傾向にあることが分かる。						
達成見通しの判断理由	県民全体に対するボランティアや地域活動への参加意識を高めるとともに、ボランティアに関する情報を得ることが出来る仕組みや参加しやすい環境づくりが必要であると考え要努力とした。						
自主防災組織の組織率 <small>(全世帯数に占める自主防災組織に加入している世帯数の割合)</small>	66.0%	77.5%	89.1%	89.4%	84%	90%	達成可能
指標動向の補足説明	1年間で0.3ポイントの増加となっている。全国85.4%(R5.4.1現在)						
達成見通しの判断理由	令和5年度末現在、組織率は89.4%となっており、順調に高まっていることから、達成できると判断した。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
県内における介護福祉士の登録者数(再掲)	H30:16,015人 ⇒ R1:16,602人 ⇒ R2:17,062人 ⇒ R3:17,515人 ⇒ R4:18,090人 ⇒ R5:18,476人	介護分野の専門資格者である介護福祉士に対するニーズには高いものがあり、介護需要の増加に伴い、今後も着実な増加に努める必要がある。
災害救援ボランティアコーディネーター・リーダー研修修了者数(再掲)	H23:50人(コーディネーターのみ) ⇒ H24:105人 ⇒ H25:144人 ⇒ H26:165人 ⇒ H27:165人 ⇒ H28:173人 ⇒ H29:203人 ⇒ H30:224人 ⇒ R1:239人 ⇒ R2:258人 ⇒ R3:234人 ⇒ R4:251人 ⇒ R5:266人	災害時におけるボランティア活動を円滑に行うため、今後も災害救援ボランティアコーディネーター・リーダー養成研修会等の参加者増加に努める。
防災士数(再掲)	平成28年度末:1,056人 ⇒ 平成29年度末:1,146人 ⇒ 平成30年度末:1,434人 ⇒ 令和元年度末:1,598人 ⇒ 令和2年度末:1,698人 ⇒ 令和3年度末:2,014人 ⇒ 令和4年度末:2,345人 ⇒ 令和5年度末:2,705人	人口10万人当たりの防災士数は約269人(R6.3末)であり、全国平均(約204人:R6.3末)を上回っている。H24から防災士養成研修事業を実施。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>・社会貢献活動への関心が高まっている一方で、県内の地域活動への参加者の割合は減少傾向にある。行政だけでなく、県民・NPO・企業など多様な主体が地域活性化に向けて、ボランティア・NPOの普及啓発、NPOの活動支援、情報提供環境の整備、ボランティア休暇制度の推進など、官民をあげて支援を強化している。</p> <p>・少子高齢化の進展に伴い、地域の介護・福祉サービスを担う人材の確保が急がれている一方で、福祉・介護職場の人手不足や福祉離れの傾向が依然として続いているため、PR事業や研修事業の実施、関係団体等との連携を強化し、より効果的な人材の確保・育成に取り組んでいる。</p>

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
地域コミュニティ活動への参加促進と活動の中核となる人材の育成	・地域の防犯活動の中核を担う地区安全なまちづくり推進センターは232箇所(R6.3.31現在)に設置されており、地域の安全を守る輪が着実に広がっている。また、富山県安全・安心アカデミーなどを通じ、地域の防犯活動を支える人材の育成に努めている。	
NPOやボランティアの人材育成	・幅広い世代に対して、NPOやボランティア活動に関する意識啓発、人材育成を推進することで、地域活動に参加する人の割合の増加を目指している。	
地域の介護・福祉人材の発掘・育成	・介護に関する入門的研修や、福祉職場説明会の開催等の就業支援、再就職準備金の貸付、ケアネット活動などの地域福祉活動の担い手となる人材の育成により、地域の介護・福祉人材の確保・育成を目指している。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
地域コミュニティ活動への参加促進と活動の中核となる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の自主防災組織の組織率が全国平均と比較して高い状況となっているものの、組織率が低い状況となっている地域もあることから、引き続き、市町村と連携して、組織率の向上に取り組む必要がある。 ・民間パトロール隊については、高齢化や人員確保が課題となっており、学生や現役世代の参加促進に取り組む必要がある。 	
NPOやボランティアの人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで以上に県民全体に対して、ボランティア参加の意識啓発や人材育成を進めるとともに、ボランティアに参加しやすい環境の整備が必要になる。 	
地域の介護・福祉人材の発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・研修事業の充実や介護・福祉に対するイメージアップ・魅力のPR等を行い、より効果的に多様な人材の発掘・確保に取り組む必要がある。 	

政策の柱	人づくり	政策名	12 大人から子どもへの貧困の連鎖の防止
政策目標	すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、学びや進学の機会を得られ、夢や希望にチャレンジできるよう社会全体で支えていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
ひとり親(母子世帯・父子世帯の親)の正規就業率 (母子家庭の母及び父子家庭の父で、正社員(正規職員)として就業している割合)	母子世帯 48.9% (H20)	母子世帯 50.2% (H25)	母子世帯 53.9% (H30)	母子世帯 58.2%	H25(2013) 対比 増加させる	H25(2013) 対比 増加させる	達成可能
	父子世帯 70.6% (H20)	父子世帯 71.4% (H25)	父子世帯 71.3% (H30)	父子世帯 78.4%			
	指標動向の 補足説明	県内ひとり親家庭への実態調査については、5年ごとに実施しており、直近はR5年8～9月に実施。					
	達成見通しの 判断理由	就職に役立つ資格取得を支援する自立支援給付金事業や福祉資金貸付制度を確実に実施するとともに、個々の状況、適正、経験等に応じた就業相談、就業支援講習、就業情報の提供などの一貫した就業支援サービスを提供しているため。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援事業の延べ利用者数	R3:4,604人 ⇒ R4:4,095人 ⇒ R5:4,118人	ひとり親家庭の子どもを対象とした国補助事業「ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業)」を利用し、R5は延べ4,118人の児童・生徒が学習支援を受けた。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・国は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を充実させるとともに、学校外の民間施設や関係機関・団体と密接なネットワークの構築と協働を推進している。 ・物価高騰等の影響をふまえ、令和5年度に、児童扶養手当受給者等に給付金を支給した。(国制度) ・国においては、子どもの貧困対策の推進に関する法律を改正(令和元年6月19日公布)し、市町村に貧困対策計画策定の努力義務が課された(都道府県については、既に措置済み)。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
子どもに対する教育の支援	・こどもの学習支援事業の取組み方法は様々あるが、着実に実施箇所、利用人数等が増加する見込み。
子ども、保護者の生活の支援	・スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(単独実施の富山市を除く47中学校区、4義務教育学校)に派遣し、小中学校の児童生徒が置かれた様々な環境の問題に対応した働きかけが行われている。 ・民間団体により、子ども食堂等のこどもの居場所づくり活動が行われている。
保護者の就労支援	・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて個々の状況やニーズに応じたきめ細やかな就労等自立支援に加え、高等職業訓練給付金や就労継続により償還が免除される住宅支援資金貸付制度なども活用し、ひとり親家庭の安定就労を通じた中長期的な自立支援に取り組んでいる。
経済的支援	・国において、手当制度の見直しや貸付制度の拡充などがなされ、母子父子自立支援員等ひとり親支援窓口において制度周知に取り組んでいる。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
子ども、保護者の生活の支援	・支援が必要な子どもが置かれた環境への働き掛けや、関係機関との連携・調整等、スクールソーシャルワーカーの活用について、より一層の充実を図る必要がある。	

政策の柱	人づくり	政策名	13 元気な高齢者の就業・起業支援
政策目標	元気な高齢者が専門的な技術、技能等を活かして地域社会の担い手として活躍できるよう、多様な雇用・就業機会を確保すること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
65歳から74歳の就業率 <small>(65歳から74歳の人口に占める就業者の割合)</small>	33.2% (H22)	39.0% (H27)	44.2% (R2)	44.2% (R2)	42.1%	42.1%以上	達成可能
	指標動向の補足説明	R2は、H27に比べ5.2ポイント上昇。全国(R2:41.7%)と比較しても高い状況。					
	達成見通しの判断理由	国や県の雇用施策の推進によりさらなる就業率の上昇が見込まれることから目標の達成は可能であると判断した。					
とやまシニア専門人材バンクの就職件数 <small>(とやまシニア専門人材バンクを通じて就職した人数)</small>	304人 (H25)	490人	520人	613人	540人	570人	達成可能
	指標動向の補足説明	R5は、物価高騰や新型コロナウイルス感染症の5類移行等により、新規登録者数が924人、シニア専門人材バンクを通じた就職者数が613人に達し、開設(H24.10)以降、ともに過去最高となった。					
	達成見通しの判断理由	就職件数は、毎年、概ね着実に増加しており、達成可能と判断した。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
とやまシニア専門人材バンクの新規登録者数	H24:263人 ⇒ H25:503人 ⇒ H26:586人 ⇒ H27:616人 ⇒ H28:550人 ⇒ H29:640人 ⇒ H30:744人 ⇒ R1:718人 ⇒ R2:671人 ⇒ R3:600人 ⇒ R4:742人 ⇒ R5:924人	とやまシニア専門人材バンク開設(H24.10)以降、着実に増加していることから、働く意欲や能力のある元気な高齢者に認知されつつある。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

【国における動き】 ・高齢者雇用については、高齢者雇用安定法の改正により、企業に対して65歳までの雇用の義務化が実施され、70歳までの就業機会の確保努力義務が新設された。また、平成28年3月には、65歳以上の高齢者も雇用保険の被保険者となることや、シルバー人材センターの業務の拡充、地方公共団体による高齢者の就業に関する協議会の設置などの改正が行われた。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	A 概ね順調
施策名	判定理由
高齢者の意欲や能力に応じたマッチングや起業の促進	・とやまシニア専門人材バンクを通じた就職件数は、H24年10月の開設以降、毎年着実に増加し、R5年度は過去最高となり、順調であると判断。
地域社会の担い手となる「エイジレス人材」の育成	・国の生涯現役地域連携事業を継承し、各種セミナーやシニア向け合同企業説明会を通じ、高齢者の就業意識と就業能力の向上を支援しており、順調であると判断。
高齢者の働く環境の整備	・国の生涯現役促進地域連携事業を継承し、地域でのシニア人材の掘り起こし、高齢者や企業を対象とするセミナーや説明会の開催、高齢者が担う業務の切り出しやワークシェアを提案する企業訪問等を実施している。当該事業を通じた就職件数等の実績が目標を上回っており、順調であると判断。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
高齢者の意欲や能力に応じたマッチングや起業の促進	・専門的知識・技術を有する高齢者の再就職を支援するため、とやまシニア専門人材バンクの広報普及、利用促進に努め、登録者の更なる増を図る必要がある。	
高齢者の働く環境の整備	・65歳までの高齢者雇用確保措置の導入済県内企業(従業員31人以上)が100%となるなど、高齢者の働く環境の整備は、順調に進んでいる。今後とも、高い就労意欲を有する高齢者が、意欲と能力のある限り「社会の担い手」として活躍し続けられるよう、企業訪問や企業採用担当者等を対象としたセミナー等を通じて、高齢者の働く環境整備を進めていく必要がある。	

政策の柱	人づくり	政策名	14 高齢者の地域貢献活動の支援
政策目標	高齢者がいきいきと生きがいを持って暮らし、豊富な経験や知識を活かしたボランティア・NPO活動や地域活動など、高齢者の力が地域活性化に活かされていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
地域社会における高齢者等の活動件数 (とやまシニアタレントバンク・とやま語り部バンク等の登録者(団体)の活動件数)	5,296	5,640	1,117	1,144	6,000	6,400	要努力
指標動向の補足説明	(福)富山県社会福祉協議会では、一芸に秀でた高齢者「シニアタレント」の育成を行っている。タレントの高齢化やコロナ禍で減少した活動件数が回復しないことなどにより、活動件数は低迷している。						
達成見通しの判断理由	コロナ禍前は概ね5,000件～5,700件で推移していたが、その後回復せず、目標達成(6,400件超)には、シニアタレント養成研修会を通じた普及啓発等により、新規登録者及び活動件数の更なる上積みが必要なことから「要努力」と判断した。						
運動習慣のある者の割合(65歳以上) (1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している人の割合)	男性44.7% 女性33.6% (H22)	男性50.0% 女性36.6%	男性50.0% 女性36.6% (H28)	男性50.0% 女性36.6% (H28)	男性55% 女性42%	男性60% 女性47%	達成可能
指標動向の補足説明	前回調査時のH22と比べて男女とも運動習慣のある者の割合は上昇している。 参考:全国(H28)の運動習慣のある者の割合(65歳以上) 男性46.5%、女性38.0% ※令和3年から調査方法・集計方法を変更したことにより評価不能のため、H28が最新値となる。						
達成見通しの判断理由	調査方法・集計方法が変更された令和3年調査の結果では、運動習慣のある者の割合は、60～69歳男性81.6%・女性82.5%、70歳以上男性91.8%・女性85.5%となっていることから「達成可能」と判断した。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
高齢者訪問支援活動推進リーダー養成研修会修了者数	H24:213人 ⇒ H25:201人 ⇒ H26:198人 ⇒ H27:203人 ⇒ H28:187人 ⇒ H29:193人 ⇒ H30:186人 ⇒ R1:168人 ⇒ R2:124人 ⇒ R3:111人 ⇒ R4:91人 ⇒ R5:99人	県老人クラブ連合会が実施する「高齢者訪問支援活動」において実践的指導者となるリーダーを養成し、R5年度は99人が修了した。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

【国における動き】 ・国は、平成30年2月16日に「高齢社会対策大綱」を閣議決定し、「基本的考え方」のひとつに「年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す」とされ、「分野別の基本的施策」に「学習活動の促進」、「社会参加活動の促進」が設定されている。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
高齢者の社会活動の参加の促進	・シニアタレントの育成をはじめとした高齢者の健康づくりや教養・趣味活動等の生きがいづくりに対する支援や、「エイジレス社会活動実践塾」を開講し、地域活動やボランティアを通じて地域社会の担い手となる人材育成を行った。	
子ども・若者など異世代との交流を通じた高齢者の社会参画	・子育ての知識や経験が豊富な高齢者等に、保育所等における子育て支援ボランティアとして活動していただくため、市町村と協力して「子育てシニアサポーター」への登録を呼び掛けるとともに、研修会を開催するなど、高齢者等地域住民による子育て支援活動の活性化に取り組んできた。	
高齢者の生涯学習や生涯スポーツの促進	・富山県民生涯学習カレッジでは、健康づくりや郷土の歴史などの講座の開設や情報提供、発表・交流の場の提供を行い、「学び」による高齢者等の生きがいづくりの支援を行った。また、より多くの高齢者が運動やスポーツに親しむことができるよう、市町村や総合型地域スポーツクラブなどの関係機関と連携して「県民歩こう運動推進大会」などを開催し、スポーツ活動の機会を提供している。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
高齢者の社会活動の参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「エイジレス社会」(生涯現役社会)の実現に向け、意欲と能力のある健康で元気な高齢者が、知識や技能、経験を活かし社会の担い手として活躍できるよう、高齢者が活躍できる社会環境づくりを一層進める必要がある。 	
子ども・若者など異世代との交流を通じた高齢者の社会参画	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は子育てシニアサポーターに限った研修は行わないが、子育て支援員研修など幅広く参加を呼びかける。 	
高齢者の生涯学習や生涯スポーツの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県民生涯学習カレッジでは、生涯学習が多くの高齢者の生きがいがいづくりにつながるよう、引き続き魅力ある講座の開設や学習情報の提供、学習交流や発表の場の提供を行う。 ・より多くの高齢者が運動やスポーツに親しむことができるよう、引き続き、市町村や関係団体等と連携し、ウォーキング等の手軽にできる運動やスポーツの普及や啓発に取り組む。 	

政策の柱	人づくり	政策名	15 高齢者の知識や経験、技能の継承
政策目標	伝統文化や伝統芸能の子どもたちへの伝承、優れた技法を保有する伝統工芸の匠や熟練技能者からの技能の継承など、高齢者が長年培った知識や経験、技能が次世代に受け継がれていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基準		評価		目標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
「とやまの名匠」の認定者数(累計) <small>(高度技能を有し、指導者として活動できる技能者で、「とやまの名匠」に認定された人数(累計))</small>	45	77	114	120	102	127	達成可能
指標動向の補足説明	「とやまの名匠」認定者数については、生業系(建築大工、表装、建築板金等)を中心に、概ね順調に伸びている。						
達成見通しの判断理由	「とやまの名匠」認定者数については、概ね順調に推移しており、今後は、特に機械系(溶接、機械加工等)など、企業に所属する熟練技能者の掘り起こしを積極的に行うことにより、「達成可能」と判断した。						
伝統工芸品産業従事者数 <small>(国指定伝統的工芸品の6品目の生産に従事する従事者数)</small>	1,865	1,739	1,276	1,235	1,799	1,859	要努力
指標動向の補足説明	平成29年11月30日付で「越中福岡の菅笠」が国指定伝統的工芸品に指定され、国指定伝統的工芸品は6品目に増加したものの、各産地の従事者数は減少を続けている。						
達成見通しの判断理由	新商品開発や海外販路開拓に成功する事業者が生まれている一方、産業全体としては売上高も減少しており、従事者数の増についてはより一層の支援が必要。						

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
高度技能人材育成研修の受講率	H29:60.0% ⇒ H30:73.3% ⇒ R1:80.0% ⇒ R2:— ⇒ R3:— ⇒ R4:— ⇒ R5:—	R1から別事業に吸収され受講率は伸びていたが、R2からは新型コロナウイルス感染拡大の影響等により実施依頼なく実績なし。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き/外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

<p>【国における動き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国においては、令和5年度以降の新たな計画として、文化芸術推進基本計画(第2期)が令和5年3月に閣議決定され、新型コロナに係る教訓や様々な社会変化を踏まえつつ、中長期目標として「文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供」が掲げられている。 ・国は、「第11次職業能力開発基本計画」(計画期間 令和3年度～令和7年度)を策定し、「職業能力開発の方向性と基本的施策」として、「企業・業界における人材育成の強化」、「技能継承の促進」を掲げている。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
地域の異世代交流の中での伝統文化・芸能の次世代への伝承	・年一回の民謡民舞大会の開催を通じ、伝統芸能を保存継承する保存会に対する後継者の育成・確保の支援や文化財指定を受けた祭礼行事の曳山等の用具の保存修理を通じた伝統文化の保存継承を図っている。	
高齢者から若者への熟練技能等の移転	・「とやまの名匠」は毎年度、平均6名程度ずつ増えている。また、若年技能者等を対象に、「とやまの名匠」を講師とした旋盤・機械検査等5コース程度の技能向上研修を毎年度開設しており、少人数での研修であることから、きめ細かく各受講者のレベルに応じた実技指導が可能となっている。	
伝統産業等における後継者の確保・育成と技術の継承	・平成28年度より希少・高度な技術・技法を持つ職人を「伝統工芸の匠」に認定しており、計画的に「伝統工芸の匠」から継承者へ技術の継承が行われている。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
高齢者から若者への熟練技能等の移転	・「とやまの名匠」認定者数の指標は概ね順調であるが、近年の人口減少・少子高齢化により、若年技能者が不足していることから、今後も、技能尊重気運の醸成に努めていく必要がある。	
伝統産業等における後継者の確保・育成と技術の継承	・「伝統工芸の匠」による技術継承は概ね順調であるが、伝統工芸品産業従事者、とりわけ若年層の従事者の確保のため、今後も伝統工芸品産業の魅力を開発するほか、最先端技術の活用により技術継承の効率化を図っていく必要がある。	